

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表 57-9-13-1 計装設備用回路 原子炉格納容器フイルタベント系及び炉圧降下ベント系(48系)(1/5)						
重大事象対応設備			設計基準事象対応設備			
S1	フイルタ装置入口圧力 (広帯域)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階	D1	緊急停止ポンプ(B)出口管差	中央制御室
S2	フイルタ装置出口圧力 (広帯域)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階	D2	緊急停止ポンプ(B)出口管差	中央制御室
S3	フイルタ装置(A)水位 (広帯域)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地下1階	D3	BWR型交換器(A)入口温度	中央制御室
S4	フイルタ装置(B)水位 (広帯域)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地下1階	D4	BWR型交換器(B)入口温度	中央制御室
S5	フイルタ装置(C)水位 (広帯域)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地下1階			
S6	フイルタ装置(A)水温	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
S7	フイルタ装置(B)水温	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
S8	フイルタ装置(C)水温	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
S9	フイルタ装置出口流量	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
S10	フイルタ装置出口流量検出器(A)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
S11	フイルタ装置出口流量検出器(B)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
S12	ドワイエル圧力	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
表57-9-13-1 計装設備用回路 原子炉格納容器フイルカベント系及び粗仕込み系(48系)(乙/5) 重大事故防止設備 設計基準事故時の設備																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>注力制御能力</th> <th>中央制御室</th> <th>発電所</th> <th>設計基準事故時の設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S13 トライクワール風車 (トライクワールフランジ箱 (0°)風口風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S14 トライクワール風車 (トライクワールフランジ箱 (135°)風口風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S15 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S16 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S17 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S18 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S19 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S20 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S21 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S22 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S23 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S24 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	注力制御能力	中央制御室	発電所	設計基準事故時の設備	S13 トライクワール風車 (トライクワールフランジ箱 (0°)風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S14 トライクワール風車 (トライクワールフランジ箱 (135°)風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S15 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S16 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S17 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S18 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S19 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S20 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S21 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S22 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S23 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S24 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内			<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48系対応の設備・運用に伴う相違</p>
注力制御能力	中央制御室	発電所	設計基準事故時の設備																																																				
S13 トライクワール風車 (トライクワールフランジ箱 (0°)風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S14 トライクワール風車 (トライクワールフランジ箱 (135°)風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S15 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S16 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S17 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S18 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S19 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S20 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S21 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S22 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S23 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S24 トライクワール風車 (SR0 輸出入口上部風口風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表 57-9-1 (3)-1 計畫設備用電路 原子炉格納容器フィルタメント系及び耐圧強化ベント系(48条)(3/5)			
重大事故防止設備 燃料基準事故防止設備			
S25	サブトランジェンター水循環 (11')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
S26	サブトランジェンター水循環 (34')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
S27	サブトランジェンター水循環 (66')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
S28	サブトランジェンター水循環 (79')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
S29	サブトランジェンター水循環 (101')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
S30	サブトランジェンター水循環 (124')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
S31	サブトランジェンター水循環 (146')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
S32	サブトランジェンター水循環 (169')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
S33	サブトランジェンター水循環 (191')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
S34	サブトランジェンター水循環 (214')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
S35	サブトランジェンター水循環 (236')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
S36	サブトランジェンター水循環 (259')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>			

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表 57-9-1 (3)-1 計畫設備用電路 原子炉格納容器フィルタメント系及び耐圧強化ベント系 (48条) (4/5)			
重大事象防止設備			
設計基準事故防止設備			
537	サブプレッシャポンプ-ウォータ回路 (391')	取換弁 原子炉格納容器内	
538	サブプレッシャポンプ-ウォータ回路 (394')	取換弁 原子炉格納容器内	
539	サブプレッシャポンプ-ウォータ回路 (326')	取換弁 原子炉格納容器内	
540	サブプレッシャポンプ-ウォータ回路 (349')	取換弁 原子炉格納容器内	
541	圧力抑制室内空気循環	取換弁 原子炉格納容器内	
542	圧力抑制室内空気循環	取換弁 原子炉格納容器内	
543	圧力抑制室内空気循環	取換弁 原子炉格納容器内	
544	圧力抑制室内空気循環	取換弁 原子炉格納容器内	
545	耐圧強化ベント系統射線モニタ	取換弁 原子炉格納容器上1層	
546	耐圧強化ベント系統射線モニタ	取換弁 原子炉格納容器上2層	
547	耐圧強化ベント系統射線モニタ	取換弁 原子炉格納容器上1層	
548	耐圧強化ベント系統射線モニタ	取換弁 原子炉格納容器上1層	

【女川】
 設備・運用の相違
 ・48条対応の設備・運用に伴う相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">表57-9-13-1 計画設備用箇所 原子炉格納容器アイルカベント系及び炉内強化ベント系(48条)(位5)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">重次事故対応設備</p>			<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違 																																							
				<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">軽度事故対応設備</p> <table border="1" data-bbox="689 164 1227 1034"> <thead> <tr> <th>549</th> <th>888 緊急送電路(0)入口電圧</th> <th>中央制御盤</th> <th>現用計器 原子炉建屋地上1層</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>550</td> <td>888 緊急送電路(0)入口電圧</td> <td>中央制御盤</td> <td>現用計器 原子炉建屋地上1層 現用計器 原子炉建屋地上1層</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	549	888 緊急送電路(0)入口電圧	中央制御盤	現用計器 原子炉建屋地上1層																		550	888 緊急送電路(0)入口電圧	中央制御盤	現用計器 原子炉建屋地上1層 現用計器 原子炉建屋地上1層													
549	888 緊急送電路(0)入口電圧	中央制御盤	現用計器 原子炉建屋地上1層																																							
550	888 緊急送電路(0)入口電圧	中央制御盤	現用計器 原子炉建屋地上1層 現用計器 原子炉建屋地上1層																																							

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-13-2 離島用電源 原子炉格納容器フィルタ・ベント系及び副圧降下ベント系(1/4)						
重大事故防止設備		設計基準事故防止設備				
51	AM用設備	格納容器第二隔離装置 NSSS-II	D1	原子炉格納容器用設備 ESS-I, II	6.0kV M/C F-3C	
52	AM用設備	460W E/B M/C 2S-2	D2	原子炉格納容器用設備 ESS-II	6.0kV M/C F-2D	
53	緊急時交流電源用設備(1)	460W 原子炉降圧交流電源用設備 2D	D3	原子炉格納容器用設備 ESS-I, II	460W E/B M/C 2C-1	
54	AM用設備	460W E/B M/C 2S-2	D4	原子炉格納容器用設備 ESS-II	460W E/B M/C 2D-1	
55	フィルタ・ベント系用設備	125V 直降圧降圧装置 2A-1	D5	原子炉格納容器用設備 ESS-I, II	460W E/B M/C 2C-1	
56	フィルタ・ベント系用設備	125V 直降圧降圧装置 2B-1	D6	緊急時交流電源用設備(1)	緊急時交流電源用設備(1) 460W A 系統降圧器スプレッド	
57	代替圧水制御装置	460W E/B M/C 2S-1	D7	原子炉格納容器用設備 ESS-II	460W E/B M/C 2D-1	
58	代替圧水制御装置	460W E/B M/C 2S-2	D8	緊急時交流電源用設備(1)	緊急時交流電源用設備(1) 460W B 系統降圧器スプレッド	
59	125V 直降圧降圧装置 2A-1	FVCS ベントライオン隔離弁 (A)	D9	原子炉格納容器用設備 ESS-I, II	460W E/B M/C 2C-1	
510	125V 直降圧降圧装置 2A-1	FVCS ベントライオン隔離弁 (B)	D10	原子炉格納容器用設備 ESS-II	460W E/B M/C 2D-1	
511	緊急時交流電源用設備(2)	460W 原子炉降圧交流電源用設備 2D	D11	緊急時交流電源用設備(1)	460W 原子炉降圧交流電源用設備 2C	
512	緊急時交流電源用設備(1)	460W 原子炉降圧交流電源用設備 2C	D12	緊急時交流電源用設備(1)	460W 原子炉降圧交流電源用設備 2D	
<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
<p>表57-9-13-2 制御用機器 ファイルカバント系及び耐圧強化システム系(48条) (2/4)</p> <p>重大事故防止設備 緊急停止設備</p>						
S13	緊急用交流電源印番機(1)	460V 原子炉建屋交流電源印番機 2D	D03	緊急用交流電源印番機(1)	緊急用交流電源印番機(1)	RRR A 系統始動用スプレイト用機器
S14	ファイルカバント系制御盤	LSV 直流主母線盤 2A-1	D04	緊急用交流電源印番機(2)	緊急用交流電源印番機(1)	RRR B 系統始動用スプレイト用機器
S15	重大事故検出盤(1)	LSV 直流主母線盤 2A-1	D05	460V E/B MCC 2C-1	RRR A 系 S/C スプレイト用機器	
S16	重大事故検出盤(2)	LSV 直流主母線盤 2B-1	D06	460V E/B MCC 2B-1	RRR B 系 S/C スプレイト用機器	
S17	重大事故検出ユニット監視盤(1)	LSV 直流主母線盤 2A-1	D07	燃料貯蔵第二層蔵弁蓋 KSSS-II	460V E/B MCC 2D-2	
S18	重大事故検出ユニット監視盤(2)	LSV 直流主母線盤 2B-1	D08	緊急用交流電源印番機(2)	FCV 耐圧強化システム用運転制御用機器	
S19	代用排水制御盤	機器監視系 (A) ・ 耐圧強化システム監視系 ESS-1	D09	6M 制御盤	460V E/B MCC 2D-2	
S20	代用排水制御盤	機器監視系 (B) ・ O 盤 ESS-II	D20	緊急用交流電源印番機(2)	FCV 耐圧強化システム用運転制御用機器	
S21	ファイルカバント系制御盤	LSV 直流主母線盤 2A-1	D21	緊急用交流電源印番機(2)	460V 原子炉建屋交流電源印番機 2D	
S22	ファイルカバント系制御盤	LSV 直流主母線盤 2A-1	D22	トリップチャンネル監視 ESS-1	LSV 直流電源印番機 2A	
S23	緊急用直流電源印番機	LSV 直流電源印番機 2A	D23	トリップチャンネル監視 ESS-II	LSV 直流電源印番機 2B	
S24	緊急用直流電源印番機	LSV 直流電源印番機 2A	D24	原子炉格納罐排気 ESS-1, II	LSV 直流電源印番機 2A	
<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-13-2 備用回路 原子炉格納容器フィルタペント系及び副圧降下ペント系(3/4)						
重大事故防止設備			設計書 重要事故防止設備			
S26	フィルタペント系制御盤	原子炉格納容器用制御盤 ESS-1, III	E25	緊急用高圧電源制御操作盤	5/C ペント用出口保護弁	
S26	フィルタペント系制御盤	原子炉格納容器用制御盤 ESS-1, III	E26	原子炉格納容器用制御盤 ESS-1, III	120V 高圧生母線盤 2A	
S27	代用圧水和装置	400V R/B M/C 2B-2	E27	緊急用高圧電源制御操作盤	R/W ペント用出口保護弁	
S28	緊急用交流電源制御操作盤(2)	400V 原子炉格納容器用制御盤 3C	E28	緊急用高圧電源制御操作盤	120V 直流電源制御盤 2A	
S29	代用圧水和装置	珠留断流去器 (A)・柱圧降下スプレッド系 ESS-1	E29	緊急用高圧電源制御操作盤	120V 直流電源制御盤 2A	
S30	代用圧水和装置	400V R/B M/C 2B-1	E30	原子炉高圧用制御盤 ESS-1, III	400V R/B M/C 2B-1	
S31	代用圧水和装置	珠留断流去器 (A)・柱圧降下スプレッド系 ESS-1	E31	緊急用交流電源制御操作盤(2)	800 緊急降下(0)バイパス弁	
S32	緊急用交流電源制御操作盤(1)	400V 原子炉格納容器用制御盤 3C	E32	緊急用交流電源制御操作盤(2)	400V 原子炉格納容器用制御盤 3C	
S33	代用圧水和装置	400V R/B M/C 2B-2	E33	原子炉格納容器用制御盤 ESS-II	400V R/B M/C 2B-1	
S34	代用圧水和装置	珠留断流去器 (B・C) 系 ESS-II	E34	400V R/B M/C 2B-1	800 緊急降下(0)バイパス弁	
S35	120V 直流電源制御盤 2A-1	120V 直流電源制御盤 2A	E35	緊急用交流電源制御操作盤(1)	400V 原子炉格納容器用制御盤 3C	
S36	120V 直流電源制御盤 2B-1	120V 直流電源制御盤 2B	E36	緊急用交流電源制御操作盤(1)	400V 原子炉格納容器用制御盤 3D	
<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48 条対応の設備・運用に伴う相違</p>						

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

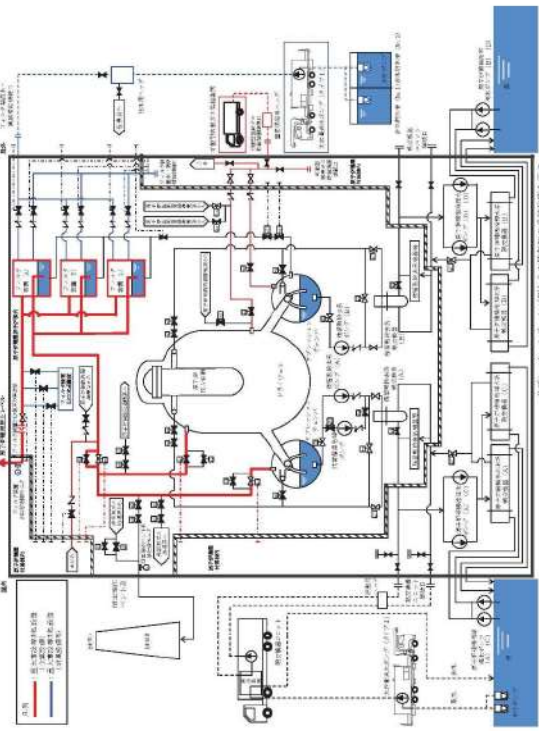
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉					泊発電所 3 号炉		相違理由
表 57-9-13-2 備用電源 原子炉格納容器フィルタベント系及び副圧化ベント系(48 条)(4/4) 重大事故防止設備 設計基準事故対応設備									
557	125V 直流主送機盤 2A-1	125V 直流電圧切替機 2A	D37	120V 直流通電機 2A-1	125V 直流電圧切替機 2A				
558	125V 高圧主送機盤 2B-1	125V 直流電圧切替機 2B	D38	120V 直流通電機 2B-1	125V 直流電圧切替機 2B				
			D39	原子炉系プロセス制御盤 (A)ESS- I	125V 直流電圧切替機 2A				
			D40	原子炉系プロセス制御盤 (B)ESS- II	原子炉系内向け機盤 ESS- II				
			D41	原子炉冷却用機盤 ESS- II	125V 直流電圧切替機 2B				
			D42	120V 直流通電機 2A-1	125V 直流電圧切替機 2A				
			D43	120V 直流通電機 2B-1	125V 直流電圧切替機 2B				

【女川】
 設備・運用の相違
 ・48 条対応の設備・運用に伴う相違

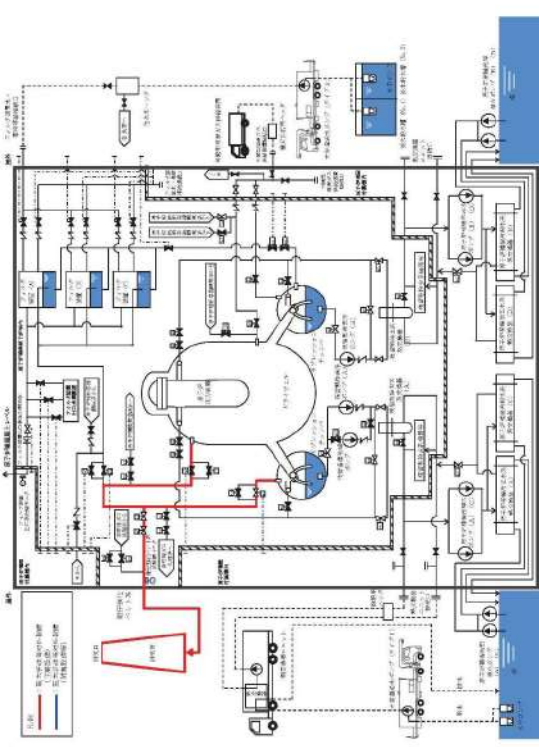
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-27 原子炉格納容器フィルタベント系の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-28 耐圧強化ベント系の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

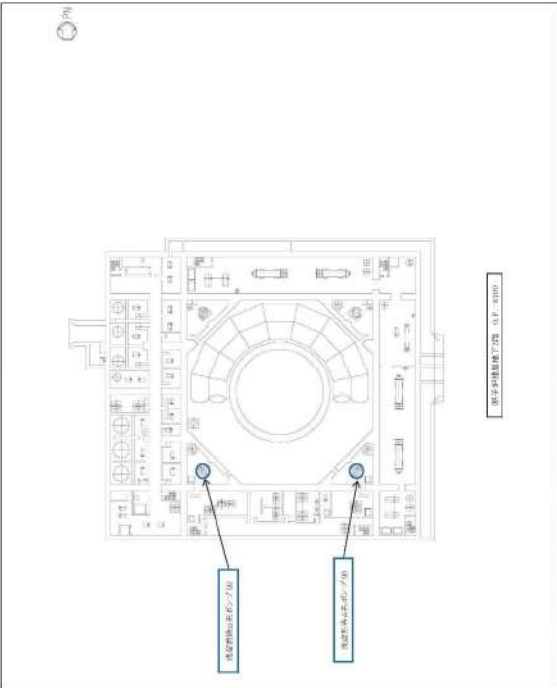
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-29 残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

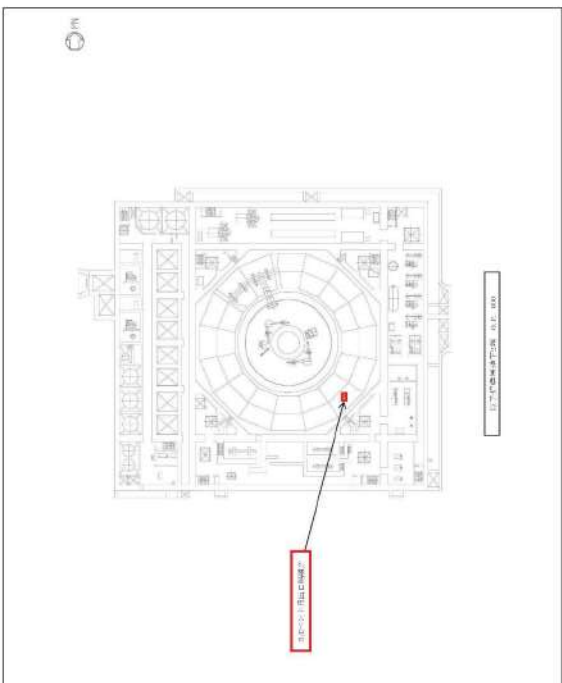
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 858 1167 898">図 57-9-30 原子炉格納容器フィルタベント系、高圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(1/5)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

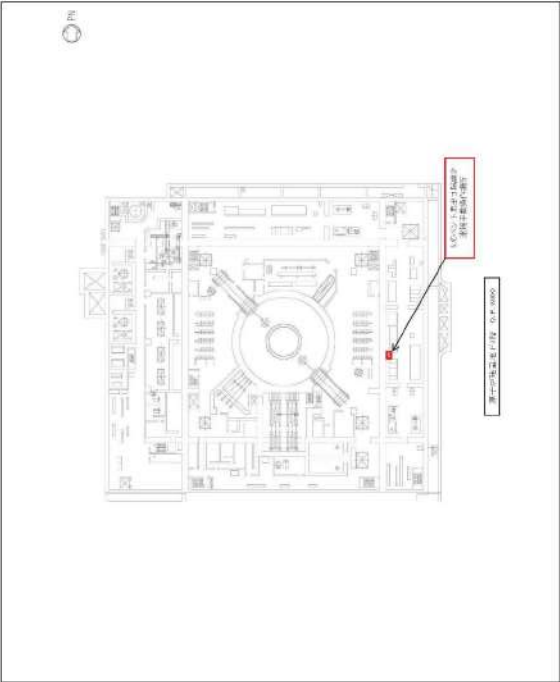
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 861 1164 901">図 57-9-31 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレー冷却モード)の配置図(2/5)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

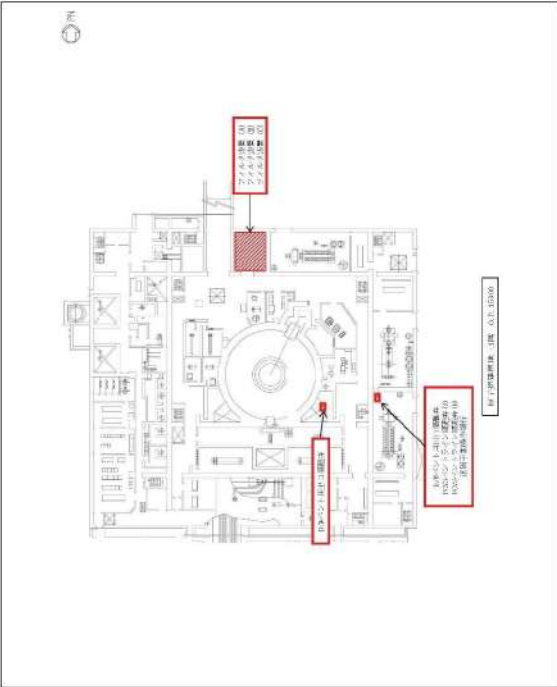
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 858 1167 898">図 57-9-32 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図 (3/5)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

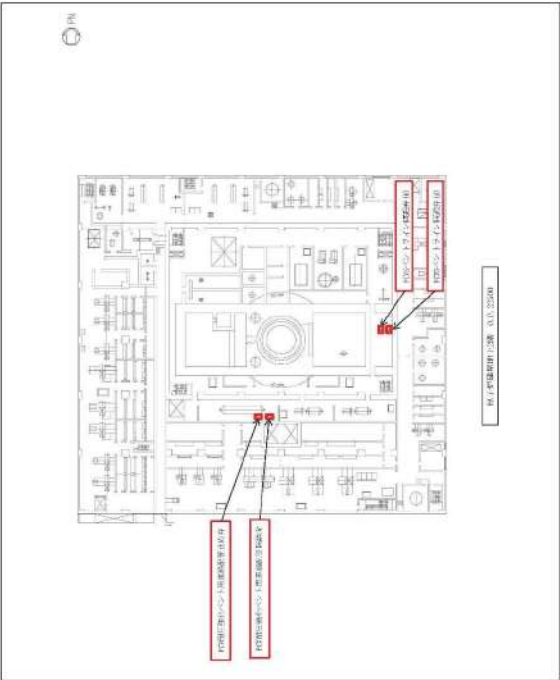
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 863 1167 898">図 57-9-33 原子格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(1/5)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

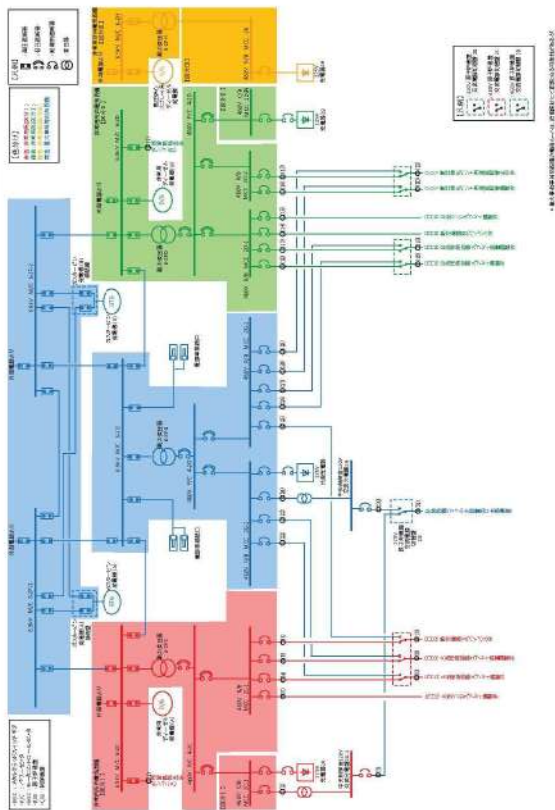
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 858 1164 898">図 57-9-34 原子格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(5/5)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

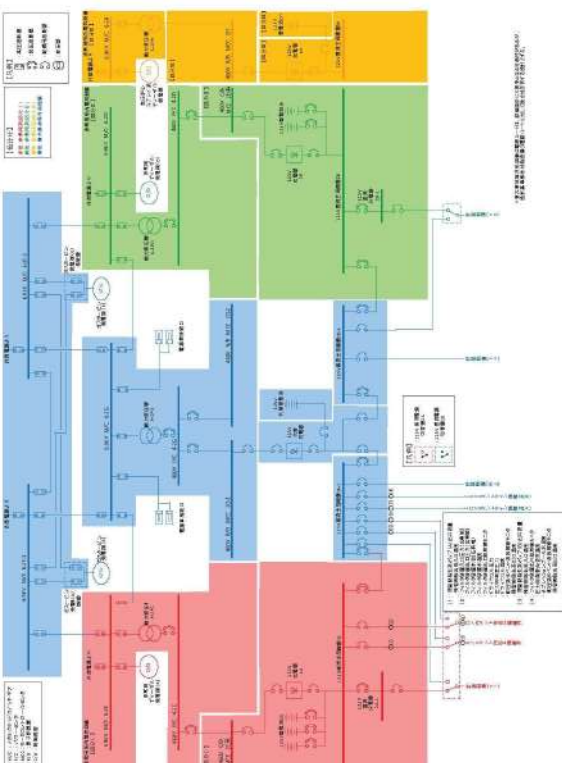
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="705 989 1198 1045">図 57-9-35 単線結線図(交流) 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48条]</p>		<p data-bbox="1848 143 2139 223">【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="705 1005 1198 1061">図 57-9-36 単線結線図(直流) 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48条]</p>		<p data-bbox="1848 140 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 199">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2128 231" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>1.3.4 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系は、重大事故等時に原子炉格納容器内を冷却するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)」である。(図57-9-37~39)</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の主要設備を表57-9-14に示す。</p> <p>表57-9-14 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="678 454 1229 1061"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード) </td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 大容量復水ポンプ(タイプ1) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ(A) 残留熱除去系ポンプ(B) </td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 CRD復水入口弁 R/Cポンプリング取出し止め弁 T/E緊急時隔離弁 R/B B1F緊急時隔離弁 R/B 1F緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 RHRポンプ吸込弁 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHR E系S/Cスプレイ隔離弁 RHR E系S/Cスプレイ隔離弁 RHR熱交換器(A)バイパス弁 RHR熱交換器(B)バイパス弁 </td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ドライウェル流量 ドライウェル圧力 圧力抑制面圧力 復水貯蔵タンク水位 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ出口流量 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 </td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード) 	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 大容量復水ポンプ(タイプ1) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ(A) 残留熱除去系ポンプ(B) 	電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 CRD復水入口弁 R/Cポンプリング取出し止め弁 T/E緊急時隔離弁 R/B B1F緊急時隔離弁 R/B 1F緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 RHRポンプ吸込弁 	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHR E系S/Cスプレイ隔離弁 RHR E系S/Cスプレイ隔離弁 RHR熱交換器(A)バイパス弁 RHR熱交換器(B)バイパス弁 	計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ドライウェル流量 ドライウェル圧力 圧力抑制面圧力 復水貯蔵タンク水位 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ出口流量 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 	<p>1.3.3 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 [49条]</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却は、重大事故等時に原子炉格納容器内を冷却するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「原子炉格納容器スプレイ設備」である。(図57.9.27~28)</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の主要設備を表57.9.14に示す。</p> <p>表57.9.14 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="1256 454 1823 766"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ設備 </td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> A-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイポンプ </td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ設備 	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ 	<ul style="list-style-type: none"> A-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイポンプ 	電動弁 (状態表示を含む)	—	—	計装設備	—	—	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 49条対応の運用に伴う相違 女川：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系→泊：代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード) 																															
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 大容量復水ポンプ(タイプ1) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ(A) 残留熱除去系ポンプ(B) 																															
電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 CRD復水入口弁 R/Cポンプリング取出し止め弁 T/E緊急時隔離弁 R/B B1F緊急時隔離弁 R/B 1F緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 RHRポンプ吸込弁 	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHR E系S/Cスプレイ隔離弁 RHR E系S/Cスプレイ隔離弁 RHR熱交換器(A)バイパス弁 RHR熱交換器(B)バイパス弁 																															
計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ドライウェル流量 ドライウェル圧力 圧力抑制面圧力 復水貯蔵タンク水位 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ出口流量 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 																															
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
—	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ設備 																															
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ 	<ul style="list-style-type: none"> A-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイポンプ 																															
電動弁 (状態表示を含む)	—	—																															
計装設備	—	—																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の復水移送ポンプは原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置し、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の大容量送水ポンプ(タイプI)は屋外に配備し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)のポンプ(残留熱除去系ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置しており、位置的分散を図る。(図57-9-40~42)</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、図57-9-43及び図57-9-44のとおり、屋外(緊急用電気品建屋地上1階)に設置するガスタービン発電機から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、図57-9-43のとおり、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)に設置する非常用ディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、ガスタービン発電機と非常用ディーゼル発電機及び代替所内電気設備と非常用所内電気設備とは、それぞれ位置的分散を図る。</p> <p>また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)使用時の機器への電路と、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57-9-15に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p>	<p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の代替格納容器スプレイポンプは周辺補機棟 T.P.10.3m に設置し、原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイポンプは原子炉補助建屋 T.P.-1.7m に設置しており、位置的分散を図る。(図57.9.29~30)</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却は、屋外に設置する代替非常用発電機及び可搬型代替電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、原子炉格納容器スプレイ設備は、ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m に設置するディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車とディーゼル発電機及び代替所内電気設備と非常用所内電気設備とは、それぞれ位置的分散を図る。(図57.9.31)</p> <p>また、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却使用時の機器への電路と、原子炉格納容器スプレイ設備使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57.9.15に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・49条対応の設備・運用に伴う相違 ・女川：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)→泊：代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 ・女川：復水移送ポンプ→泊：代替格納容器スプレイポンプ ・女川：残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)→泊：原子炉格納容器スプレイ設備 ・泊は代替格納容器スプレイポンプへの給電は、代替非常用発電機の他に可搬型代替電源車からの給電も行える。 <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)→泊：原子炉建屋 T.P.10.3m、原子炉補助建屋 T.P.-1.7m、ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m <p>設置名称の相違 (代替非常用発電機)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>表57-9-15 電路ルート図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p> <table border="1" data-bbox="674 193 1216 355"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)</td> <td>図49-1~12</td> <td>57-9-(49-1~12)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表57-9-15-1)</td> <td>図49-13~25</td> <td>57-9-(49-13~25)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表57-9-15-2)</td> <td>図49-26~40</td> <td>57-9-(49-26~40)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> <p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図 57-9-20 及び図 57-9-21)</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)	図49-1~12	57-9-(49-1~12)	2号炉計装設備用(表57-9-15-1)	図49-13~25	57-9-(49-13~25)	2号炉制御用(表57-9-15-2)	図49-26~40	57-9-(49-26~40)	<p>表 57.9.15 電路ルート図 代替格納容器スプレイ及び格納容器内自然対流冷却[49条]</p> <table border="1" data-bbox="1256 193 1816 272"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉動力用(図57.9.31)</td> <td>図49.1~9</td> <td>57-9-66~74</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	3号炉動力用(図57.9.31)	図49.1~9	57-9-66~74	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成)</p>
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)	図49-1~12	57-9-(49-1~12)																							
2号炉計装設備用(表57-9-15-1)	図49-13~25	57-9-(49-13~25)																							
2号炉制御用(表57-9-15-2)	図49-26~40	57-9-(49-26~40)																							
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
3号炉動力用(図57.9.31)	図49.1~9	57-9-66~74																							

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																											
	<p style="text-align: center;">表57-9-92-1 計装設備用電路 原子炉格納容器代替スプレイレイ冷却系(49条)(1/2)</p> <p style="text-align: center;">重大事故防止設備</p> <p style="text-align: center;">設計基準事故対応設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>中央制御室</th> <th>現場社器 原子炉格納器内</th> <th>D1</th> <th>機室除染系ポンプ(A)出口流量</th> <th>中央制御室</th> <th>現場社器 原子炉格納器内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S1</td> <td>原子炉格納容器代替スプレイレイ流量</td> <td>現場社器 原子炉格納器内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>現場社器 原子炉格納器内</td> </tr> <tr> <td>S2</td> <td>原子炉格納容器代替スプレイレイ流量 (ドライウエル流量)</td> <td>中央制御室</td> <td>D2</td> <td>機室除染系ポンプ(B)出口流量</td> <td>中央制御室</td> <td>現場社器 原子炉格納器内</td> </tr> <tr> <td>S3</td> <td>ドライウエル流量 (ドライウエル流量) (90°風向き)</td> <td>中央制御室</td> <td>D3</td> <td>機室除染系ポンプ(C)入口流量</td> <td>中央制御室</td> <td>現場社器 原子炉格納器内</td> </tr> <tr> <td>S4</td> <td>ドライウエル流量 (ドライウエル流量) (180°風向き)</td> <td>中央制御室</td> <td>D4</td> <td>機室除染系ポンプ(D)入口流量</td> <td>中央制御室</td> <td>現場社器 原子炉格納器内</td> </tr> <tr> <td>S5</td> <td>ドライウエル流量 (SOP機出入口上部風向き)</td> <td>中央制御室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S6</td> <td>ドライウエル流量 (所長用エアロコック上部風向き)</td> <td>中央制御室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S7</td> <td>ドライウエル流量 (電気分岐系流量(60°風向き))</td> <td>中央制御室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S8</td> <td>ドライウエル流量 (電気分岐系流量(120°風向き))</td> <td>中央制御室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S9</td> <td>ドライウエル流量 (機室除染系流量(90°風向き))</td> <td>中央制御室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S10</td> <td>ドライウエル流量 (機室除染系流量(180°風向き))</td> <td>中央制御室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S11</td> <td>機室除染系流量出入口下流 (機室除染系流量)</td> <td>中央制御室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S12</td> <td>ドライウエル流量 (ポンプ系流量(90°風向き))</td> <td>中央制御室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	中央制御室	現場社器 原子炉格納器内	D1	機室除染系ポンプ(A)出口流量	中央制御室	現場社器 原子炉格納器内	S1	原子炉格納容器代替スプレイレイ流量	現場社器 原子炉格納器内				現場社器 原子炉格納器内	S2	原子炉格納容器代替スプレイレイ流量 (ドライウエル流量)	中央制御室	D2	機室除染系ポンプ(B)出口流量	中央制御室	現場社器 原子炉格納器内	S3	ドライウエル流量 (ドライウエル流量) (90°風向き)	中央制御室	D3	機室除染系ポンプ(C)入口流量	中央制御室	現場社器 原子炉格納器内	S4	ドライウエル流量 (ドライウエル流量) (180°風向き)	中央制御室	D4	機室除染系ポンプ(D)入口流量	中央制御室	現場社器 原子炉格納器内	S5	ドライウエル流量 (SOP機出入口上部風向き)	中央制御室					S6	ドライウエル流量 (所長用エアロコック上部風向き)	中央制御室					S7	ドライウエル流量 (電気分岐系流量(60°風向き))	中央制御室					S8	ドライウエル流量 (電気分岐系流量(120°風向き))	中央制御室					S9	ドライウエル流量 (機室除染系流量(90°風向き))	中央制御室					S10	ドライウエル流量 (機室除染系流量(180°風向き))	中央制御室					S11	機室除染系流量出入口下流 (機室除染系流量)	中央制御室					S12	ドライウエル流量 (ポンプ系流量(90°風向き))	中央制御室						<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
項目	中央制御室	現場社器 原子炉格納器内	D1	機室除染系ポンプ(A)出口流量	中央制御室	現場社器 原子炉格納器内																																																																																								
S1	原子炉格納容器代替スプレイレイ流量	現場社器 原子炉格納器内				現場社器 原子炉格納器内																																																																																								
S2	原子炉格納容器代替スプレイレイ流量 (ドライウエル流量)	中央制御室	D2	機室除染系ポンプ(B)出口流量	中央制御室	現場社器 原子炉格納器内																																																																																								
S3	ドライウエル流量 (ドライウエル流量) (90°風向き)	中央制御室	D3	機室除染系ポンプ(C)入口流量	中央制御室	現場社器 原子炉格納器内																																																																																								
S4	ドライウエル流量 (ドライウエル流量) (180°風向き)	中央制御室	D4	機室除染系ポンプ(D)入口流量	中央制御室	現場社器 原子炉格納器内																																																																																								
S5	ドライウエル流量 (SOP機出入口上部風向き)	中央制御室																																																																																												
S6	ドライウエル流量 (所長用エアロコック上部風向き)	中央制御室																																																																																												
S7	ドライウエル流量 (電気分岐系流量(60°風向き))	中央制御室																																																																																												
S8	ドライウエル流量 (電気分岐系流量(120°風向き))	中央制御室																																																																																												
S9	ドライウエル流量 (機室除染系流量(90°風向き))	中央制御室																																																																																												
S10	ドライウエル流量 (機室除染系流量(180°風向き))	中央制御室																																																																																												
S11	機室除染系流量出入口下流 (機室除染系流量)	中央制御室																																																																																												
S12	ドライウエル流量 (ポンプ系流量(90°風向き))	中央制御室																																																																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表57-9-15-1 計装設備用電路 原子炉格納容器代替スプレイレイン系統(49系)(2/2)

重大事故防止設備		原子炉格納容器代替設備	
S13	ドライウェル過電圧 (バックスタタリ(2W) 横山風車)	中央制御盤	監視装置 原子炉格納容器部門
S14	ドライウェル圧力	中央制御盤	監視装置 原子炉格納容器上1層
S15	圧力制御室圧力	中央制御盤	監視装置 原子炉格納容器下1層
S16	凝縮器冷却水配管ライン設置 (凝縮器冷却水配管ラインスプレイレイン設備設置)	中央制御盤	監視装置 原子炉格納容器下1層
S17	凝縮器冷却水配管ライン設置 (凝縮器冷却水配管ラインスプレイレイン設備設置)	中央制御盤	監視装置 原子炉格納容器上1層
S18	循環冷却タンク水位	中央制御盤	監視装置 屋外 (SST 基礎トレンチ内)
S19	R00 熱交換機(A)出口温度	中央制御盤	監視装置 原子炉格納容器上1層
S20	R00 熱交換機(B)出口温度	中央制御盤	監視装置 原子炉格納容器上1層
S21	R00 熱交換機(A)入口温度	中央制御盤	監視装置 原子炉格納容器上1層
S22	R00 熱交換機(B)入口温度	中央制御盤	監視装置 原子炉格納容器上1層

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-15-2 制御用回路 原子炉格納容器代替スプレッドシート(1/5)						
重大事故防止設備			設計基準事故防止設備			
S1	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2P-1	D1	原子炉内停炉制御盤 ESS-1, III	4.5MV MCC 6-2C	
S2	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2P-2	D2	原子炉内停炉制御盤 ESS-2	6.5MV MCC 6-2D	
S3	緊急用交流電源切替操作盤(1)	460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2C	D3	原子炉内停炉制御盤 ESS-1, III	460V R/B MCC 2C-1	
S4	緊急用交流電源切替操作盤(1)	460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D	D4	緊急用交流電源切替操作盤(1)	BBR A 系統制御器スプレッドシート	
S5	重大事故時監視装置(1)	125V 直流主給排盤 2P-1	D5	原子炉内停炉制御盤 ESS-2	460V R/B MCC 2D-1	
S6	重大事故時監視装置(2)	125V 直流主給排盤 2P-1	D6	緊急用交流電源切替操作盤(1)	BBR B 系統制御器スプレッドシート	
S7	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2P-2	D7	原子炉内停炉制御盤 ESS-1, III	460V R/B MCC 2C-1	
S8	緊急用交流電源切替操作盤(2)	460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2C	D8	緊急用交流電源切替操作盤(1)	BBR A 系統制御器スプレッドシート	
S9	原子炉建屋制御盤	460V R/B MCC 2P-4	D9	原子炉内停炉制御盤 ESS-2	460V R/B MCC 2D-1	
S10	代替注水制御盤	FFC・FTRMV・SLC・MCC・MFP 用制御盤	D10	緊急用交流電源切替操作盤(1)	BBR B 系統制御器スプレッドシート	
S11	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2P-1	D11	原子炉内停炉制御盤 ESS-1, III	460V R/B MCC 2C-1	
S12	原子炉建屋制御盤	460V R/B MCC 2P-4	D12	460V R/B MCC 2C-1	BBR A 系統スプレッドシート	
						<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-15-2 副制御電路 原子炉格納容器代替スプレッドレイ冷却系(19条)(2/5)						
		重水事故対応設備	設計基準事故対応設備			
S13	代替圧水炉停盤	460F RE MFC 26-1	D13 原子炉圧水炉停盤 ESS-II	460V E/B MCC 2D-1	460F RE MFC 2D-1	
S14	所内機器制御盤	460F R/B MFC 2B-4	D14 460F R/B MFC 2B-1	0808 R/B MFC スプレッドレイ格納弁	0808 R/B MFC スプレッドレイ格納弁	
S15	代替圧水炉停盤	460F R/B MFC 26-2	D15 緊急用交流電圧制御用制御盤(1)	460F 原子炉格納器交流電源制御盤 2C	460F 原子炉格納器交流電源制御盤 2C	
S16	代替圧水炉停盤	460F RE MFC 26-1	D16 緊急用交流電圧制御用制御盤(1)	460F 原子炉格納器交流電源制御盤 2D	460F 原子炉格納器交流電源制御盤 2D	
S17	代替圧水炉停盤	残留蒸留除去系(A)・蒸圧中心スプレッドレイ系 ESS-1	D17 トリップチャナオン系 ESS-I	125V 直流電源制御盤 2A	125V 直流電源制御盤 2A	
S18	緊急用交流電圧制御用制御盤(1)	460F 原子炉格納器交流電源制御盤 2C	D18 トリップチャナオン系 ESS-II	125V 直流電源制御盤 2B	125V 直流電源制御盤 2B	
S19	代替圧水炉停盤	残留蒸留除去系(A)・蒸圧中心スプレッドレイ系 ESS-1	D19 原子炉格納器停盤 ESS-I, III	460V E/B MCC 2C-1	460V E/B MCC 2C-1	
S20	代替圧水炉停盤	残留蒸留除去系 (B・O) 系 ESS-II	D20 緊急用交流電圧制御用制御盤(2)	0808 緊急用機器(A)バイパス弁	0808 緊急用機器(A)バイパス弁	
S21	緊急用交流電圧制御用制御盤(1)	460F 原子炉格納器交流電源制御盤 2C	D21 原子炉格納器停盤 ESS-II	460V E/B MCC 2D-1	460V E/B MCC 2D-1	
S22	緊急用交流電圧制御用制御盤(1)	460F 原子炉格納器交流電源制御盤 2C	D22 緊急用交流電圧制御用制御盤(2)	0808 緊急用機器(B)バイパス弁	0808 緊急用機器(B)バイパス弁	
S23	代替圧水炉停盤	残留蒸留除去系 (B・O) 系 ESS-II	D23 緊急用交流電圧制御用制御盤(2)	460F 原子炉格納器交流電源制御盤 2C	460F 原子炉格納器交流電源制御盤 2C	
S24	緊急用交流電圧制御用制御盤(1)	460F 原子炉格納器交流電源制御盤 2D	D24 緊急用交流電圧制御用制御盤(1)	460F 原子炉格納器交流電源制御盤 2D	460F 原子炉格納器交流電源制御盤 2D	

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-15-2 制御用電源 原子炉格納容器代替スプレッドシステム(19条)(3/5)						
重大事故防止設備			燃料処理事故防止設備			
S25	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-2	緊急用交流電源回線操作装置(1)	460V 原子炉重要交流電源回線装置 2C	緊急用交流電源回線操作装置(1)	460V 原子炉重要交流電源回線装置 2C
S26	代替圧水利用装置	AM 制御盤	460V R/B MCC 2B-1	AM 制御盤	AM 制御盤	AM 制御盤
S27	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-1	緊急用交流電源回線操作装置(1)	制御ヘッドスプレッドシステム圧縮空気装置	制御ヘッドスプレッドシステム圧縮空気装置	制御ヘッドスプレッドシステム圧縮空気装置
S28	代替圧水利用装置	AM 制御盤	460V R/B MCC 2B-1	AM 制御盤	AM 制御盤	AM 制御盤
S29	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-2	緊急用交流電源回線操作装置(1)	緊急用交流電源回線操作装置(1)	緊急用交流電源回線操作装置(1)	緊急用交流電源回線操作装置(1)
S30	緊急用交流電源回線操作装置(1)	460V 原子炉重要交流電源回線装置 2C	緊急用交流電源回線操作装置(1)	460V 原子炉重要交流電源回線装置 2C	緊急用交流電源回線操作装置(1)	460V 原子炉重要交流電源回線装置 2C
S31	緊急用交流電源回線操作装置(1)	460V 原子炉重要交流電源回線装置 2B	緊急用交流電源回線操作装置(1)	460V 原子炉重要交流電源回線装置 2B	緊急用交流電源回線操作装置(1)	460V 原子炉重要交流電源回線装置 2B
S32	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-4	120V 直流分電盤 2A-1	120V 直流電源回線装置 2A	120V 直流電源回線装置 2A	120V 直流電源回線装置 2A
S33	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-2	120V 直流分電盤 2B-1	120V 直流電源回線装置 2B	120V 直流電源回線装置 2B	120V 直流電源回線装置 2B
S34	緊急用交流電源回線操作装置(1)	030 継水入口弁	原子炉系プロセス制御装置 (M)ECS-1	120V 直流電源回線装置 2A	120V 直流電源回線装置 2A	120V 直流電源回線装置 2A
S35	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-4	原子炉系プロセス制御装置 (M)ECS-II	原子炉格納容器冷却装置 ECS-II	原子炉格納容器冷却装置 ECS-II	原子炉格納容器冷却装置 ECS-II
S36	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-2	原子炉格納容器冷却装置 ECS-II	原子炉格納容器冷却装置 ECS-II	原子炉格納容器冷却装置 ECS-II	原子炉格納容器冷却装置 ECS-II

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-15-2 耐震用電路 原子炉格納容器代替スプレッドシステム(4/5)			
重大事故防止設備			
設計基準事故対応設備			
S37	緊急用交流電路用制御作動機(1) MDCキエンプラシテ出力は0弁	E07	125V 直圧分電盤20-1
S38	代替注水用調整 460V R/B MCK 20-4	E08	125V 直圧分電盤20-1
S39	代替注水用調整 460V R/B MCK 20-2		
S40	緊急用交流電路用制御作動機(1) T/B 緊急用調整弁		
S41	代替注水用調整 460V R/B MCK 20-4		
S42	代替注水用調整 460V R/B MCK 20-2		
S43	緊急用交流電路用制御作動機(1) R/B B17 緊急用調整弁		
S44	代替注水用調整 460V R/B MCK 20-4		
S45	代替注水用調整 460V R/B MCK 20-2		
S46	緊急用交流電路用制御作動機(1) L/B 1F 緊急用調整弁		
S47	代替注水用調整 460V R/B MCK 20-2		
S48	代替注水用調整 460V R/B MCK 20-2		
			<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

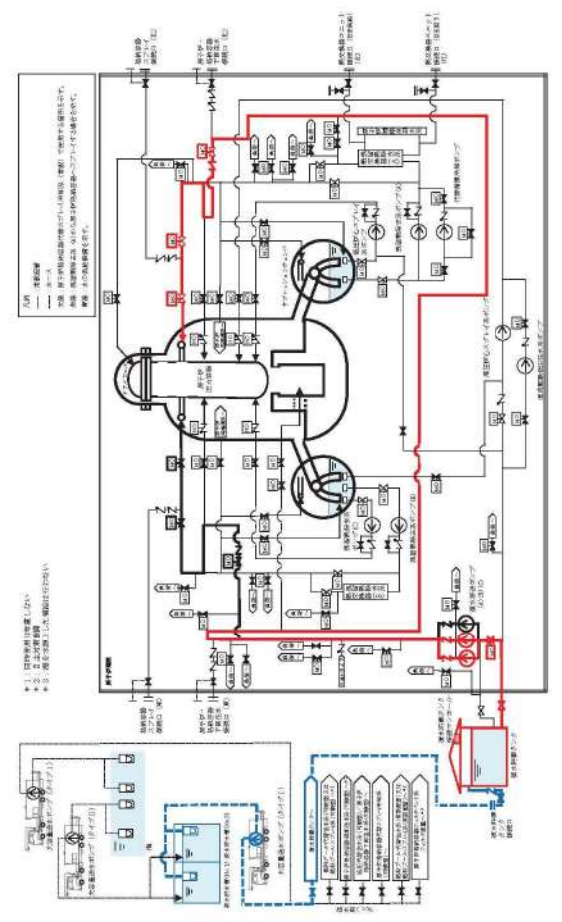
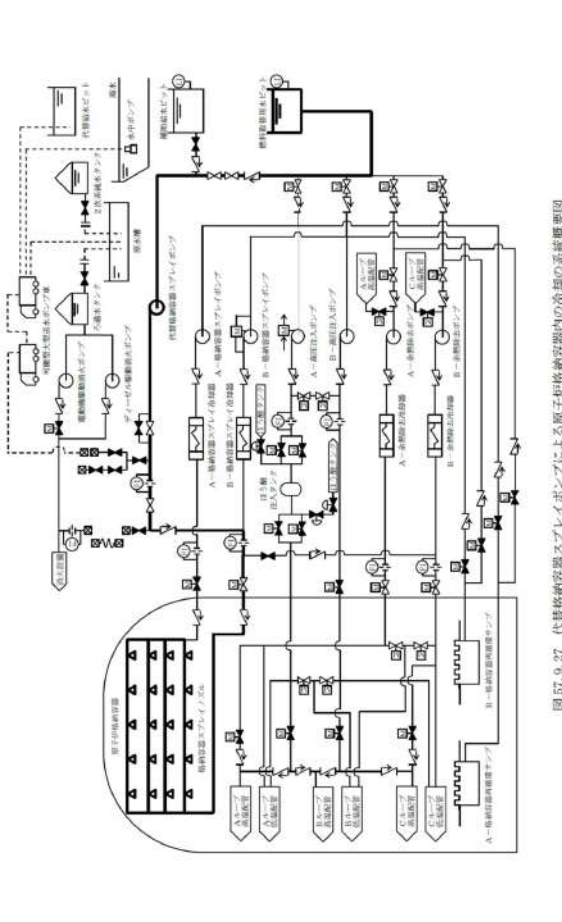
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p style="text-align: center;">表57-9-15-3 削鉋用電源 原子炉格納容器代替スプレイ箱用系(19系)(G/G)</p> <p style="text-align: center;">重大事故防止設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">S49</th> <th style="width: 35%;">備品用交流電源印巻機作像(1)</th> <th style="width: 35%;">備品用交流電源の取用、非常用給水装置用スプレイ箱</th> <th style="width: 15%;">設計基準適合性設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S50</td> <td>代巻機本機組盤</td> <td>緊急用交流電源印巻機作像(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S51</td> <td>代巻機本機組盤</td> <td>1ESV 直流主母線盤 2B-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S52</td> <td>1ESV 直流主母線盤 2B-1</td> <td>PPM用ポンプ吸込弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S53</td> <td>1ESV 直流主母線盤 2B-1</td> <td>1ESV 直流電源印巻機 2A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S54</td> <td>1ESV 直流主母線盤 2B-1</td> <td>1ESV 直流電源印巻機 2B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S55</td> <td>代巻機本機組盤</td> <td>飛留用電源系 (A) ・配正中心スプレイ装置 KSS-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S56</td> <td>1ESV 直流主母線盤 2B-1</td> <td>1ESV 直流電源印巻機 2A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S57</td> <td>1ESV 直流主母線盤 2B-1</td> <td>1ESV 直流電源印巻機 2B</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			S49	備品用交流電源印巻機作像(1)	備品用交流電源の取用、非常用給水装置用スプレイ箱	設計基準適合性設備	S50	代巻機本機組盤	緊急用交流電源印巻機作像(1)		S51	代巻機本機組盤	1ESV 直流主母線盤 2B-1		S52	1ESV 直流主母線盤 2B-1	PPM用ポンプ吸込弁		S53	1ESV 直流主母線盤 2B-1	1ESV 直流電源印巻機 2A		S54	1ESV 直流主母線盤 2B-1	1ESV 直流電源印巻機 2B		S55	代巻機本機組盤	飛留用電源系 (A) ・配正中心スプレイ装置 KSS-1		S56	1ESV 直流主母線盤 2B-1	1ESV 直流電源印巻機 2A		S57	1ESV 直流主母線盤 2B-1	1ESV 直流電源印巻機 2B																						<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
S49	備品用交流電源印巻機作像(1)	備品用交流電源の取用、非常用給水装置用スプレイ箱	設計基準適合性設備																																																								
S50	代巻機本機組盤	緊急用交流電源印巻機作像(1)																																																									
S51	代巻機本機組盤	1ESV 直流主母線盤 2B-1																																																									
S52	1ESV 直流主母線盤 2B-1	PPM用ポンプ吸込弁																																																									
S53	1ESV 直流主母線盤 2B-1	1ESV 直流電源印巻機 2A																																																									
S54	1ESV 直流主母線盤 2B-1	1ESV 直流電源印巻機 2B																																																									
S55	代巻機本機組盤	飛留用電源系 (A) ・配正中心スプレイ装置 KSS-1																																																									
S56	1ESV 直流主母線盤 2B-1	1ESV 直流電源印巻機 2A																																																									
S57	1ESV 直流主母線盤 2B-1	1ESV 直流電源印巻機 2B																																																									

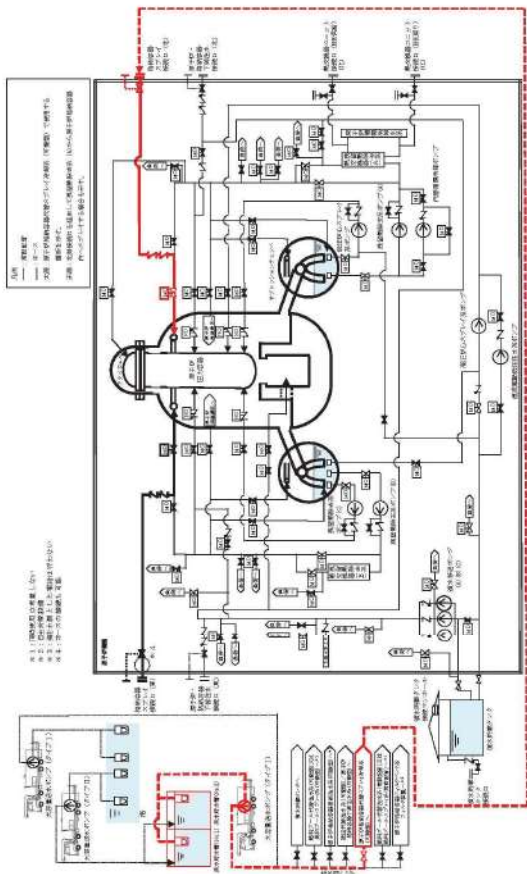
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-37 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (常設) の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.27 代替格納容器スプレィポンプによる原子炉格納容器内の希薄の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

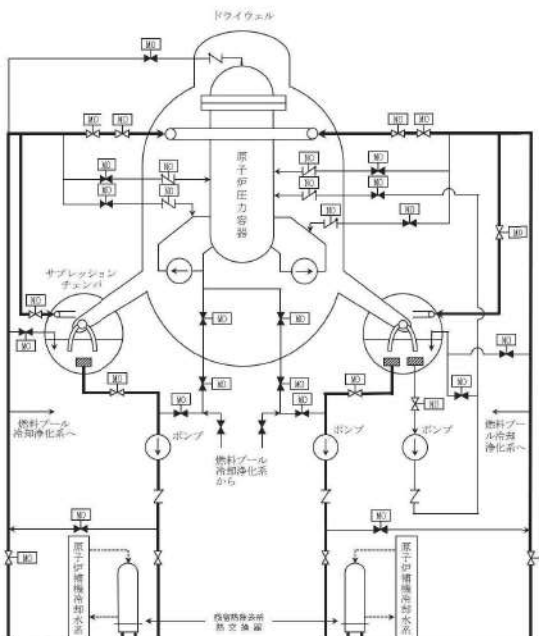
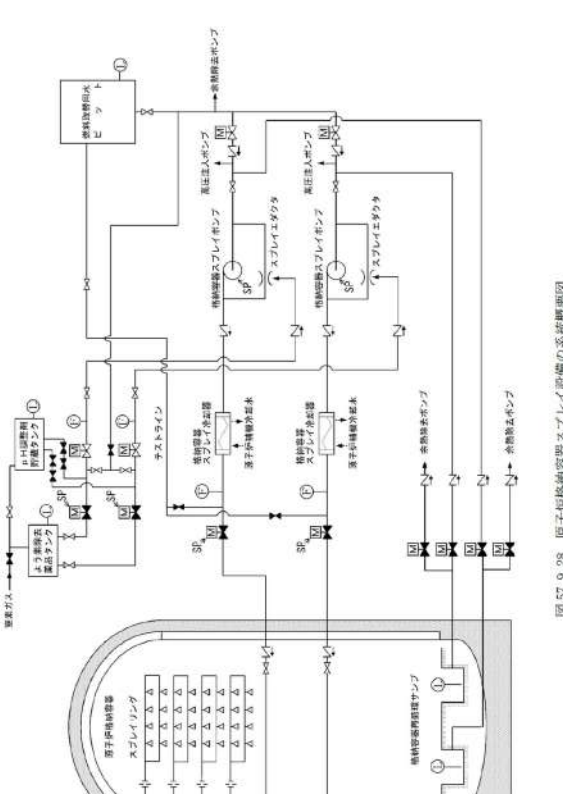
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 1069 1232 1093">図 57-9-38 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (可搬型) の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

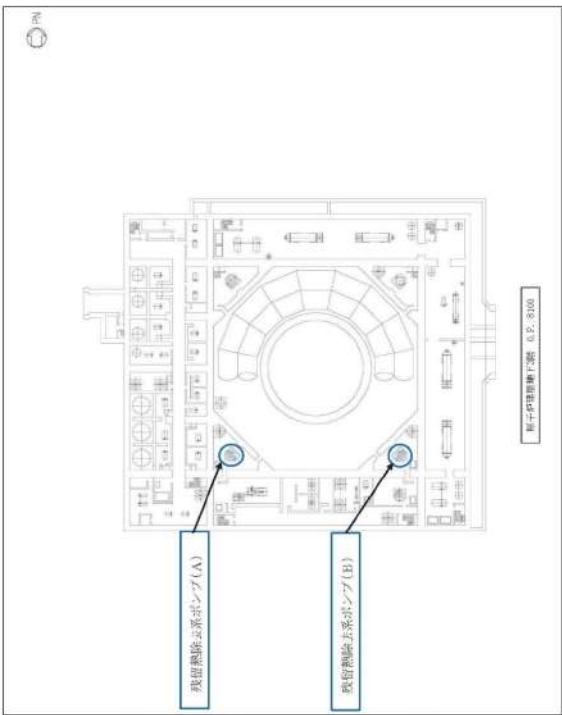
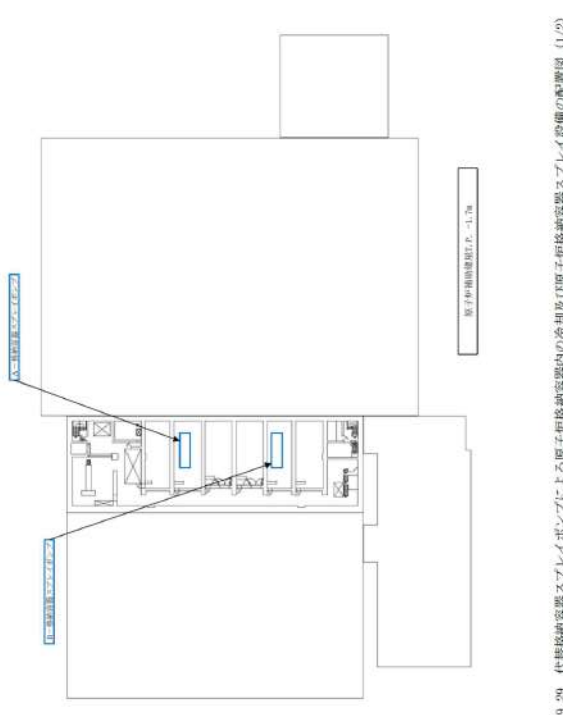
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-39 残留熱除去系 (格納容器スプレー冷却モード) の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.28 原子炉格納容器スプレー設備の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

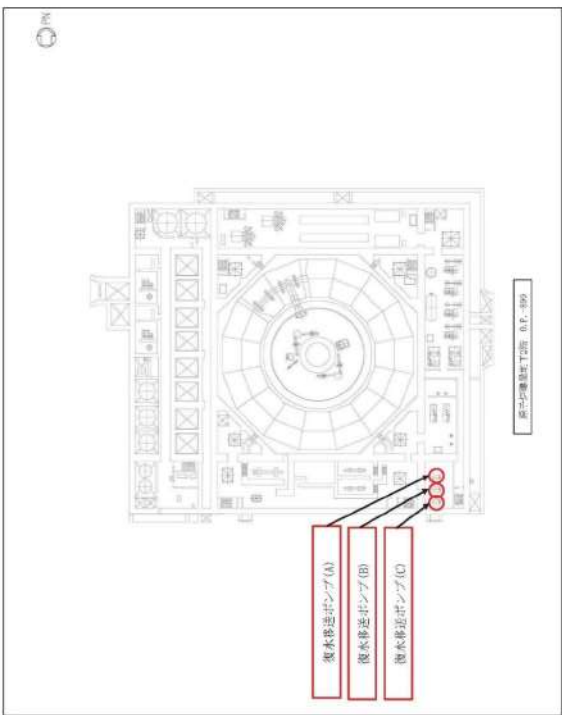
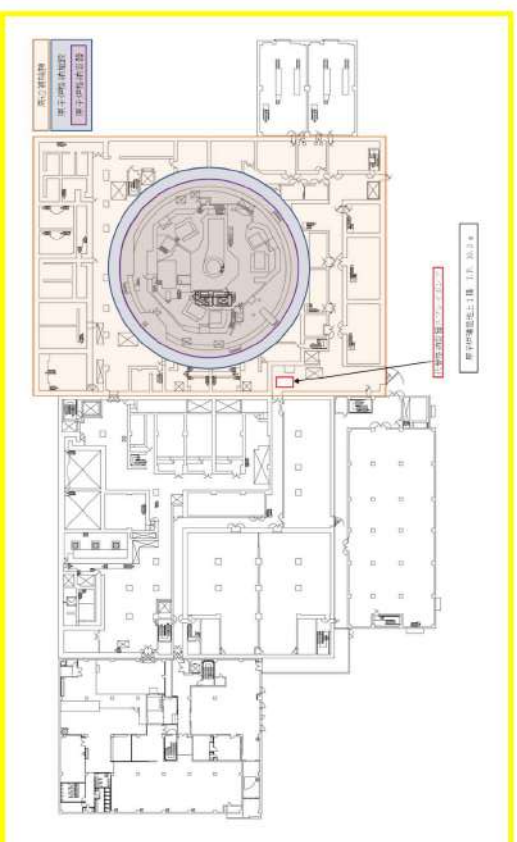
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-40 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(1/3)</p>	 <p>図 57.9.29 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器スプレイ設備の配置図(1/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

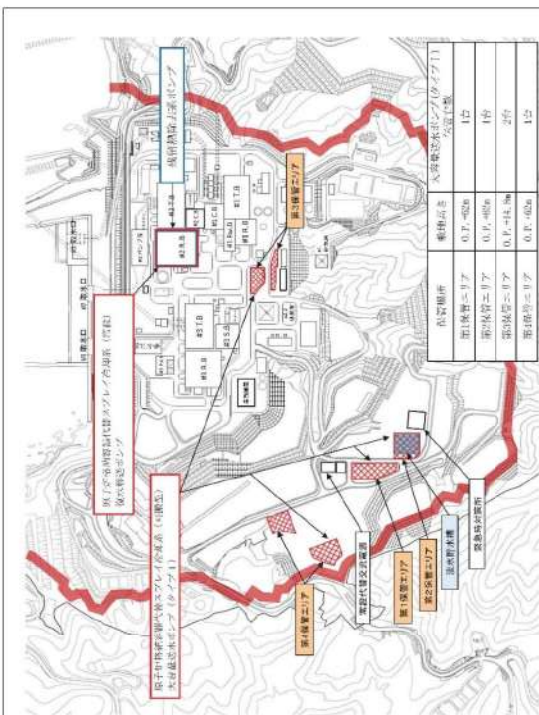
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-11 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(2/3)</p>	 <p>図 57-9-30 代替格納容器スプレイポンプホップによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器スプレイ設備の配置図(2/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

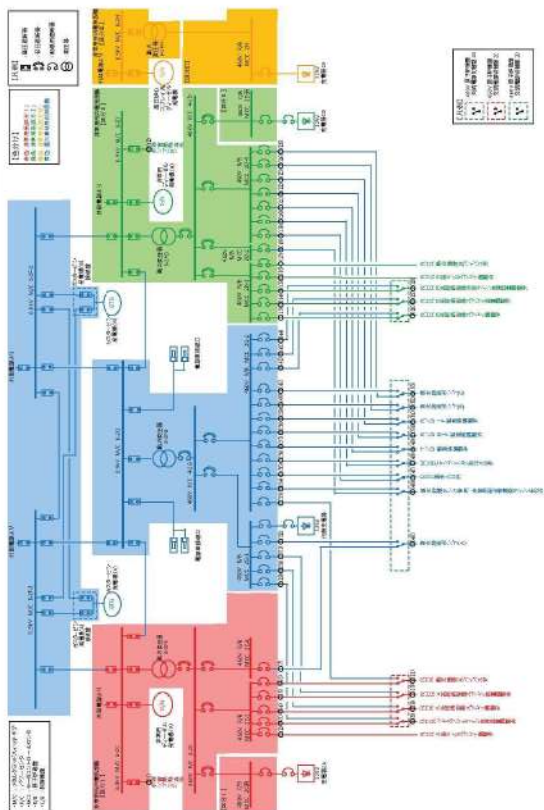
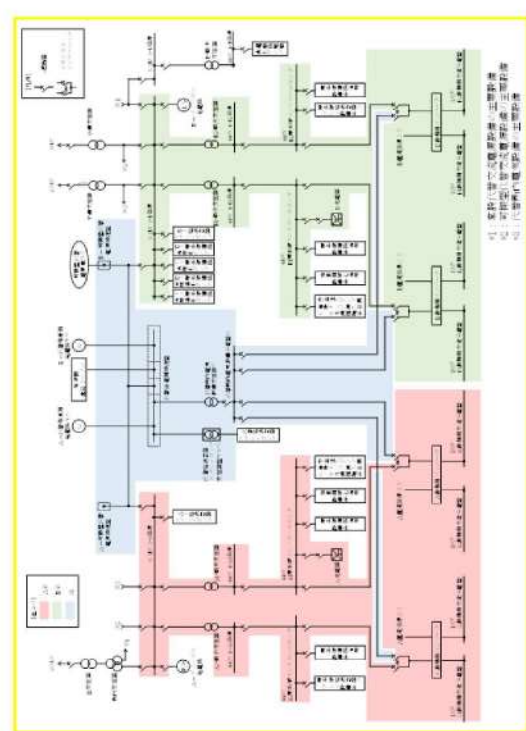
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	 <table border="1" data-bbox="1075 191 1209 526"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>東側</th> <th>西側</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>0. P. +0.00</td> <td>0. P. +0.00</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>0. P. +4.36</td> <td>0. P. +4.36</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>0. P. +0.00</td> <td>0. P. +0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 57-9-42 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系及び残留熱除去系(格納容器スプレィ冷却モード)の配置図(3/3)</p>	設備名称	東側	西側	原子炉建屋	0. P. +0.00	0. P. +0.00	原子炉格納容器	0. P. +4.36	0. P. +4.36	原子炉格納容器	0. P. +0.00	0. P. +0.00		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。
設備名称	東側	西側													
原子炉建屋	0. P. +0.00	0. P. +0.00													
原子炉格納容器	0. P. +4.36	0. P. +4.36													
原子炉格納容器	0. P. +0.00	0. P. +0.00													

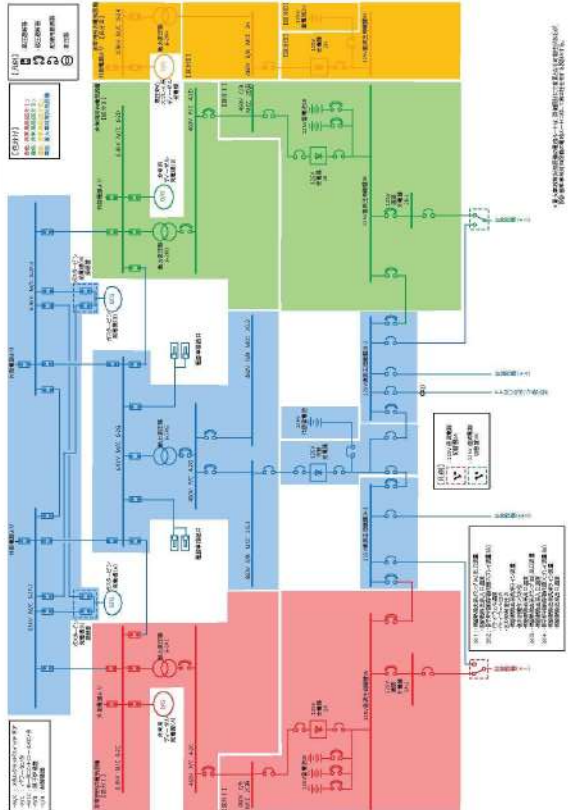
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-43 単線結線図 (交流) 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 [49 条]</p>	 <p>図 57.9.31 単線結線図 (交流) 代替格納容器スプレィポンプによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器スプレィ設備 [49 条]</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 1005 1120 1053">図 57-9-44 単線結線図(直流) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>1.3.4 原子炉格納容器下部注水設備 [51条]</p> <p>原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレィ冷却系及び代替循環冷却系は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、熔融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するための重大事故等対処設備である。（図57-9-45～50）</p> <p>原子炉格納容器下部注水設備の主要設備を表57-9-16に示す。</p>	<p>1.3.4 原子炉格納容器下部注水設備 [51条]</p> <p>原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレィ冷却系及び代替循環冷却系は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、熔融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するための重大事故等対処設備である。（図57-9-32～33）</p> <p>原子炉格納容器下部注水設備の主要設備を表57-9-16に示す。</p>	<p>1.3.4 原子炉格納容器下部注水設備[51条]</p> <p>原子炉格納容器下部注水設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、熔融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するための重大事故等対処設備である。（図57.9.32～33）</p> <p>原子炉格納容器下部注水設備の主要設備を表57.9.16に示す。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 ・51条対応の設備・運用に伴う相違 ・女川：原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレィ冷却系及び代替循環冷却系→泊：格納容器スプレィポンプ及び代替格納容器スプレィポンプ</p>																								
<p>表57-9-16 原子炉格納容器下部注水設備の主要設備</p>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(可搬用) 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(可搬用) </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 代替循環冷却ポンプ* 熱交換器ユニット(取水ポンプ) 大容量取水ポンプ(サイプリ) </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>熱交換器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 熱交換器(熱交換器) 熱交換器ユニット(熱交換器) </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 復水貯蔵タンク常用、非常用取水 普通給ライン止め弁 C/E等出入口弁 原子炉格納容器内圧調整弁 T/B緊急時隔離弁* R/B1B緊急時隔離弁* R/B1B緊急時隔離弁* 代替循環冷却ポンプ停止弁 原子炉格納容器下部注水用戻水弁 原子炉格納容器下部注水用戻水弁 代替循環冷却ポンプ停止弁* 代替循環冷却ポンプ停止弁* 代替循環冷却ポンプ停止弁* 熱交換器(A)バイパス弁 R/C代替所加水不要弁分継弁(A) R/C代替所加水不要弁分継弁(B) R/E熱交換器(第一系)* R/E熱交換器(第二系)* R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水流量 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位* ドライウェル温度* 復水貯蔵タンク水位 代替循環冷却系洗浄ライン流量 (熱交換器用スプレィ流量調整弁) 代替循環冷却系洗浄ライン流量 (熱交換器用スプレィ流量調整弁) 原子炉格納容器代替スプレィ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 圧力制御水位* </td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備		<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(可搬用) 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(可搬用) 	—	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 代替循環冷却ポンプ* 熱交換器ユニット(取水ポンプ) 大容量取水ポンプ(サイプリ) 	—	熱交換器	<ul style="list-style-type: none"> 熱交換器(熱交換器) 熱交換器ユニット(熱交換器) 	—	電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 復水貯蔵タンク常用、非常用取水 普通給ライン止め弁 C/E等出入口弁 原子炉格納容器内圧調整弁 T/B緊急時隔離弁* R/B1B緊急時隔離弁* R/B1B緊急時隔離弁* 代替循環冷却ポンプ停止弁 原子炉格納容器下部注水用戻水弁 原子炉格納容器下部注水用戻水弁 代替循環冷却ポンプ停止弁* 代替循環冷却ポンプ停止弁* 代替循環冷却ポンプ停止弁* 熱交換器(A)バイパス弁 R/C代替所加水不要弁分継弁(A) R/C代替所加水不要弁分継弁(B) R/E熱交換器(第一系)* R/E熱交換器(第二系)* R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 	—	計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水流量 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位* ドライウェル温度* 復水貯蔵タンク水位 代替循環冷却系洗浄ライン流量 (熱交換器用スプレィ流量調整弁) 代替循環冷却系洗浄ライン流量 (熱交換器用スプレィ流量調整弁) 原子炉格納容器代替スプレィ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 圧力制御水位* 	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水設備 原子炉格納容器下部注水位 ドライウェル水位* ドライウェル温度* 復水貯蔵タンク水位 代替循環冷却系洗浄ライン流量 (熱交換器用スプレィ流量調整弁) 代替循環冷却系洗浄ライン流量 (熱交換器用スプレィ流量調整弁) 原子炉格納容器代替スプレィ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 圧力制御水位* </td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備		<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水設備 原子炉格納容器下部注水位 ドライウェル水位* ドライウェル温度* 復水貯蔵タンク水位 代替循環冷却系洗浄ライン流量 (熱交換器用スプレィ流量調整弁) 代替循環冷却系洗浄ライン流量 (熱交換器用スプレィ流量調整弁) 原子炉格納容器代替スプレィ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 圧力制御水位* 	—	<p>※：原子炉格納容器下部注水設備の主要設備のうち、原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) で使用する設備を示す。</p>
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																									
	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(可搬用) 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(可搬用) 	—																									
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 代替循環冷却ポンプ* 熱交換器ユニット(取水ポンプ) 大容量取水ポンプ(サイプリ) 	—																									
熱交換器	<ul style="list-style-type: none"> 熱交換器(熱交換器) 熱交換器ユニット(熱交換器) 	—																									
電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 復水貯蔵タンク常用、非常用取水 普通給ライン止め弁 C/E等出入口弁 原子炉格納容器内圧調整弁 T/B緊急時隔離弁* R/B1B緊急時隔離弁* R/B1B緊急時隔離弁* 代替循環冷却ポンプ停止弁 原子炉格納容器下部注水用戻水弁 原子炉格納容器下部注水用戻水弁 代替循環冷却ポンプ停止弁* 代替循環冷却ポンプ停止弁* 代替循環冷却ポンプ停止弁* 熱交換器(A)バイパス弁 R/C代替所加水不要弁分継弁(A) R/C代替所加水不要弁分継弁(B) R/E熱交換器(第一系)* R/E熱交換器(第二系)* R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 R/E熱交換器用スプレィ流量調整弁 	—																									
計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水流量 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位* ドライウェル温度* 復水貯蔵タンク水位 代替循環冷却系洗浄ライン流量 (熱交換器用スプレィ流量調整弁) 代替循環冷却系洗浄ライン流量 (熱交換器用スプレィ流量調整弁) 原子炉格納容器代替スプレィ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 圧力制御水位* 	—																									
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																									
	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水設備 原子炉格納容器下部注水位 ドライウェル水位* ドライウェル温度* 復水貯蔵タンク水位 代替循環冷却系洗浄ライン流量 (熱交換器用スプレィ流量調整弁) 代替循環冷却系洗浄ライン流量 (熱交換器用スプレィ流量調整弁) 原子炉格納容器代替スプレィ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 圧力制御水位* 	—																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の各設備は、以下のとおり多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(1) ポンプ</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)のポンプ(復水移送ポンプ)は原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系のポンプ(代替循環冷却ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋付属棟内)に設置し、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)のポンプ(大容量送水ポンプ(タイプI))は屋外に配備し、位置的分散を図る。(図57-9-51~54)</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)のポンプ(復水移送ポンプ)は、図57-9-55~57のとおり、ガスタービン発電機又は電源車から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系のポンプ(代替循環冷却ポンプ)は、図57-9-55~57のとおり、ガスタービン発電機から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)のポンプ(大容量送水ポンプ(タイプI))は、駆動電源を必要としない方式(付属空冷式ディーゼルエンジン)による設計とし、多様性を図る。</p> <p>(2) 電動弁</p> <p>復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁、CRD復水入口弁、MUWC サンプリング取出止め弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B BIF 緊急時隔離弁、R/B 1F 緊急時隔離弁、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁、原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁、RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁、RHR A系格納容器スプレイ隔離弁、RHR B系格納容器スプレイ隔離弁、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁及びRHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁は、ガスタービン発電機又は電源車から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、代替循環冷却ポンプ吸込弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、代替循環冷却ポンプバイパス弁、RHR 熱交換器(A)バイパス弁、RCW 代替冷却水不要負荷分離弁(A)、RHR 熱交換器(A)冷却水出口弁、RHR MUWC 連絡第一弁及びRHR MUWC 連絡第二弁は、ガスタービン発電機から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、多様性を図る。</p>	<p>なお、原子炉格納容器下部注水設備の各設備は、以下のとおり多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(1) ポンプ</p> <p>格納容器スプレイポンプは原子炉補助建屋 T.P. -1.7m, 代替格納容器スプレイポンプは周辺補機棟 T.P. 10.3m に設置し、位置的分散を図る。(図57.9.34~35)</p> <p>格納容器スプレイポンプは、ディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、代替格納容器スプレイポンプは、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、多様性を図る。(図57.9.36)</p> <p>(2) 電動弁</p> <p>原子炉格納容器下部への注水の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を図る。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51条対応の設備・運用に伴う相違 ・女川：原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系→泊：格納容器スプレイポンプ及び代替格納容器スプレイポンプ ・女川：復水移送ポンプ、代替循環冷却ポンプ→泊：格納容器スプレイポンプ、代替格納容器スプレイポンプ <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)→泊：原子炉補助建屋、原子炉建屋 <p>設置名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は電動弁操作について非常用所内電気設備からの受電ができない場合には代替所内電気設備からの受電により電動弁の操作を行うが、泊は現場で人力による操作としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>FPMLW ポンプ吸込弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、多様性を図る。</p> <p>(3) 計装設備 計装設備は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、また可搬型計測器による計測が可能な設計とし、多様性を図る。 なお、計装設備は複数のパラメータとすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>(1)～(3)の多様性を有する設備の回路は、米国電気電子工学会(IEEE)規格 384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な回路については、表 57-9-17 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表 57-9-17 回路ルート図 原子炉格納容器下部注水設備 [51条]</p> <table border="1" data-bbox="672 710 1216 890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図 57-9-55～57)</td> <td>図 51-1～12</td> <td>57-9- (51-1～12)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表 57-9-17-1)</td> <td>図 51-13～26</td> <td>57-9- (51-13～26)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表 57-9-17-2)</td> <td>図 51-27～43</td> <td>57-9- (51-27～43)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> <p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図 57-9-20 及び図 57-9-21)</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図 57-9-55～57)	図 51-1～12	57-9- (51-1～12)	2号炉計装設備用(表 57-9-17-1)	図 51-13～26	57-9- (51-13～26)	2号炉制御用(表 57-9-17-2)	図 51-27～43	57-9- (51-27～43)	<p>(3) 計装設備 計装設備は、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、また可搬型計測器による計測が可能な設計とし、多様性を図る。 なお、計装設備は複数のパラメータとすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>(1)の多様性を有する設備の回路は、米国電気電子工学会(IEEE)規格 384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な回路については、表 57.9.17 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表 57.9.17 電源ルート図 原子炉格納容器下部注水設備[51条]</p> <table border="1" data-bbox="1261 710 1818 785"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉動力用(図 57.9.36)</td> <td>図 51.1～7</td> <td>57-9-75～81</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	3号炉動力用(図 57.9.36)	図 51.1～7	57-9-75～81	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成)</p>
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
2号炉動力用(図 57-9-55～57)	図 51-1～12	57-9- (51-1～12)																							
2号炉計装設備用(表 57-9-17-1)	図 51-13～26	57-9- (51-13～26)																							
2号炉制御用(表 57-9-17-2)	図 51-27～43	57-9- (51-27～43)																							
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
3号炉動力用(図 57.9.36)	図 51.1～7	57-9-75～81																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																								
	<p>表57-9-17-1 計装設備用配線 原子炉格納容器下部注水設備(5.5条)(1/3)</p> <p>第六号機停止設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>原子炉格納容器下部注水設備</th> <th>中央制御室</th> <th>格納容器</th> <th>原子炉格納容器下部注水設備</th> <th>格納容器</th> <th>原子炉格納容器下部注水設備</th> <th>格納容器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S1</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S2</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S3</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S4</td> <td>ドライウェル水位</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S5</td> <td>ドライウェル水位</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S6</td> <td>取水貯蔵タンク水位</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S7</td> <td>ドライウェル水位</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S8</td> <td>ドライウェル水位</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S9</td> <td>ドライウェル水位</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S10</td> <td>ドライウェル水位</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S11</td> <td>ドライウェル水位</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S12</td> <td>ドライウェル水位</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>格納容器</td> </tr> </tbody> </table>	記号	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	S1	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	S2	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	S3	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	S4	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	S5	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	S6	取水貯蔵タンク水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	S7	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	S8	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	S9	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	S10	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	S11	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	S12	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
記号	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器																																																																																																				
S1	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器																																																																																																				
S2	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器																																																																																																				
S3	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器																																																																																																				
S4	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器																																																																																																				
S5	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器																																																																																																				
S6	取水貯蔵タンク水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器																																																																																																				
S7	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器																																																																																																				
S8	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器																																																																																																				
S9	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器																																																																																																				
S10	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器																																																																																																				
S11	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器																																																																																																				
S12	ドライウェル水位	中央制御室	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器	原子炉格納容器下部注水設備	格納容器																																																																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
表57-9-17-1-1 計装設備用回路 原子炉格納容器下部注水設備(5条)(2/3) 重大事故対応設備																																																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>回路名 (機器種別・出力・電圧・周波数)</th> <th>中央制御室</th> <th>格納容器</th> <th>格納容器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S13 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S14 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S15 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S16 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S17 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S18 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S19 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S20 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S21 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S22 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S23 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S24 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S25 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S26 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S27 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S28 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S29 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S30 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> </tbody> </table>	回路名 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S13 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S14 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S15 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S16 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S17 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S18 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S19 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S20 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S21 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S22 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S23 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S24 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S25 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S26 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S27 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S28 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S29 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	S30 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
回路名 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S13 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S14 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S15 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S16 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S17 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S18 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S19 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S20 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S21 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S22 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S23 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S24 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S25 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S26 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S27 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S28 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S29 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												
S30 ドライウェイの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器																																																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
	<p style="text-align: center;">表57-9-117-1 計装設備用電路 原子炉格納容器下部注水設備「回線」(3/3)</p> <p style="text-align: center;">電装部標準記号表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表57-9-117-1-1 計装設備用電路</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> <th>電装部標準記号表</th> </tr> <tr> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> <td>電装部標準記号表 (電装部標準記号表)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>544</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表57-9-117-1-1 計装設備用電路	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	544																						<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様には差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
表57-9-117-1-1 計装設備用電路	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表	電装部標準記号表																																													
電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)	電装部標準記号表 (電装部標準記号表)																																													
544																																																																

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
<p>表57-9-117-2 副船用管路 原子炉格納容器下部注水設備 (5) (1/7)</p> <p>重大事故防止設備 燃料系用緊急注水設備</p>						
51	代替注水用設備	460V R/B MCC 25-1	D1	原子炉格納容器 ES5-1, II	460V R/B MCC 25-1	
52	代替注水用設備	460V R/B MCC 25-2	D2	緊急用交直流電源用制御設備(1)	800V A系格納容器用スプレッドライ線路用	
53	代替注水用設備	460V R/B MCC 25-2	D3	原子炉格納容器 ES5-II	460V R/B MCC 25-1	
54	緊急用交直流電源用制御設備(1)	460V 原子炉格納容器電源用設備 25	D4	緊急用交直流電源用制御設備(1)	800V B系格納容器用スプレッドライ線路用	
55	代替注水用設備	460V R/B MCC 25-2	D5	原子炉格納容器 ES5-1, III	460V R/B MCC 25-1	
56	緊急用交直流電源用制御設備(2)	緊急用電源ソフトウェア管理 用緊急用交直流電源 ラインシステム	D6	緊急用交直流電源用制御設備(2)	800V 緊急電源(Q)ハイパス用	
57	代替注水用設備	460V R/B MCC 25-2	D7	原子炉格納容器 ES5-1, III	460V R/B MCC 25-1	
58	緊急用交直流電源用制御設備(2)	COO 緊急システム	D8	緊急用交直流電源用制御設備(1)	800V A系格納容器用スプレッドライ線路用	
59	代替注水用設備	460V R/B MCC 25-2	D9	原子炉格納容器 ES5-II	460V R/B MCC 25-1	
510	緊急用交直流電源用制御設備(2)	MCC(ソフトウェア)車出し設備	D10	緊急用交直流電源用制御設備(1)	800V B系格納容器用スプレッドライ線路用	
511	代替注水用設備	460V R/B MCC 25-2	D11	2M 制御盤	460V R/B MCC 25-1	
512	緊急用交直流電源用制御設備(2)	17.9 緊急時制御用	D12	緊急用交直流電源用制御設備(1)	800V ベクトル制御用スプレッドライ線 路用緊急電源用	

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由		
表57-9-17-2 新島用電路 原子炉格納容器下部注水設備 (5.条) (2/7) 設計基準事故存在影響 重大事故防止設備					
S13	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	旧13	M 制御盤	400V R/B MCC 2P-1
S14	緊急用交直流電源制御盤作機(2)	R/B 10F 緊急用保護継手	旧14	緊急用交直流電源制御盤作機(1)	R/B B 事故時用緊急電源システム 10F 緊急用保護継手
S15	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	旧19	原子炉格納容器 ES-1、II	400V R/B MCC 2P-3
S16	緊急用交直流電源制御盤作機(2)	L/B 1F 緊急用保護継手	旧20	緊急用交直流電源制御盤作機(2)	別冊要約巻末(5)所出出口弁
S17	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	旧21	緊急用交直流電源制御盤作機(1)	400V 原子炉格納容器交直流電源制御盤 2C
S18	緊急用交直流電源制御盤作機(2)	原子炉格納容器下部注水用 直水注電機継手	旧22	緊急用交直流電源制御盤作機(1)	400V 原子炉格納容器交直流電源制御盤 2D
S19	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	旧23	緊急用交直流電源制御盤作機(2)	400V 原子炉格納容器交直流電源制御盤 2C
S20	緊急用交直流電源制御盤作機(2)	原子炉格納容器下部注水用直水注水弁	旧24	緊急用交直流電源制御盤作機(1)	400V 原子炉格納容器交直流電源制御盤 2C
S21	緊急用交直流電源制御盤作機(2)	代替注水制御盤	旧25	緊急用交直流電源制御盤作機(1)	400V 原子炉格納容器交直流電源制御盤 2D
S22	重大事故時監視盤(1)	115V 直流主給電盤 2A-1	旧26	緊急用交直流電源制御盤作機(1)	400V 原子炉格納容器交直流電源制御盤 2C
S23	重大事故時監視盤(2)	115V 直流主給電盤 2B-1	旧27	緊急用交直流電源制御盤作機(1)	400V 原子炉格納容器交直流電源制御盤 2D
S24	所内監視制御盤	400V R/B MCC 2C-1	旧30	緊急用交直流電源制御盤作機(2)	400V 原子炉格納容器交直流電源制御盤 2C

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
	<p>表訂一9-17-2 制御用装置 原子炉格納容器下部注水設備 [5/7]</p> <p>原付機器等対応設備</p> <table border="1"> <tr> <td>S25</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td>D27</td> <td>原子炉格納容器注水設備 (S25-1, 機)</td> <td>460V 三相 MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S26</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td>D28</td> <td>緊急時交流電源用制御用設備 (S)</td> <td>BWR 代替用高圧水圧力発生装置 (A)</td> </tr> <tr> <td>S27</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td>D29</td> <td>緊急時交流電源用制御用設備 (S)</td> <td>460V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (S)</td> </tr> <tr> <td>S28</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td>D40</td> <td>緊急時交流電源用制御用設備 (S)</td> <td>460V 三相 MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S29</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S30</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S31</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S32</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S33</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S34</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S35</td> <td>緊急時交流電源用制御用設備 (S)</td> <td>460V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (S)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S36</td> <td>代替用交流電源</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	S25	原子炉格納容器注水設備	460V 三相 MCC 2B-1	D27	原子炉格納容器注水設備 (S25-1, 機)	460V 三相 MCC 2B-4	S26	原子炉格納容器注水設備	460V 三相 MCC 2B-1	D28	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	BWR 代替用高圧水圧力発生装置 (A)	S27	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1	D29	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	460V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (S)	S28	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1	D40	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	460V 三相 MCC 2B-4	S29	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1				S30	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1				S31	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1				S32	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-2				S33	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1				S34	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1				S35	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	460V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (S)				S36	代替用交流電源	原子炉格納容器注水設備					<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
S25	原子炉格納容器注水設備	460V 三相 MCC 2B-1	D27	原子炉格納容器注水設備 (S25-1, 機)	460V 三相 MCC 2B-4																																																																						
S26	原子炉格納容器注水設備	460V 三相 MCC 2B-1	D28	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	BWR 代替用高圧水圧力発生装置 (A)																																																																						
S27	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1	D29	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	460V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (S)																																																																						
S28	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1	D40	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	460V 三相 MCC 2B-4																																																																						
S29	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S30	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S31	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S32	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-2																																																																									
S33	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S34	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S35	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	460V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (S)																																																																									
S36	代替用交流電源	原子炉格納容器注水設備																																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>表57-9-17-2 副島川源 原子炉格納容器下部注水設備 [5]条 [4/7]</p> <p>重大事故防止設備 設計基準事故対応設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表57-9-17-2 副島川源 重大事故防止設備</th> <th>表57-9-17-2 副島川源 原子炉格納容器下部注水設備 [5]条 [4/7]</th> <th>設計基準事故対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S37 代替注水用調整</td> <td>12号 直注注水調整機 25-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S38 12号 直注注水調整機 25-1</td> <td>FPMP用 25-1/7緊急弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S39 代替注水用調整機</td> <td>4600 R/B MCC 25-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S40 代替注水用調整機</td> <td>4600 R/B MCC 25-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S41 代替注水用調整機</td> <td>4600 R/B MCC 25-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S42 代替注水用調整機</td> <td>4600 R/B MCC 25-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S43 代替注水用調整機</td> <td>4600 R/B MCC 25-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S44 代替注水用調整機</td> <td>4600 R/B MCC 25-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S45 代替注水用調整機</td> <td>4600 R/B MCC 25-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S46 原子炉冷却用調整機 KSS-1, II</td> <td>4600 R/B MCC 25-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S47 原子炉冷却用調整機 KSS-1, III</td> <td>4600 R/B MCC 25-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S48 原子炉冷却用調整機 KSS-1, III</td> <td>4600 R/B MCC 25-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S49 緊急時交直流電源立降降圧装置(1)</td> <td>4600 原子炉格納容器注水調整機 2C</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表57-9-17-2 副島川源 重大事故防止設備	表57-9-17-2 副島川源 原子炉格納容器下部注水設備 [5]条 [4/7]	設計基準事故対応設備	S37 代替注水用調整	12号 直注注水調整機 25-1		S38 12号 直注注水調整機 25-1	FPMP用 25-1/7緊急弁		S39 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-1		S40 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-2		S41 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-2		S42 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-1		S43 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-2		S44 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-1		S45 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-2		S46 原子炉冷却用調整機 KSS-1, II	4600 R/B MCC 25-2		S47 原子炉冷却用調整機 KSS-1, III	4600 R/B MCC 25-2		S48 原子炉冷却用調整機 KSS-1, III	4600 R/B MCC 25-2		S49 緊急時交直流電源立降降圧装置(1)	4600 原子炉格納容器注水調整機 2C			<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
表57-9-17-2 副島川源 重大事故防止設備	表57-9-17-2 副島川源 原子炉格納容器下部注水設備 [5]条 [4/7]	設計基準事故対応設備																																											
S37 代替注水用調整	12号 直注注水調整機 25-1																																												
S38 12号 直注注水調整機 25-1	FPMP用 25-1/7緊急弁																																												
S39 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-1																																												
S40 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-2																																												
S41 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-2																																												
S42 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-1																																												
S43 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-2																																												
S44 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-1																																												
S45 代替注水用調整機	4600 R/B MCC 25-2																																												
S46 原子炉冷却用調整機 KSS-1, II	4600 R/B MCC 25-2																																												
S47 原子炉冷却用調整機 KSS-1, III	4600 R/B MCC 25-2																																												
S48 原子炉冷却用調整機 KSS-1, III	4600 R/B MCC 25-2																																												
S49 緊急時交直流電源立降降圧装置(1)	4600 原子炉格納容器注水調整機 2C																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>表57-9-117-2 副師川道路 原子炉格納容器下部注水設備 (図5.7)</p> <p>図5.7 副師川道路 原子炉格納容器下部注水設備</p>																																																			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="703 159 725 1011">S51</td> <td data-bbox="725 159 770 1011">緊急時交流電源の制御装置(1)</td> <td data-bbox="770 159 815 1011">460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2B</td> <td data-bbox="815 159 860 1011"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="770 159 792 1011">S52</td> <td data-bbox="792 159 837 1011">緊急時交流電源の制御装置(2)</td> <td data-bbox="837 159 882 1011">460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C</td> <td data-bbox="882 159 927 1011"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 159 860 1011">S53</td> <td data-bbox="860 159 904 1011">緊急時交流電源の制御装置(1)</td> <td data-bbox="904 159 949 1011">460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C</td> <td data-bbox="949 159 994 1011"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 159 927 1011">S54</td> <td data-bbox="927 159 972 1011">緊急時交流電源の制御装置(1)</td> <td data-bbox="972 159 1016 1011">460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2D</td> <td data-bbox="1016 159 1061 1011"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="972 159 994 1011">S55</td> <td data-bbox="994 159 1039 1011">緊急時交流電源の制御装置(1)</td> <td data-bbox="1039 159 1084 1011">460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C</td> <td data-bbox="1084 159 1128 1011"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1039 159 1061 1011">S56</td> <td data-bbox="1061 159 1106 1011">緊急時交流電源の制御装置(1)</td> <td data-bbox="1106 159 1151 1011">460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2D</td> <td data-bbox="1151 159 1196 1011"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 159 1128 1011">S59</td> <td data-bbox="1128 159 1173 1011">緊急時交流電源の制御装置(2)</td> <td data-bbox="1173 159 1218 1011">460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C</td> <td data-bbox="1218 159 1263 1011"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 159 1196 1011">S60</td> <td data-bbox="1196 159 1240 1011">緊急時交流電源の制御装置(2)</td> <td data-bbox="1240 159 1285 1011">460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C</td> <td data-bbox="1285 159 1330 1011"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 159 1263 1011">S81</td> <td data-bbox="1263 159 1308 1011">代替注水用装置</td> <td data-bbox="1308 159 1352 1011">機器製造会社 (A) ・住友中心 スアレイ装置 B57-1</td> <td data-bbox="1352 159 1397 1011"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 159 1330 1011">S82</td> <td data-bbox="1330 159 1375 1011">代替注水用装置</td> <td data-bbox="1375 159 1420 1011">機器製造会社 (B) ・日立KSS-11</td> <td data-bbox="1420 159 1464 1011"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1375 159 1397 1011">S83</td> <td data-bbox="1397 159 1442 1011">代替注水用装置</td> <td data-bbox="1442 159 1487 1011">機器製造会社 (A) ・住友中心 スアレイ装置 B57-1</td> <td data-bbox="1487 159 1532 1011"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 159 1464 1011">S84</td> <td data-bbox="1464 159 1509 1011">代替注水用装置</td> <td data-bbox="1509 159 1554 1011">機器製造会社 (A) ・住友中心 スアレイ装置 B57-1</td> <td data-bbox="1554 159 1599 1011"></td> </tr> </table>	S51	緊急時交流電源の制御装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2B		S52	緊急時交流電源の制御装置(2)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C		S53	緊急時交流電源の制御装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C		S54	緊急時交流電源の制御装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2D		S55	緊急時交流電源の制御装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C		S56	緊急時交流電源の制御装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2D		S59	緊急時交流電源の制御装置(2)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C		S60	緊急時交流電源の制御装置(2)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C		S81	代替注水用装置	機器製造会社 (A) ・住友中心 スアレイ装置 B57-1		S82	代替注水用装置	機器製造会社 (B) ・日立KSS-11		S83	代替注水用装置	機器製造会社 (A) ・住友中心 スアレイ装置 B57-1		S84	代替注水用装置	機器製造会社 (A) ・住友中心 スアレイ装置 B57-1			<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
S51	緊急時交流電源の制御装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2B																																																	
S52	緊急時交流電源の制御装置(2)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C																																																	
S53	緊急時交流電源の制御装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C																																																	
S54	緊急時交流電源の制御装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2D																																																	
S55	緊急時交流電源の制御装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C																																																	
S56	緊急時交流電源の制御装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2D																																																	
S59	緊急時交流電源の制御装置(2)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C																																																	
S60	緊急時交流電源の制御装置(2)	460V 原子炉建屋交流電源の制御装置 2C																																																	
S81	代替注水用装置	機器製造会社 (A) ・住友中心 スアレイ装置 B57-1																																																	
S82	代替注水用装置	機器製造会社 (B) ・日立KSS-11																																																	
S83	代替注水用装置	機器製造会社 (A) ・住友中心 スアレイ装置 B57-1																																																	
S84	代替注水用装置	機器製造会社 (A) ・住友中心 スアレイ装置 B57-1																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p>表57-9-17-2 副田電路 原子炉格納容器上設注水設備(5)条(6/7)</p> <p>重大事故防止設備 設計基準事故対応設備</p> <table border="1"> <tr> <td>S65</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>関西動力工業 (株) 産 835-11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S66</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>AM 制御盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S67</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>AM 制御盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S70</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S71</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S72</td> <td>緊急時交代電源切替機(作盤②)</td> <td>代替電源冷卻ポンプ制御盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S73</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S74</td> <td>緊急時交代電源切替機(作盤②)</td> <td>代替電源冷卻ポンプ制御盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S75</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S76</td> <td>緊急時交代電源切替機(作盤②)</td> <td>0000 HW'0' 運転路一歩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S77</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S78</td> <td>緊急時交代電源切替機(作盤②)</td> <td>0000 HW'0' 運転路二歩</td> <td></td> </tr> </table>	S65	代替注水制御盤	関西動力工業 (株) 産 835-11		S66	代替注水制御盤	AM 制御盤		S67	代替注水制御盤	AM 制御盤		S70	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S71	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S72	緊急時交代電源切替機(作盤②)	代替電源冷卻ポンプ制御盤		S73	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S74	緊急時交代電源切替機(作盤②)	代替電源冷卻ポンプ制御盤		S75	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S76	緊急時交代電源切替機(作盤②)	0000 HW'0' 運転路一歩		S77	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S78	緊急時交代電源切替機(作盤②)	0000 HW'0' 運転路二歩			<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
S65	代替注水制御盤	関西動力工業 (株) 産 835-11																																																	
S66	代替注水制御盤	AM 制御盤																																																	
S67	代替注水制御盤	AM 制御盤																																																	
S70	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																	
S71	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																	
S72	緊急時交代電源切替機(作盤②)	代替電源冷卻ポンプ制御盤																																																	
S73	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																	
S74	緊急時交代電源切替機(作盤②)	代替電源冷卻ポンプ制御盤																																																	
S75	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																	
S76	緊急時交代電源切替機(作盤②)	0000 HW'0' 運転路一歩																																																	
S77	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																	
S78	緊急時交代電源切替機(作盤②)	0000 HW'0' 運転路二歩																																																	

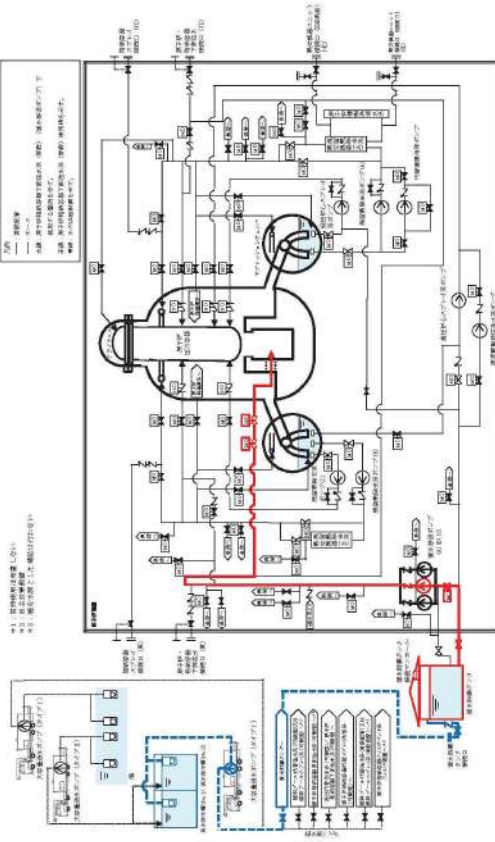
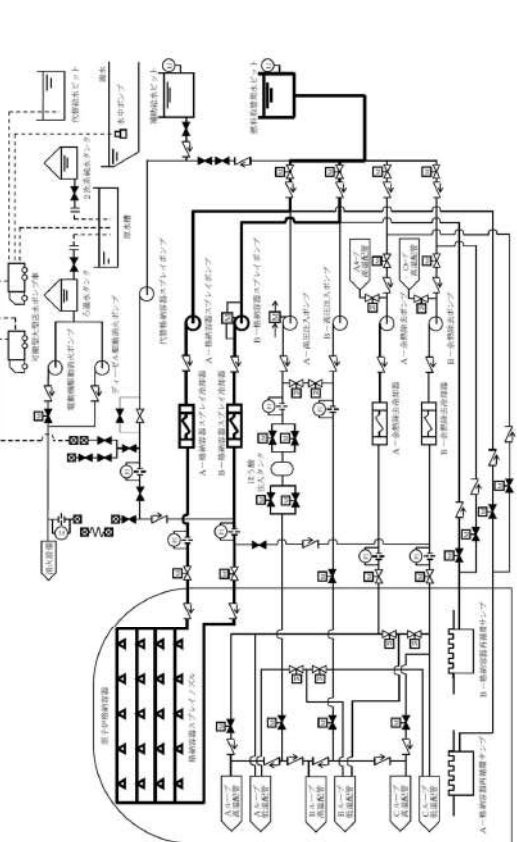
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-17-2 閉鎖用電路 原子炉格納容器下部注水設備(5)(7/7) 重大事故防止設備 設計基準事故対処設備			
S79	代替注水用調整 400V 2/B MCC 20-1		【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
S80	代替注水用調整 400V 2/B MCC 20-1		
S81	代替注水用調整 400V 2/B MCC 20-1		
S82	代替注水用調整 400V 2/B MCC 20-1		
S83	代替注水用調整 400V 2/B MCC 20-1		
S89	緊急可及直電源用調整(取組2) 代替用緊急電源用調整(取組2)		
S109	代替注水用調整 400V 2/B MCC 20-1		
S101	代替注水用調整 400V 2/B MCC 20-1		

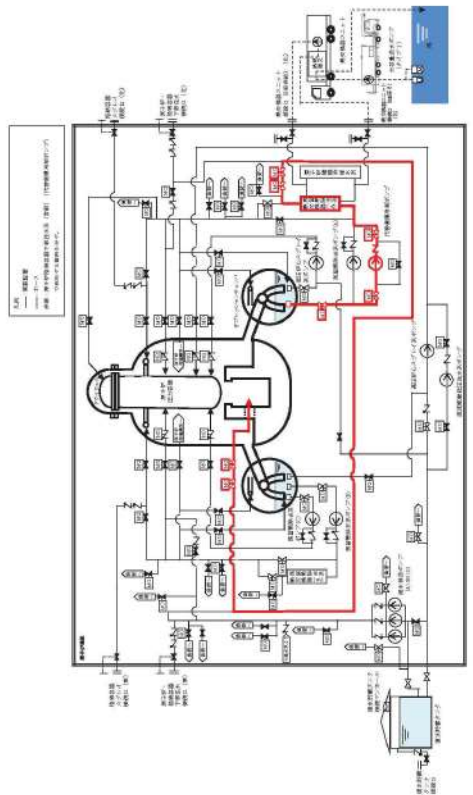
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="683 1045 1220 1061">図 57-9-45 原子が格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ)の系統概要図</p>	 <p data-bbox="1803 351 1825 893">図 57.9.32 原子炉格納容器下部注水設備 (格納容器スプレイポンプ) の系統概要図</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2139 196">記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 201 1904 225">【女川】</p> <p data-bbox="1848 229 1926 253">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2157 367" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

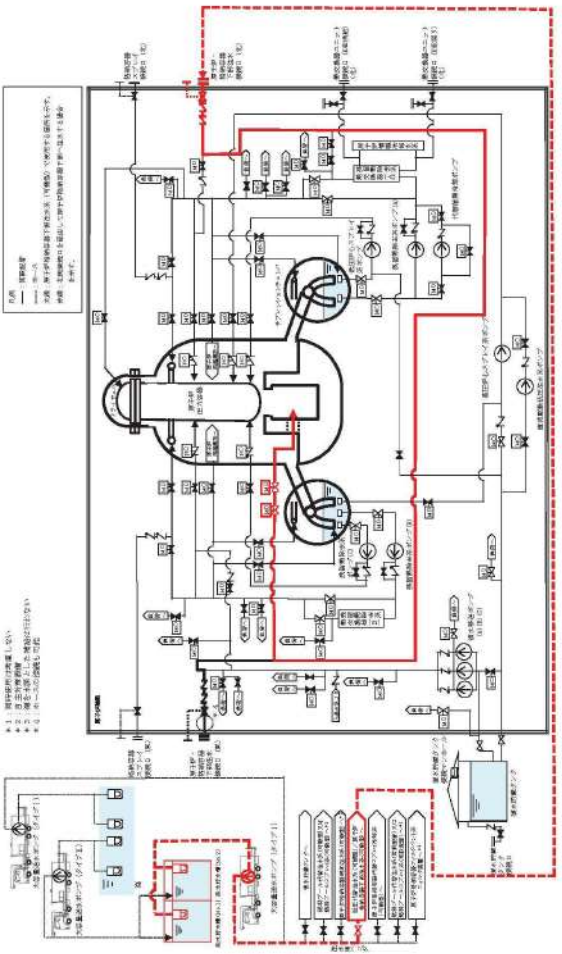
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 989 1232 1013">図 57-9-46 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

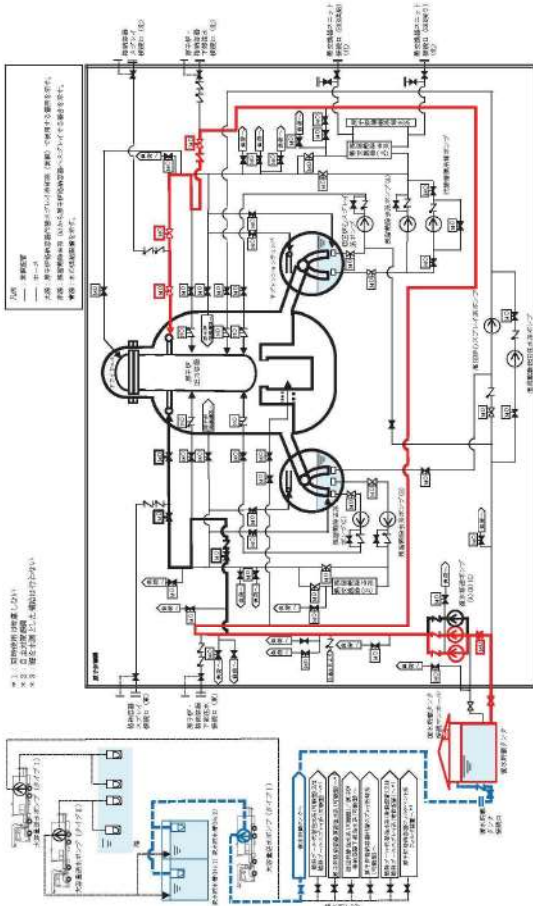
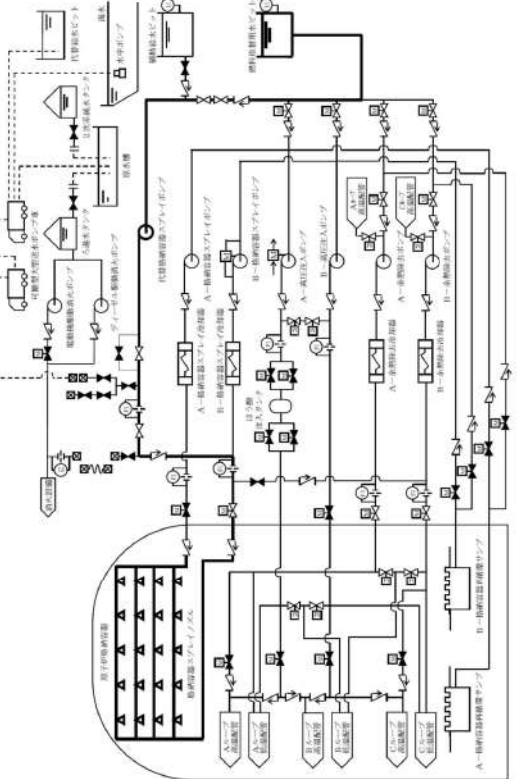
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-47 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型)の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

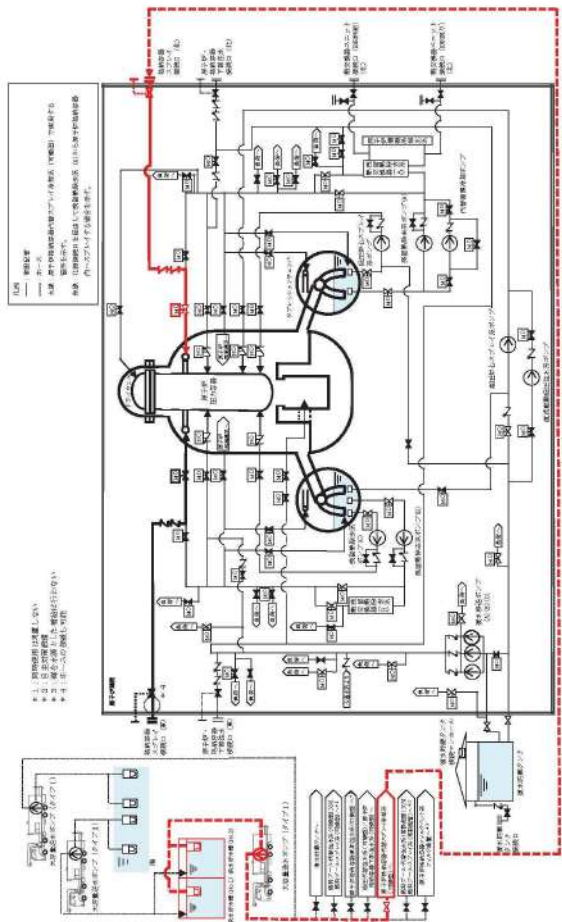
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-48 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(前設)の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.33 原子炉格納容器下部注水設備 (代替格納容器スプレィポンプ) の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるとい点において同等である。

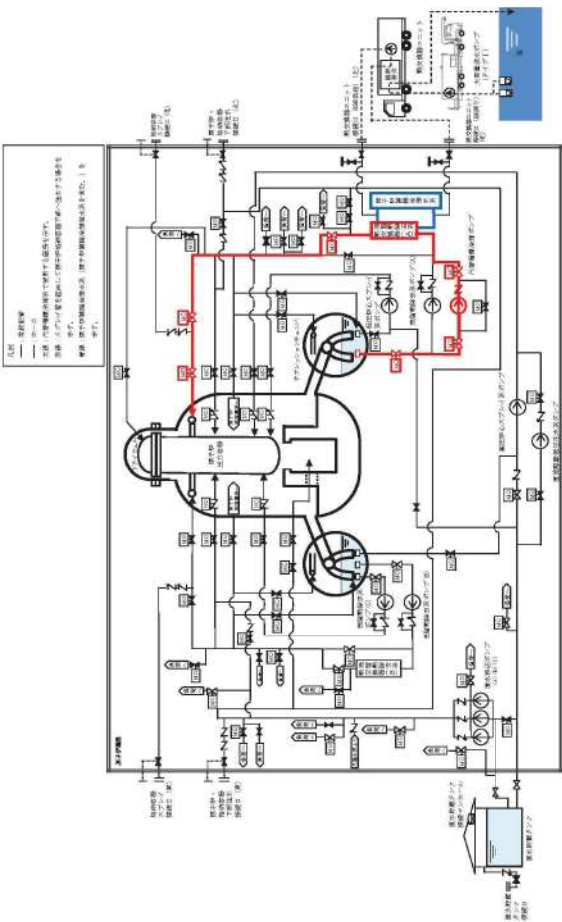
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-49 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

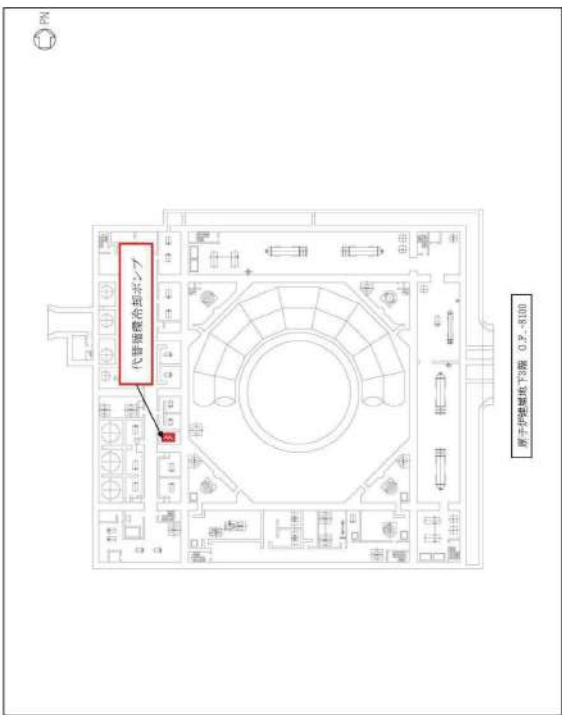
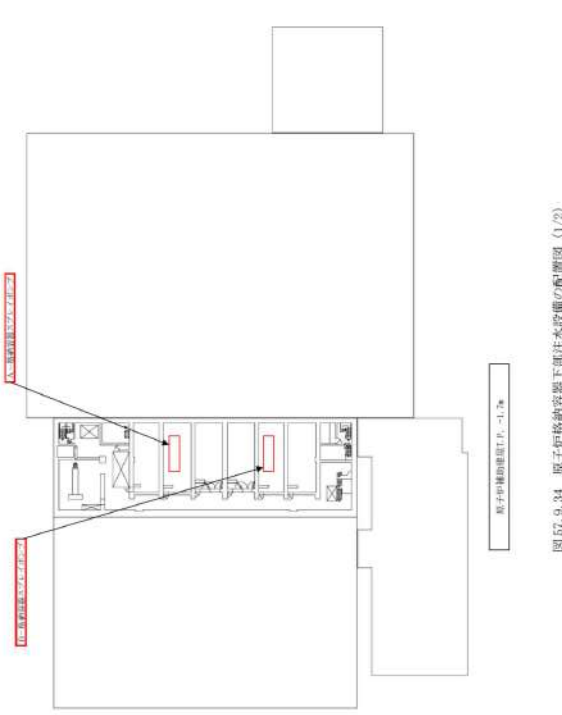
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 303 761 526">凡例 図記号 1. 図記号の記載は、本図の記載を参照して行われる。 2. 図記号の記載は、本図の記載を参照して行われる。 3. 図記号の記載は、本図の記載を参照して行われる。 4. 図記号の記載は、本図の記載を参照して行われる。 5. 図記号の記載は、本図の記載を参照して行われる。</p> <p data-bbox="784 1117 1120 1141">図 57-9-50 代替循環冷却系の系統概要図</p>		<p data-bbox="1836 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

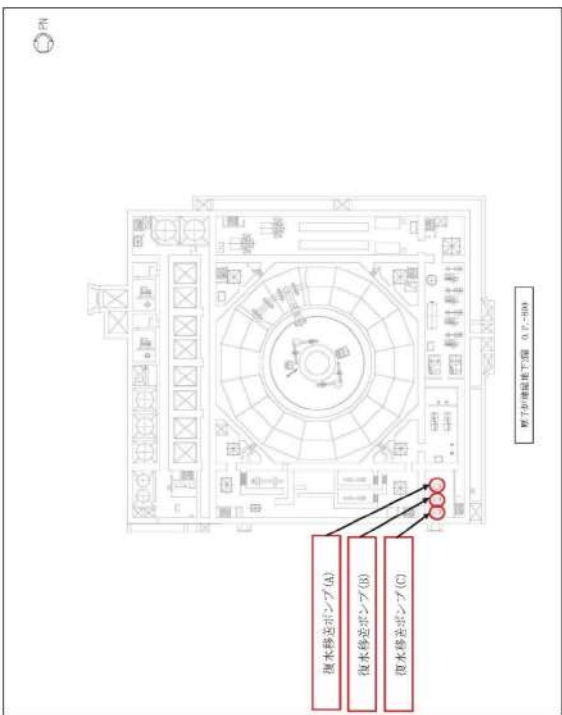
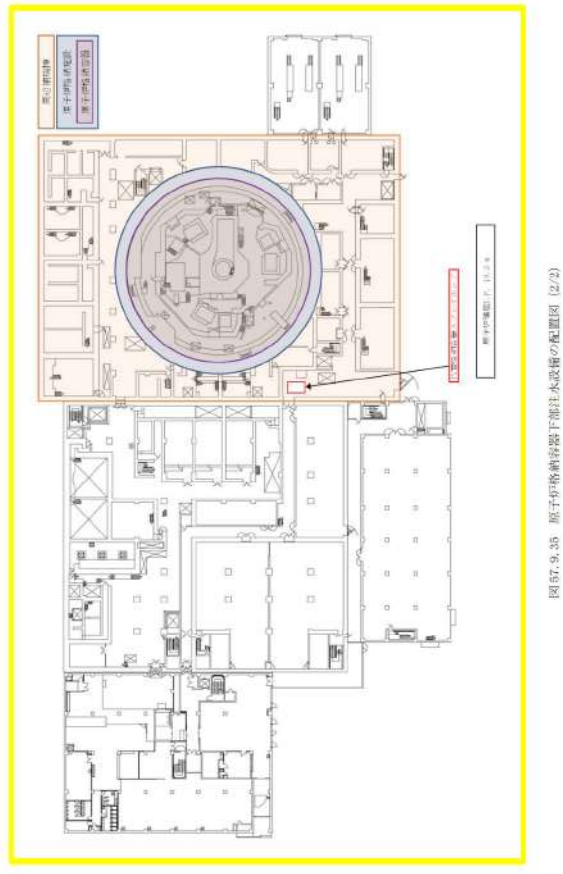
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-61 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図(1/4)</p>	 <p>図57.9.34 原子炉格納容器下部注水設備の配置図 (1/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

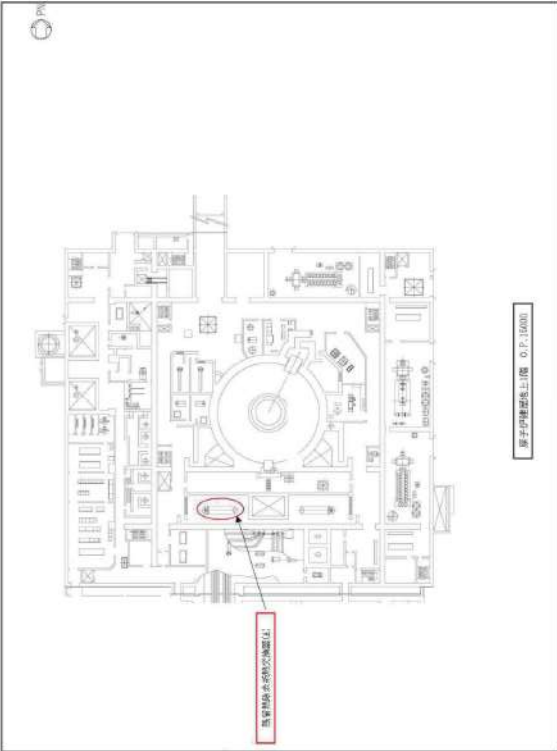
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-52 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図(2/4)</p>	 <p>図57-9-35 原子炉格納容器下部注水系の配置図(2/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

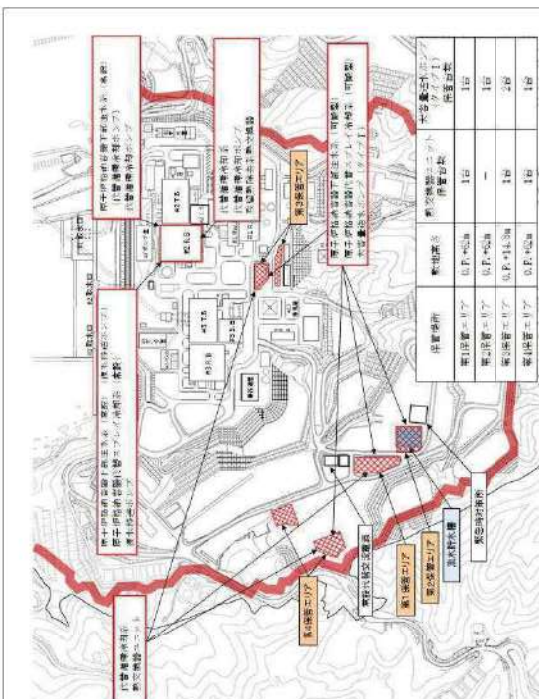
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="689 922 1214 960">図 57-9-53 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図(3/4)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 427" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

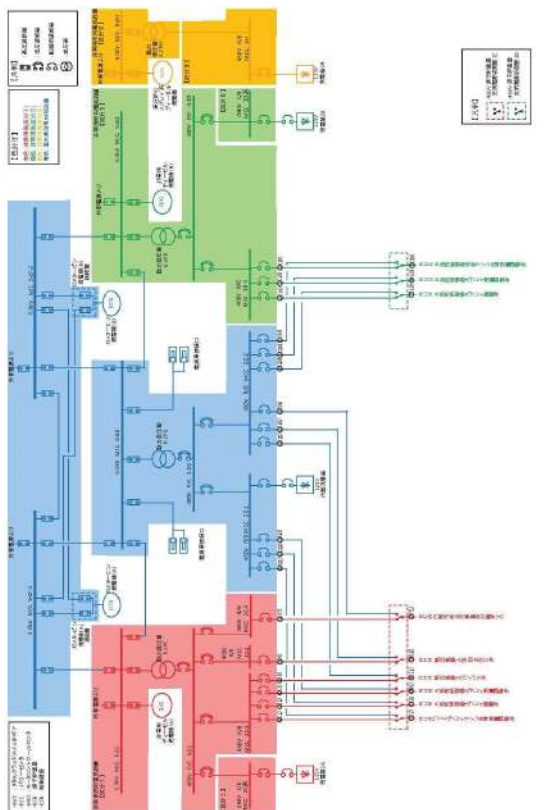
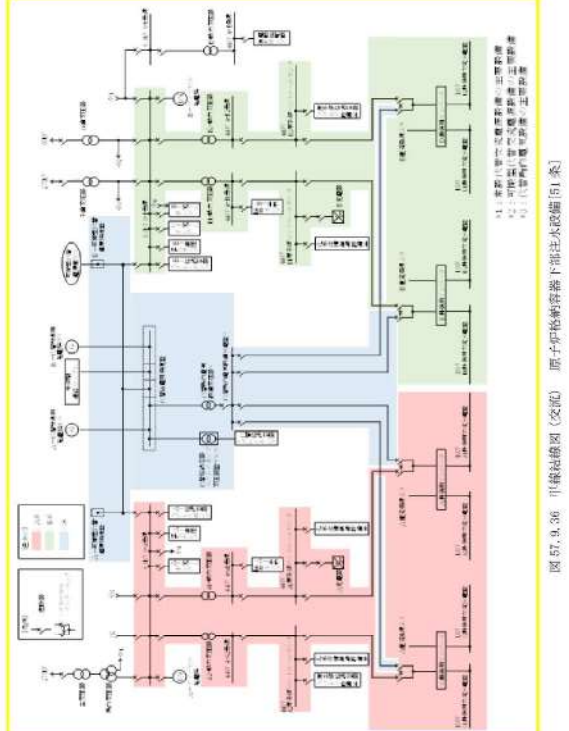
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="694 869 1209 917">図 57-9-54 原子炉格納容器下流注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図(4/4)</p>		<p data-bbox="1848 140 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2150 422" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

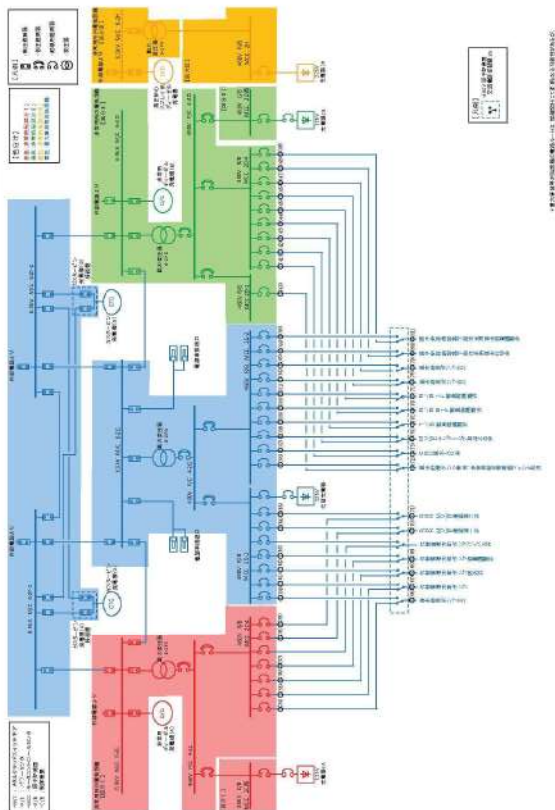
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-55 単線結線図 (交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51 条] (1/2)</p>	 <p>図 57.9.36 単線結線図 (交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51 条]</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

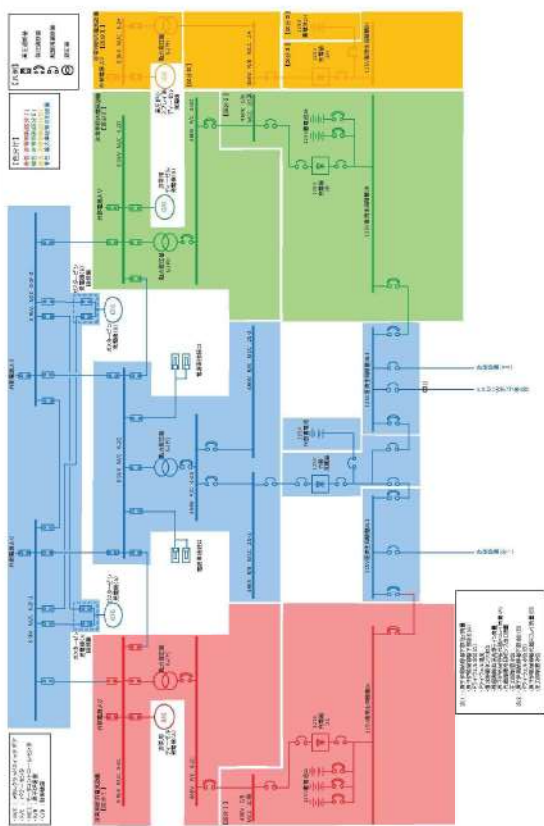
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-56 単線結線図(交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条] (2/2)</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

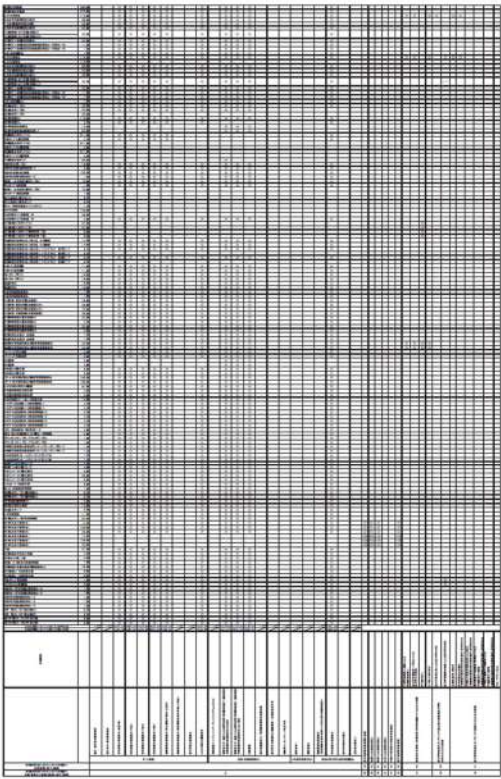
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 1005 1075 1053">図57-9-57 単線結線図(直流) 原子炉格納容器下部注水泵 [51条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

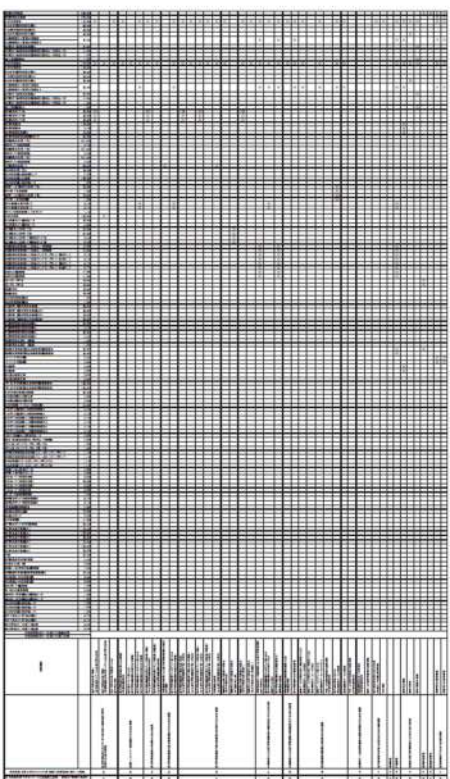
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

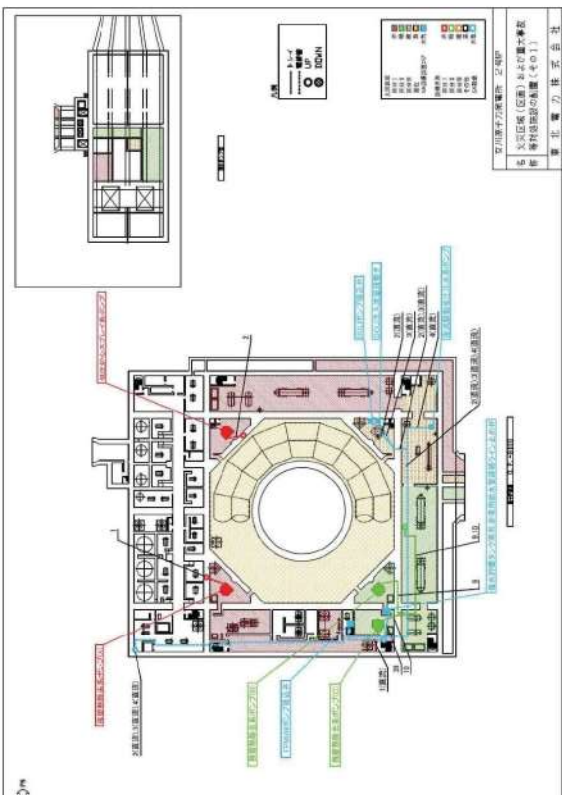
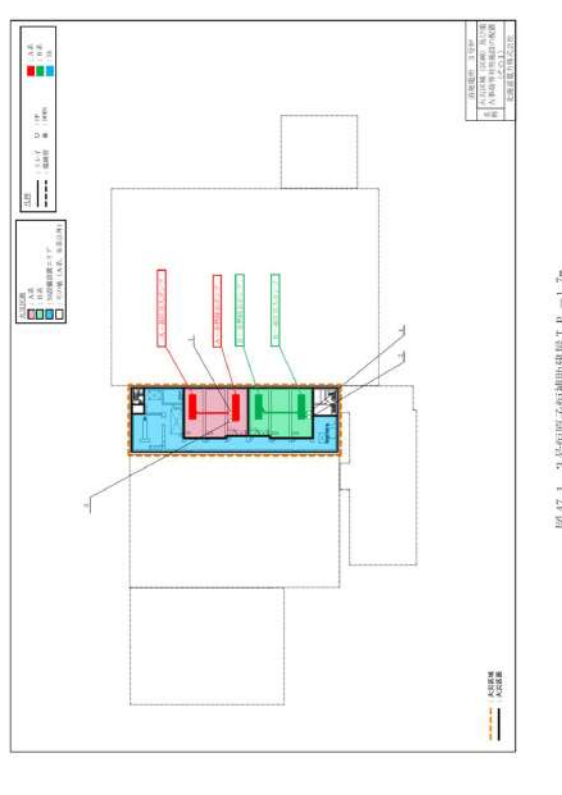
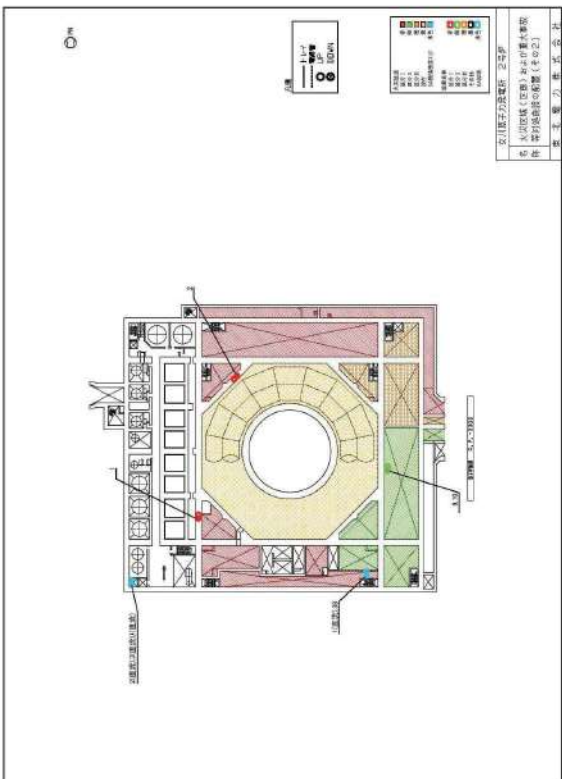
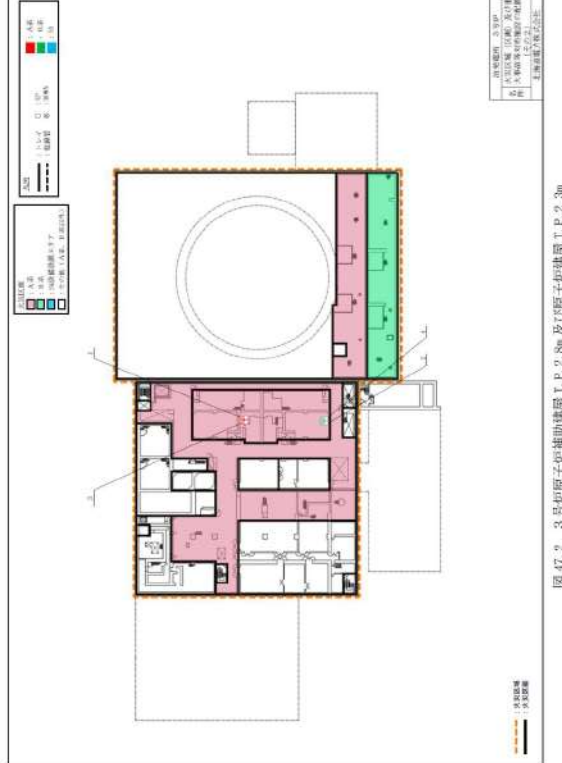
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

図 47.1 3号炉原子炉補助機器工区-1.7m

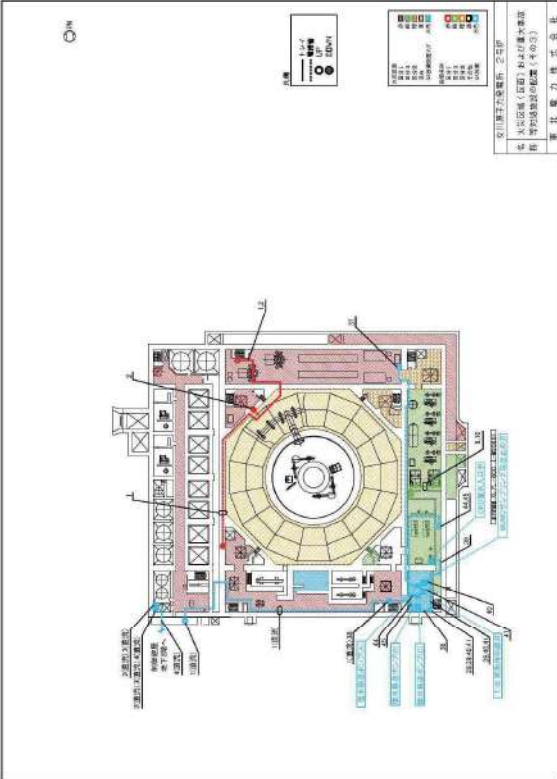
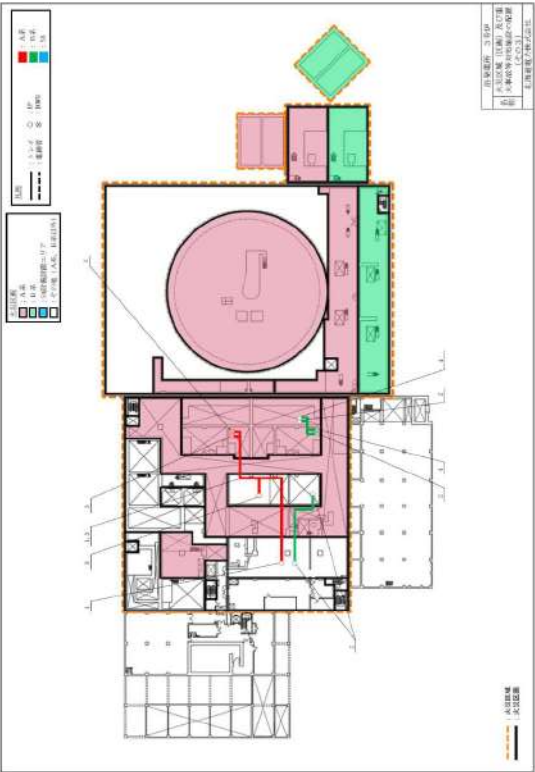
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図47-2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8a 及び原子炉建屋 T.P.2.3a</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

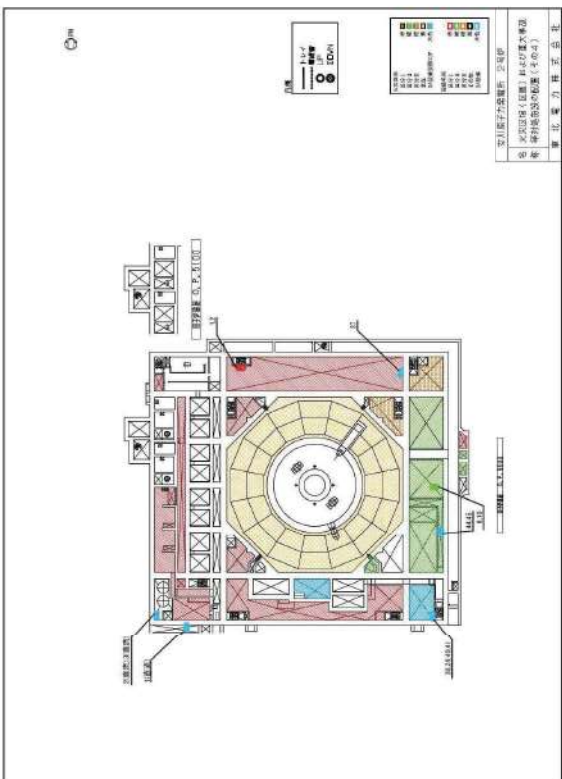
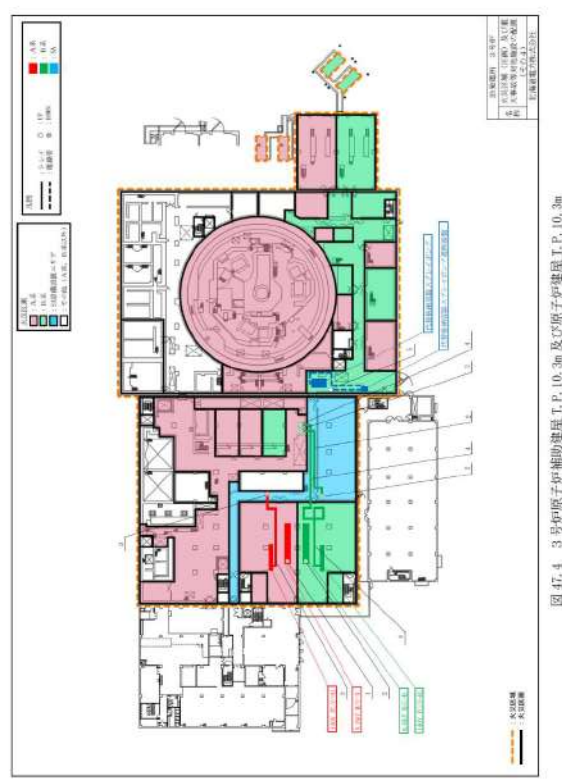
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図 47.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

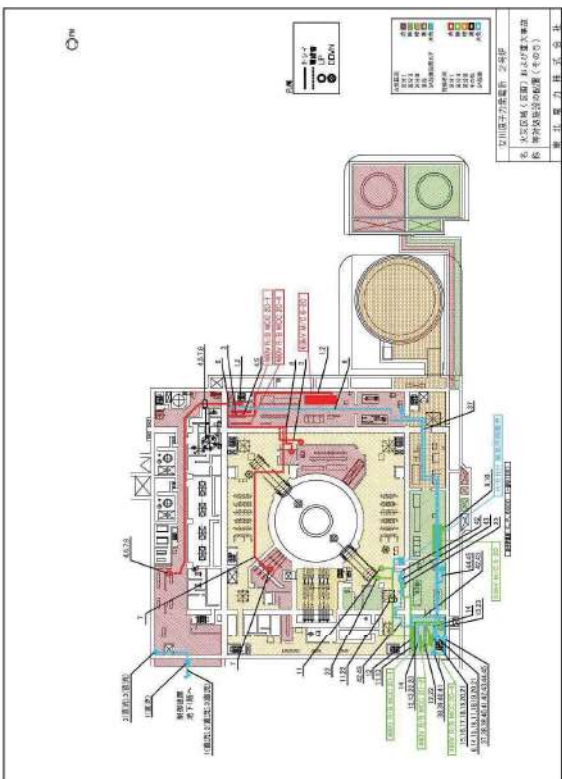
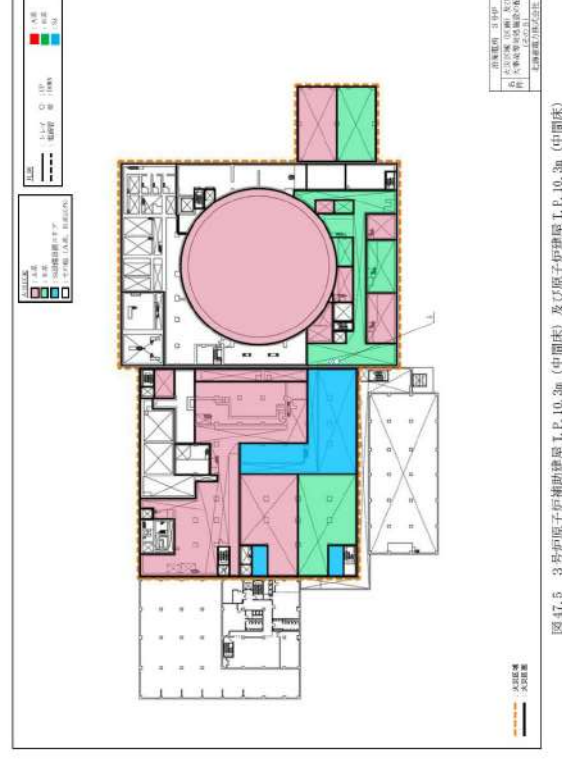
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 47.4 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3m 及び原子炉建屋 T.P.10.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

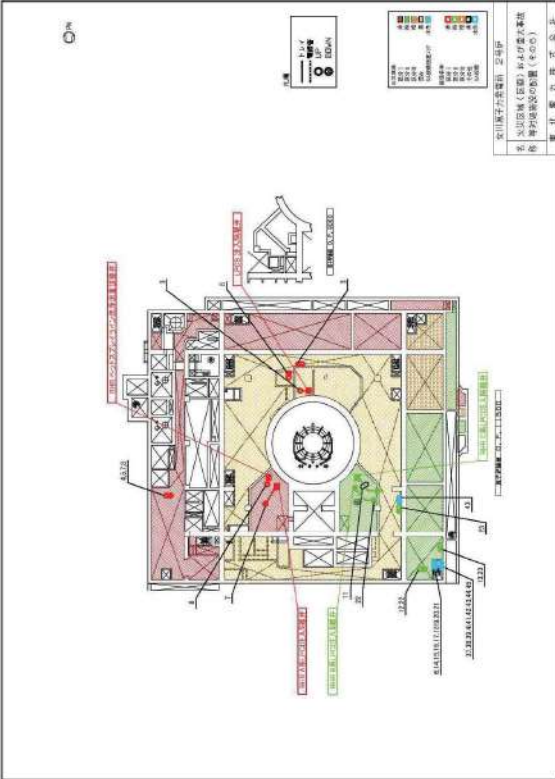
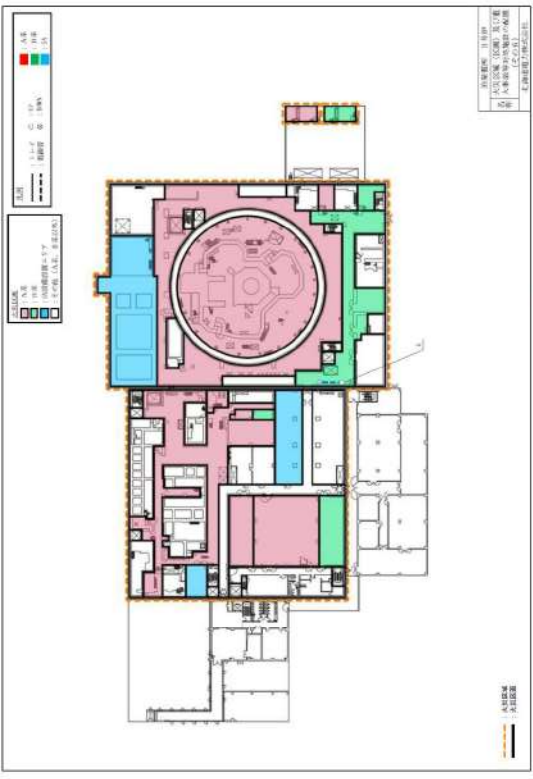
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図47.5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.5m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.10.5m (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

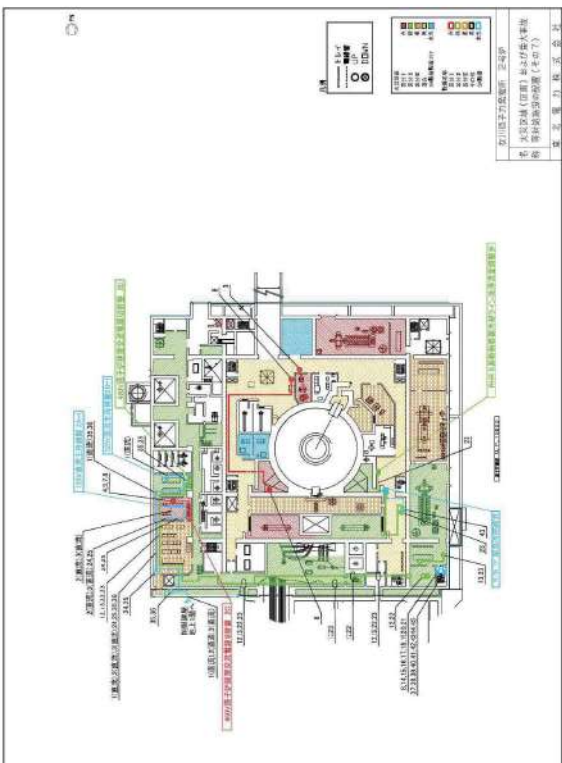
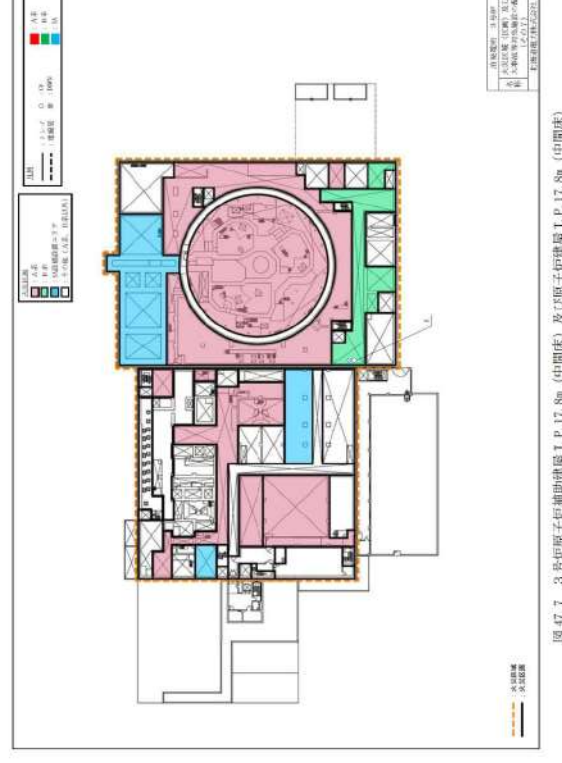
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図47.6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び原子炉建屋 T.P.17.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

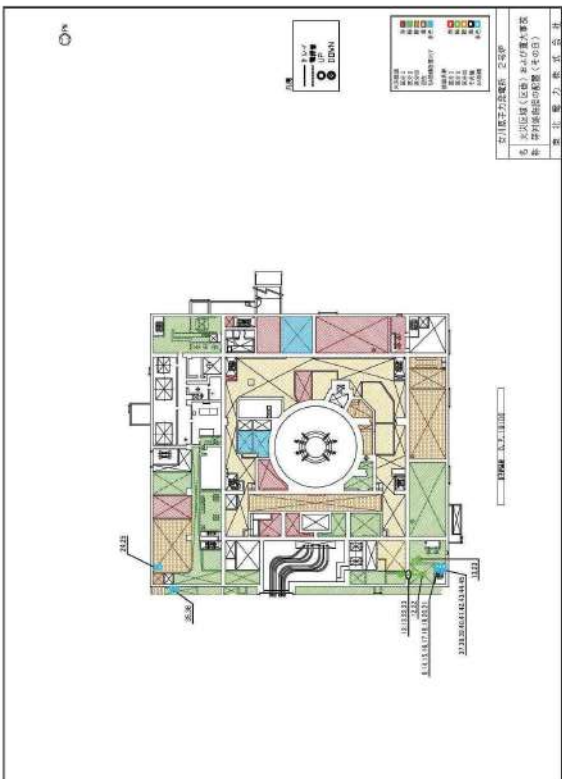
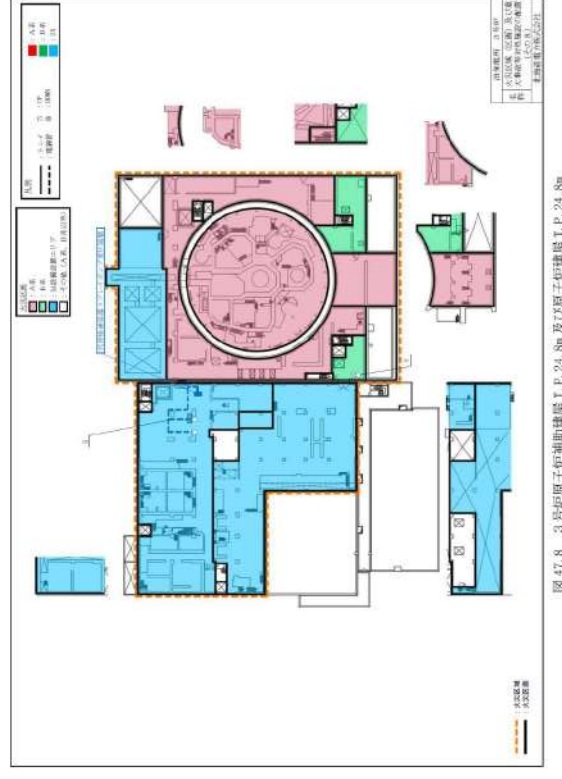
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 47.7 3号炉原子炉補助建屋 1.F.17.8m (中間床) 及び原子炉建屋 1.F.17.8m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

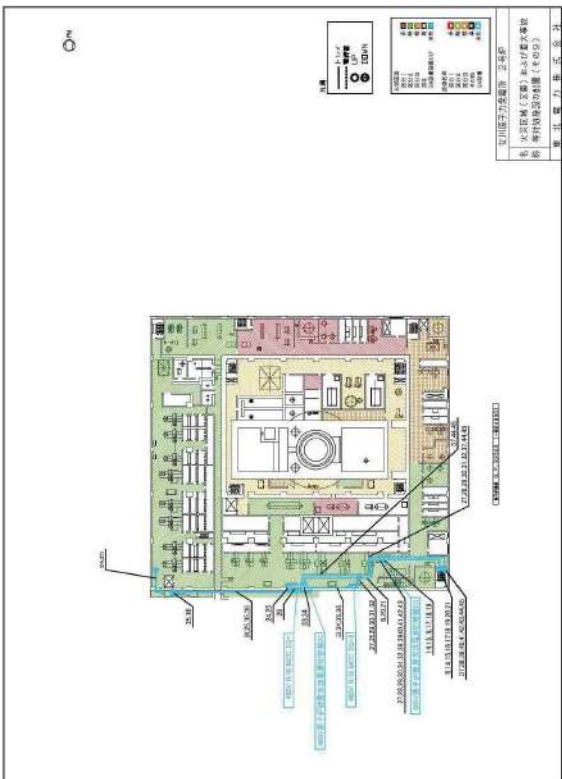
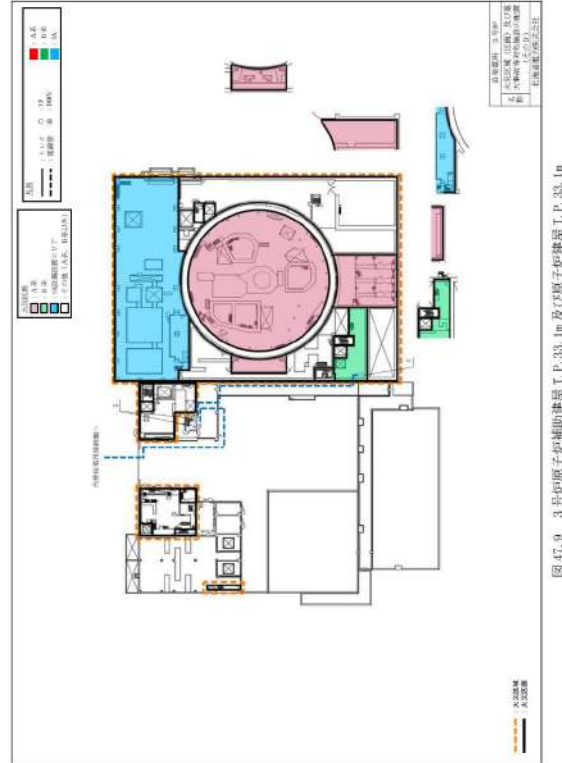
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	 <p>図47.8 3号炉原子炉補助建屋 T.P.24.8a 及び原子炉建屋 T.P.24.8b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

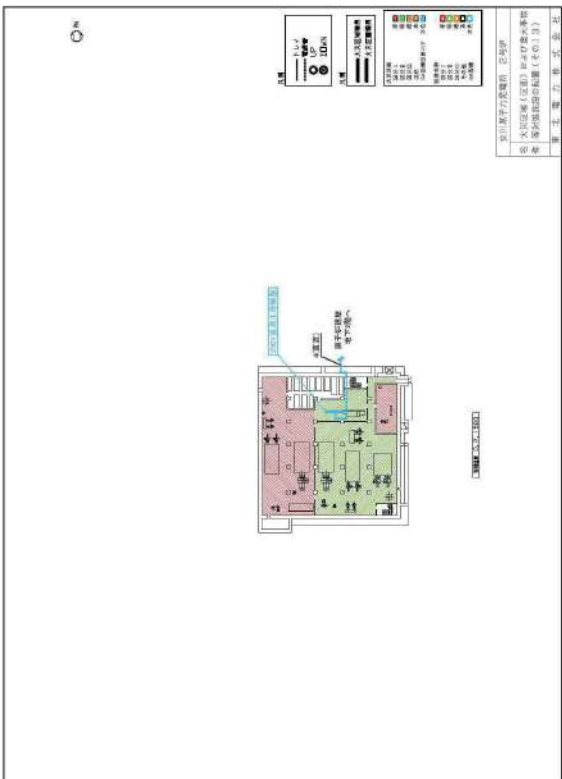
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-8 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	 <p>図47-9 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m 及び原子炉建屋 T.P.33.1m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

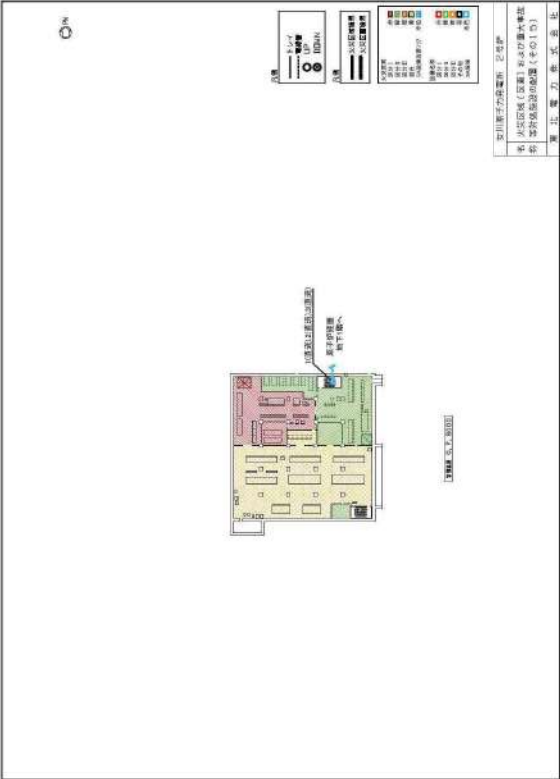
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-10 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

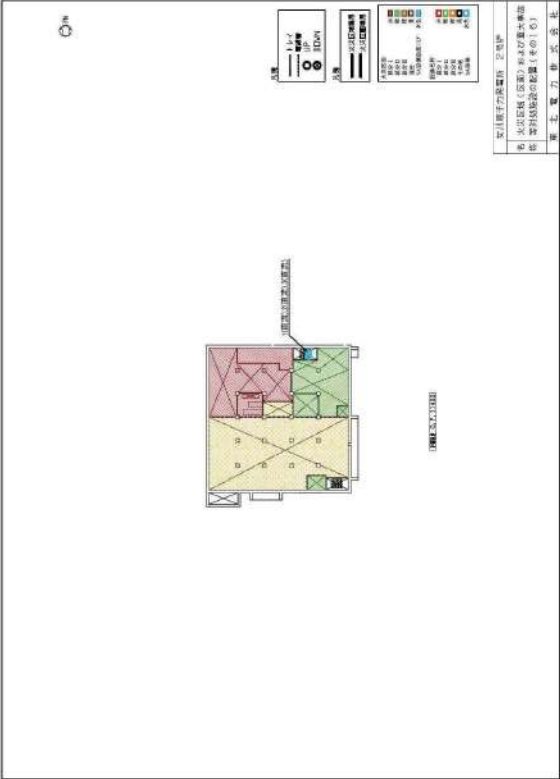
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-11: 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

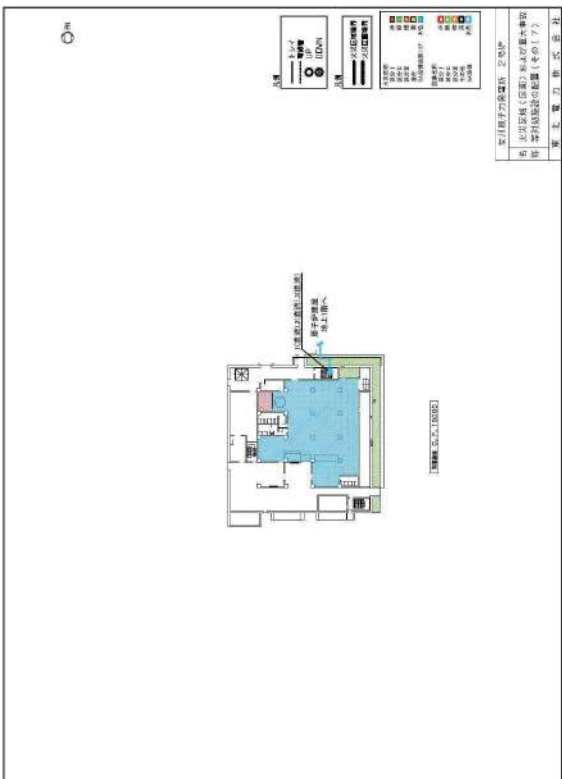
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-12 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

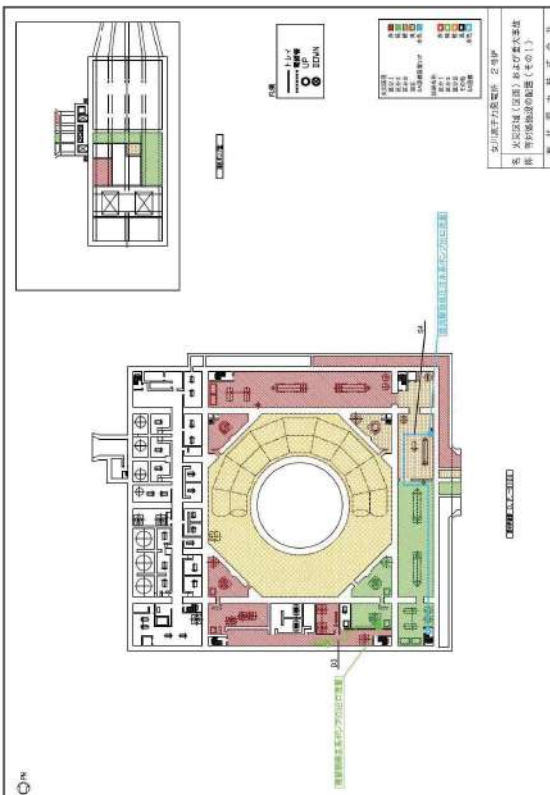
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-13 2号炉初動建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

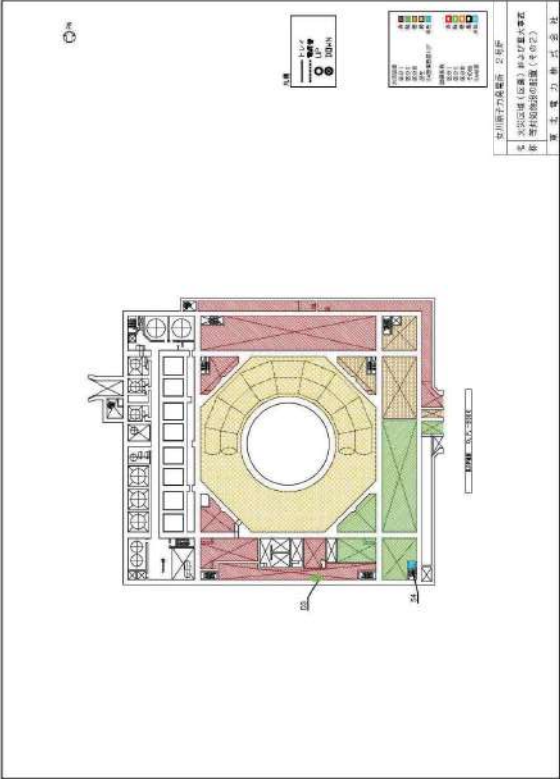
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-14 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

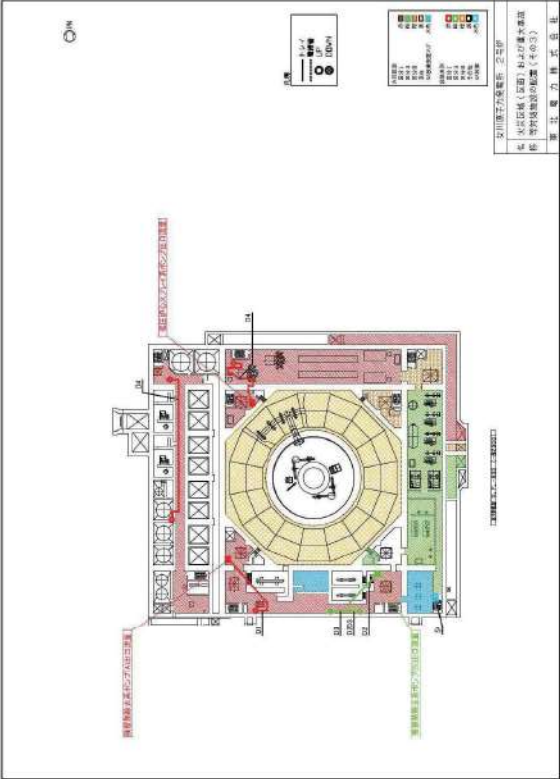
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

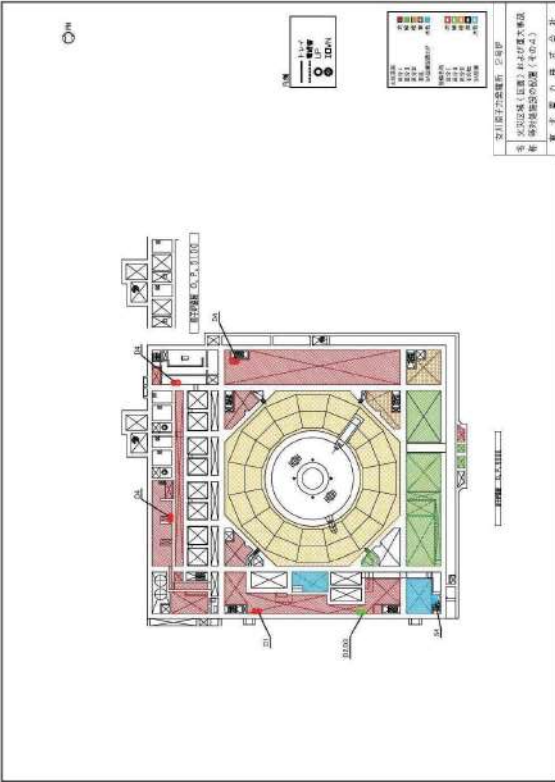
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図47-16 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

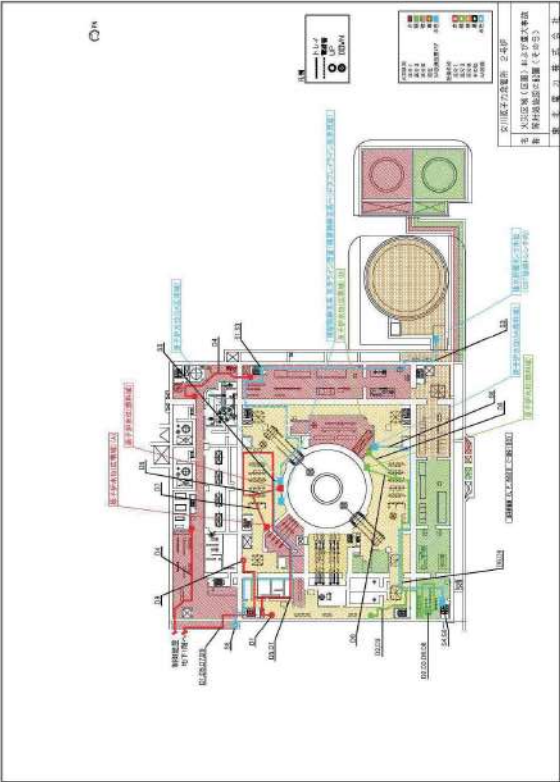
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-17 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

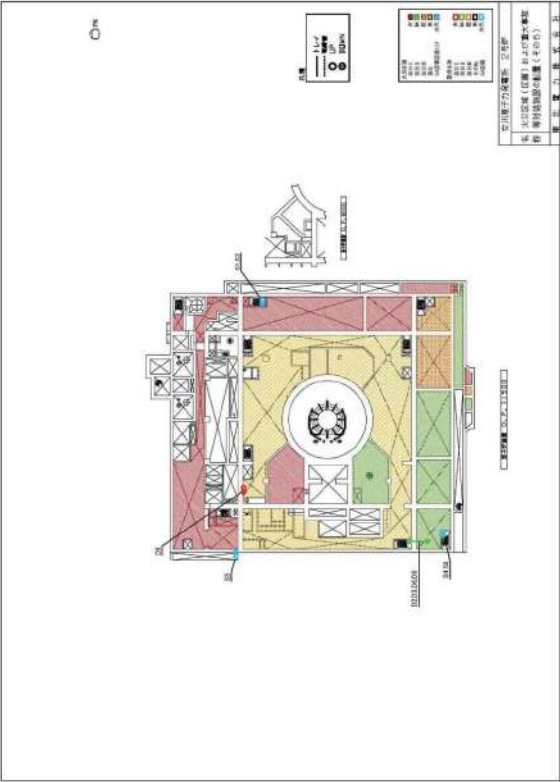
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図47-18 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

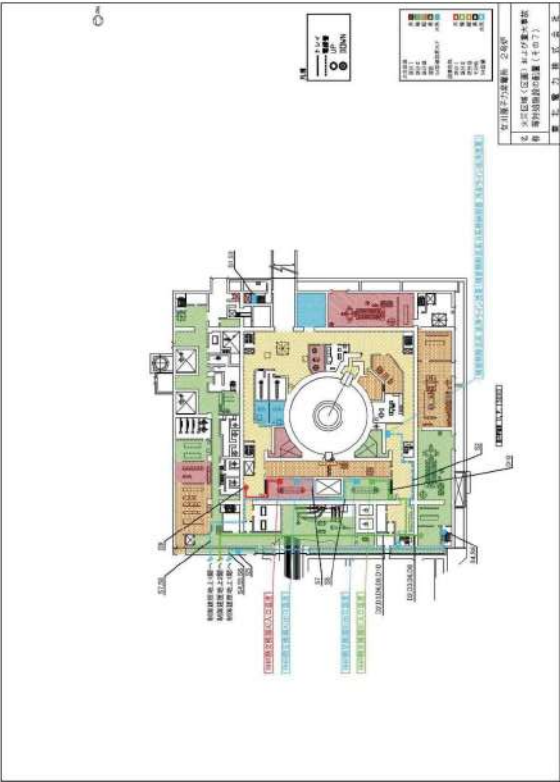
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 978">図47-19 2号炉原子力建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 177 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2152 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

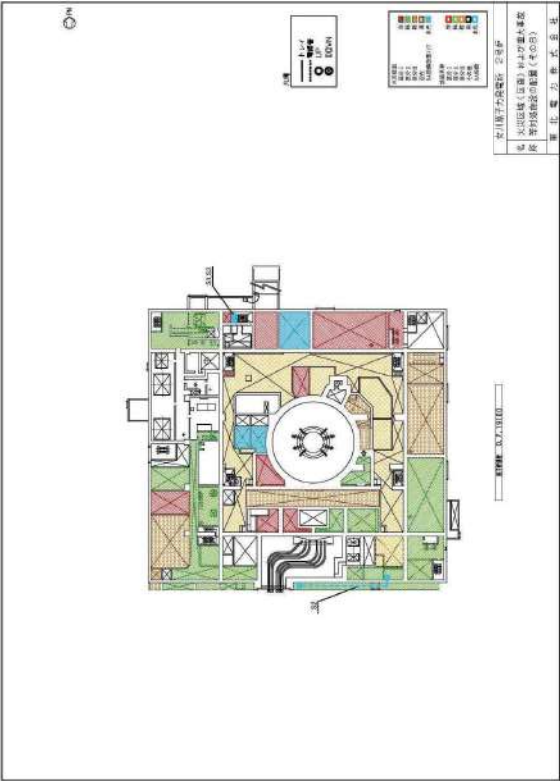
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 981">図47-20 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

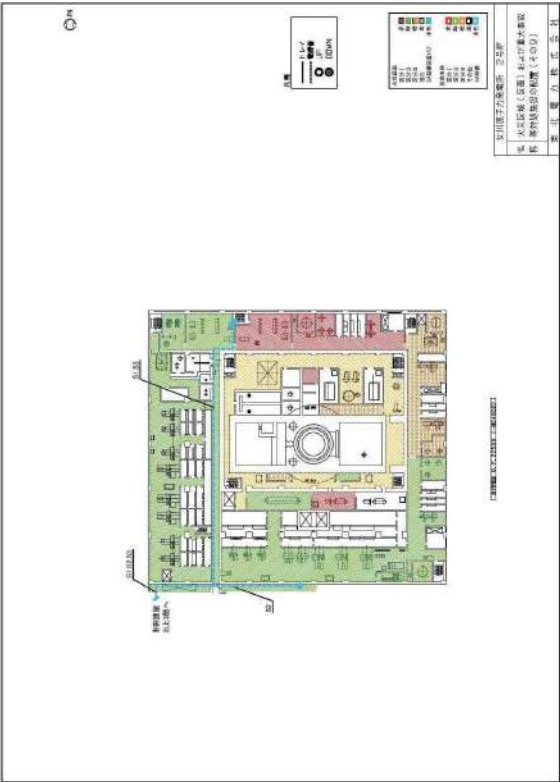
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-21 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

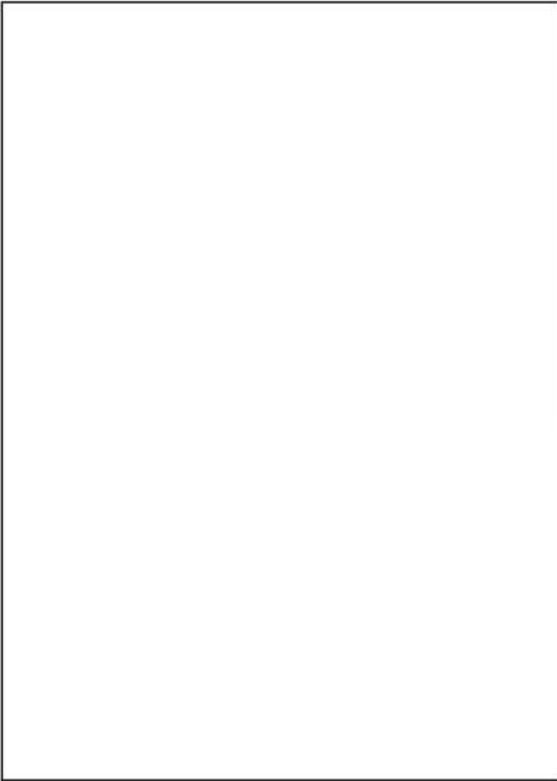
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-22 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 979">図47-23 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 991 1218 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 981">図47-24 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

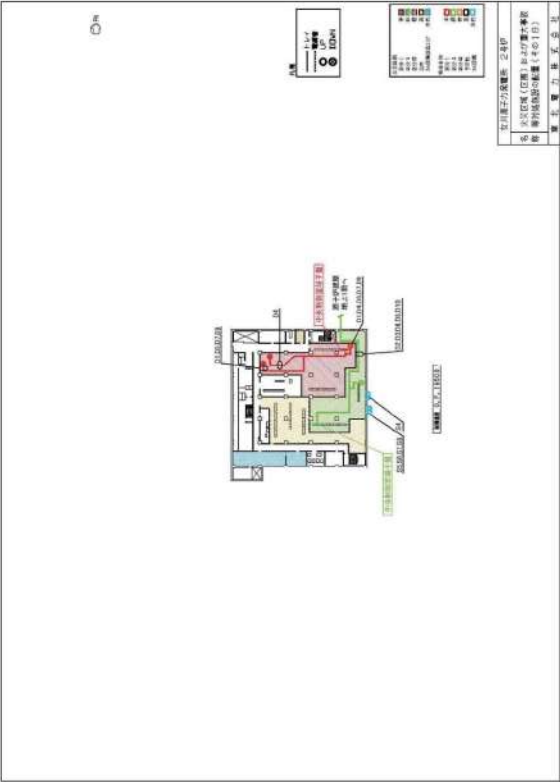
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図47-25 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

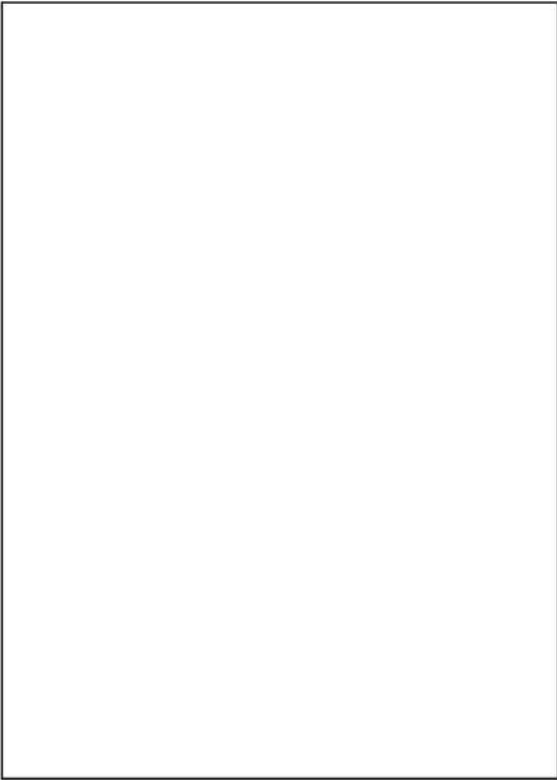
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図47-26 2号制御建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

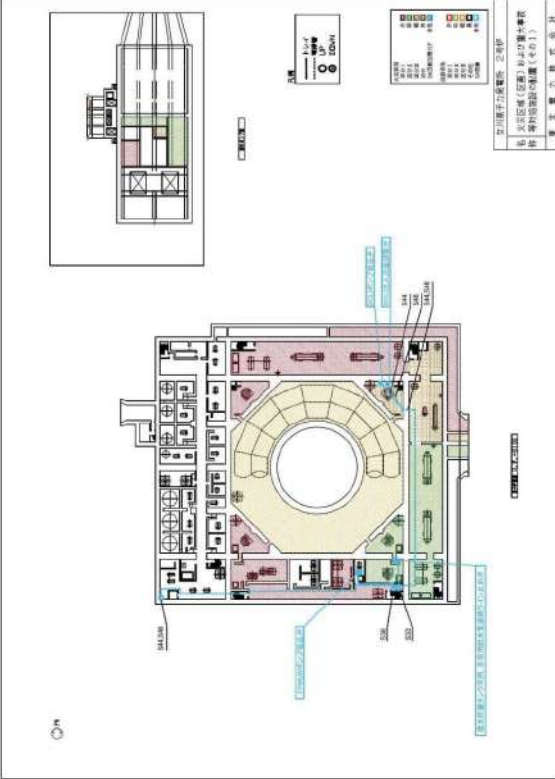
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 959 1077 981">図47-27 2号伊前御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="904 991 1223 1013">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

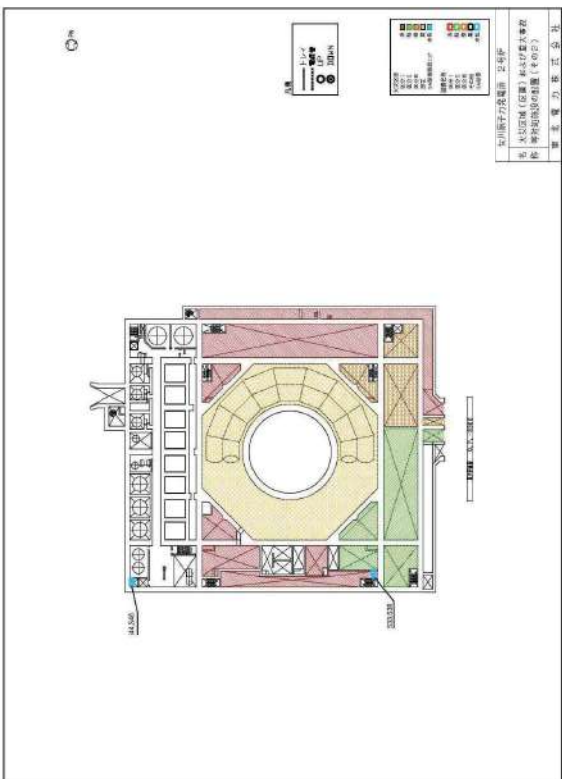
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-28 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

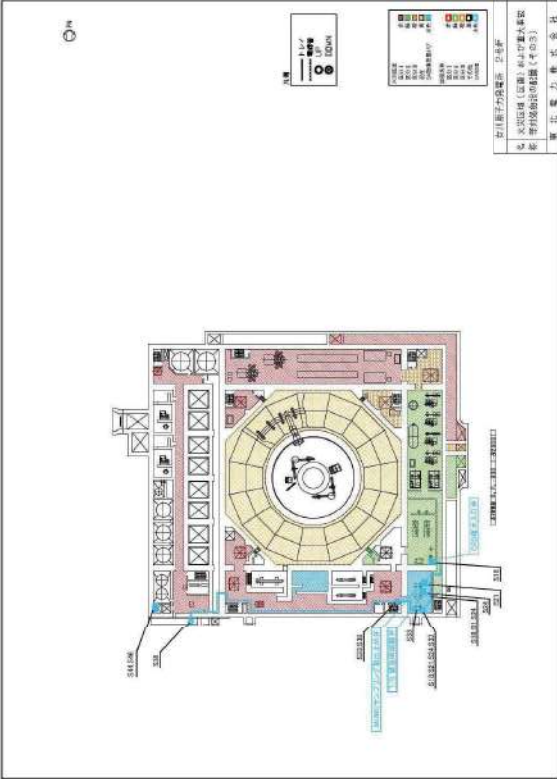
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-29 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

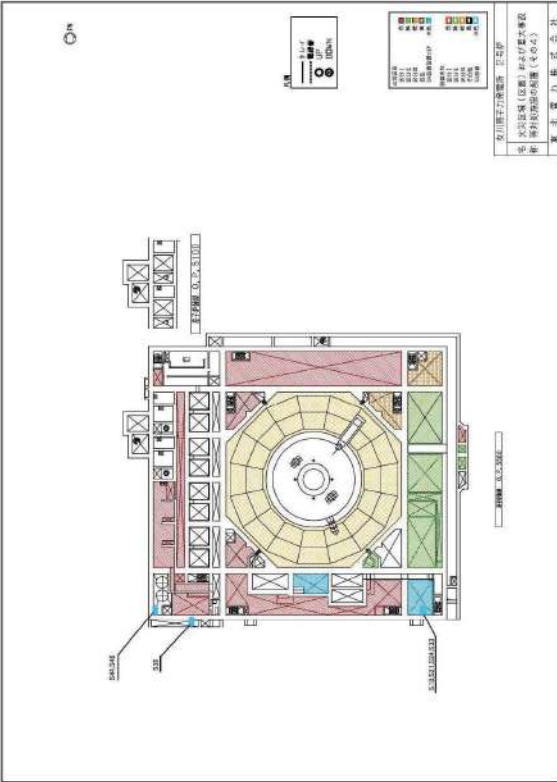
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図47-30 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

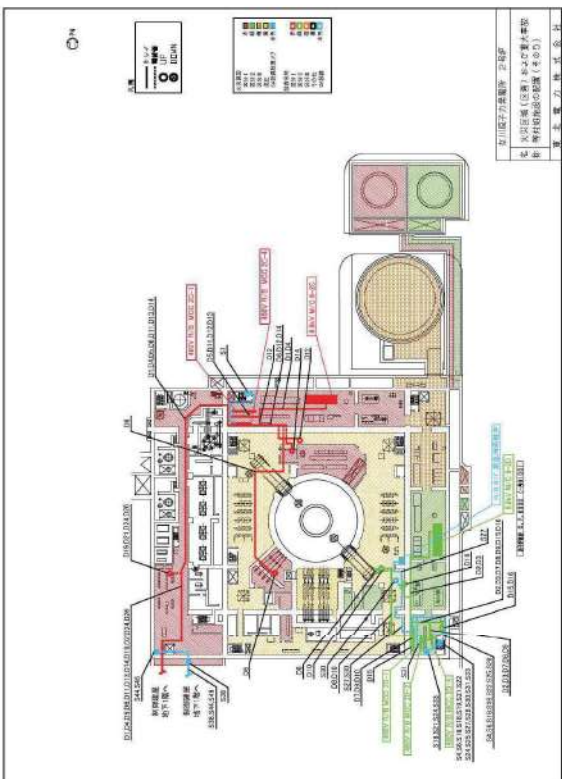
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 47-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

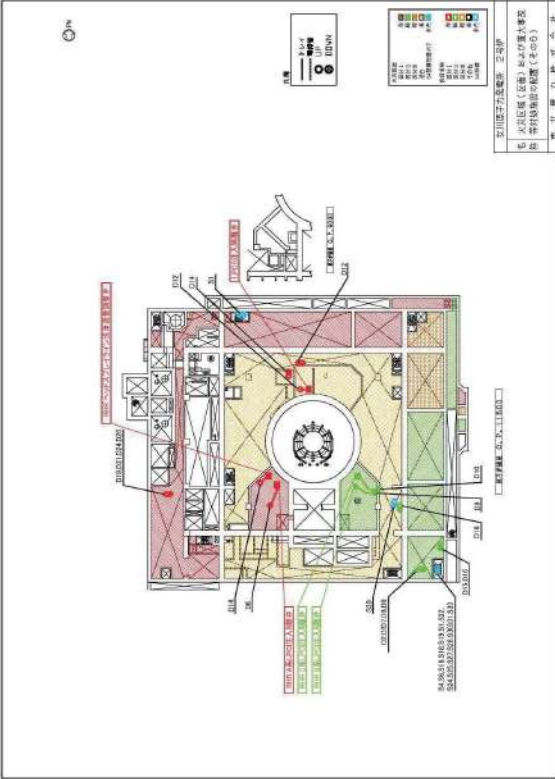
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 957 1075 981">図 47-32 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1836 135 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 1971 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

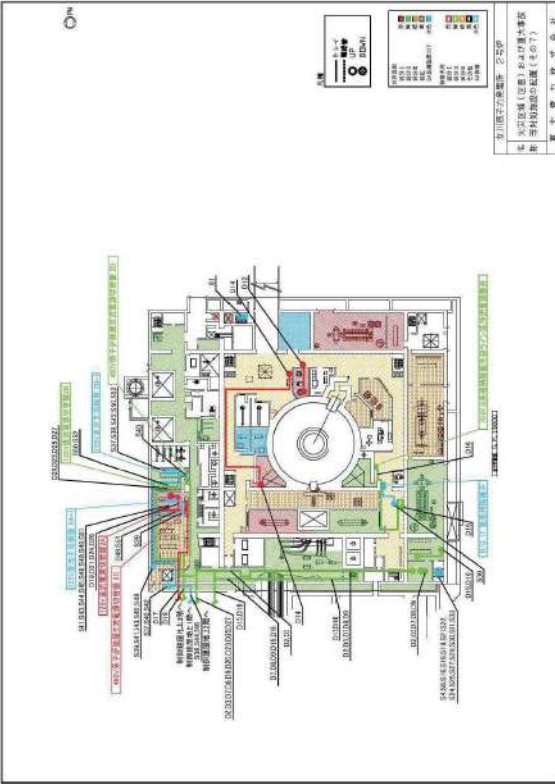
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図47-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図 47-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

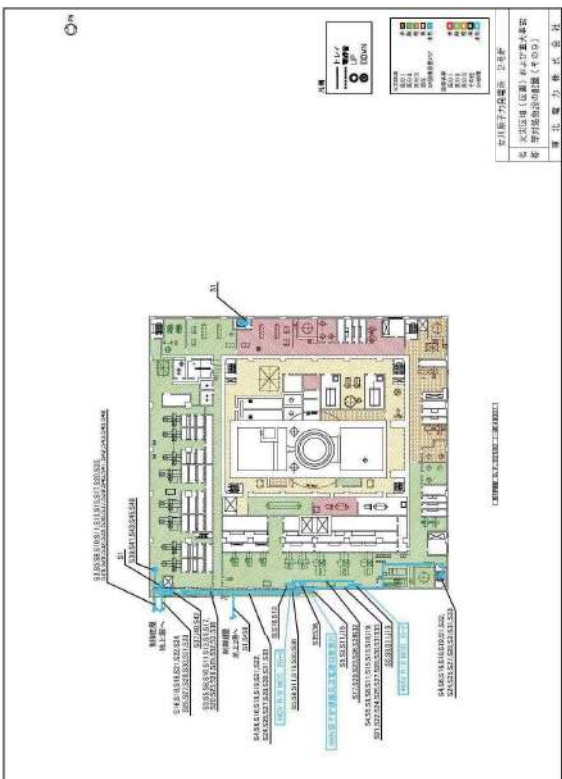
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-36 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

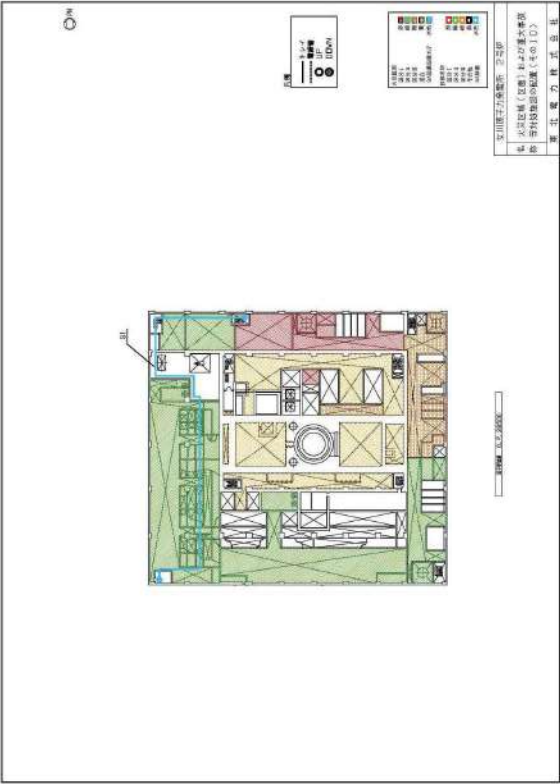
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

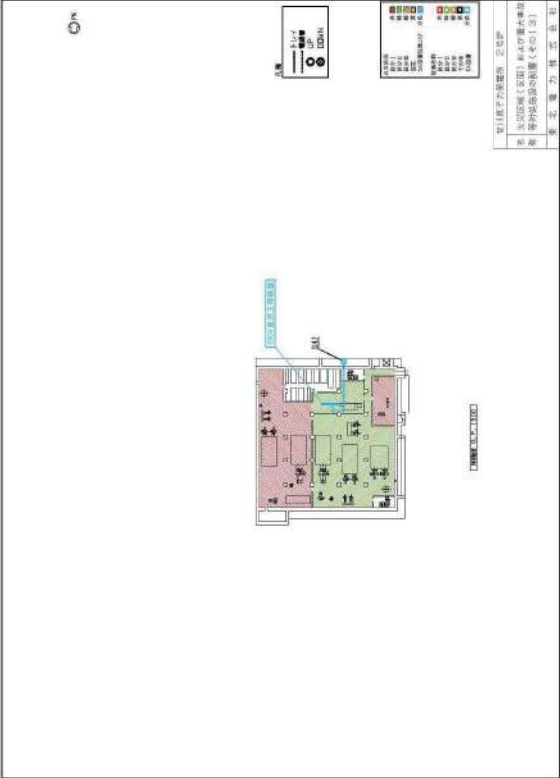
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-37 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-38 2号炉制御塔屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

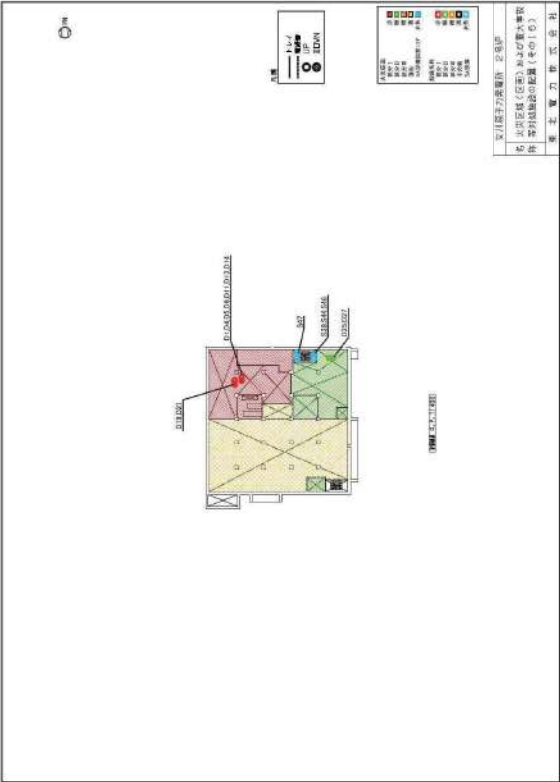
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 963 1077 983">図47-39 2号炉副御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 991 1227 1015">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

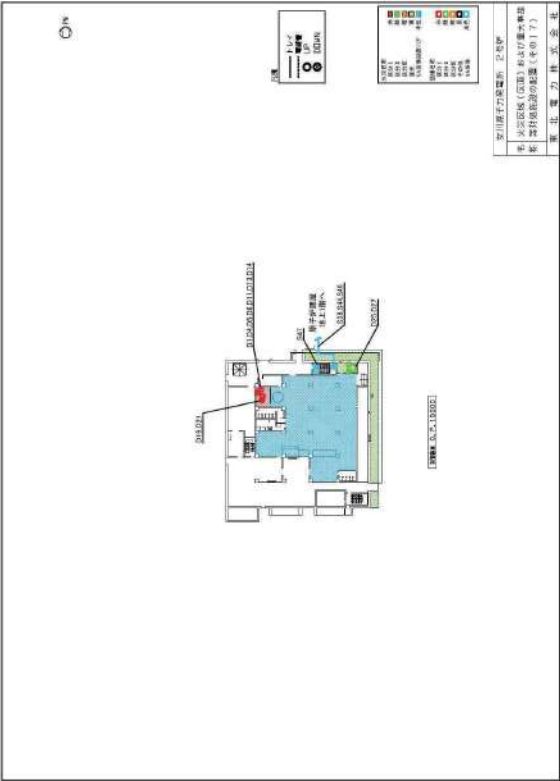
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-40 2号炉制御棟 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

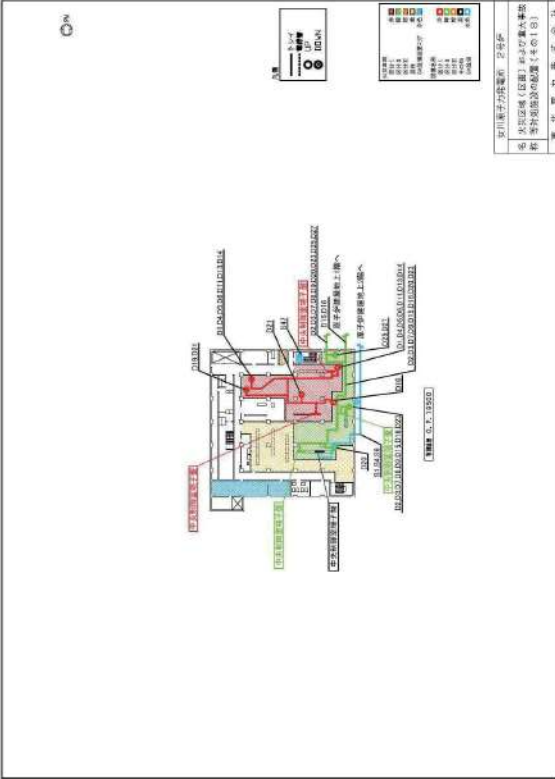
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図47-41 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

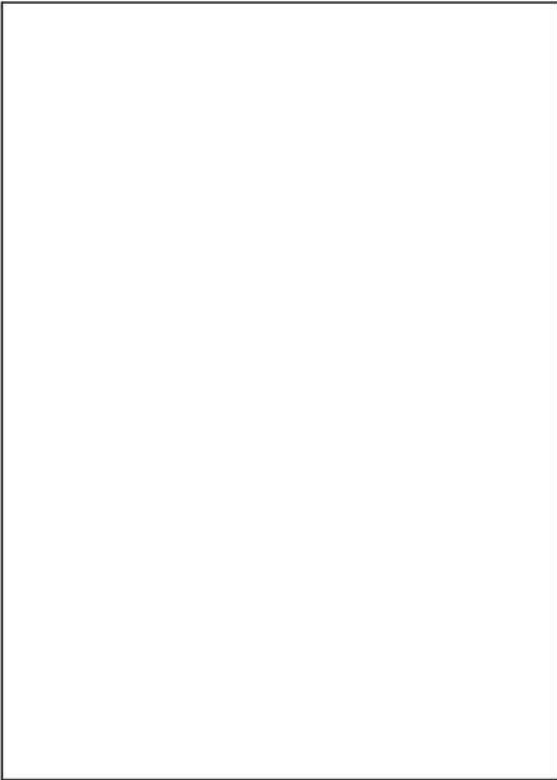
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-42 2号炉別館2階 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

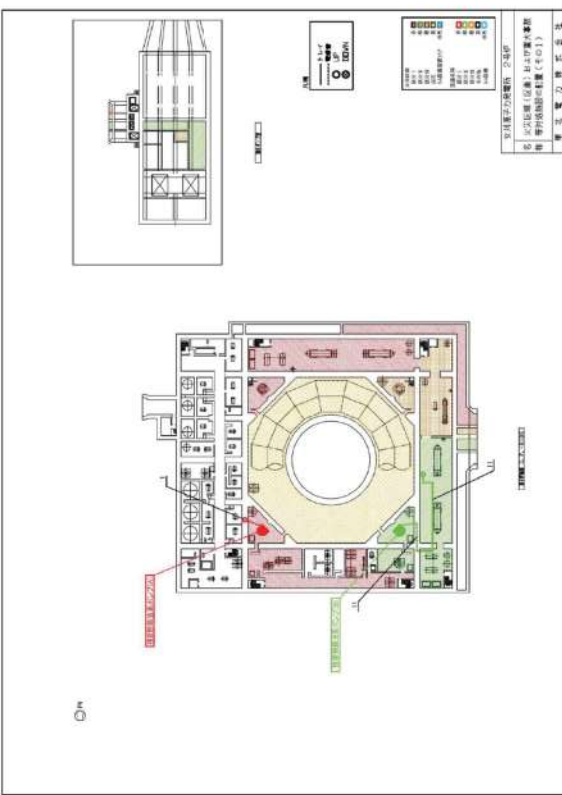
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 963 1077 983">図 47-43 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="904 991 1218 1010">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 142 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2152 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

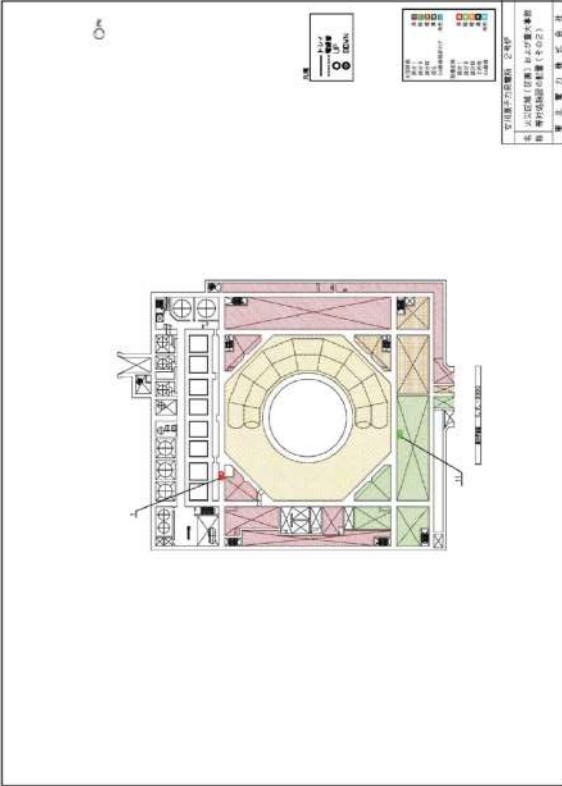
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

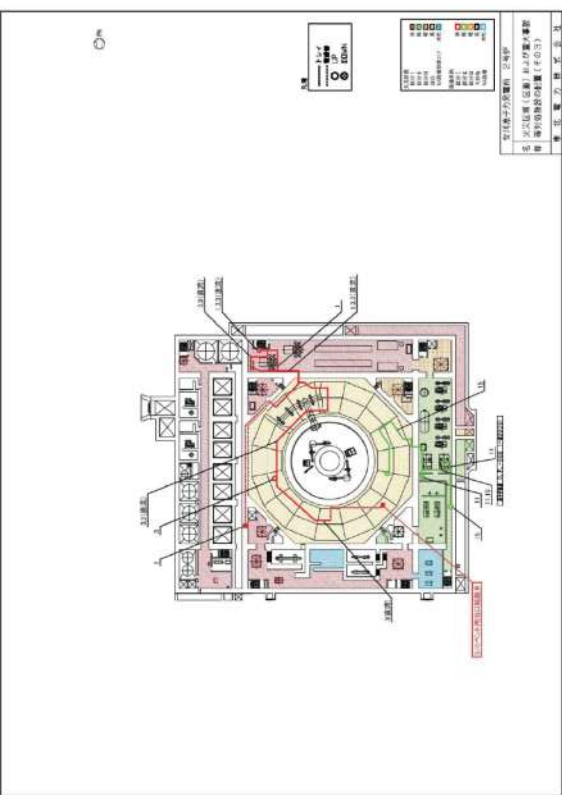
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="815 967 1077 986">図48-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

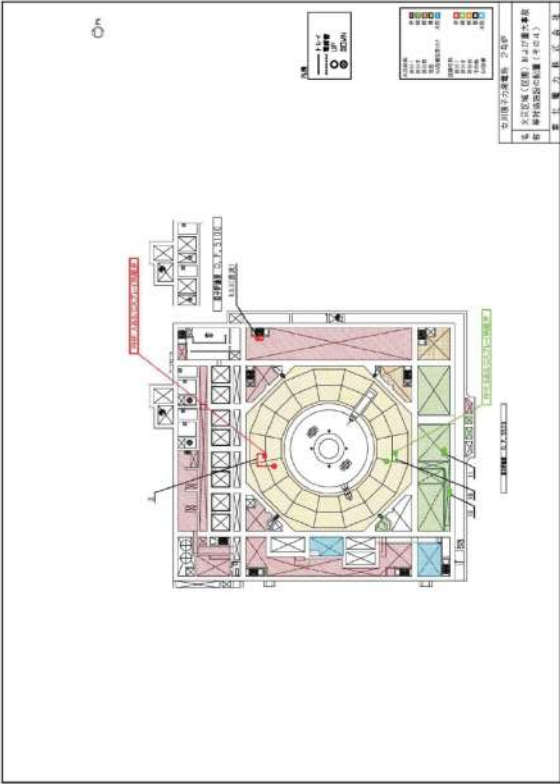
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

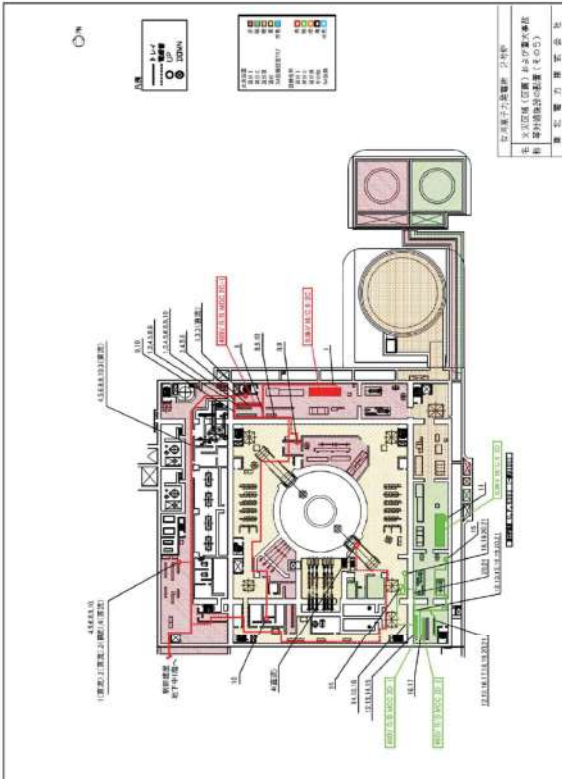
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

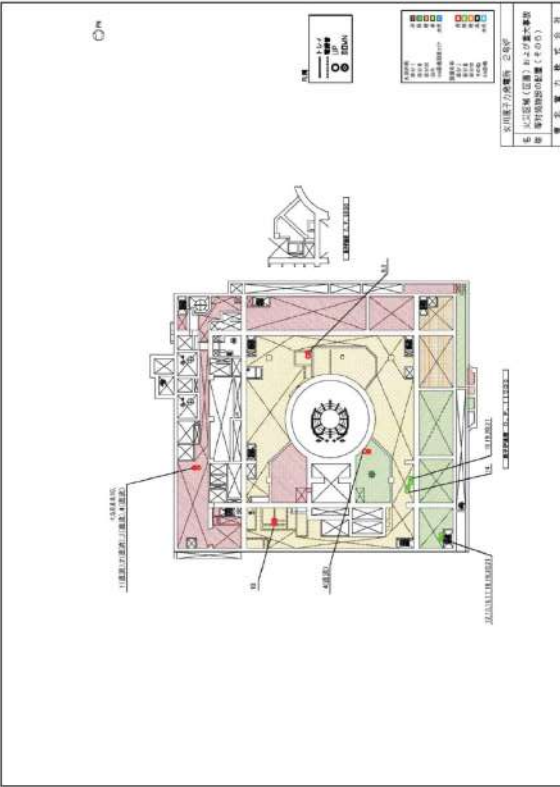
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

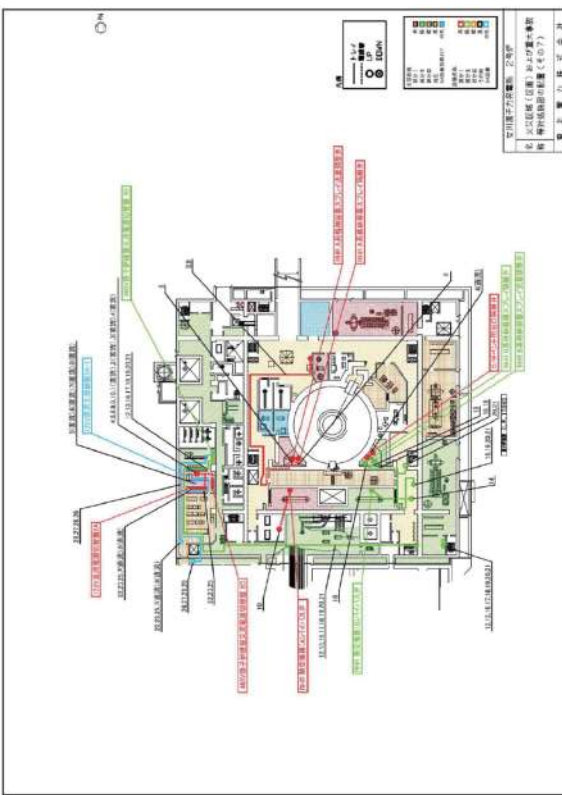
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

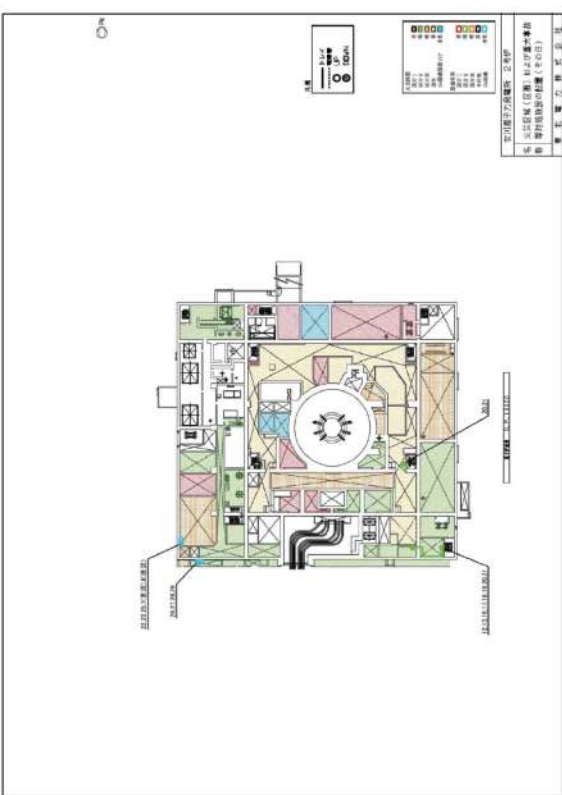
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

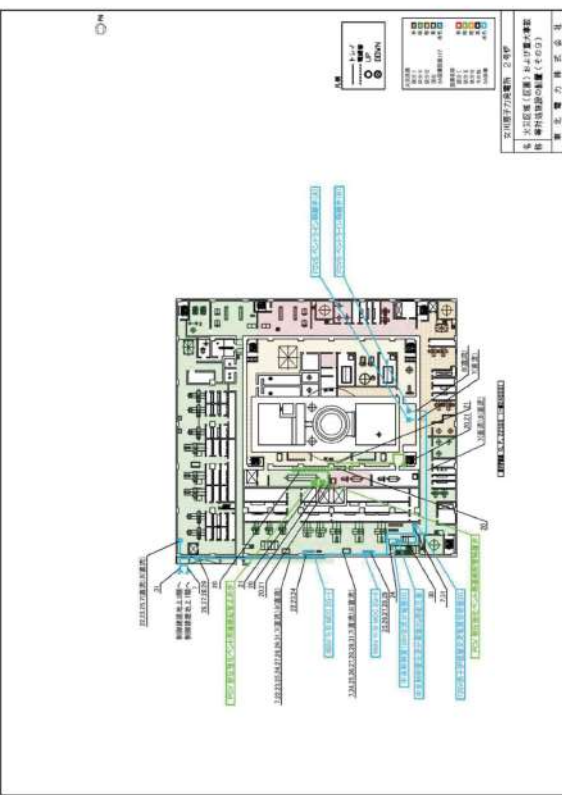
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

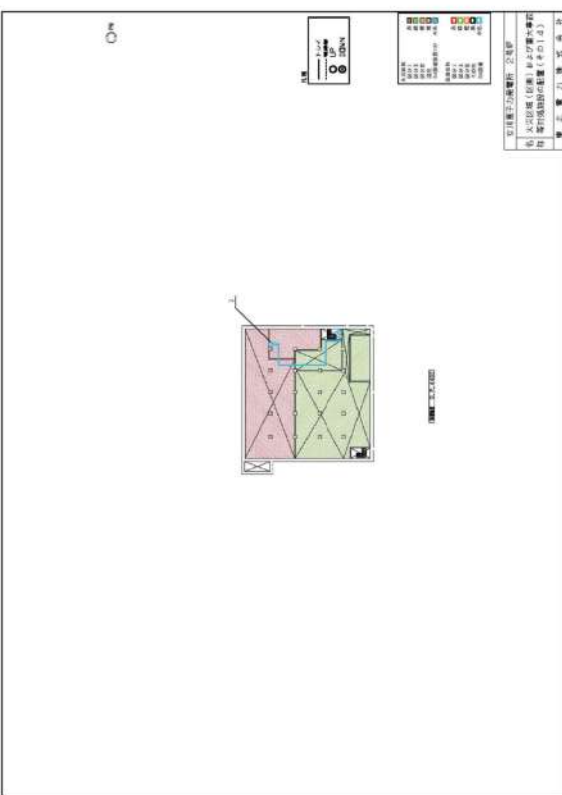
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

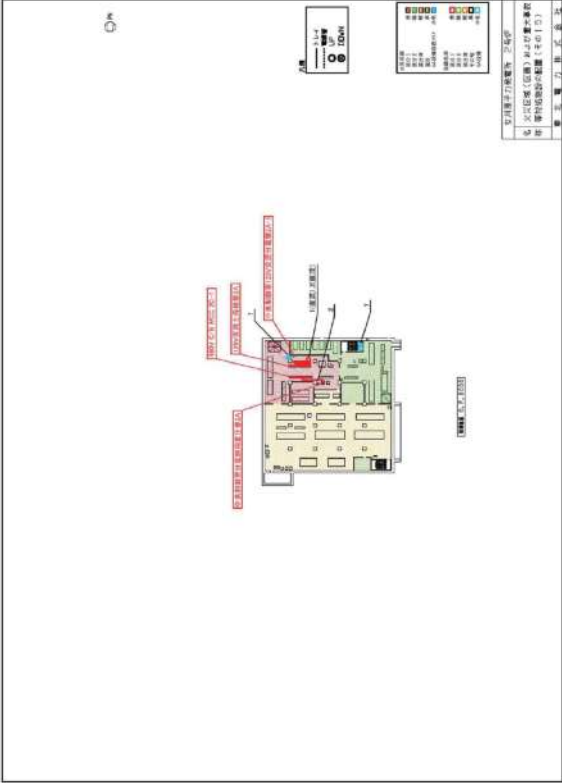
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 48-10 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

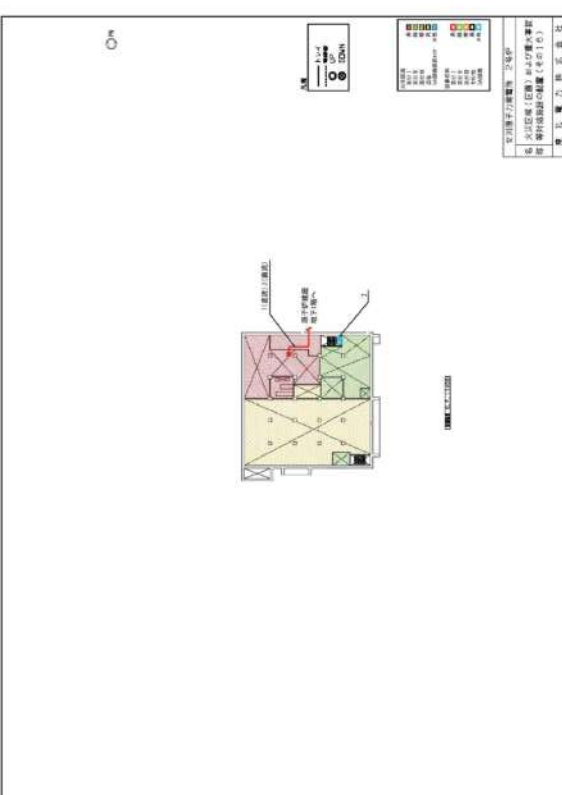
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 970 1081 991">図 48-11 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-12 2号炉副建建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

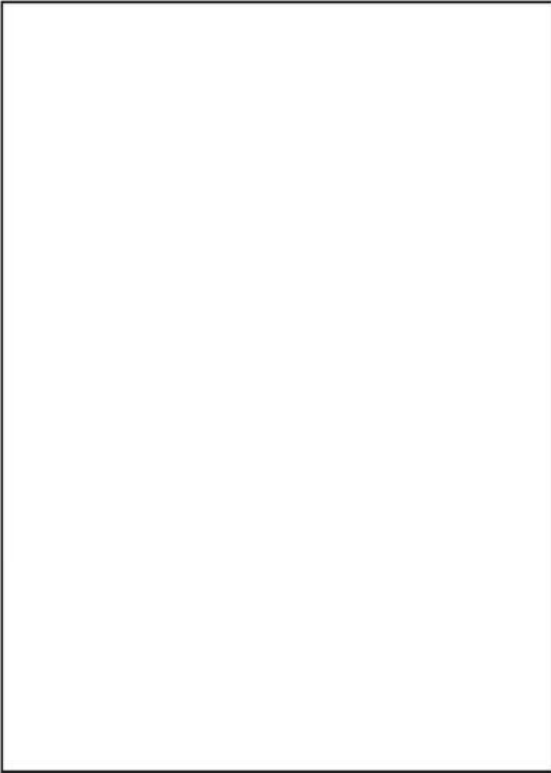
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-13 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

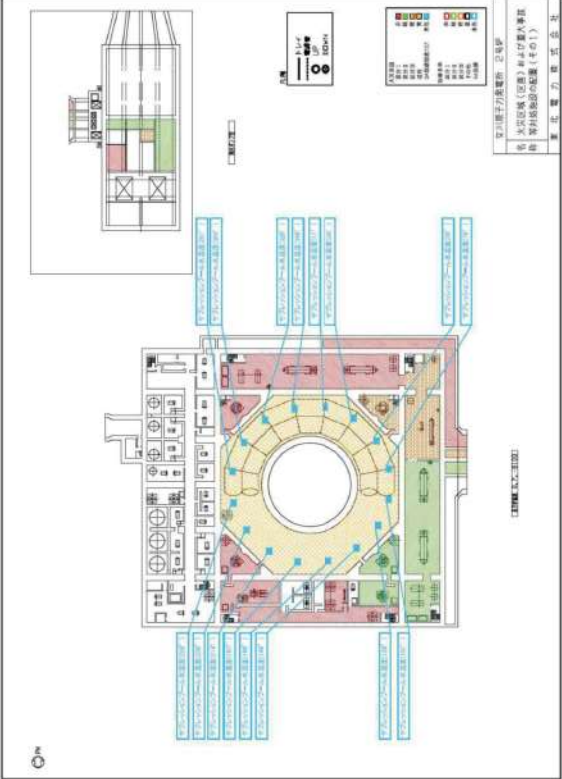
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 954 1077 970">図48-14 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="913 978 1227 997">特開みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

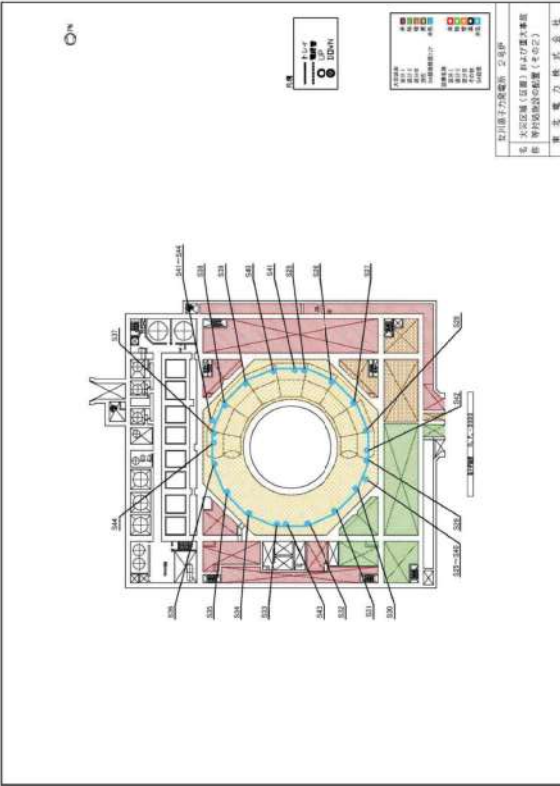
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-15 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

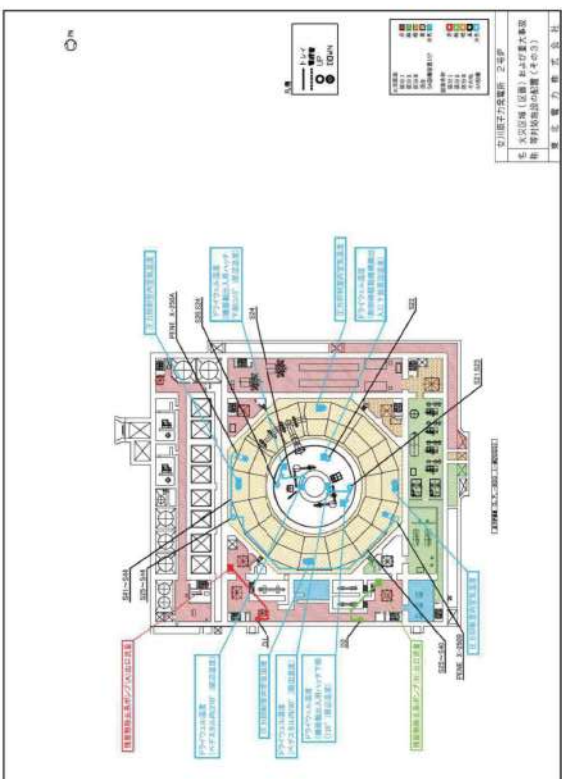
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

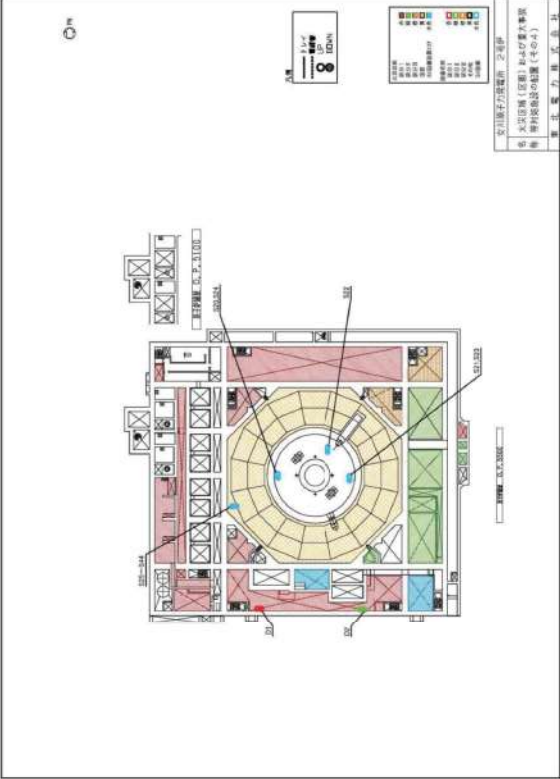
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-17 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

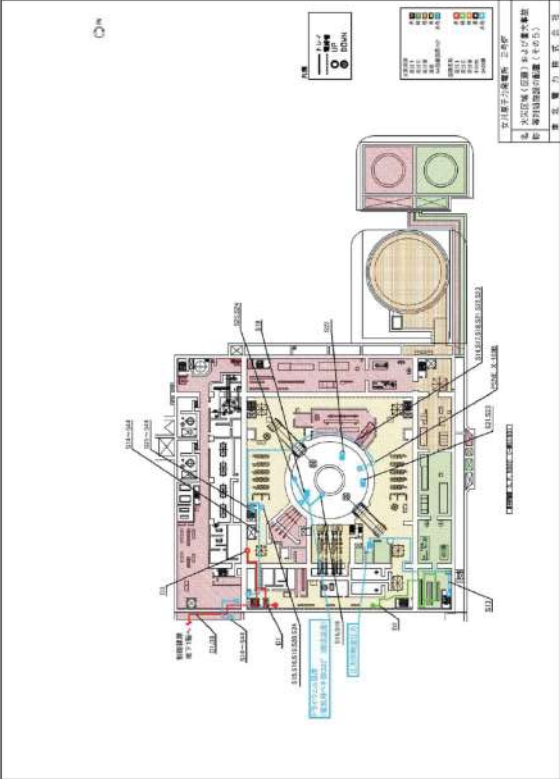
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-18 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

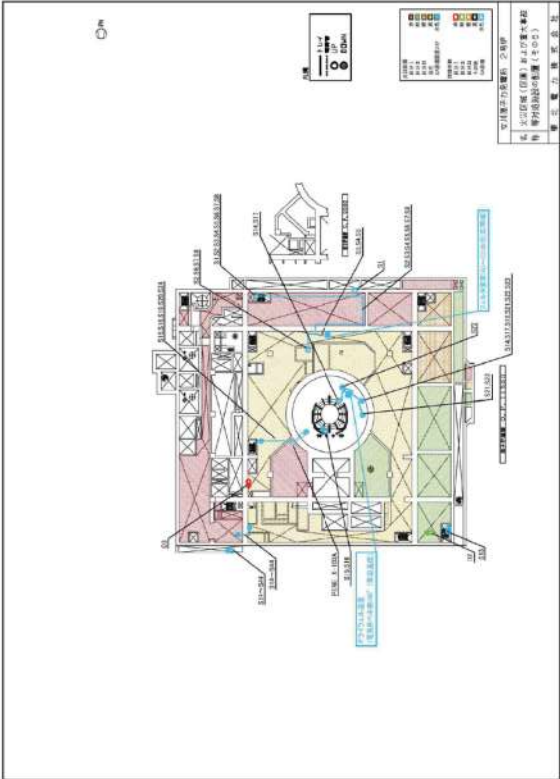
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1093 986">図48-19 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1848 146 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 197 2116 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

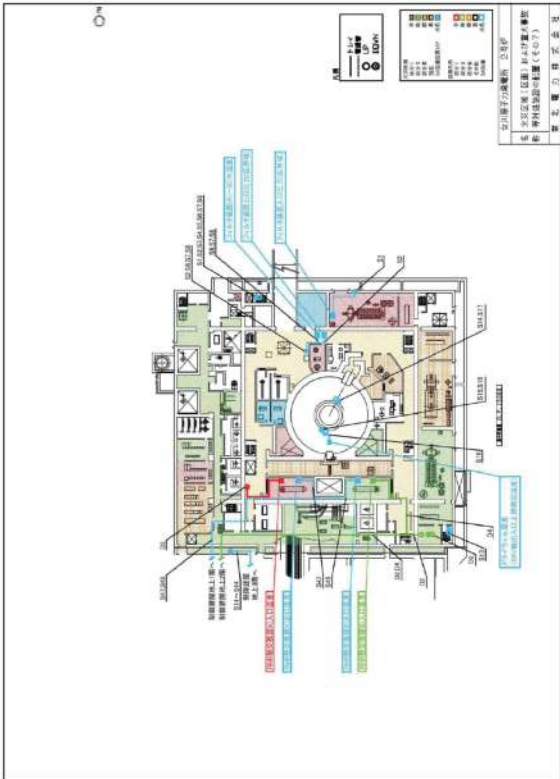
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 959 1093 978">図 48-20 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

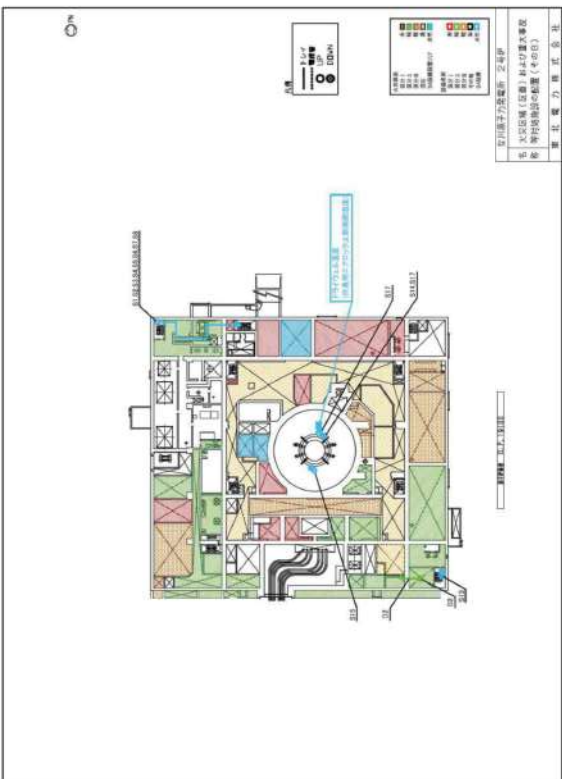
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-21 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

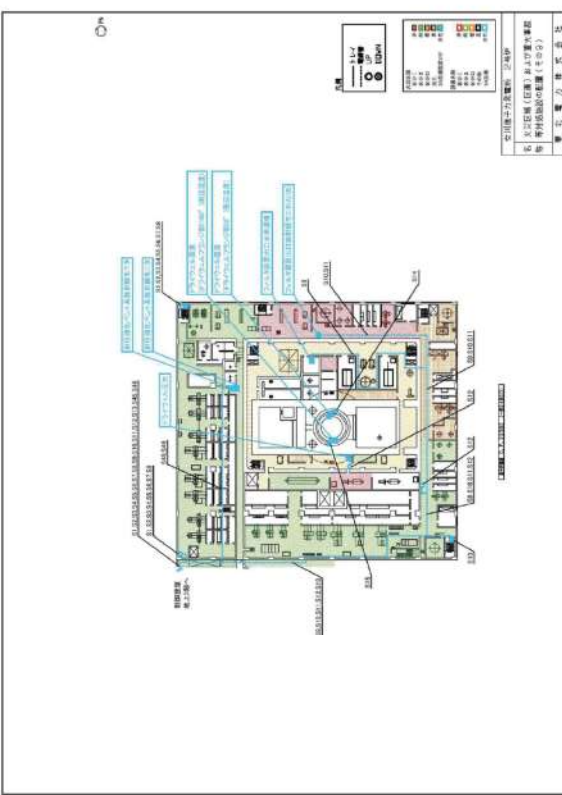
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-22 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-23 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 959 1093 978">図 48-24 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

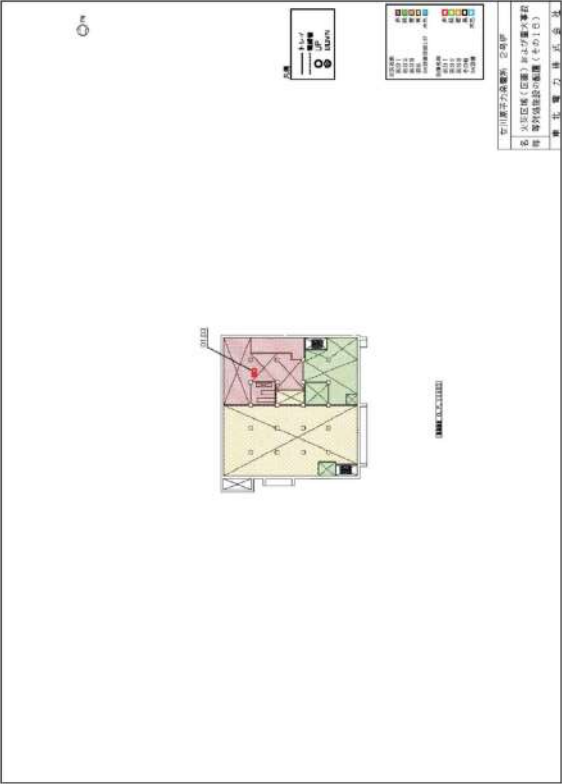
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 960 1077 979">図 48-25 2号炉副建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 986 1227 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

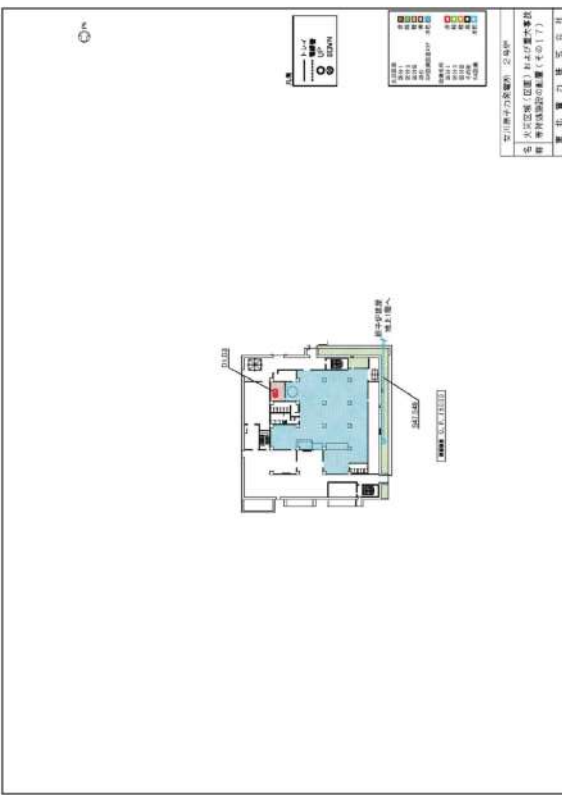
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-26 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

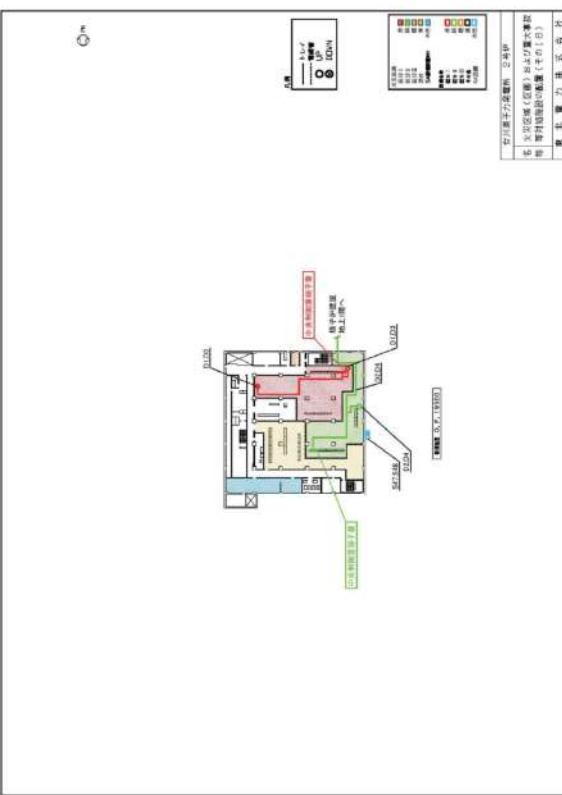
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-27 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

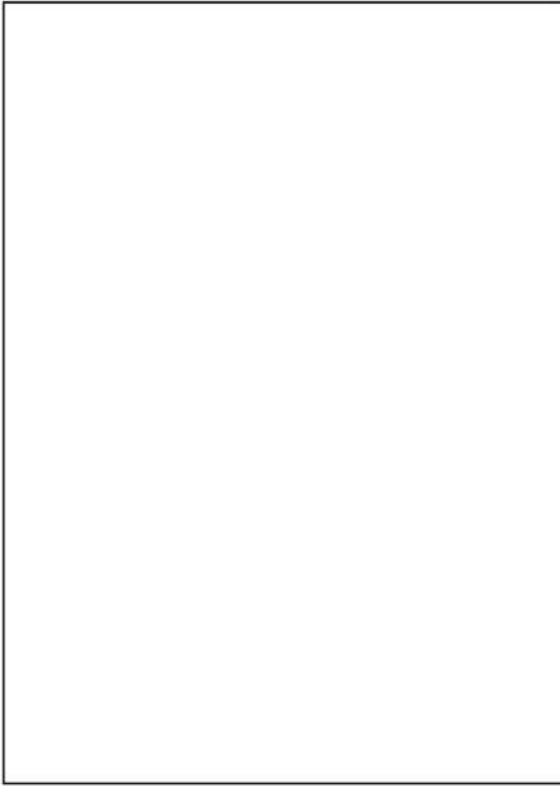
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-28 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

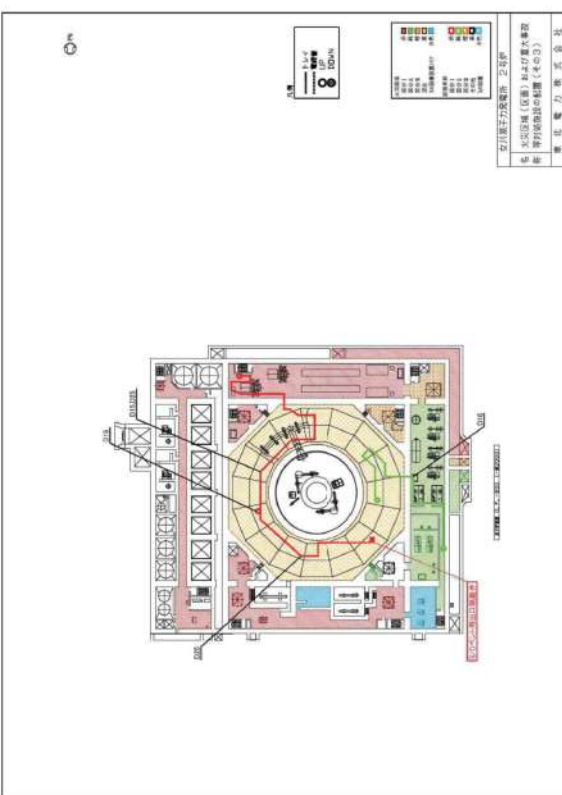
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1081 979">図48-29 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 991 1218 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

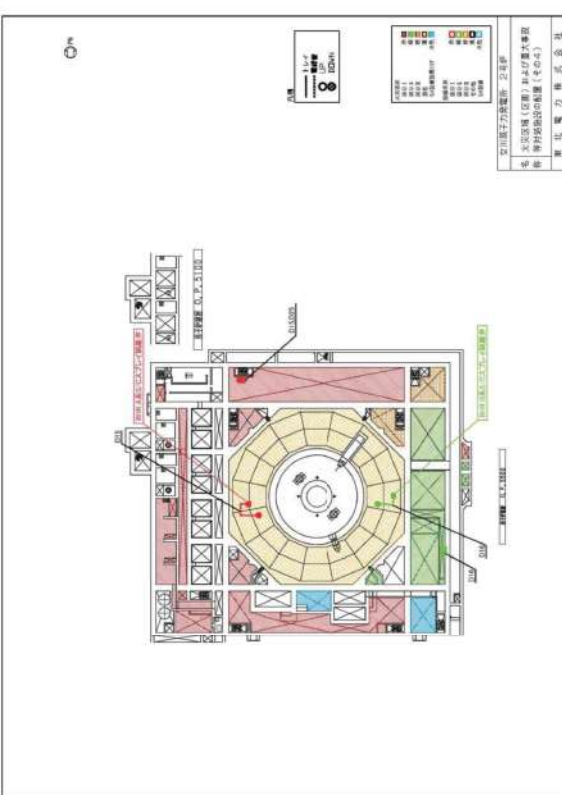
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-30 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

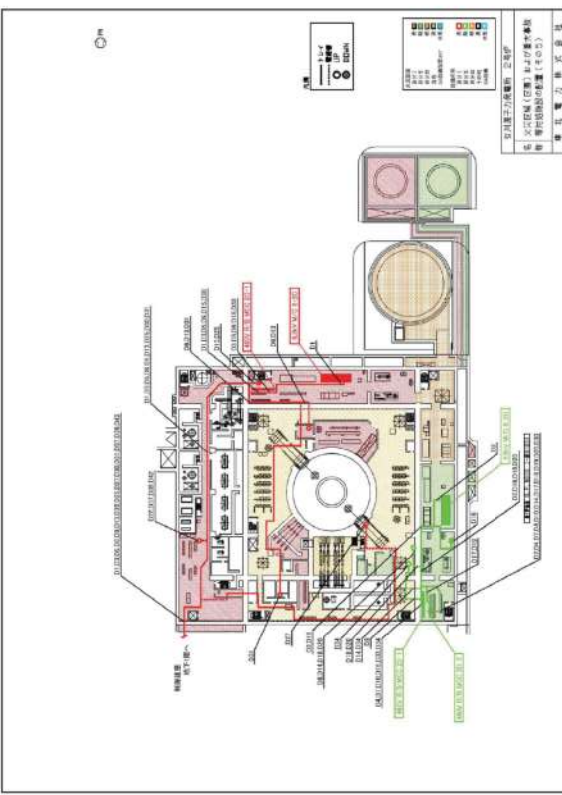
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

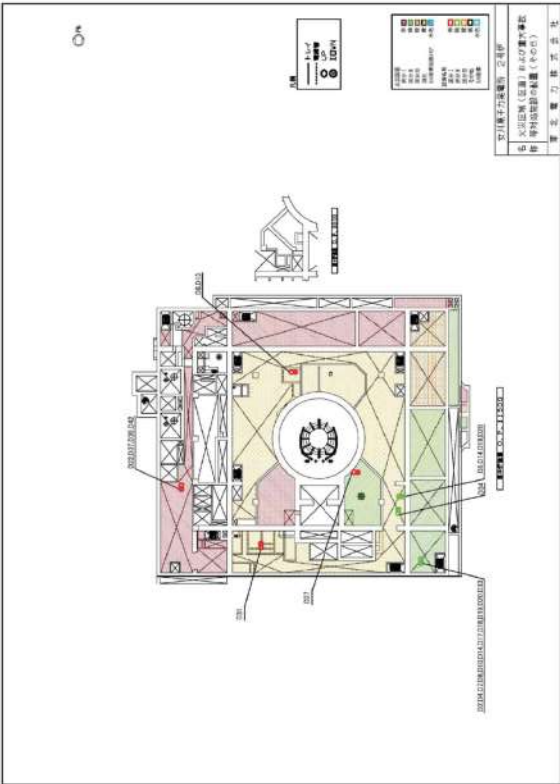
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-32 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

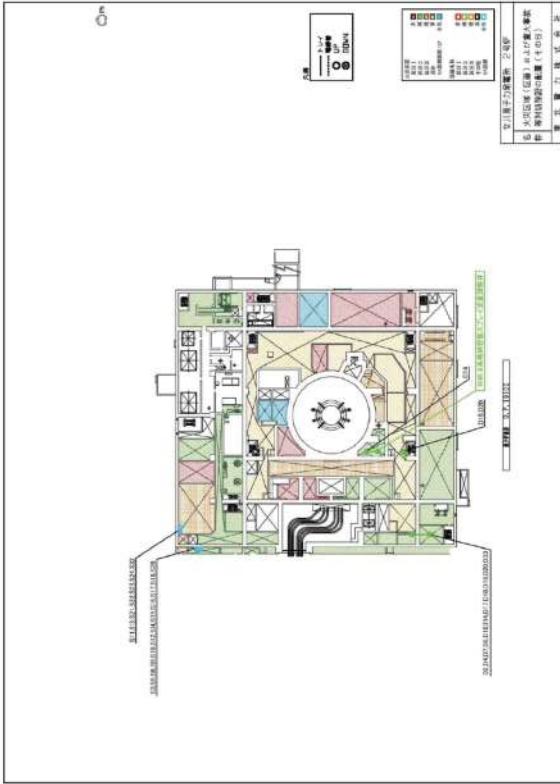
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

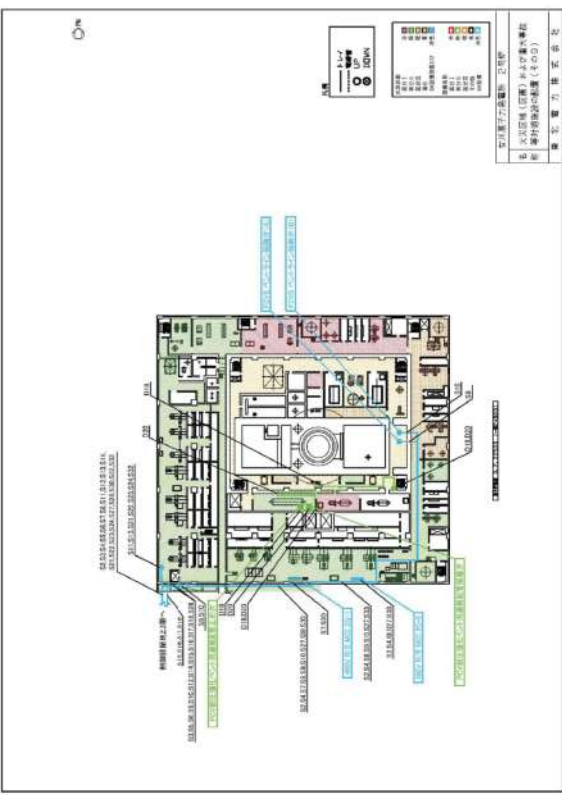
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-35 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

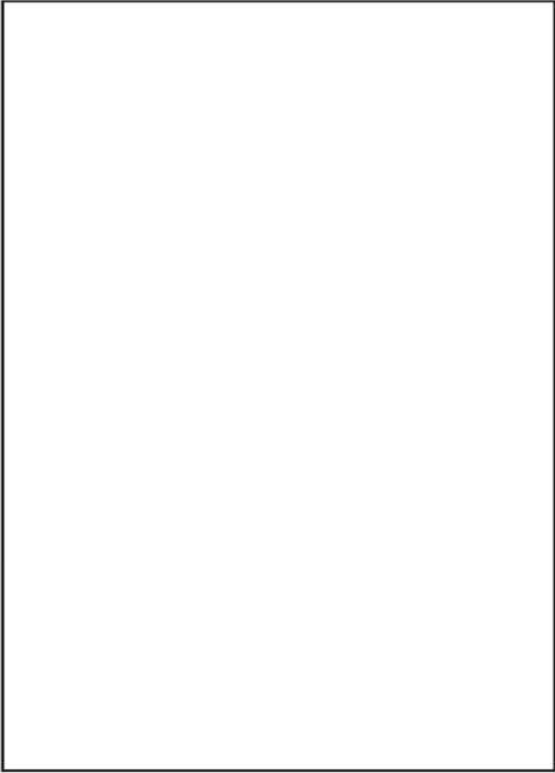
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

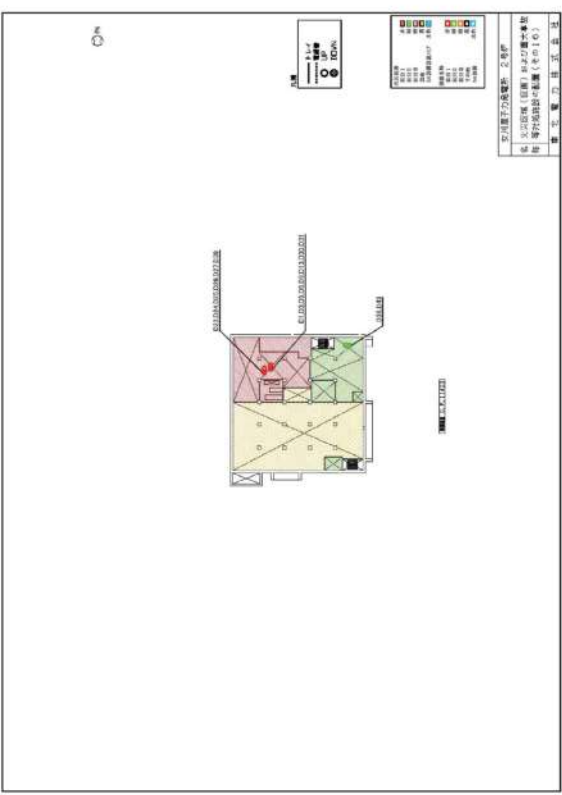
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 956 1075 973">図48-37. 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 981 1227 1002">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-38 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

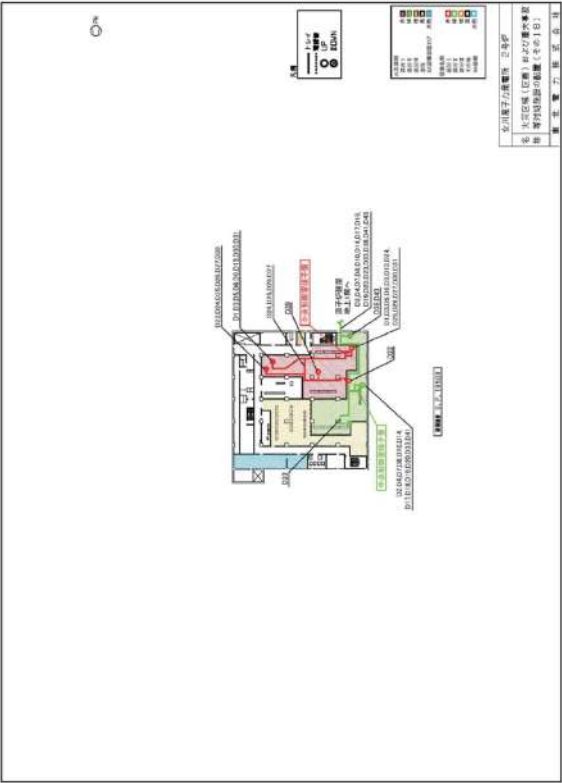
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 981">図48-39 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

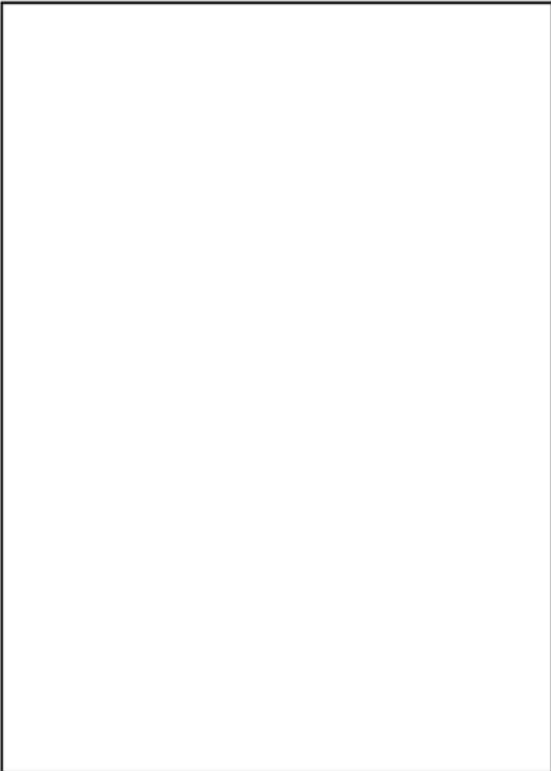
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 970 1079 991">図48-40 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

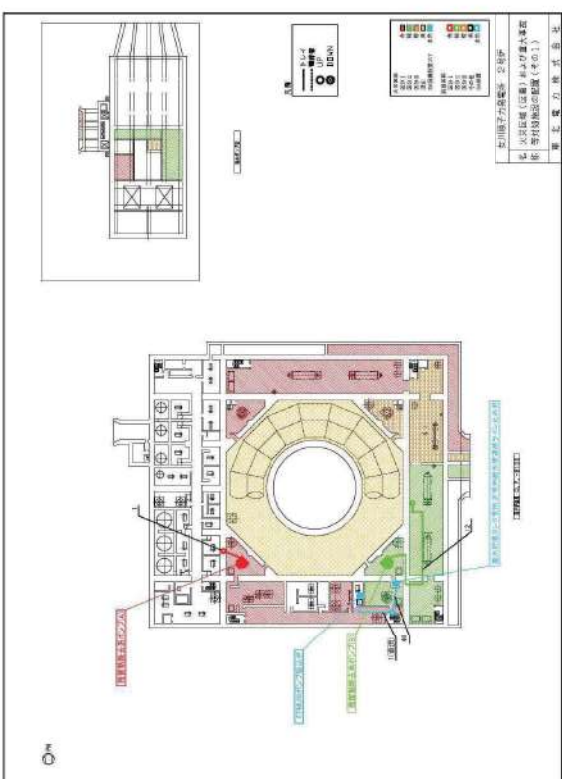
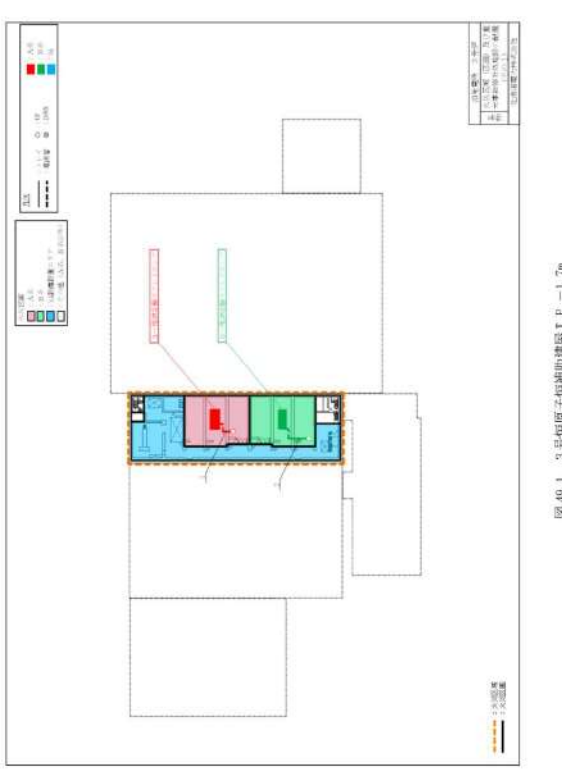
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 970 1077 986">図48-41 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="909 995 1223 1011">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 188">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

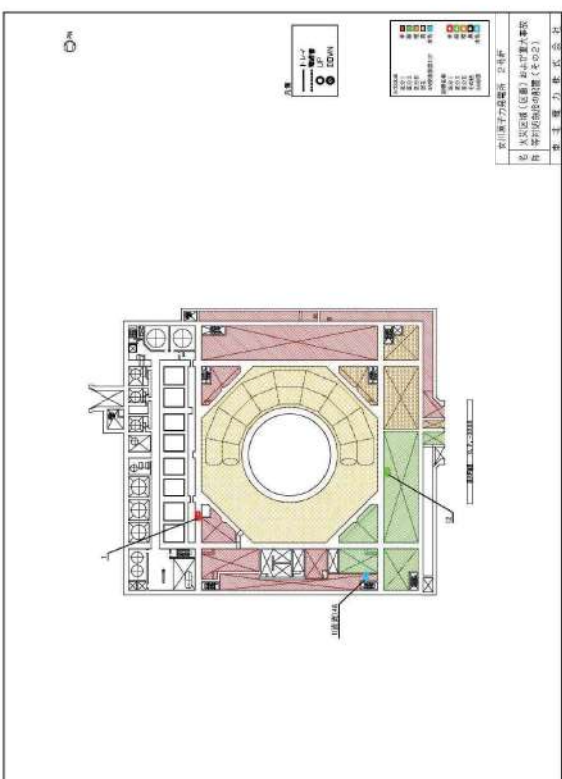
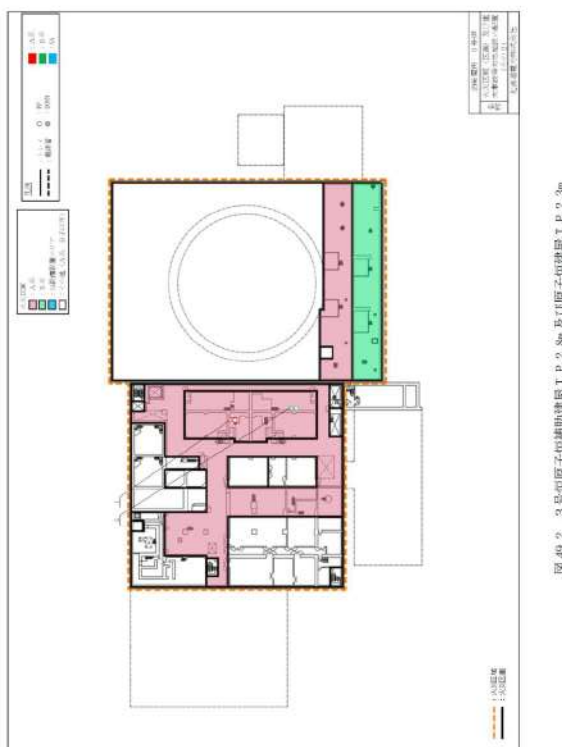
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-1 2号炉原子炉棟画 地下3階</p>	 <p>図49.1 3号炉原子炉棟画T.P. - 1.7m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

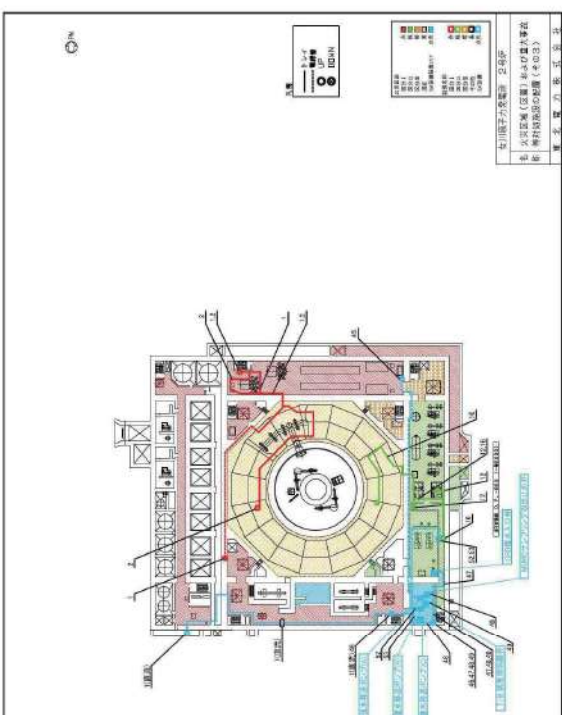
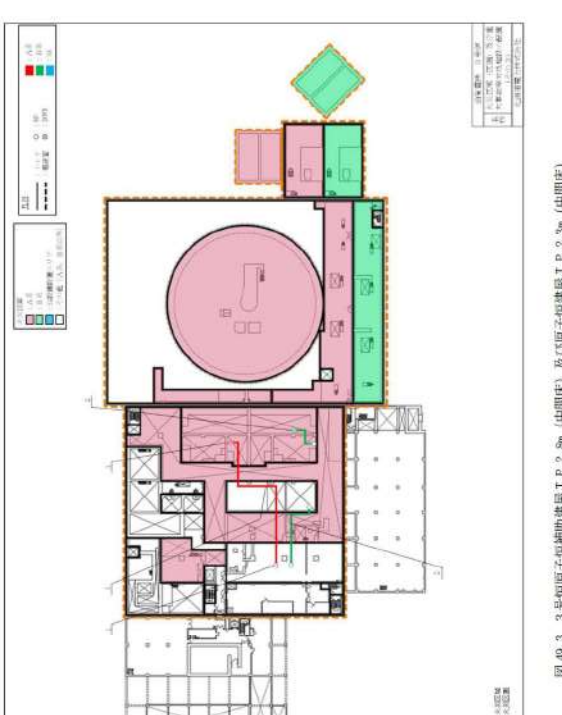
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 40-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 40.2 3号炉原子炉建屋 T.P.2.8m 及び原子炉建屋 T.P.2.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

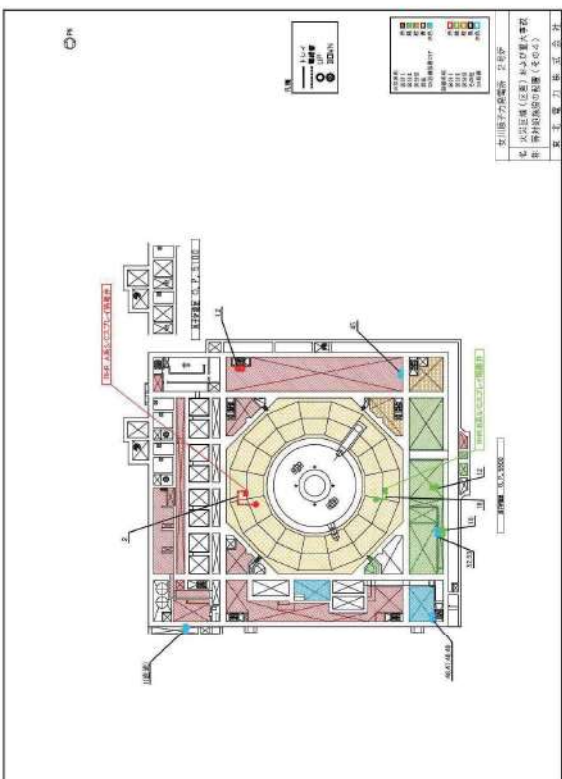
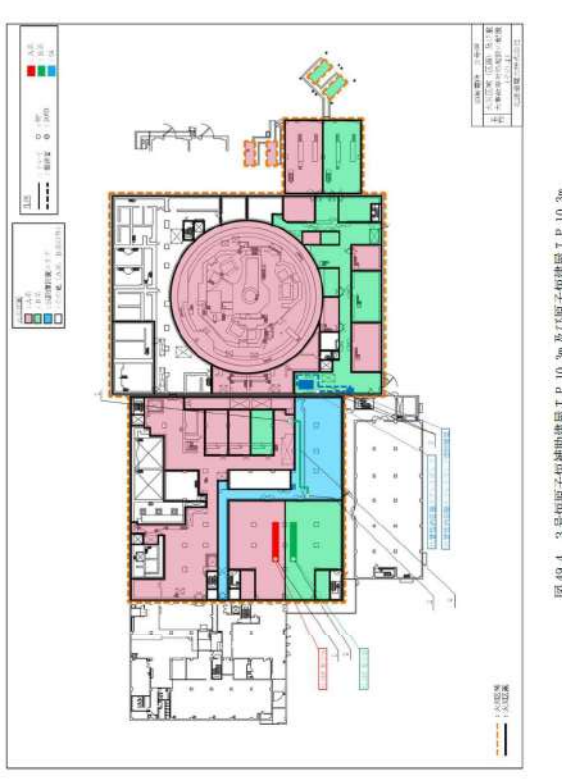
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図40-3 3号炉原子炉補助建屋T.P.2.5m (中間床) 及び原子炉建屋T.P.2.3m (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

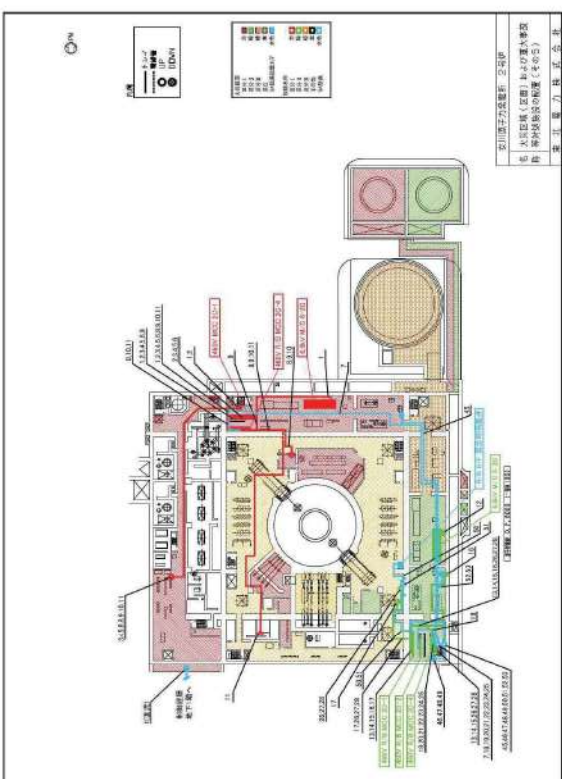
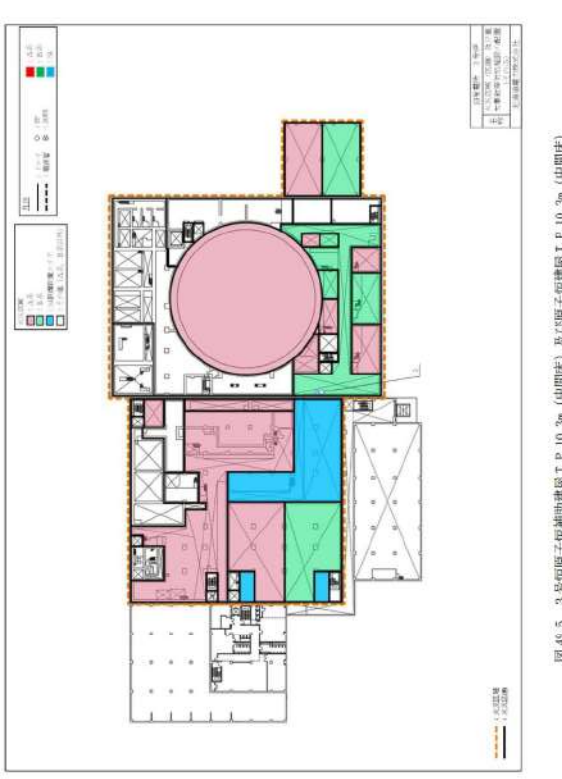
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 49.4 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3a及び原子炉建屋 T.P.10.3b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

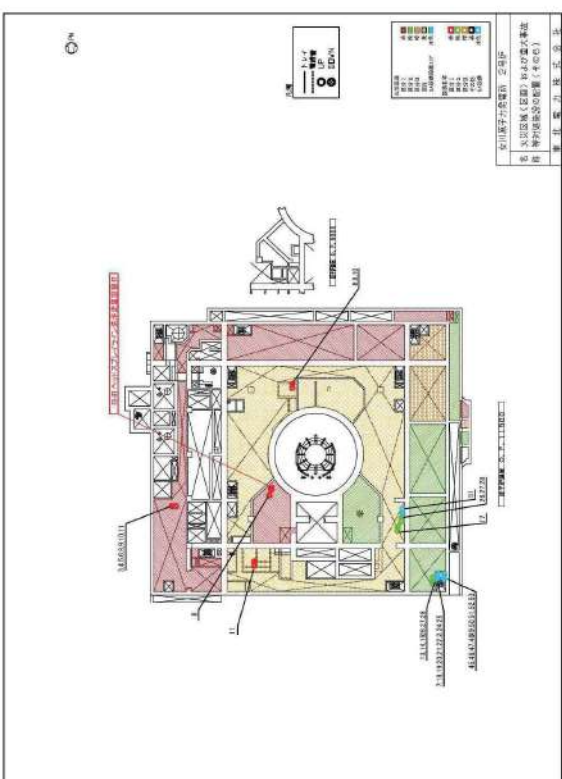
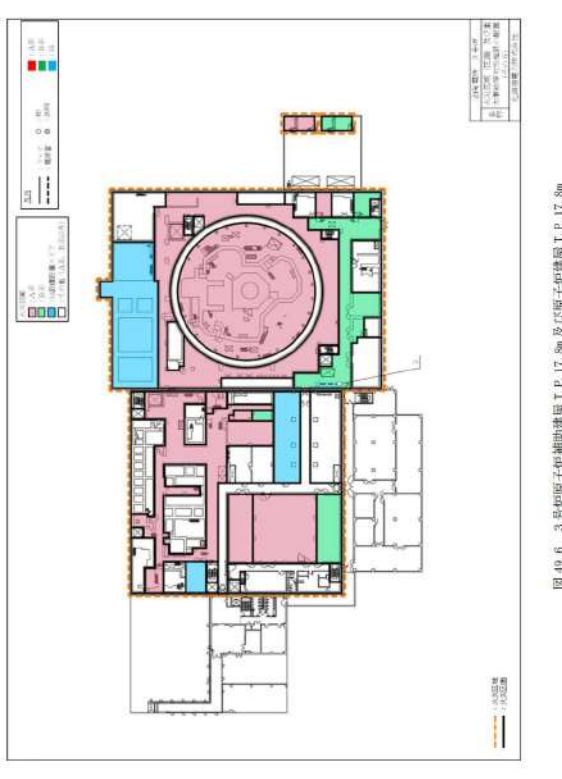
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-6 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図40-5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m (中間床) 及び原子炉建屋 T.F.10.3m (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

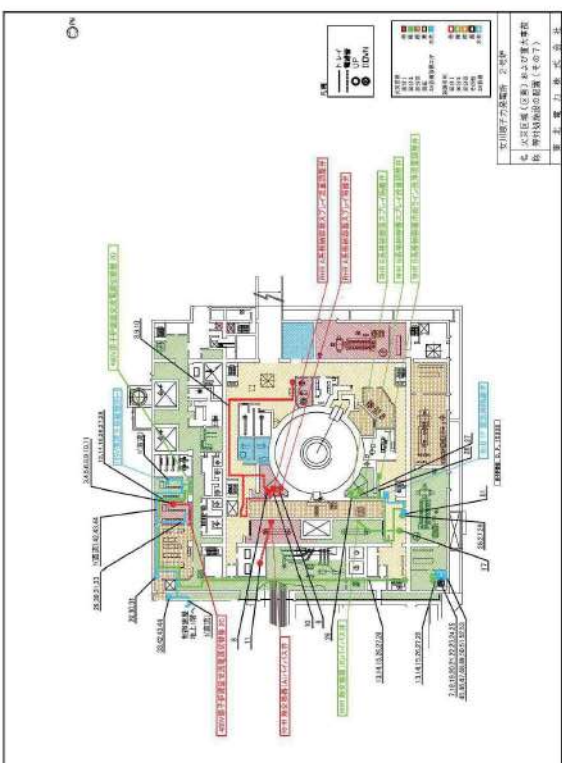
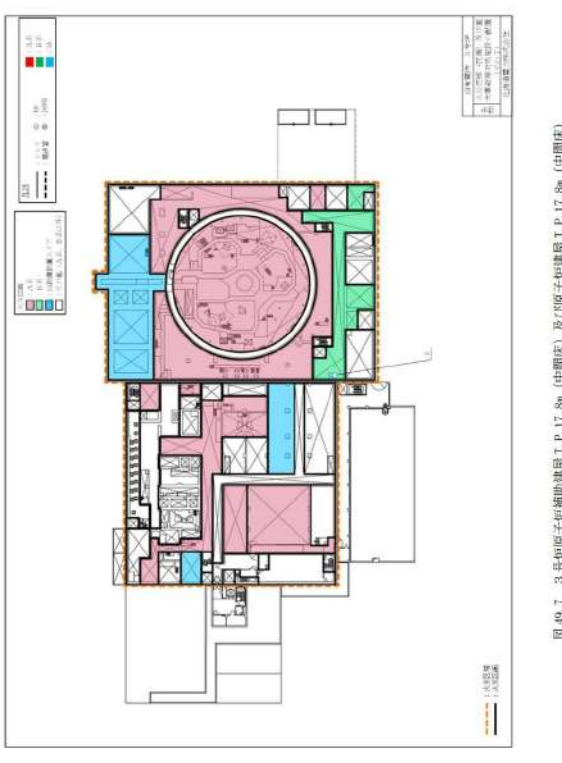
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 40-6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び原子炉建屋 T.P.17.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

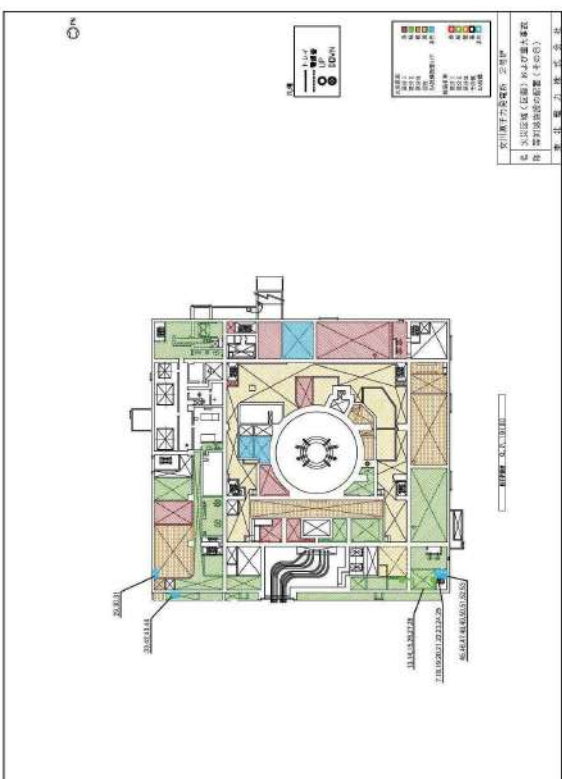
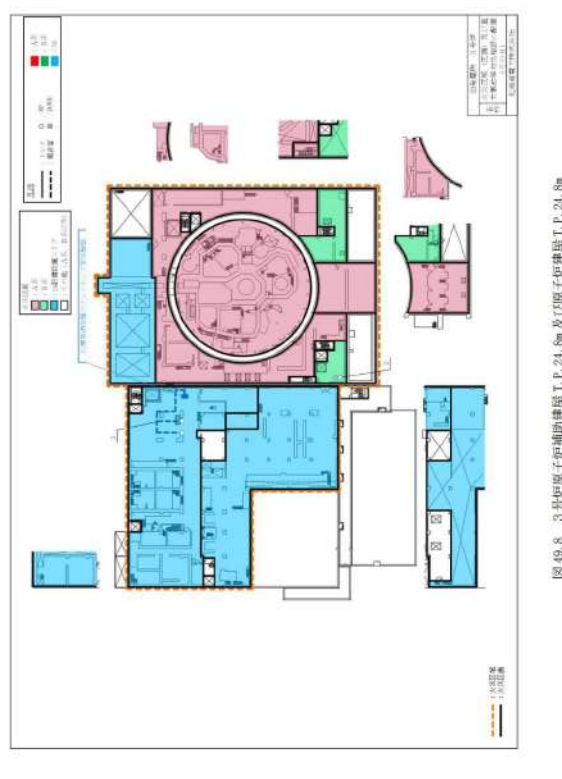
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 49.7 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.17.8b (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

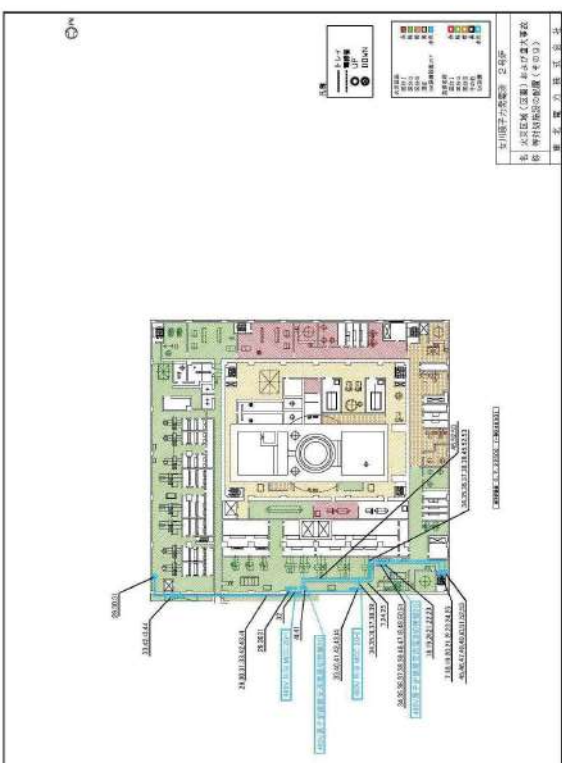
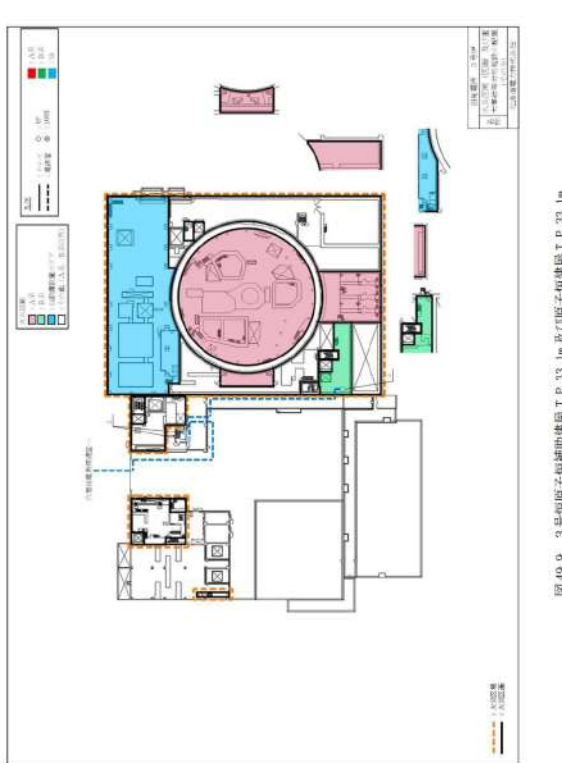
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	 <p>図49.8 3号炉原子炉補助建屋 T.P.24.6a 及び原子炉建屋 T.P.24.8a</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	 <p>図40-9 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1a及び原子炉建屋 T.P.33.1b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

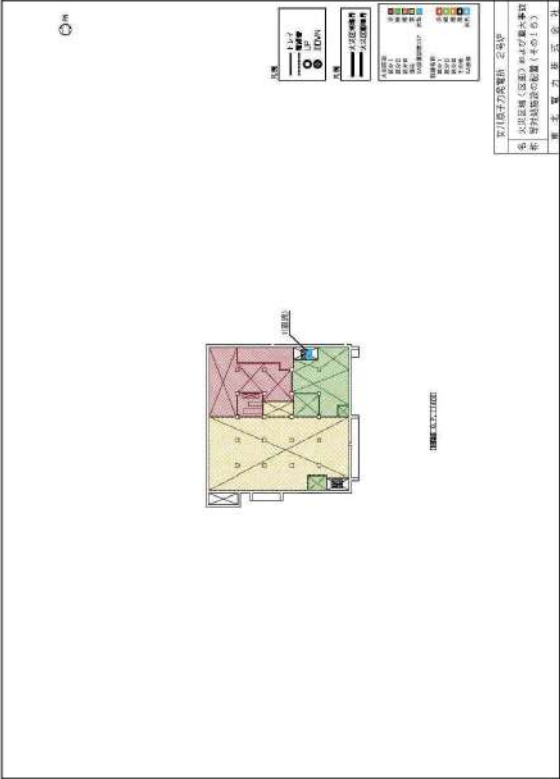
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図49-10 2号伊弉諾建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

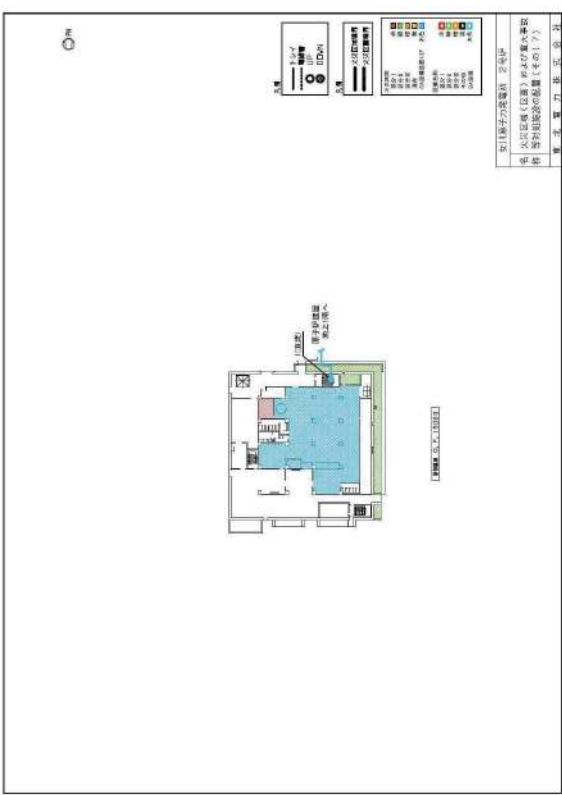
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

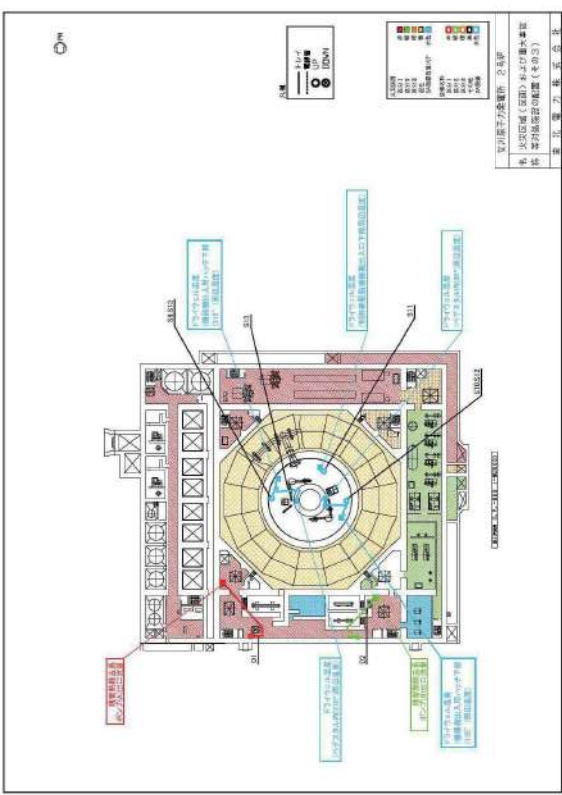
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-12 2号伊弉諾棟屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

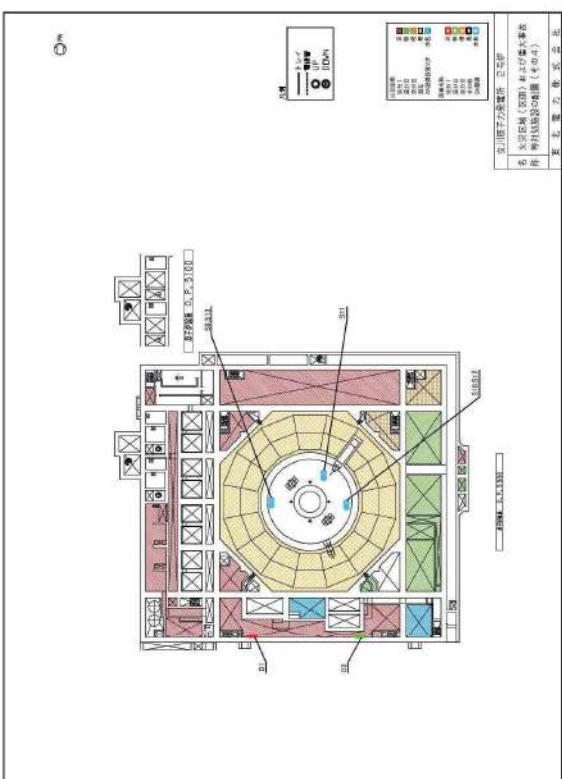
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 965 1086 981">図 49-13 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2161 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

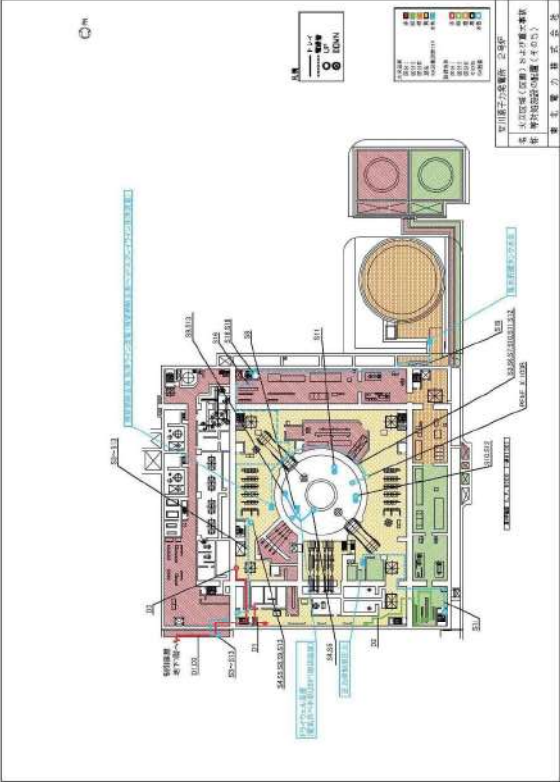
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-14 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

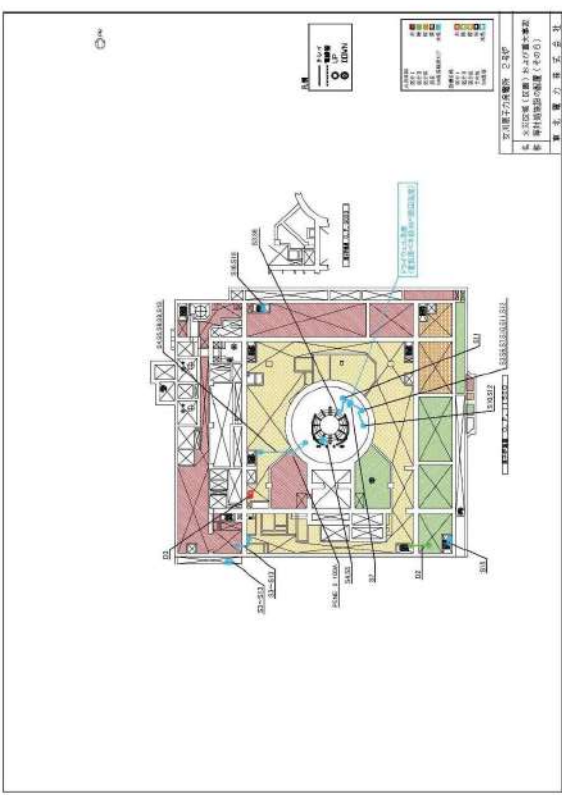
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 962 1084 979">図49-15 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

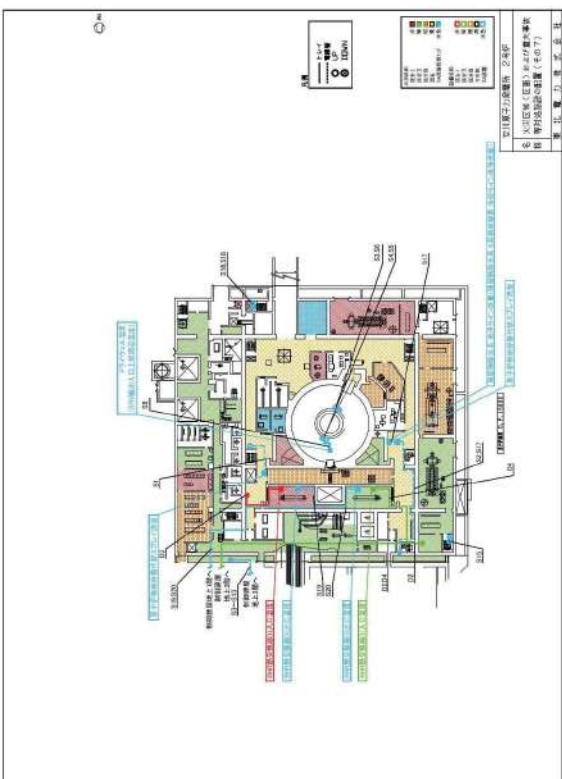
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-16 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

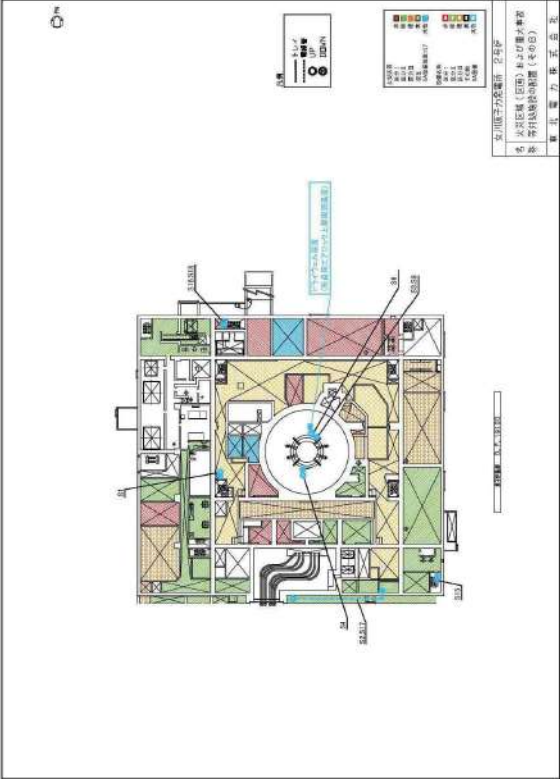
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-17 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

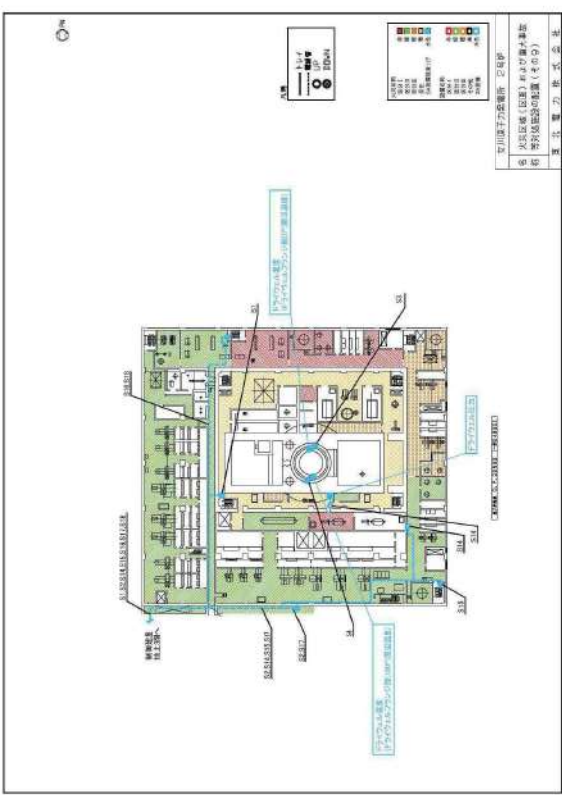
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-18 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

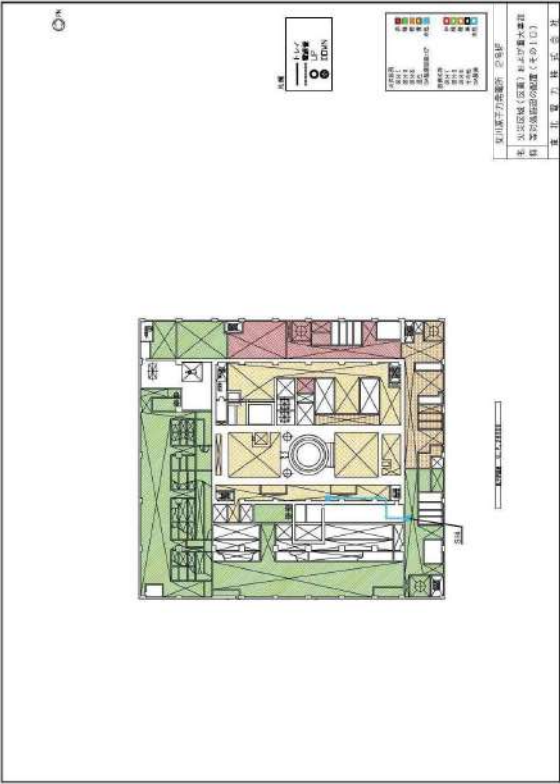
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-19 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

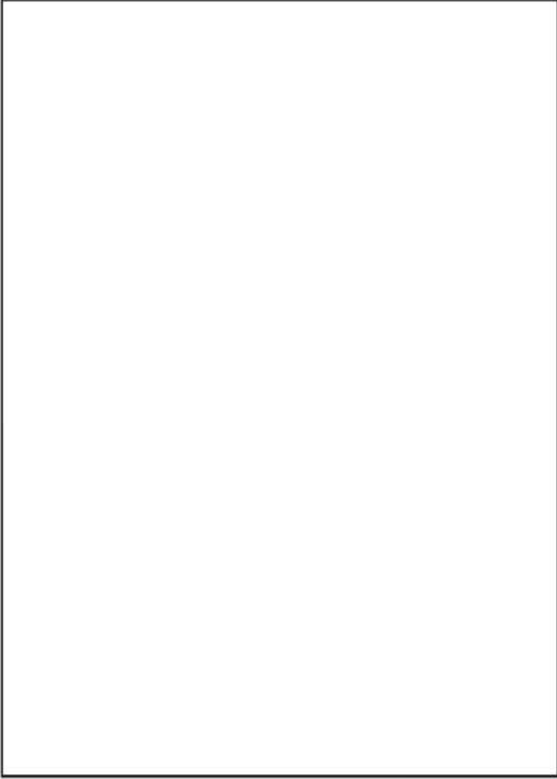
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-20 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

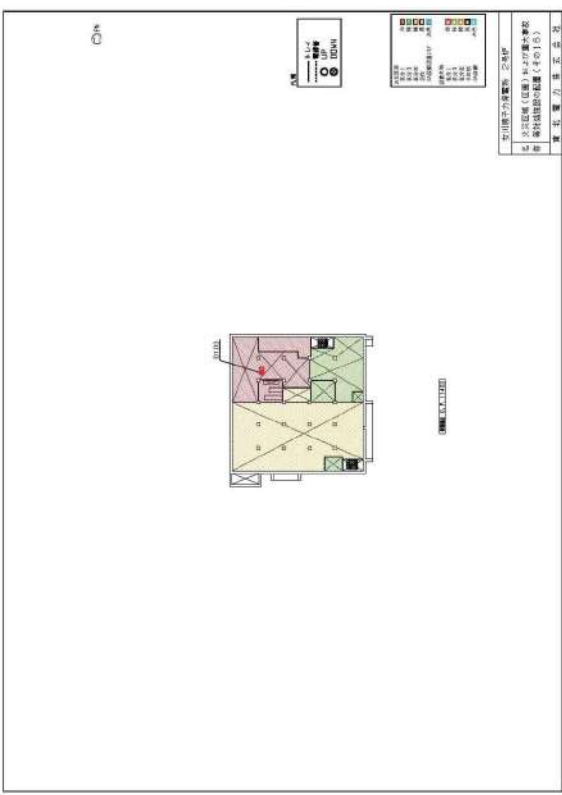
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 979">図 49-21 2号伊弉御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 991 1218 1008">特図みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

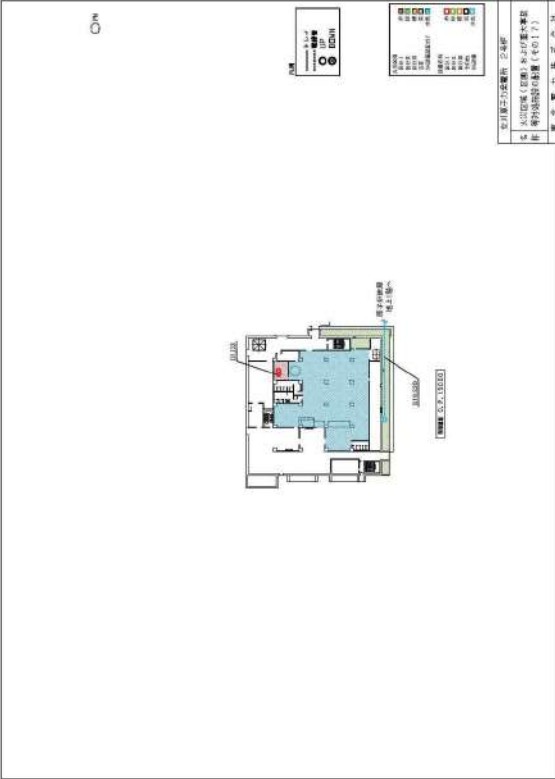
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-22 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図49-23 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

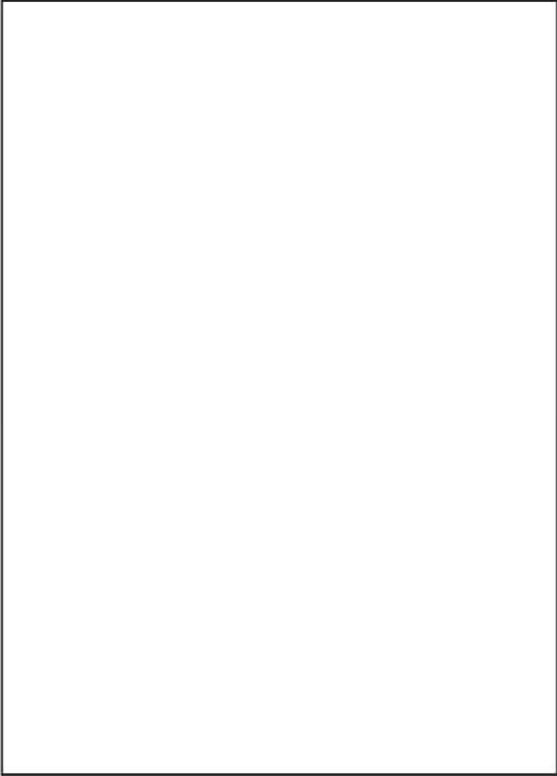
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-24 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

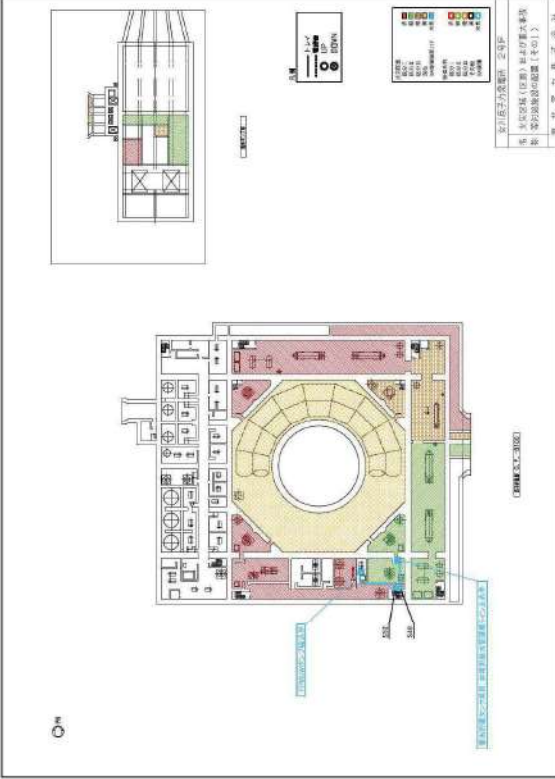
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 959 1077 979">図 49-25 2号炉調御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="904 986 1218 1007">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

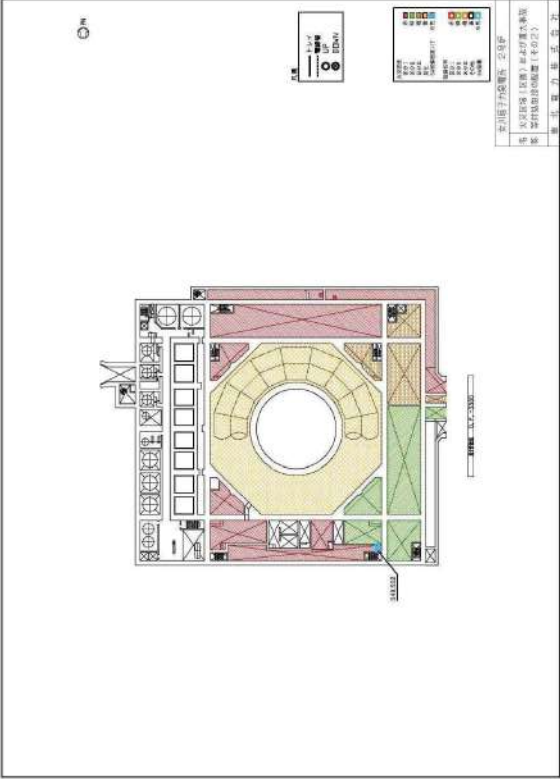
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-26 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

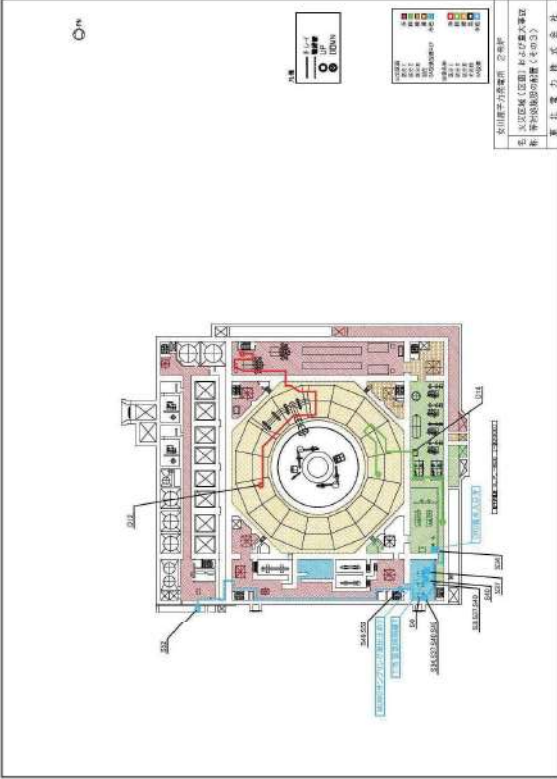
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 49-27 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

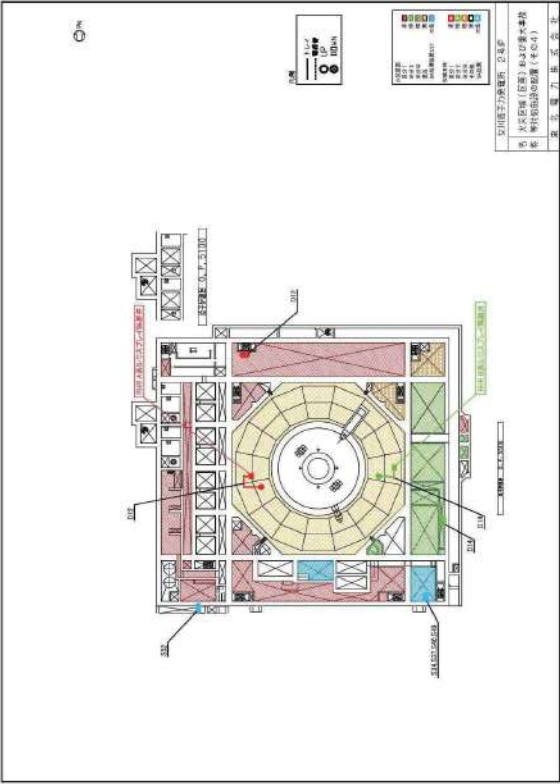
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 978">図49-28 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 188">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

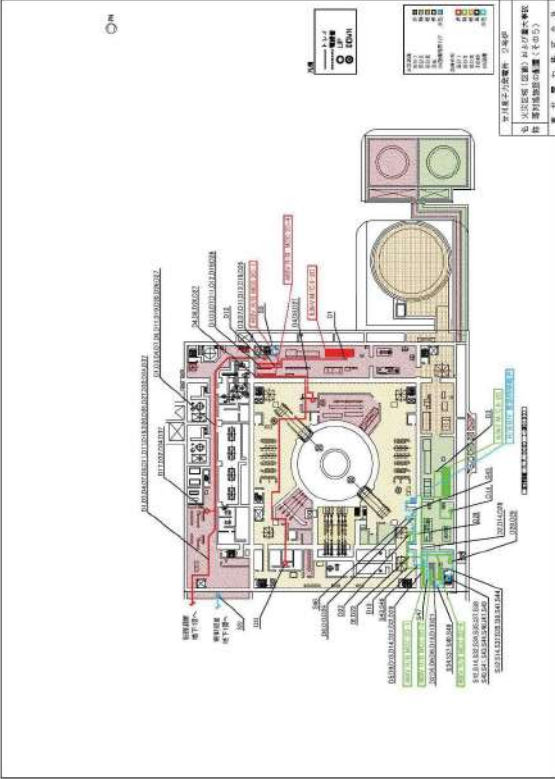
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図49-29 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

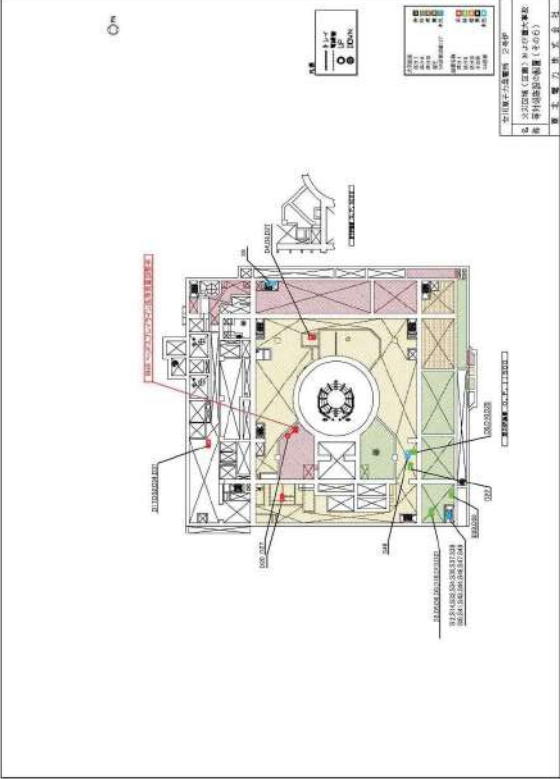
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-30 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

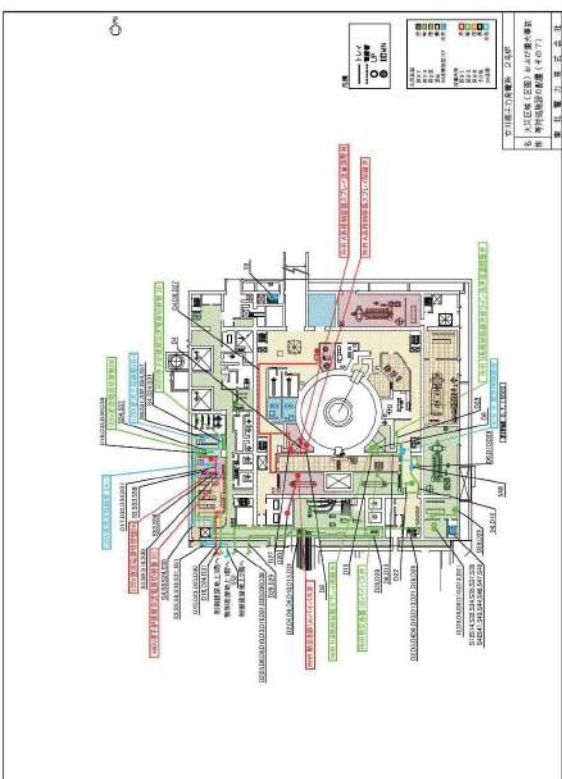
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-34 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

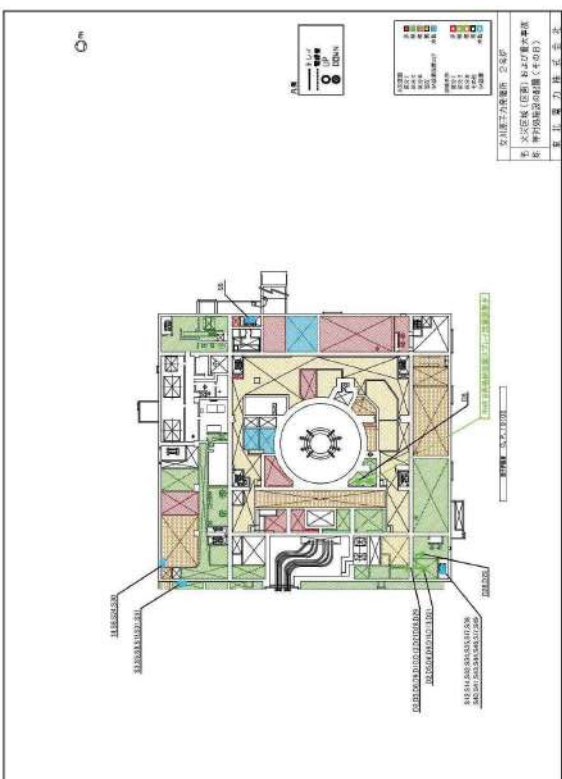
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-32 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

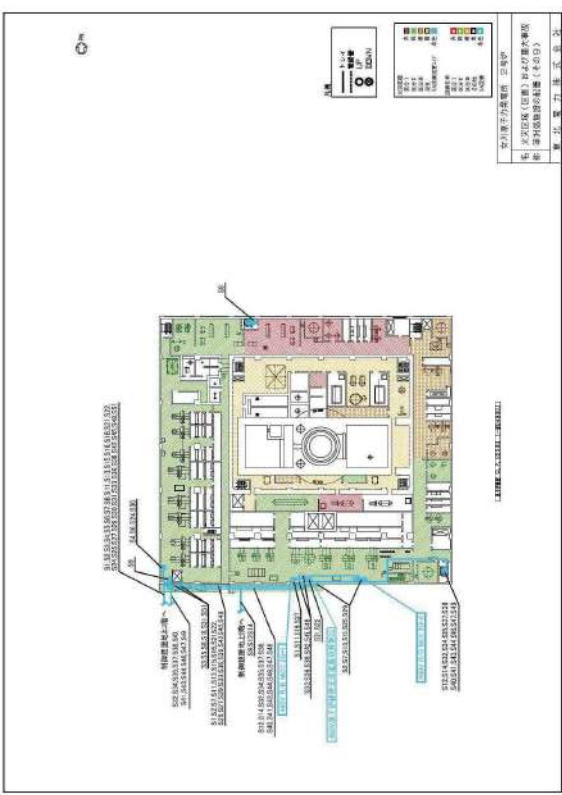
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-33 2号伊原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-34 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

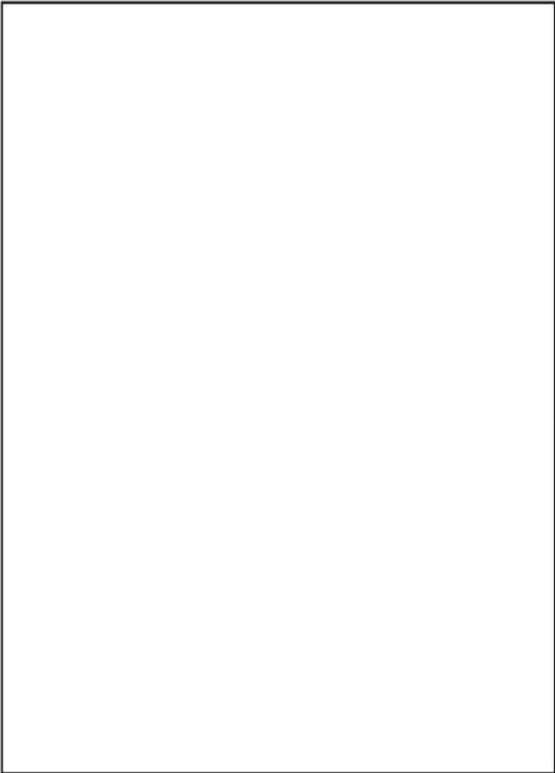
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-35 2号伊原子伊建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

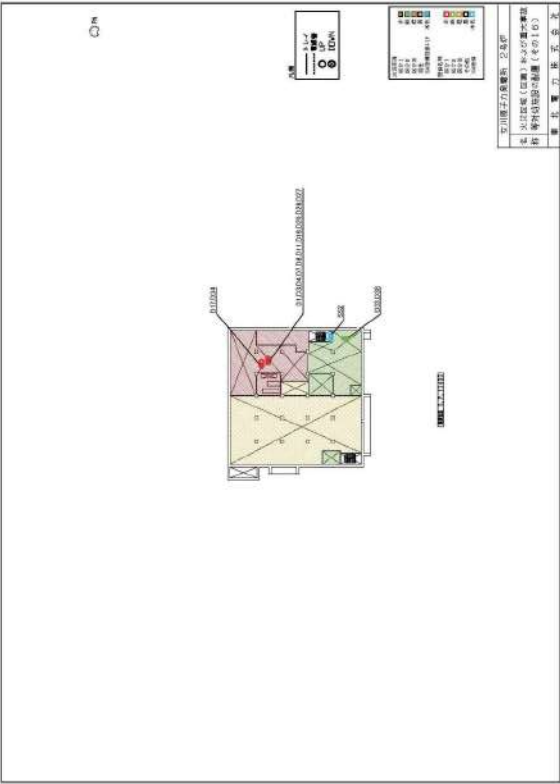
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 956 1075 973">図49-36 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="907 981 1227 1002">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 142 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 170 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2152 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-37 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

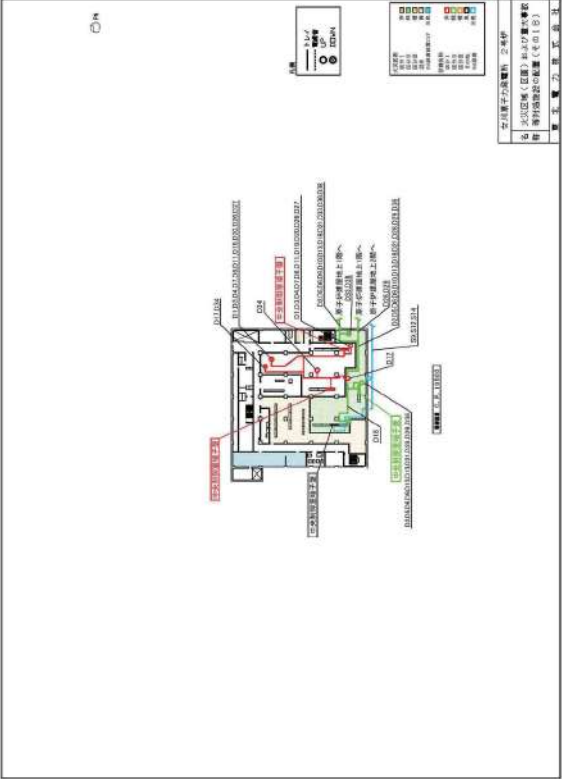
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図49-38 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

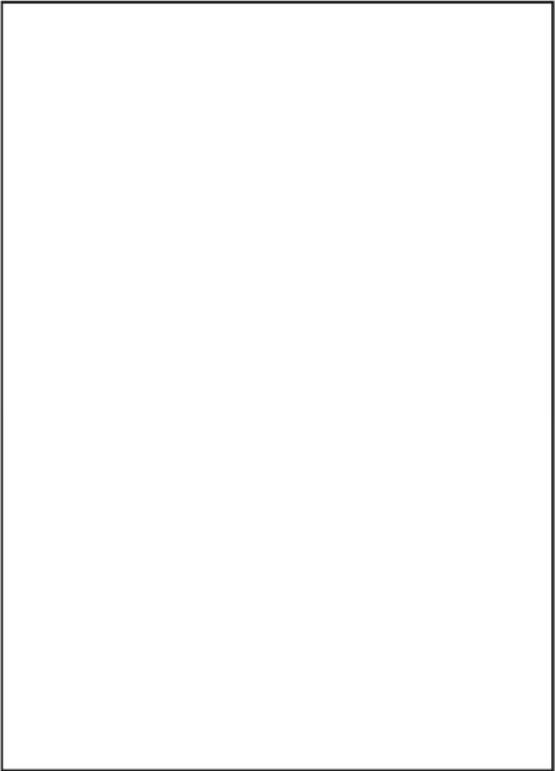
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-39 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

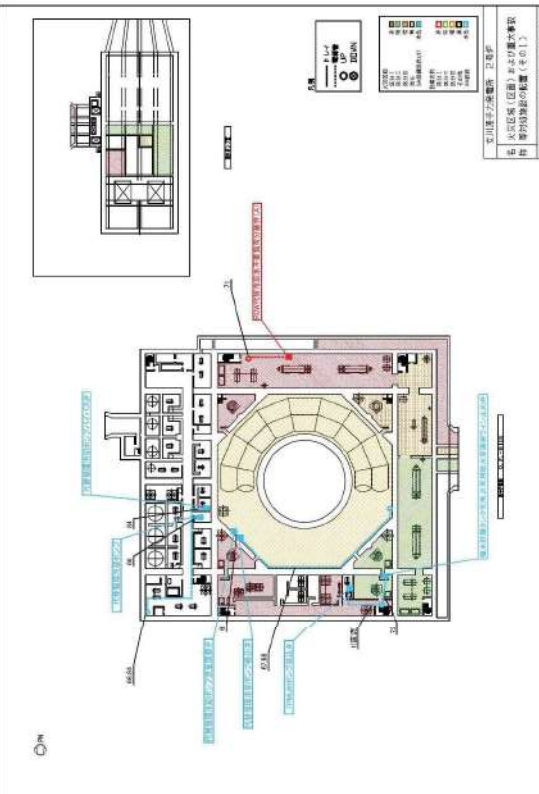
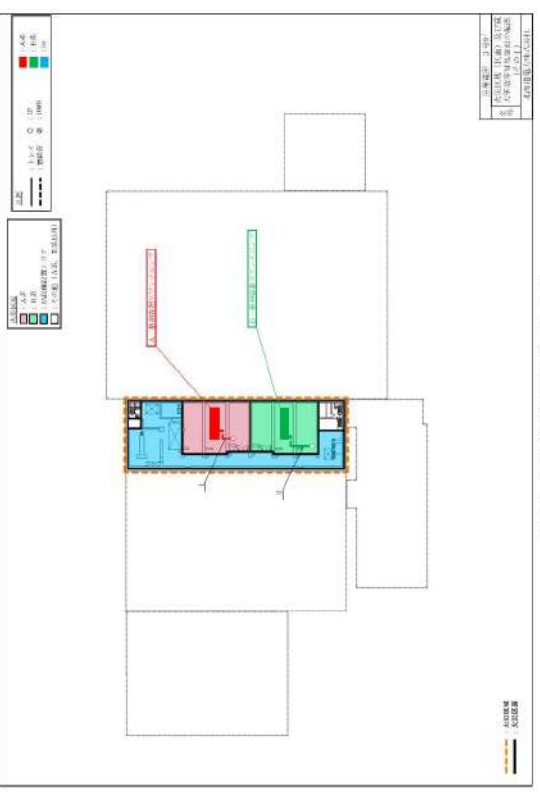
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 954 1075 970">図 49-40 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="909 979 1227 1002">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

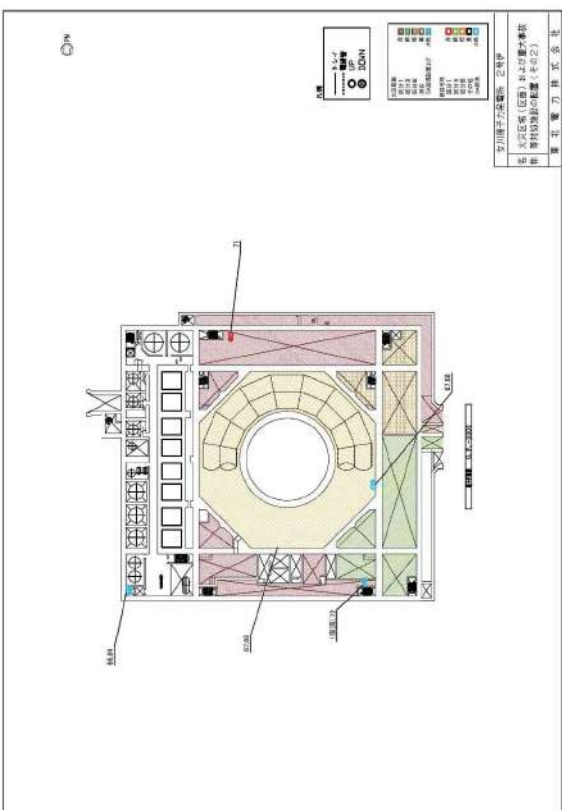
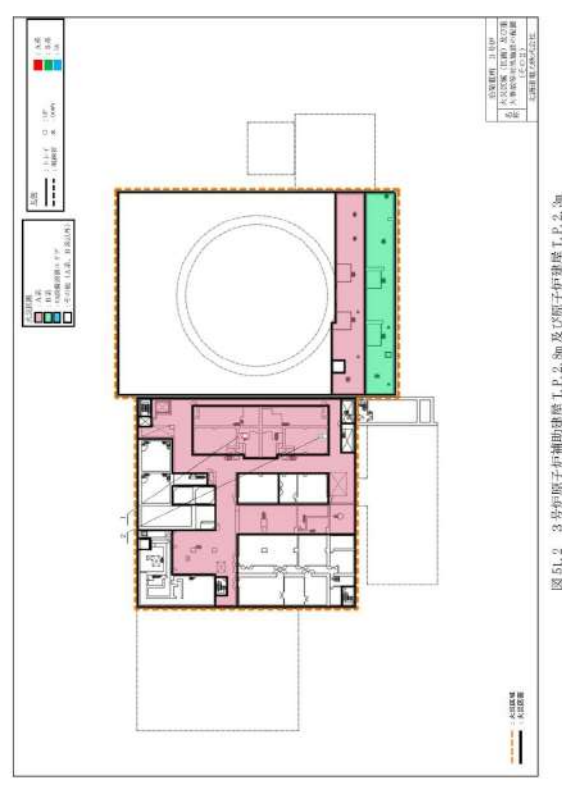
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図51.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P. ー1.7m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

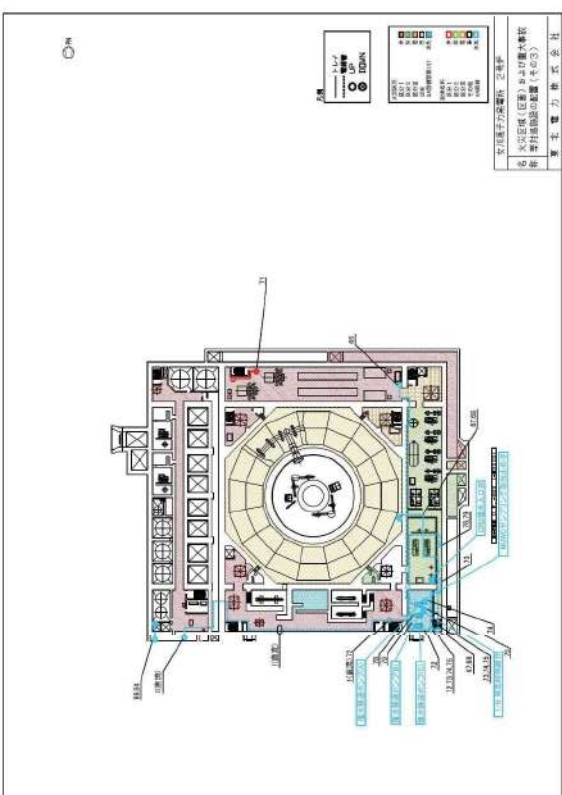
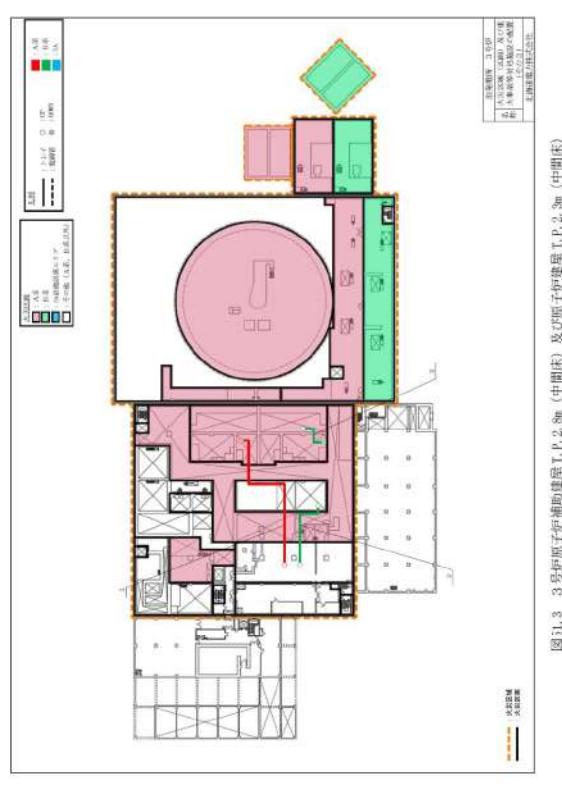
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 51.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.5m及び原子炉建屋 T.P.2.5m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

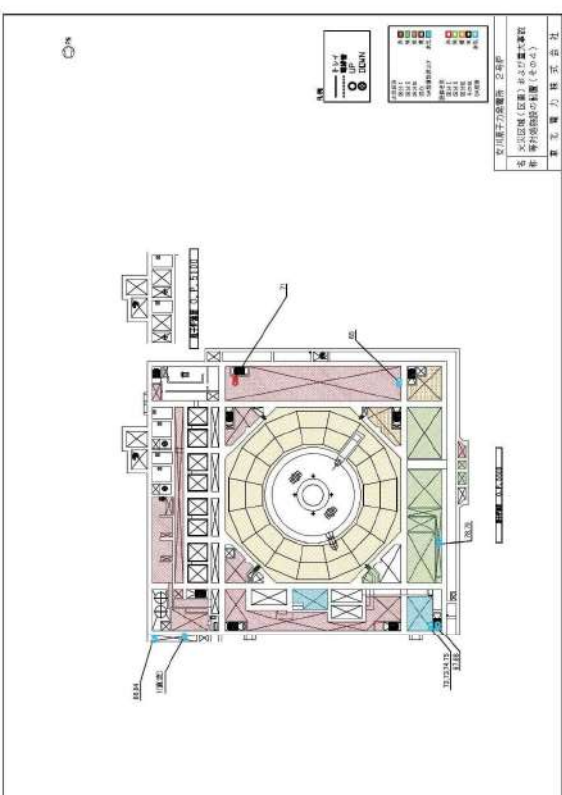
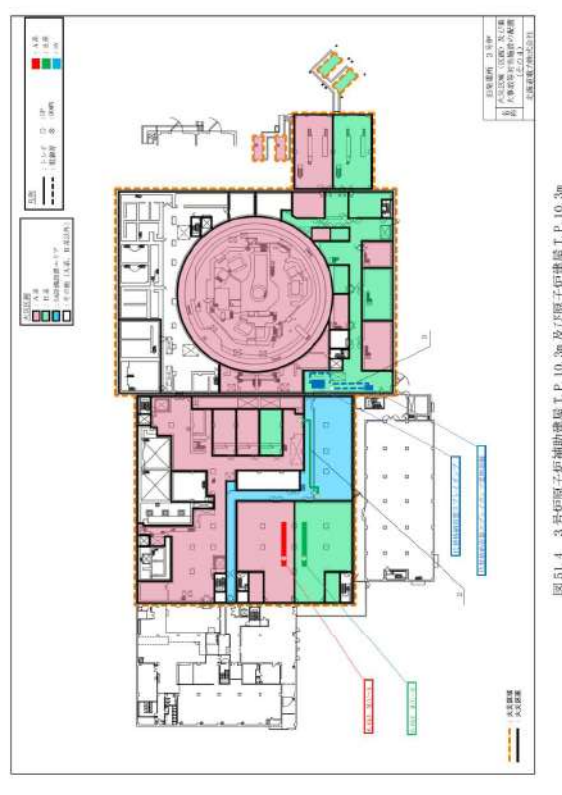
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図51.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.5m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.5m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

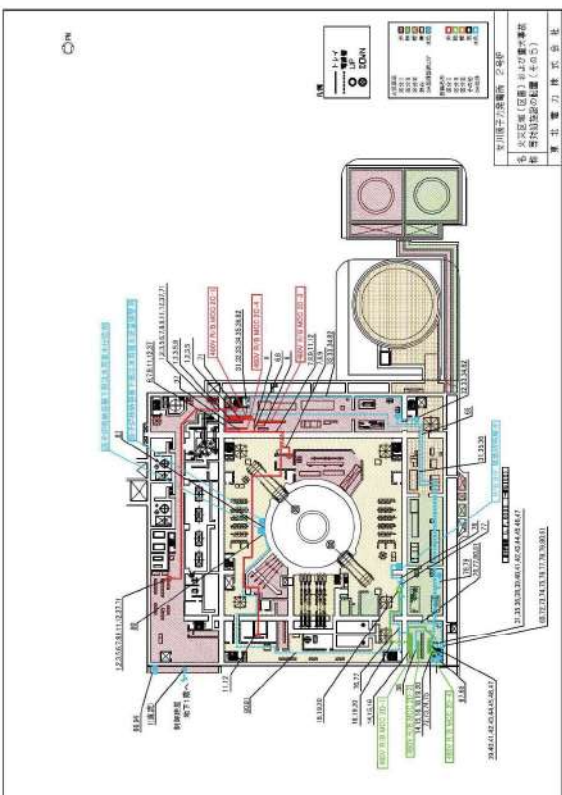
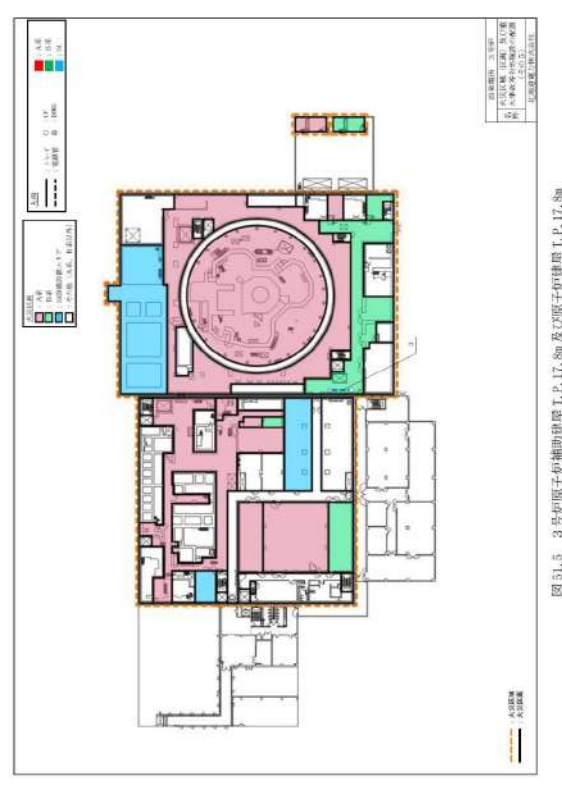
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 51.4 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m 及び原子炉建屋 T.P.10.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

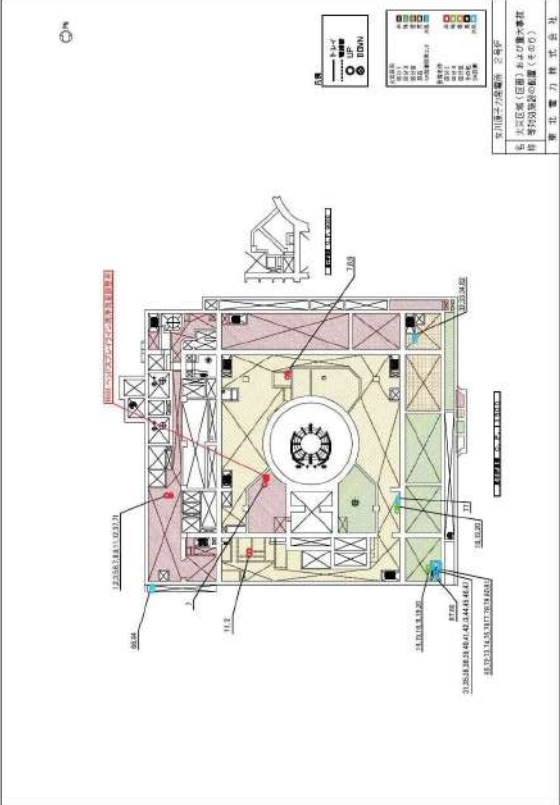
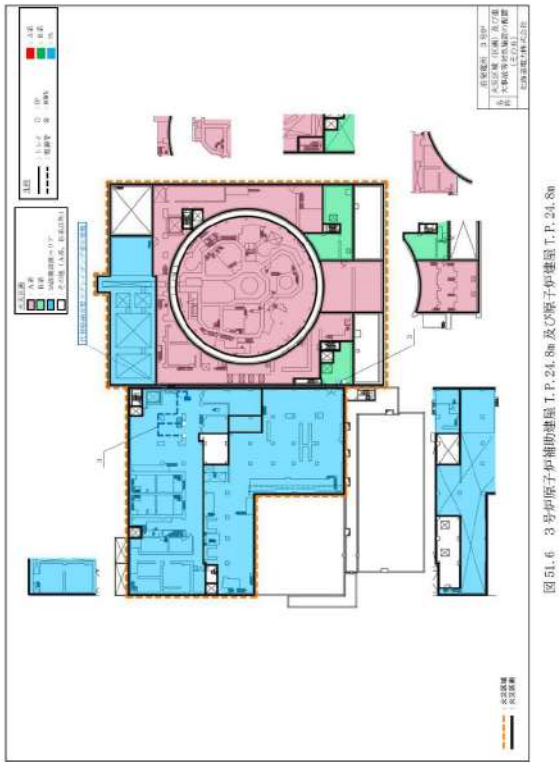
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図51.5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8m及び原子炉建屋 T.P.17.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

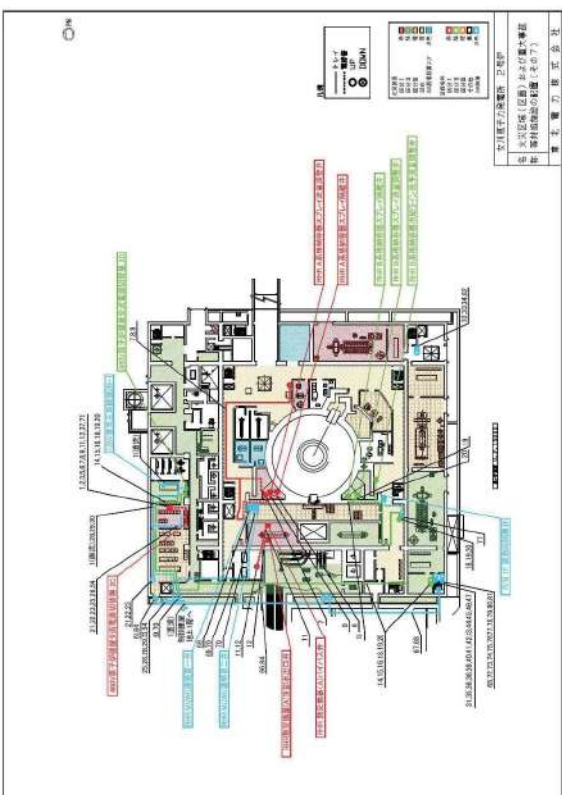
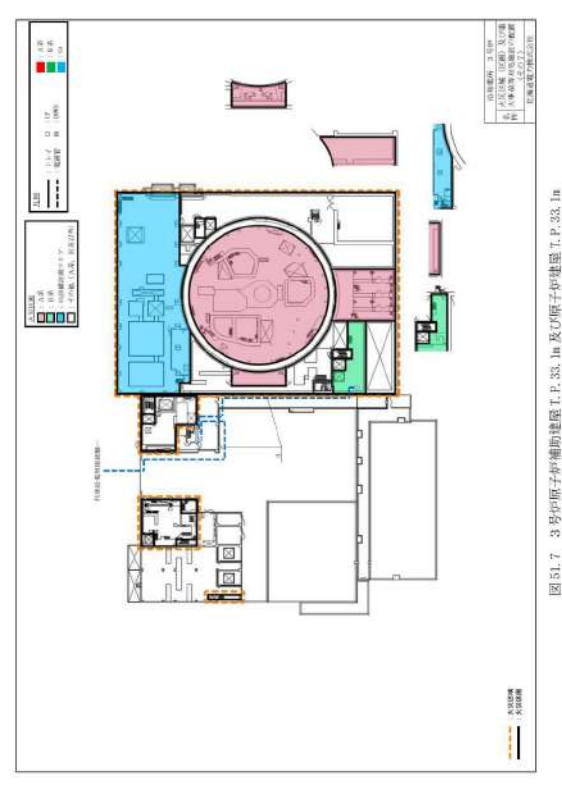
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図51.6 3号炉原子炉補助建屋 I.P.24.8a 及び原子炉建屋 I.P.24.8b</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

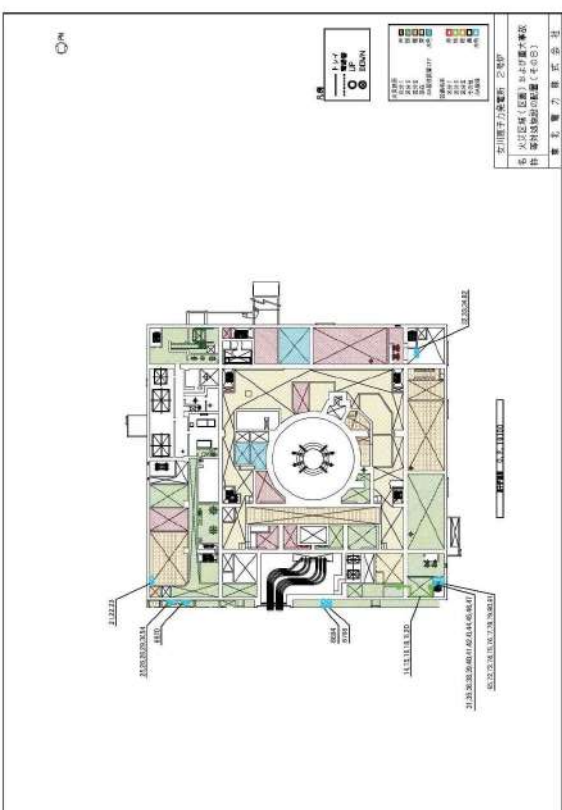
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 51.7 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33. In 及び原子炉建屋 T.P.33. In</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

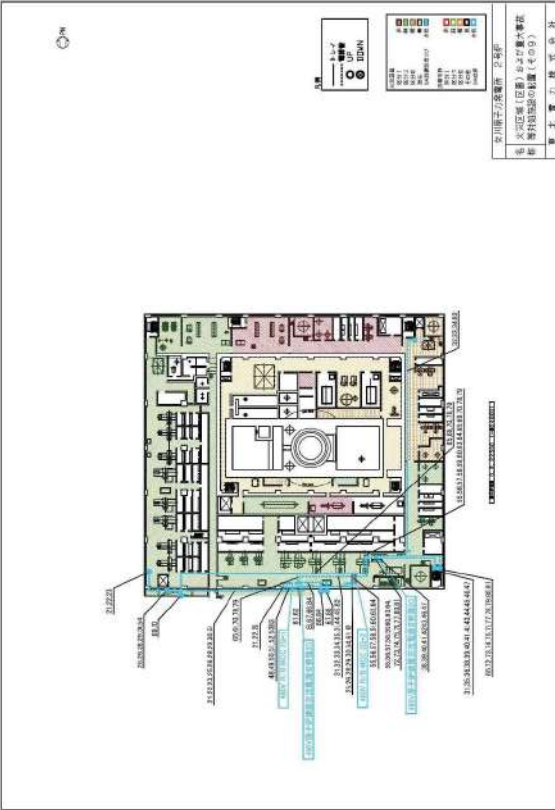
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

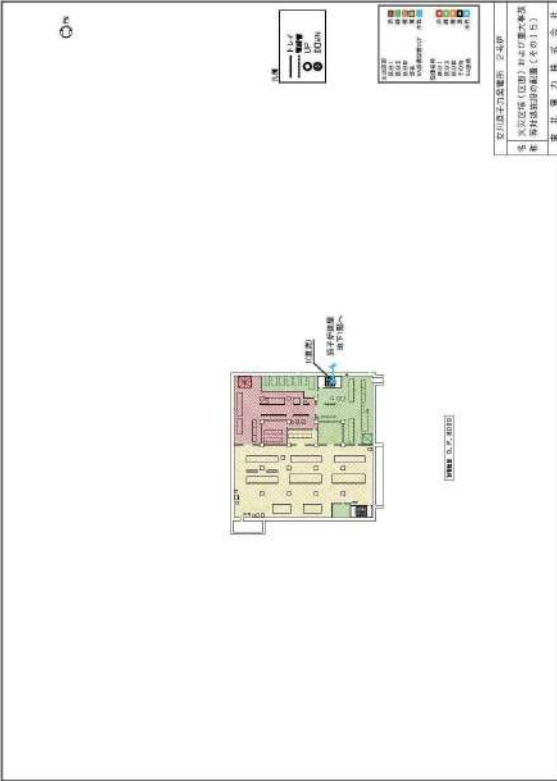
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

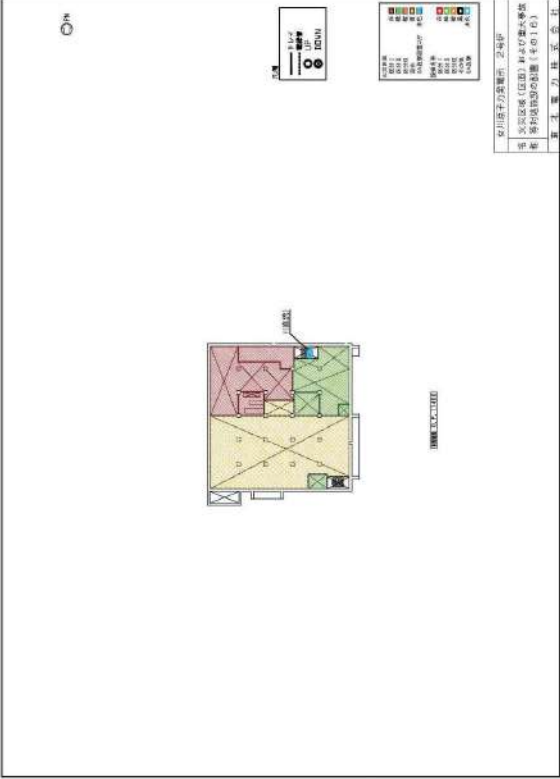
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-10 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

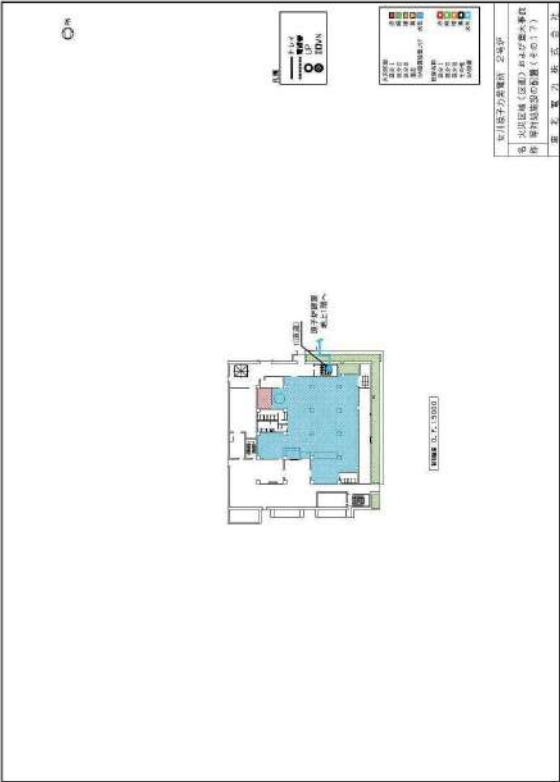
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

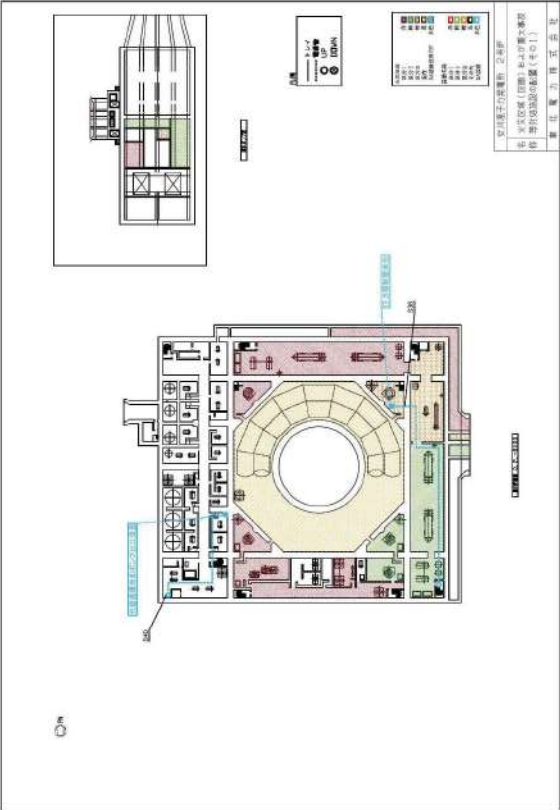
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-12 2号炉副設機室 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

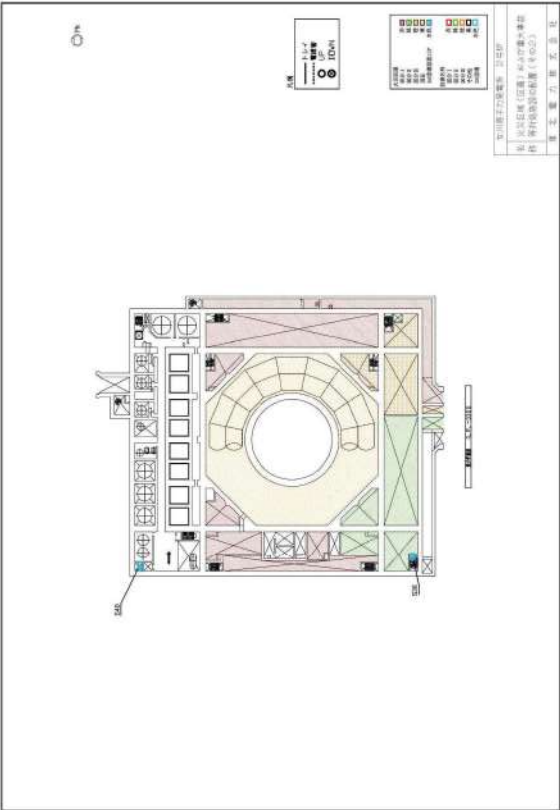
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-13 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

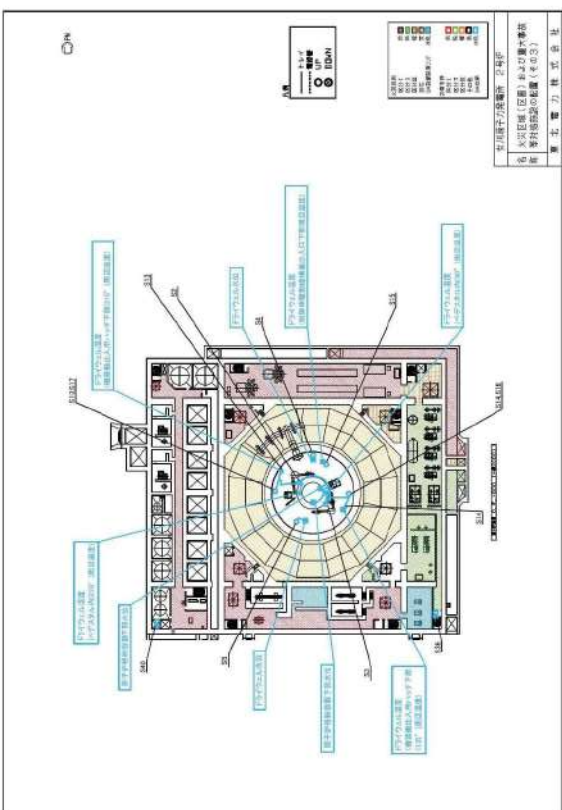
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="813 986 1088 1002">図51-14 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

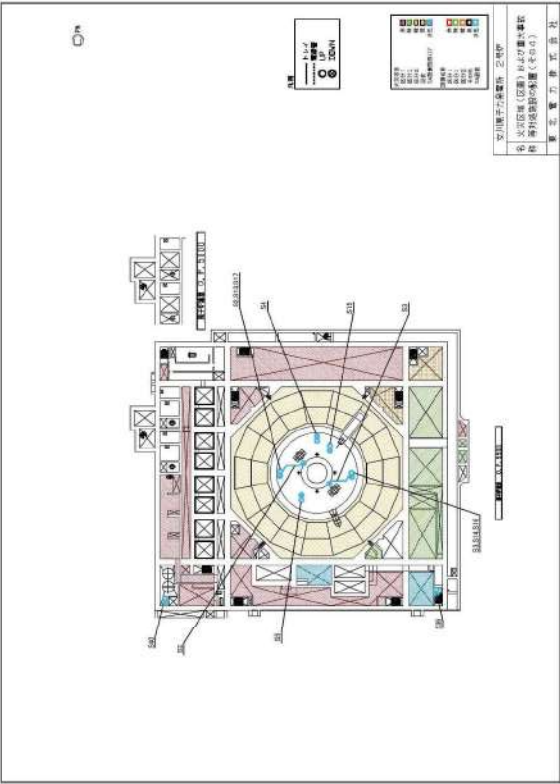
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-15 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

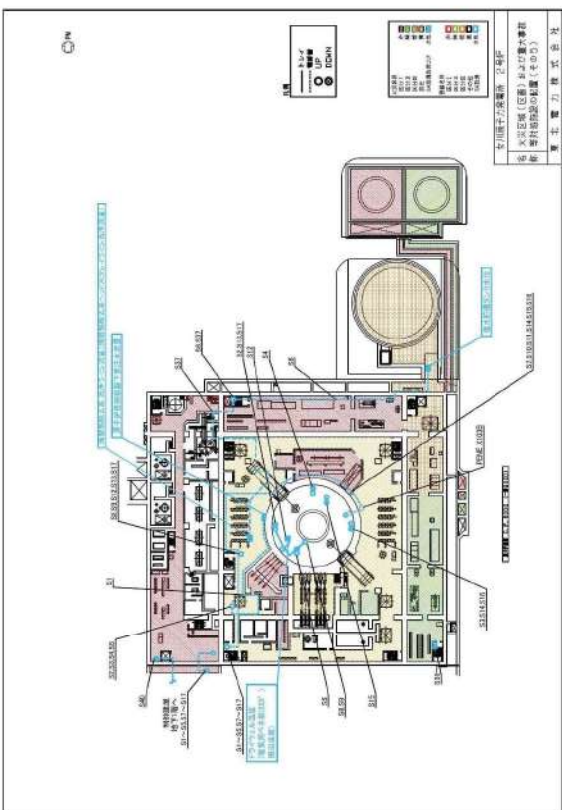
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 965 1093 986">図 51-16 2号炉原子炉建屋：地下中2階</p>		<p data-bbox="1848 146 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

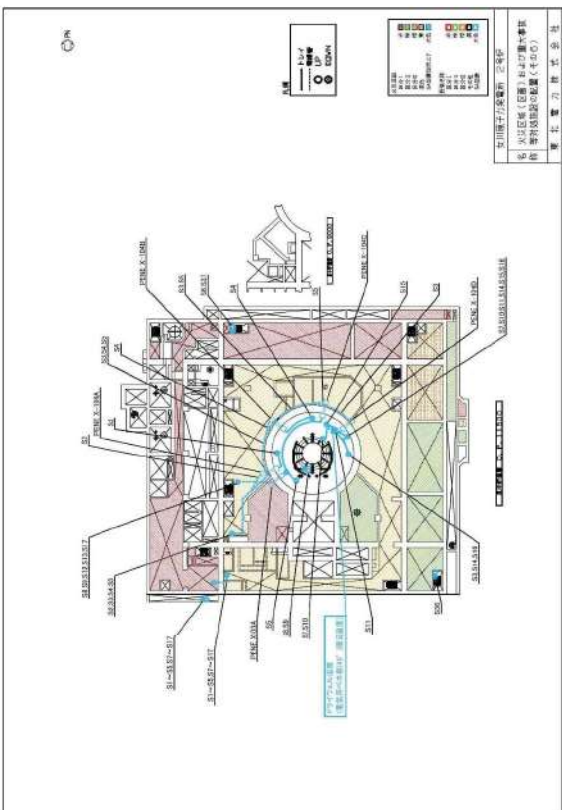
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-17 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

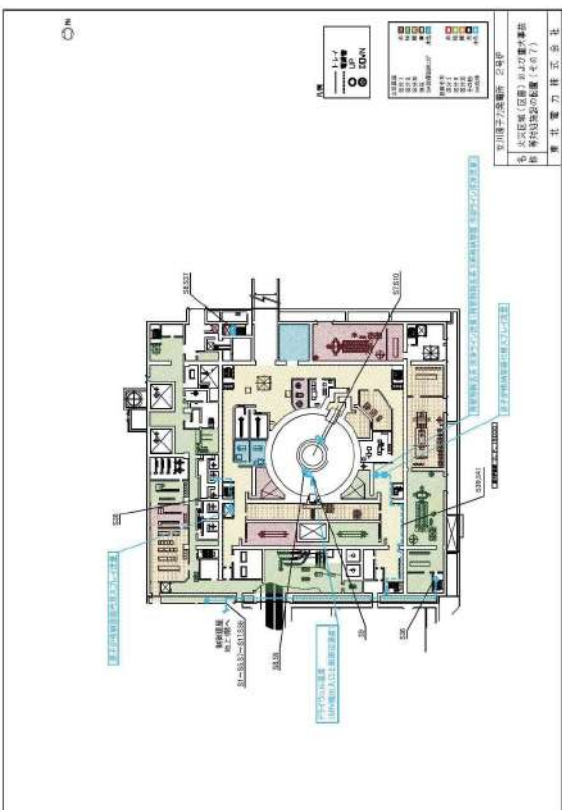
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-18 2号原子力建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

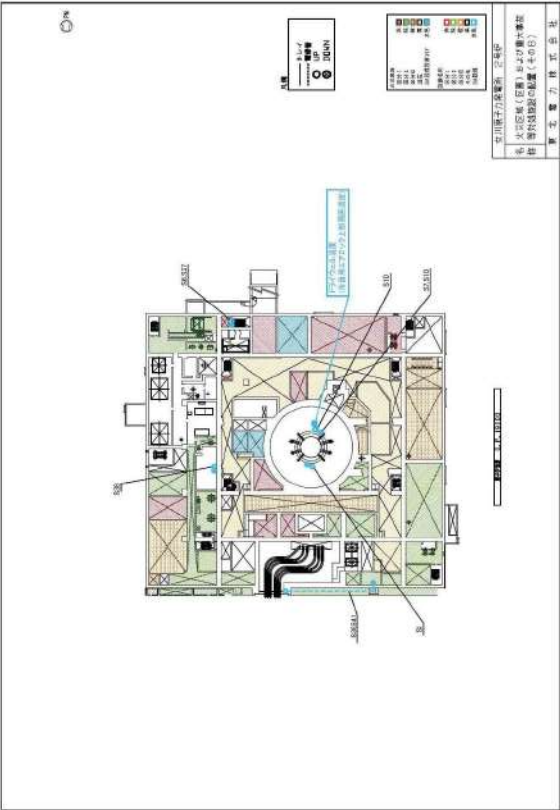
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-19 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

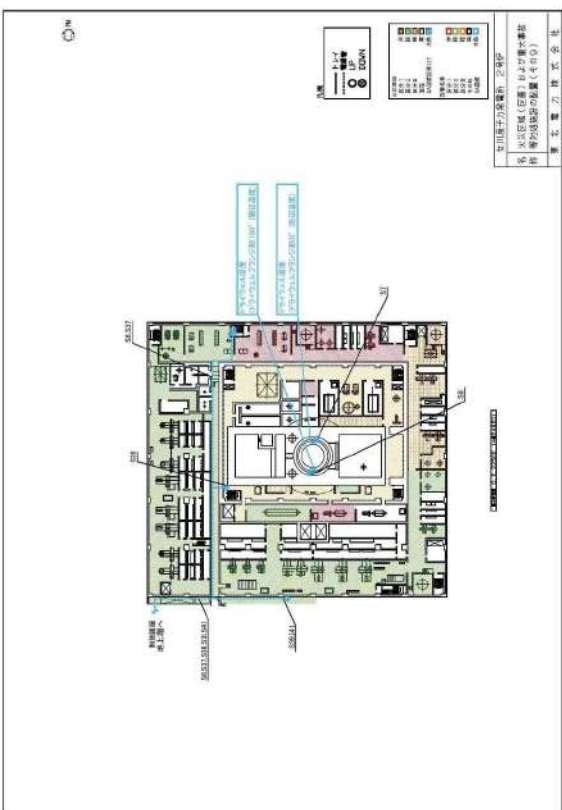
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-20 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

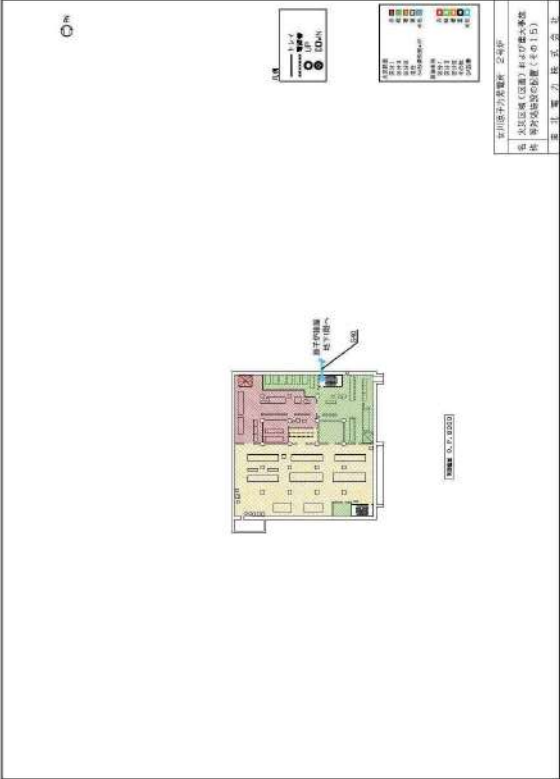
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-21 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

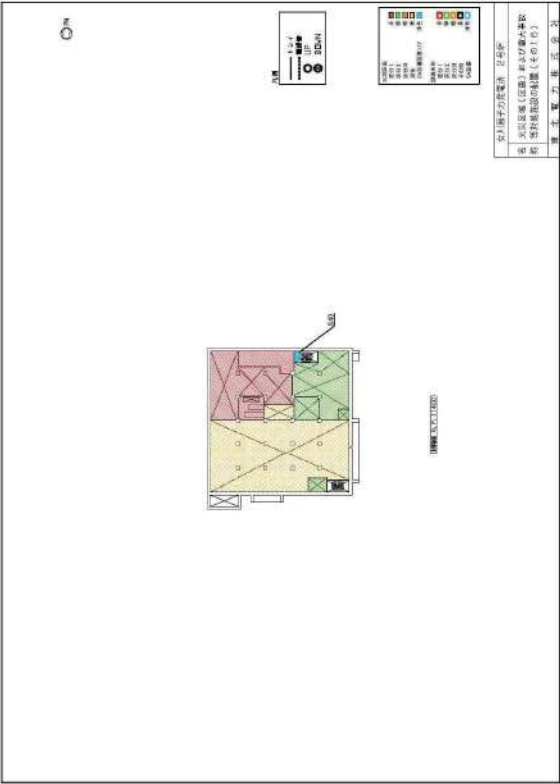
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-22 2号伊制館建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

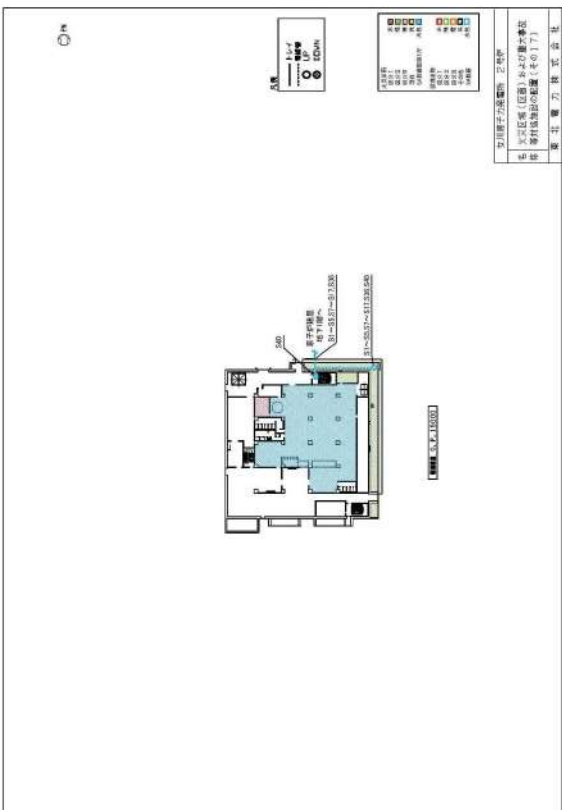
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-23 2号炉別棟建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

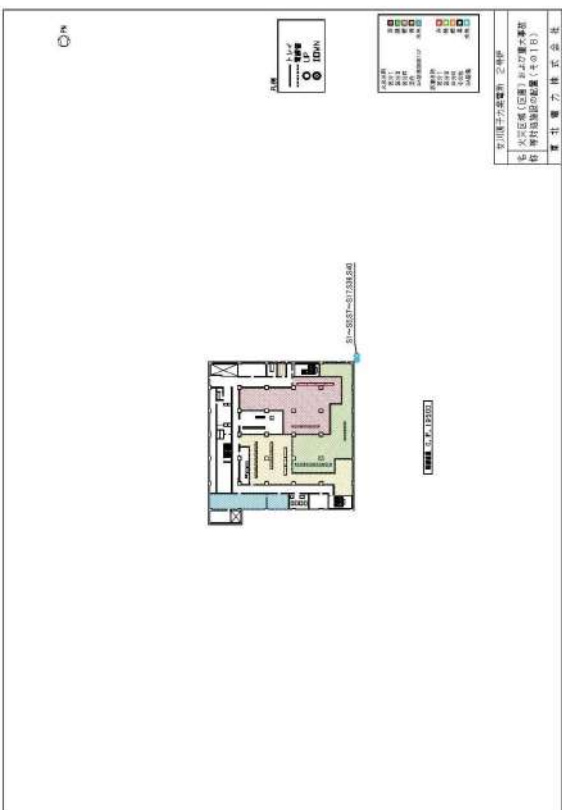
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-24 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-25 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

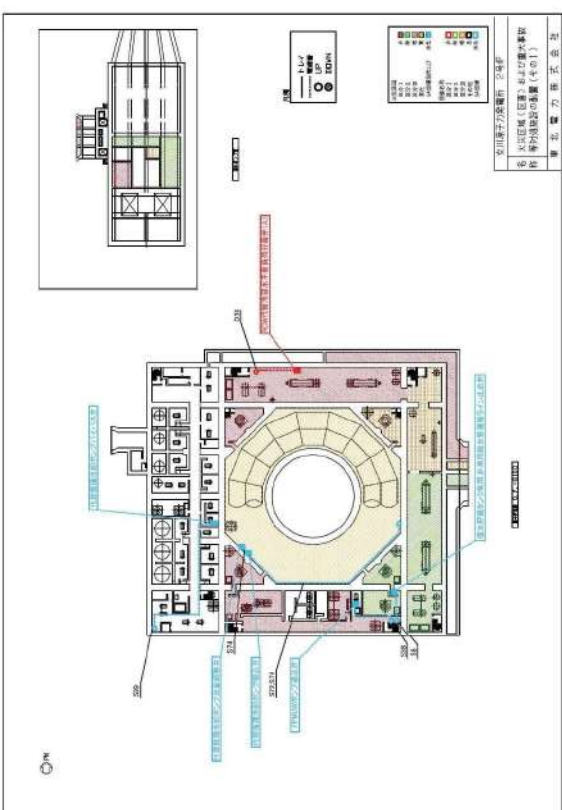
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1007">図51-26 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="898 1010 1223 1031">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

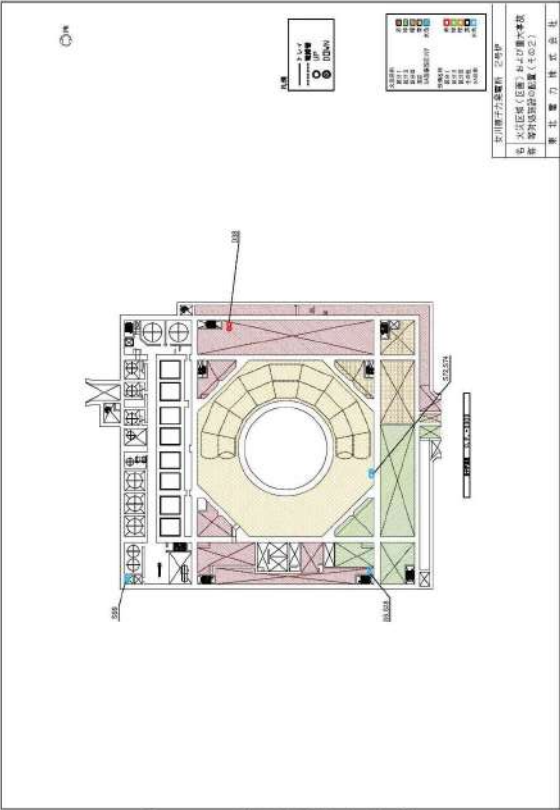
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-27 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

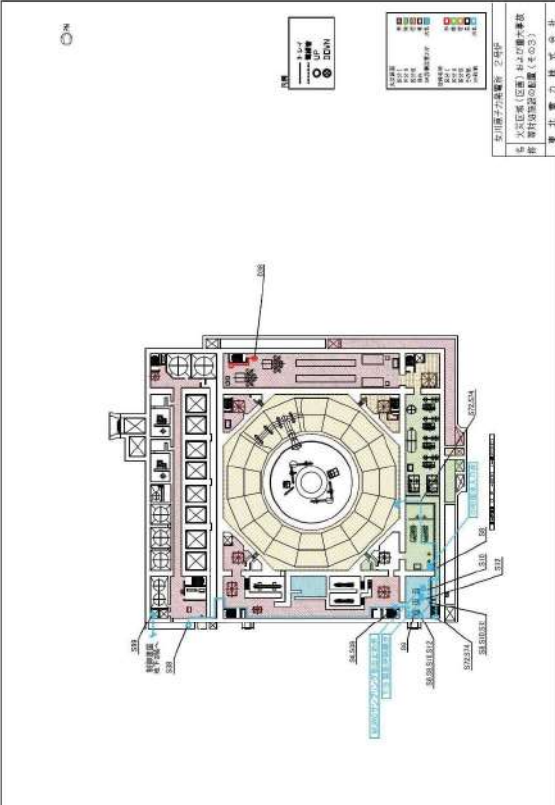
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-28 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

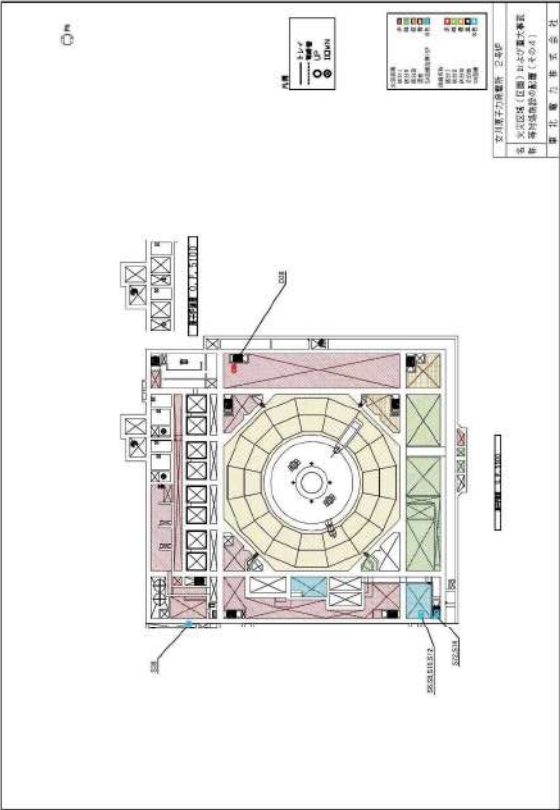
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-29 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

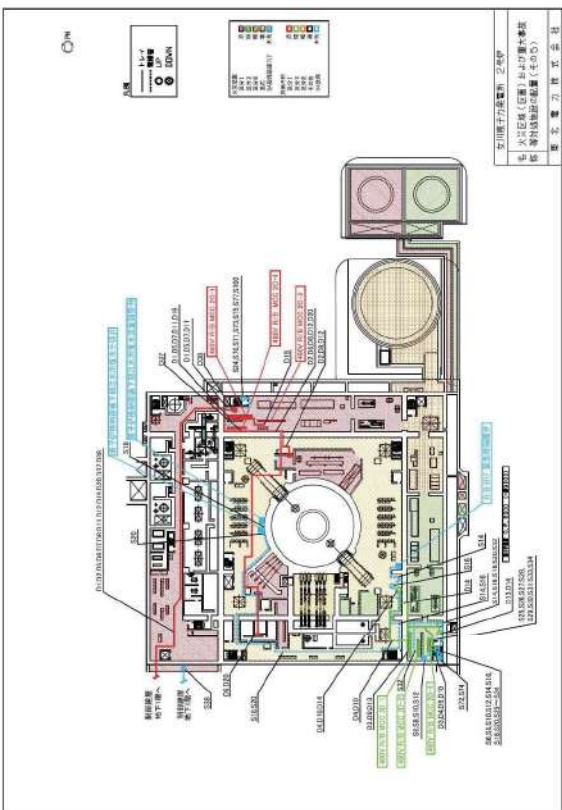
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 986 1086 1005">図 51-30 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1848 146 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

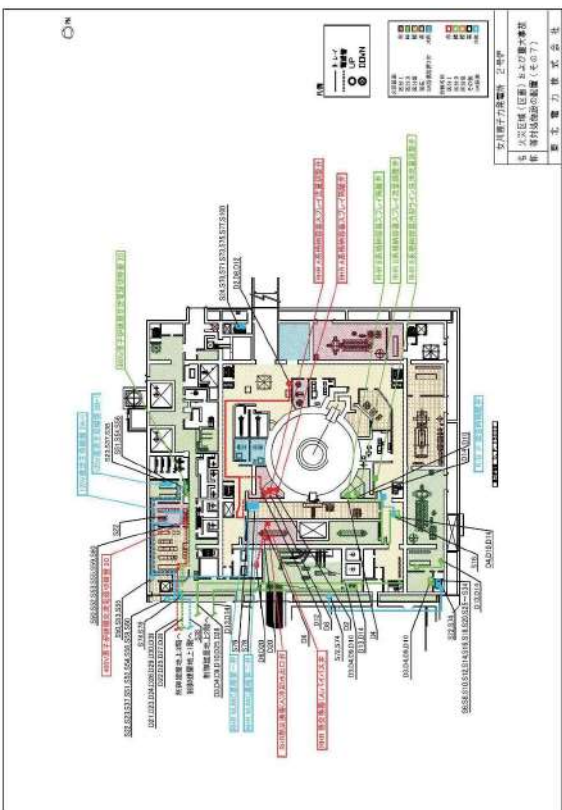
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-31 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

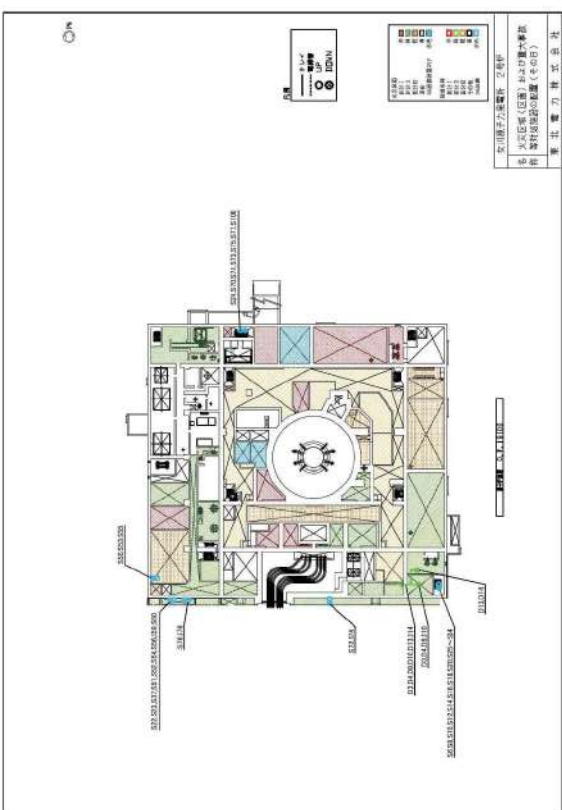
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-33 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

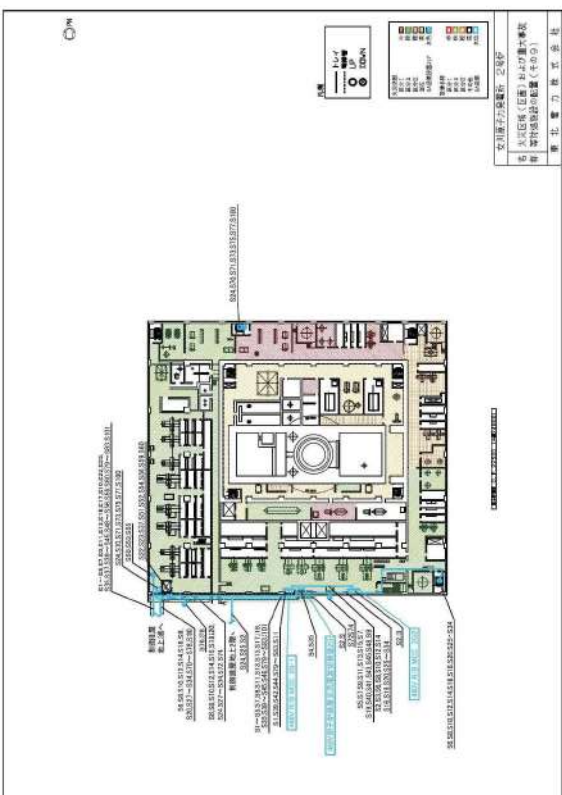
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-34 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

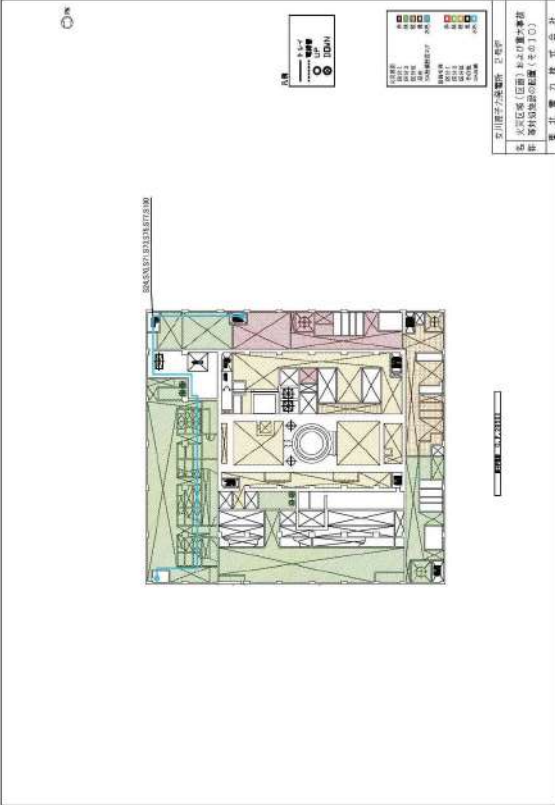
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-35 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

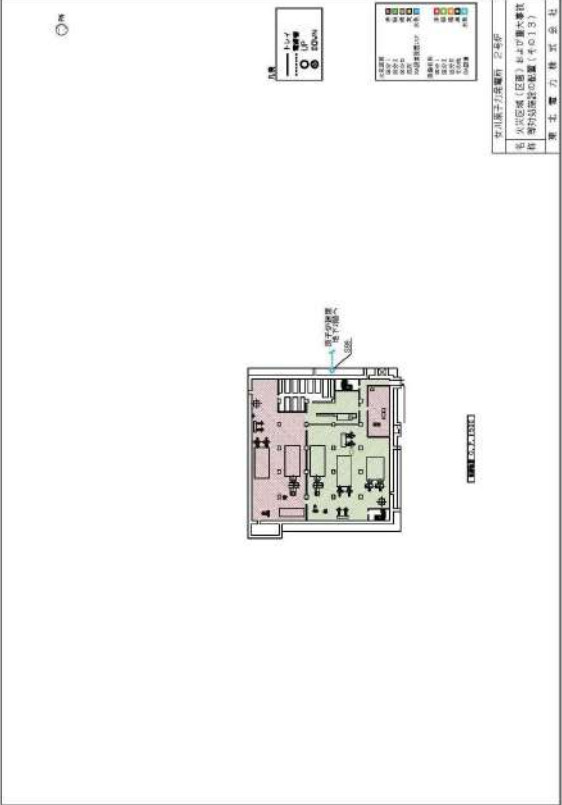
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 986 1086 1005">図 51-36 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p data-bbox="1848 146 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

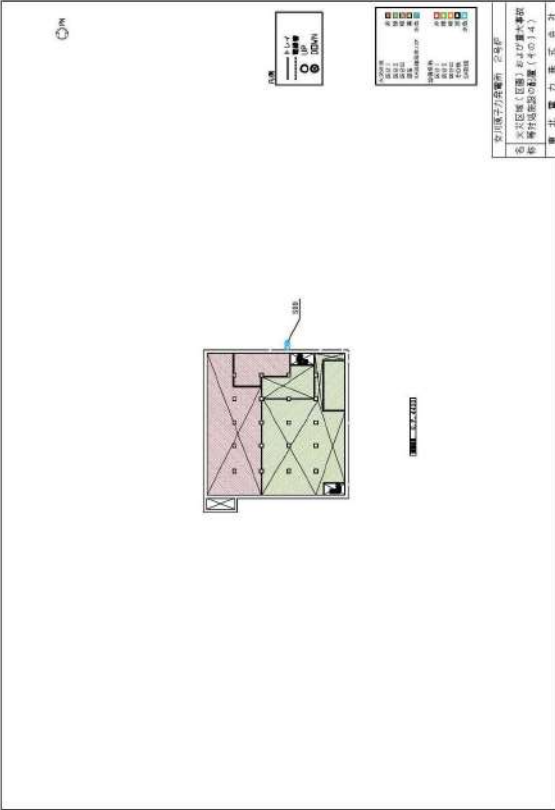
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-37 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

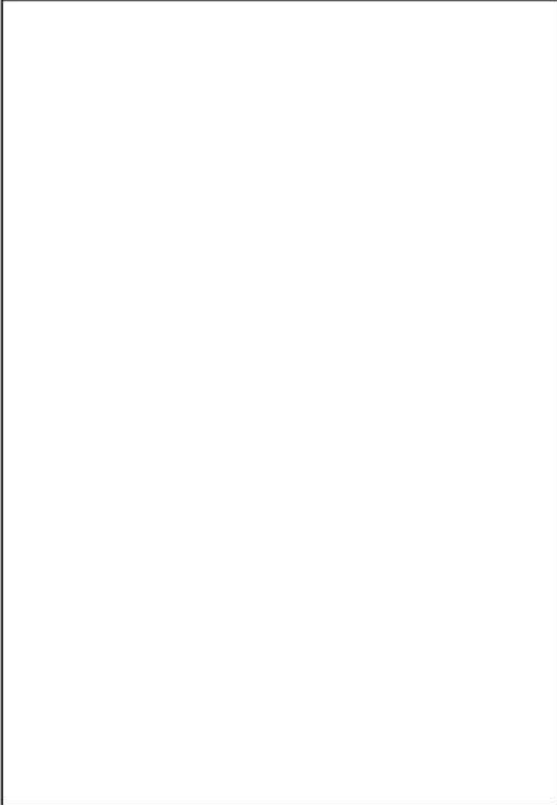
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1079 1005">図 51-38 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1848 146 1904 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

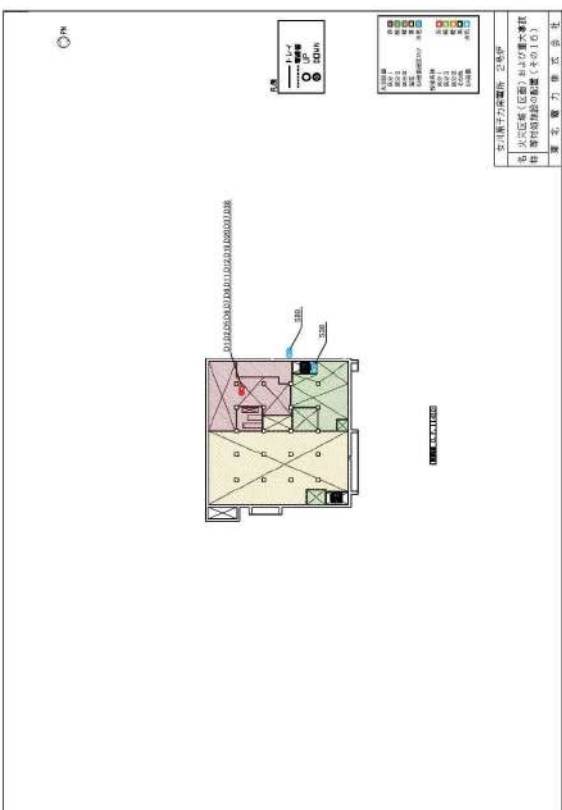
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1007">図51-39 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="898 1007 1223 1027">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 142 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2152 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

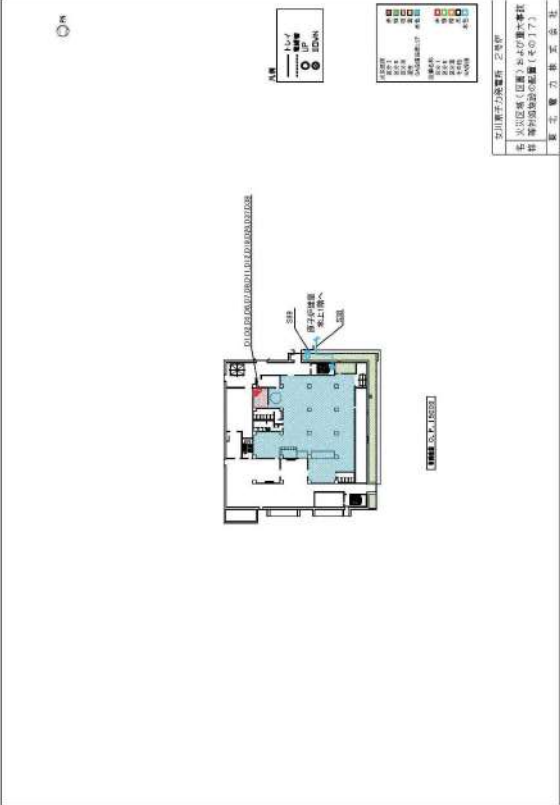
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-40 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

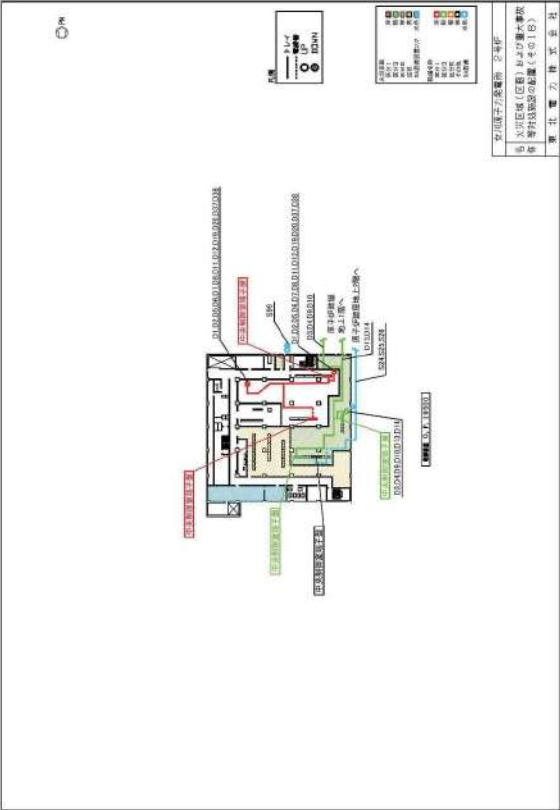
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-41 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

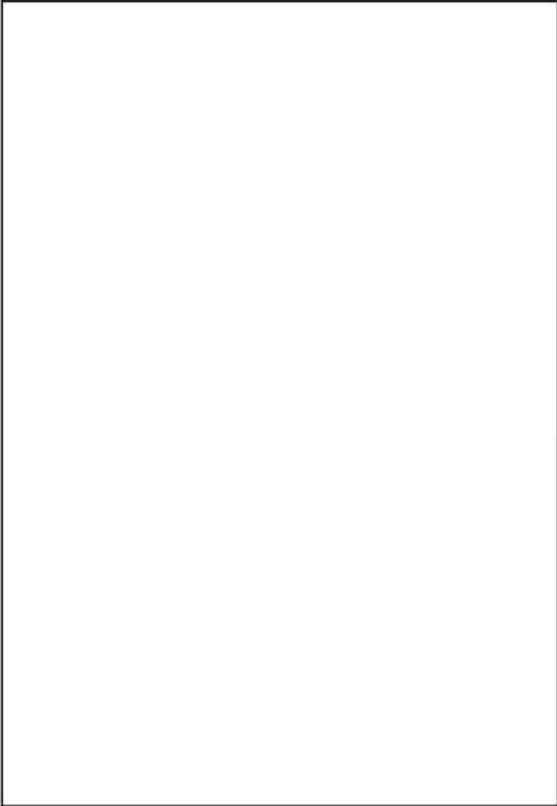
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 986 1075 1005">図 51-42 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

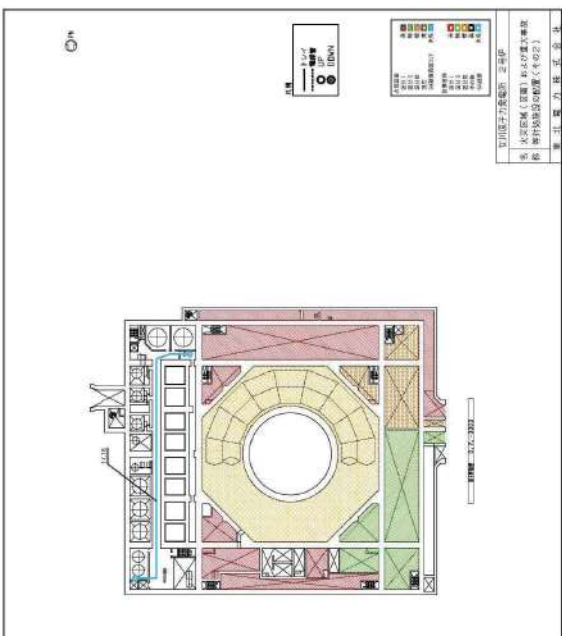
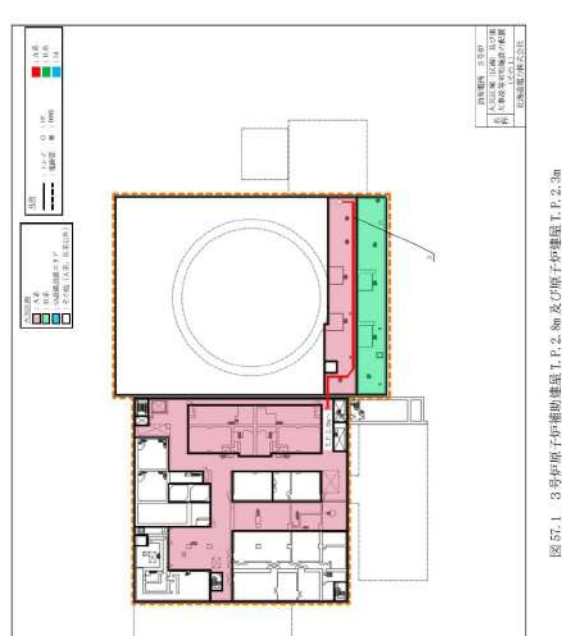
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1005">図51-49 2号が削削建屋 地上3階</p> <p data-bbox="898 1008 1223 1027">特開みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 146 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 175 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 312" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

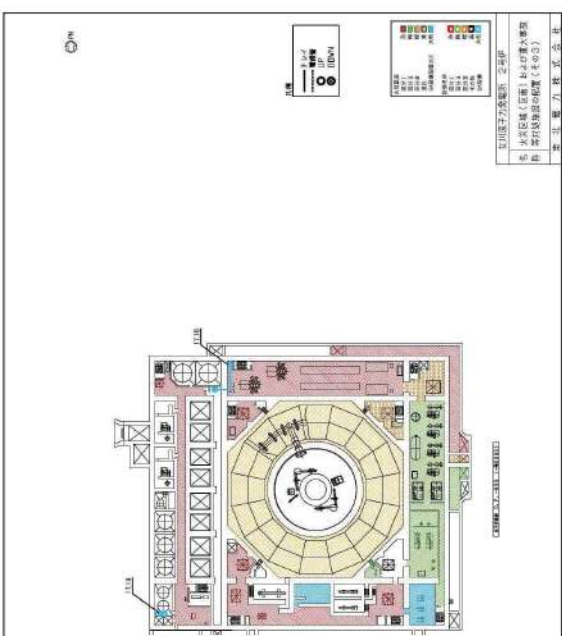
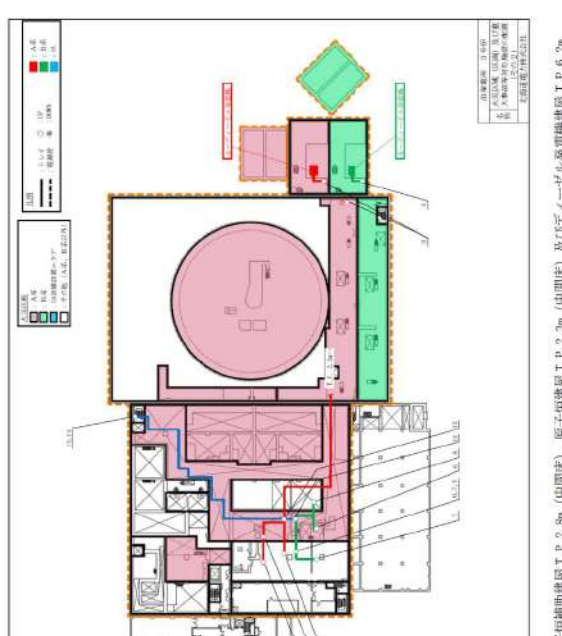
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-1 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図57.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m及び原子炉建屋 T.P.2.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

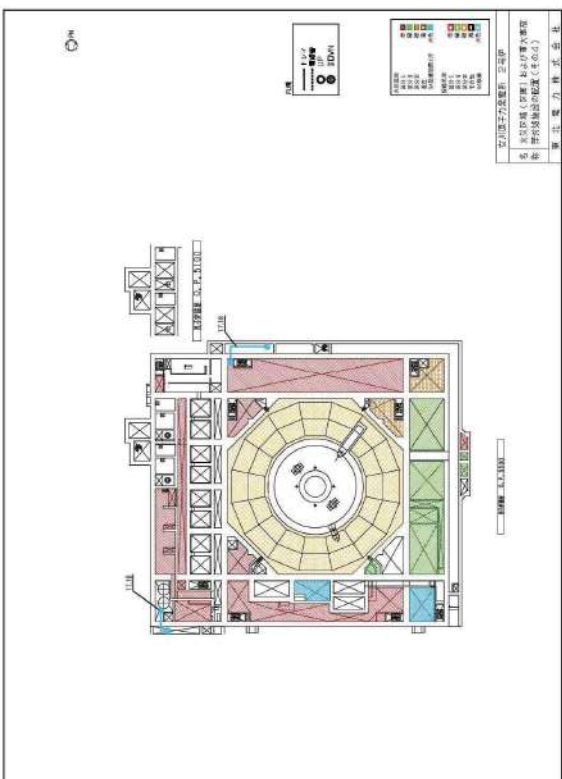
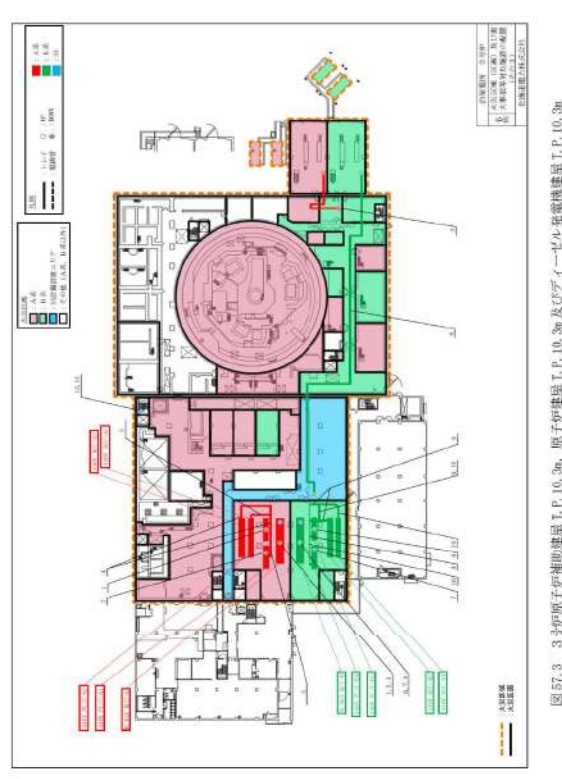
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図 57.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8a (中間約)、原子炉建屋 T.P.2.3a (中間床)、原子炉建屋 T.P.6.2a</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

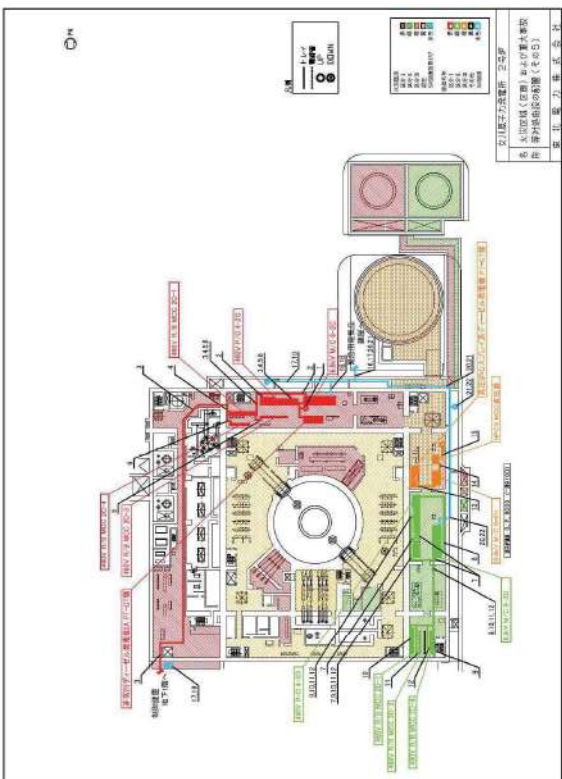
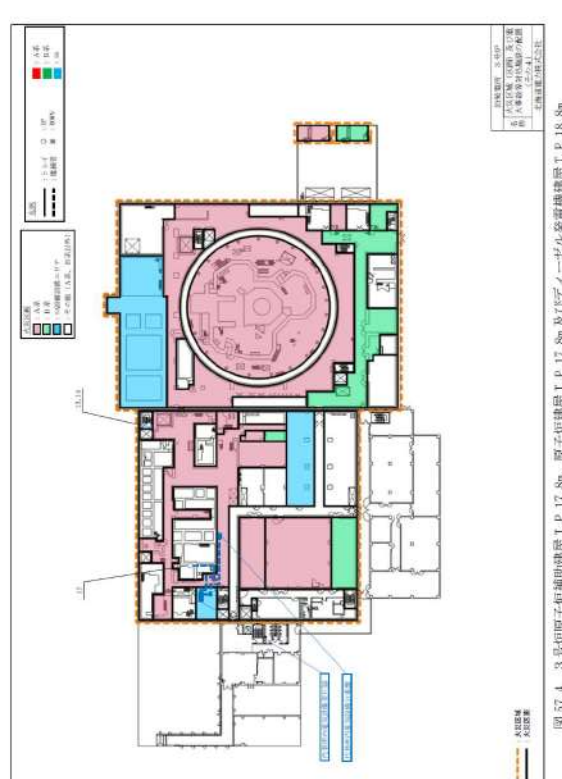
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-3 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図57.3 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3a, 原子炉建屋 T.P.10.3b及びブライザーセル配電機建屋 T.P.10.3b</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

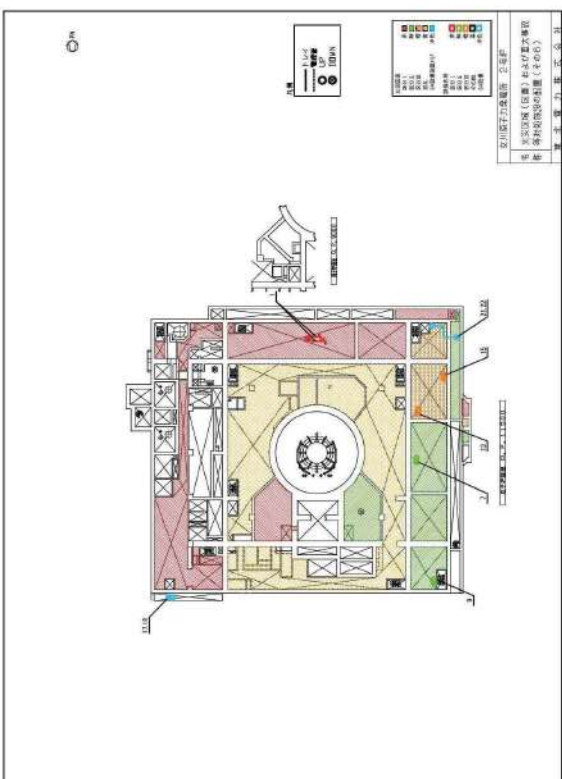
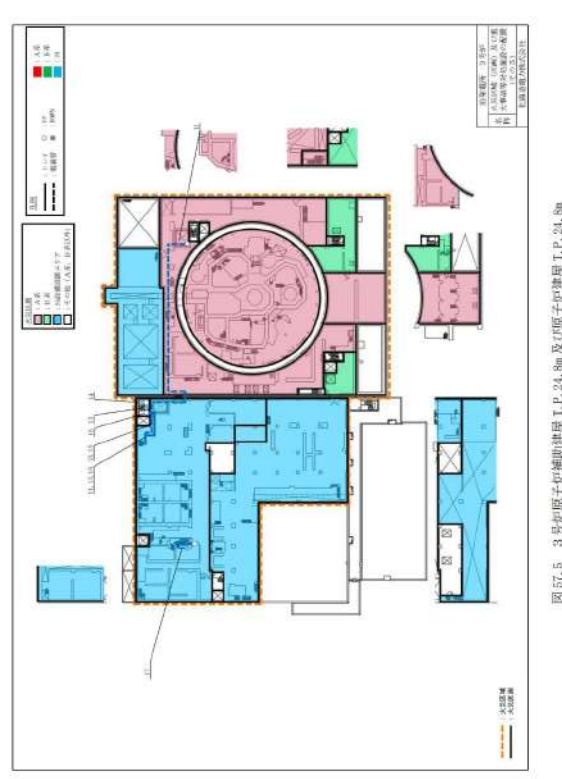
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-4 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 57.4 3号炉原子炉補助建屋 I.P.17.8a, 原子炉建屋 I.P.17.8a, 原子炉建屋 I.P.18.8a</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

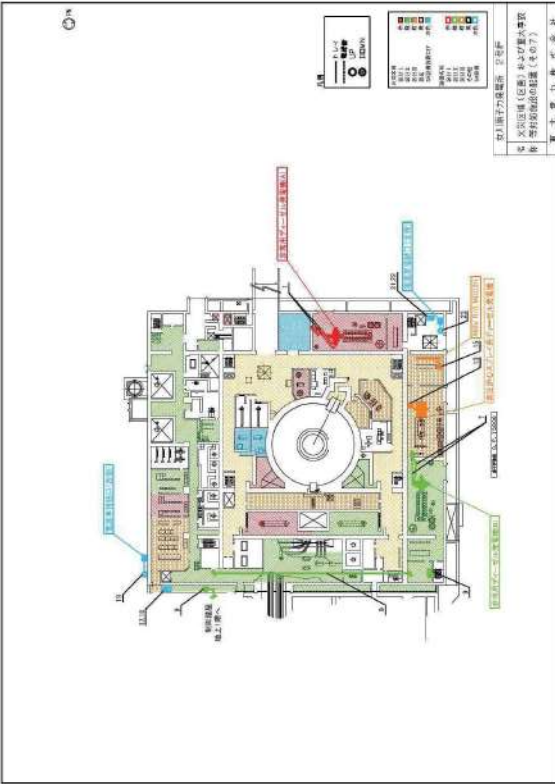
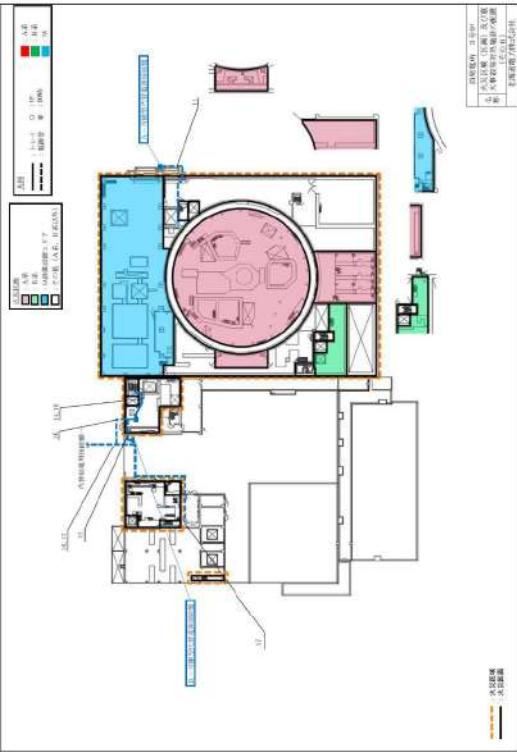
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-5 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57.5 3号炉原子炉補助建屋 I.P.24.8m 及び原子炉建屋 I.P.24.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

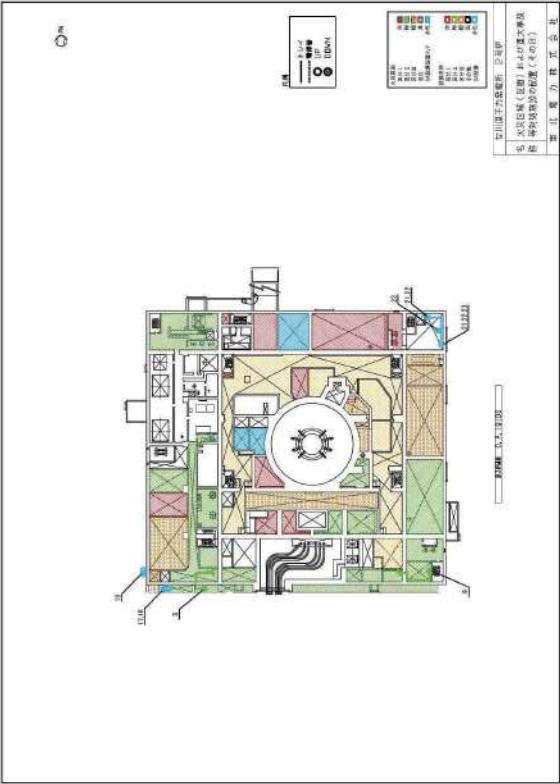
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図57-6 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p style="text-align: center;">図57.6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m及び原子炉建屋 T.P.35.1m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

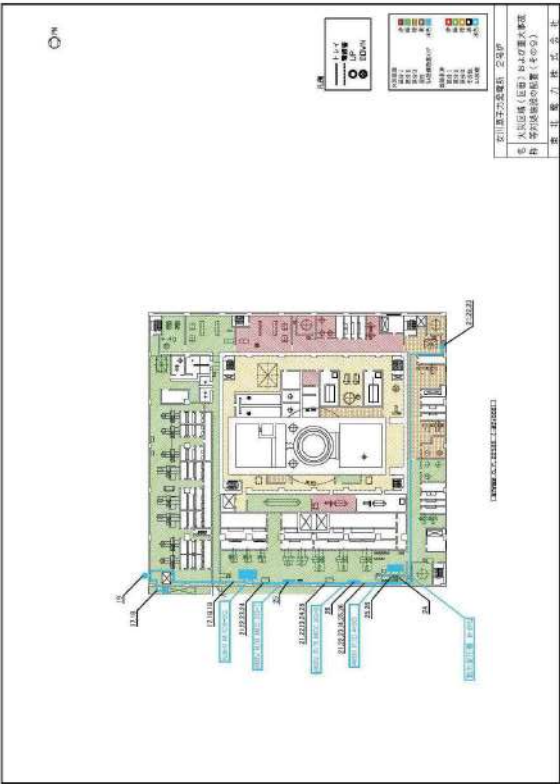
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1088 979">図 67-7 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-8 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

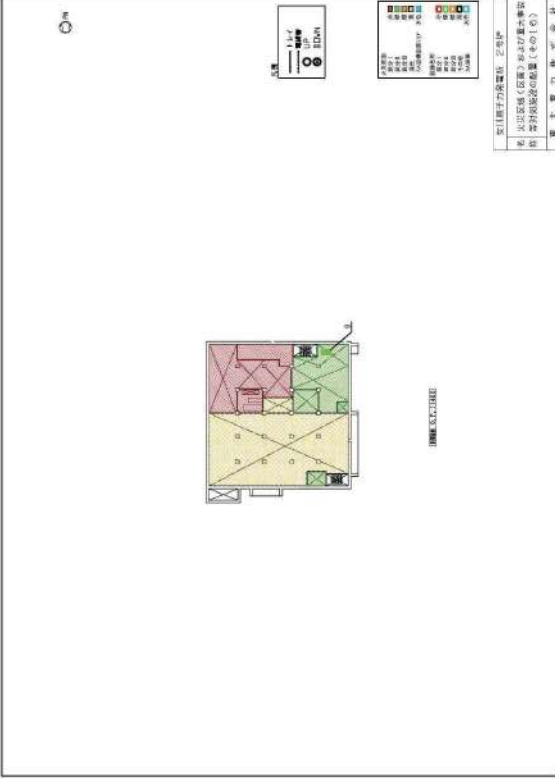
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

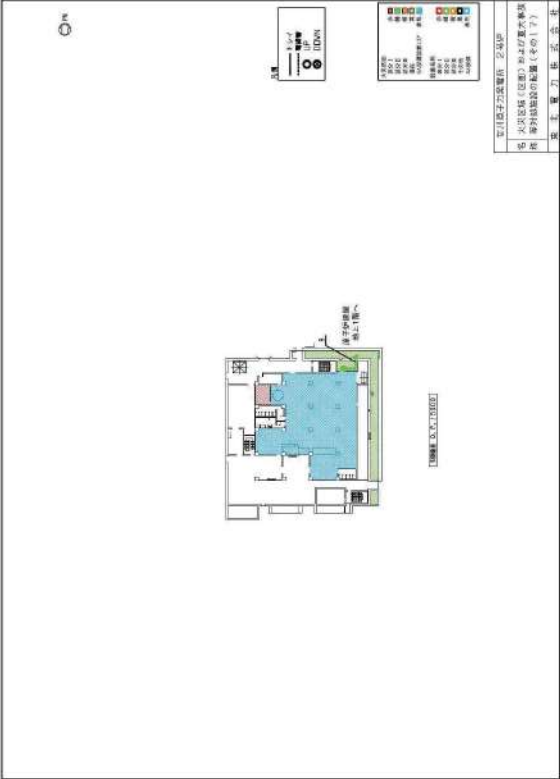
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-10 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

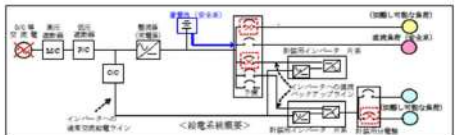
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-10 所内常設蓄電式直流電源設備に対する設計方針について	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 系統概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源は2系統 (A、B) を有し、系統構成は下図のとおりである。</p> 	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、3系統3組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、分電盤等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計測制御系統施設、無停電電源装置等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの2系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、原子炉隔離時冷却系により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を表57-10-1に、単線結線図を図57-10-1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを3系統3組 (125V蓄電池2A、2B及び2H) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、125V蓄電池2A及び2Bを所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、直流駆動低圧注水系ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ、タービン発電機初期励磁等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、250V 1系統 (約6,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から約15分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計装用インバータ (無停電電源装置) 等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組 (A蓄電池及びB蓄電池) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、約130V 2系統2組 (1組当たり約2,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 項目名称の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称・記載表現の相違 ・女川：分電盤⇄泊：直流コントロールセンタ</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊の計測制御系統施設は計装用インバータ (無停電電源装置) の負荷である</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (蓄電池) ・女川：125V蓄電池2A⇄泊：A蓄電池 ・女川：125V蓄電池2B⇄泊：B蓄電池</p> <p>【女川】 設備の相違 ・蓄電池 (常用) の仕様及び負荷の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇄泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電源車⇄泊：可搬型代替電源車</p>

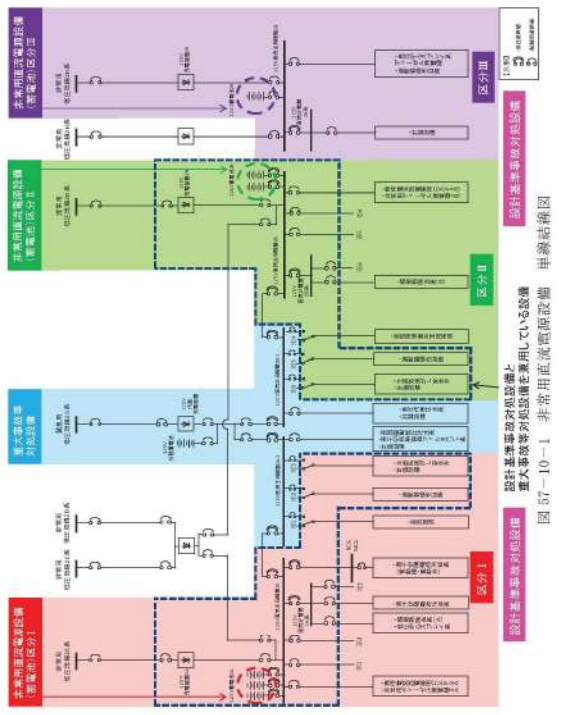
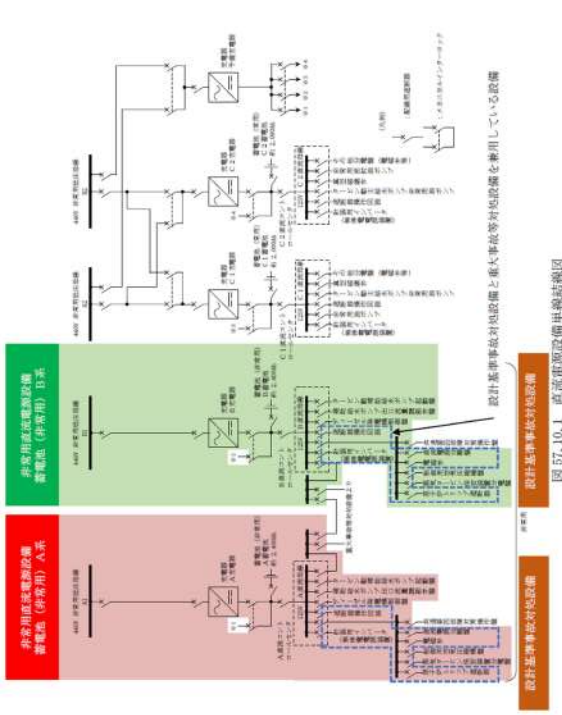
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>参考: 重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器の破損, 使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57-10-1 非常用直流電源設備の主要機器仕様</p> <table border="1" data-bbox="790 343 1171 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用</th> <th rowspan="2">設計基準事故対処設備 125V蓄電池2H (区分Ⅲ)</th> <th colspan="2">(参考) 重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>125V蓄電池2A (区分Ⅰ)</th> <th>125V蓄電池2B (区分Ⅱ)</th> <th>125V代替蓄電池</th> <th>250V蓄電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 電圧 容量</td> <td>125V 約8,000Ah</td> <td>125V 約6,000Ah</td> <td>125V 約400Ah</td> <td>125V 約2,000Ah</td> <td>250V 約6,000Ah</td> </tr> <tr> <td>充電器 台数</td> <td>1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)</td> <td></td> <td>1 (125V蓄電池2H用)</td> <td>1 (125V代替蓄電池用)</td> <td>1 (250V蓄電池用)</td> </tr> <tr> <td>充電方式</td> <td>浮動 (常時)</td> <td></td> <td>浮動 (常時)</td> <td>浮動 (常時)</td> <td>浮動 (常時)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		設計基準事故対処設備 125V蓄電池2H (区分Ⅲ)	(参考) 重大事故等対処設備		125V蓄電池2A (区分Ⅰ)	125V蓄電池2B (区分Ⅱ)	125V代替蓄電池	250V蓄電池	蓄電池 電圧 容量	125V 約8,000Ah	125V 約6,000Ah	125V 約400Ah	125V 約2,000Ah	250V 約6,000Ah	充電器 台数	1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)		1 (125V蓄電池2H用)	1 (125V代替蓄電池用)	1 (250V蓄電池用)	充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)	浮動 (常時)	<p>参考: 重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器の破損, 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57.10.1 非常用直流電源設備の主要仕様</p> <table border="1" data-bbox="1417 359 1733 1372"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用</th> <th rowspan="2">(参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池</th> </tr> <tr> <th>A蓄電池</th> <th>B蓄電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 電圧 容量</td> <td>約130V 約2,400Ah</td> <td>約130V 約2,400Ah</td> <td>約130V 約2,400Ah × 2組</td> </tr> <tr> <td>充電器 台数 充電方式</td> <td>1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用) 浮動 (常時)</td> <td></td> <td>2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		(参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池	A蓄電池	B蓄電池	蓄電池 電圧 容量	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah × 2組	充電器 台数 充電方式	1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用) 浮動 (常時)		2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)	<p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 使用済燃料プール⇔泊: 使用済燃料ピット</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違 ・負荷電流の相違により, 蓄電池の必要容量が相違する。</p>
項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		設計基準事故対処設備 125V蓄電池2H (区分Ⅲ)	(参考) 重大事故等対処設備																																									
	125V蓄電池2A (区分Ⅰ)	125V蓄電池2B (区分Ⅱ)		125V代替蓄電池	250V蓄電池																																								
蓄電池 電圧 容量	125V 約8,000Ah	125V 約6,000Ah	125V 約400Ah	125V 約2,000Ah	250V 約6,000Ah																																								
充電器 台数	1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)		1 (125V蓄電池2H用)	1 (125V代替蓄電池用)	1 (250V蓄電池用)																																								
充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)	浮動 (常時)																																								
項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		(参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池																																										
	A蓄電池	B蓄電池																																											
蓄電池 電圧 容量	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah × 2組																																										
充電器 台数 充電方式	1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用) 浮動 (常時)		2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)																																										

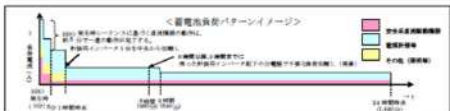
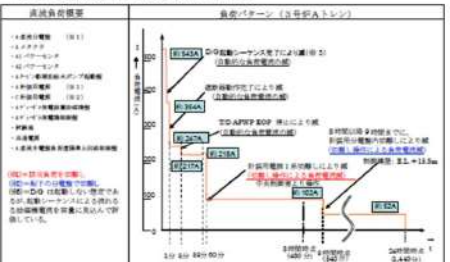
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-1 非常用直流電源設備 単線結線図</p>	 <p>図 57-10.1 直流電源設備単線結線図</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. SA時要求に対する設計方針（容量根拠概要）</p> <p>SA時（長期全交流動力電源喪失時）は、全交流動力電源喪失開始から8時間以内は中央制御室から、8時間以降は現地で操作にてSA時に給電不要な負荷を切り落とし、給電確保する設計としている。</p>  <p>（参考）容量根拠詳細例（大飯3号炉A系統（例））</p> 	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、原子炉隔離時冷却系による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備（制御電源含む）に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要のないものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用する125V蓄電池2Aは原子炉隔離時冷却系による原子炉注水が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、原子炉隔離時冷却系は、蓄電池容量以外にもサブプレッションチェンバの圧力及び水温の上昇や中央制御室、原子炉隔離時冷却系ポンプ設置場所であるRCICタービンポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉へ注水することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <p>a. 設計基準事故対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備</p> <p>(b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備</p> <p>b. 【参考】重大事故等対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備（交流動力電源復旧後用いる設備は除く。）</p> <p>2. 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>2.3 全交流動力電源喪失</p>	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備（制御電源含む）に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要のないものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用するA蓄電池及びB蓄電池並びに重大事故等対処設備である後備蓄電池は、タービン動補助給水ポンプによる発電用原子炉の冷却時に操作する補助給水ポンプ出口流量調節弁が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、タービン動補助給水ポンプは、蓄電池容量以外にも中央制御室、タービン動補助給水ポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉を冷却することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <p>a. 設計基準事故対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備</p> <p>(b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備</p> <p>b. 【参考】重大事故等対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備（交流動力電源復旧後用いる設備は除く。）</p> <p>7.1 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.1.2 全交流動力電源喪失</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 項目名称の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（蓄電池） ・女川：125V蓄電池2A⇔泊：A蓄電池 ・女川：125V蓄電池2B⇔泊：B蓄電池 【女川】 設備の相違 ・泊はB蓄電池及び後備蓄電池からも給電する ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.3.1 全交流動力電源喪失（長期TB）</p> <p>2.3.2 全交流動力電源喪失（TBU）</p> <p>2.3.3 全交流動力電源喪失（TBD）</p> <p>2.3.4 全交流動力電源喪失（TBP）</p> <p>2.4 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>2.4.1 取水機能が喪失した場合</p> <p>2.6 LOCA時注水機能喪失</p> <p>3. 運転中の原子炉における重大事故</p> <p>3.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）</p> <p>3.1.2 代替循環冷却系を使用する場合</p> <p>3.1.3 代替循環冷却系を使用できない場合</p> <p>3.4 水素燃焼</p> <p>5. 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>5.2 全交流動力電源喪失</p> <p>(b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定</p> <p>a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 外部電源喪失から1分まで</p> <p>外部電源喪失時に各ディーゼル発電機の自動起動に必要な設備として、<u>区分I～IIIの各蓄電池（非常用）</u>から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：<u>非常用ディーゼル発電機初期励磁、高圧炉心スプレイスディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路</u>(表57-10-2)</p> <p>(下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>7.2 重大事故</p> <p>7.2.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）</p> <p>7.2.1.1 格納容器過圧破損</p> <p>7.2.1.2 格納容器過温破損</p> <p>7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.4.2 全交流動力電源喪失</p> <p>(b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定</p> <p>a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 外部電源喪失から1分まで</p> <p>外部電源喪失時に各ディーゼル発電機及びタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、<u>A系、B系の各蓄電池（非常用）</u>から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、<u>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁</u>に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまで及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：<u>ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁）</u></p> <p>(表57.10.2)</p> <p>(下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>【女川】 設備の相違</p> <p>・炉型の違いによる全交流動力電源喪失を想定する有効性評価シナリオの相違</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・炉型の違いによる外部電源喪失後1分までに自動起動が完了する設備の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>・女川：非常用ディーゼル発電機⇔泊：ディーゼル発電機</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から15分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続される全ての負荷に15分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される全ての負荷 （火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失15分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から15分後には、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、ガスタービン発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続される全ての負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される全ての負荷 （火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p>	<p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に55分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 （潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失55分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から55分後には、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、代替非常用発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 （潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタ</p>	<p>(b) 外部電源喪失から5分まで 外部電源喪失時にタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池（非常用）からタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプに電源供給を行う。電源供給時間はタービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの約5分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ）（表57.10.2） （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に55分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 （潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊は外部電源喪失から5分後までに自動的に停止する負荷がある</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 供給時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇄泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要な時間電源を供給するため1時間以内にi, ii項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。区分Ⅲの蓄電池については、負荷の切離しを実施せず、接続される全ての負荷に8時間電源供給を行う。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 無停電電源装置の負荷^{*2} (原子炉保護系, 平均出力領域モニタ, 起動領域モニタ, 制御棒位置等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>直流照明^{*3}, 直流照明兼非常用照明^{*3}, 主蒸気逃がし安全弁, 原子炉隔離時冷却系, 原子炉水位(広帯域)(燃料域), 原子炉圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力, 格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W), 格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C), 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量, 取水ピット水位計^{*3}, 無線連絡設備(固定)/(携帯)^{*3}, 衛星電話設備(固定)/(携帯)^{*3}, 安全パラメータ表示システム(SPDS)^{*3}</u> (表57-10-2) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. 区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>リングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p> <p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>A系及びB系の蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要な時間電源を供給するため、1時間後にi, ii項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(可搬型代替電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 計装用インバータ(無停電電源装置)の負荷^{*2} (原子炉保護設備等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>地下水排水設備^{*3}, 津波監視カメラ^{*3}, 取水ピット水位計^{*3}, 水素検知器^{*3}, 循環水ポンプの自動停止インターロック^{*3}, 格納容器サンブ水位上昇率測定装置^{*3}, 補助給水ポンプ出口流量調節弁, 出力領域中性子束, 中間領域中性子束, 中性子源領域中性子束, 加圧器圧力^{*3}, 加圧器水位, 1次冷却材圧力(広域), 1次冷却材温度(広域-高温側), 1次冷却材温度(広域-低温側), 1次冷却材流量^{*3}, 主蒸気ライン圧力, 蒸気発生器水位(狭域), 蒸気発生器水位(広域), 格納容器内温度, 原子炉格納容器圧力, 補助給水流量, 補助給水ピット水位, ほう酸タンク水位, 格納容器再循環サンブ水位(広域), 格納容器再循環サンブ水位(狭域), 原子炉補機冷却水サージタンク水位, 燃料取替用水ピット水位, 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ), 格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)</u> (表57.10.2) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. A系及びB系の蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準規</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:電源車⇔泊:可搬型代替電源車</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:無停電電源装置⇔泊:計装用インバータ(無停電電源装置) ・女川:原子炉保護系⇔泊:原子炉保護設備</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:使用済燃料プール⇔泊:使用済燃料ピット</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項 b) を考慮し、中央制御室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護系による原子炉停止及び平均出力領域モニタ、起動領域モニタ、制御棒位置の状態による原子炉スクラム確認は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。なお、同様に無停電電源装置の負荷である燃料交換フロア放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、ドライウエル圧力、サブプレッションプール水温度及び圧力抑制室水位は、1時間で負荷切離した後、重大事故等対処設備にて監視可能である。</p> <p>*3. 直流照明、直流照明兼非常用照明、取水ビット水位計、無線連絡設備（固定）/（携帯）、衛星電話設備（固定）/（携帯）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項 b) を考慮し、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護設備による発電用原子炉停止は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。また、同様に無停電電源装置の負荷である主蒸気逃がし弁は全交流動力電源喪失時に現場操作を行うため、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。加圧器逃がし弁は直流電源が喪失している場合は弁操作用バッテリーを準備しており、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。共通要因故障対策盤及び主蒸気隔離弁はATWS 事象発生直後に動作を期待する設備であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。凝縮液量測定装置、格納容器内温度、格納容器再循環サンプル水位（広域）、格納容器再循環サンプル水位（狭域）、原子炉補機冷却水サージタンク水位、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）、格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）は他系統又は他設備により監視可能であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。</p> <p>*3. 地下水排水設備、津波監視カメラ、取水ビット水位計、水素検知器、循環水ポンプの自動停止インターロック、格納容器サンプル水位上昇率測定装置、加圧器圧力、1次冷却材流量はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切り離し場所の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：原子炉保護系⇄泊：原子炉保護設備</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切離し対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで</p> <p>各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) から電源供給できない場合 (全交流動力電源喪失) を考慮し、(1) b項で選定した設備 (表57-10-3, 表57-10-4) については、区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：代替制御棒挿入機能、高圧代替注水系、原子炉隔離時冷却系、主蒸気逃がし安全弁、低圧代替注水系 (直流駆動低圧注水系ポンプ)、耐圧強化ベント系、原子炉格納容器フィルタベント系、原子炉建屋内水素濃度、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置、使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)、原子炉圧力容器温度、原子炉圧力、原子炉圧力 (SA)、原子炉水位 (広帯域) (燃料域)、原子炉水位 (SA広帯域) (SA燃料域)、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、原子炉格納容器下部注水流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量、ドライウエル温度、圧力抑制室内空気温度、サブプレッションプール水温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、圧力抑制室水位、原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位、格納容器内水素濃度 (D/W)、格納容器内水素濃度 (S/C)、格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)、格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)、フィルタ装置出口放射線モニタ、復水貯蔵タンク水位、高圧代替注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉格納容器下部温度、耐圧強化ベント系放射線モニタ、残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度 (表57-10-2)</p>	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで</p> <p>各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) から電源供給できない場合 (全交流動力電源喪失) を考慮し、(1) b項で選定した設備 (表57.10.3, 表57.10.4) については、A系及びB系の蓄電池並びに後備蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：補助給水ポンプ出口流量調節弁、格納容器水素イグナイタ温度監視装置、原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置、使用済燃料ピット水位 (AM用)、使用済燃料ピット水位 (可搬型)、使用済燃料ピット温度 (AM用)、使用済燃料ピット監視カメラ、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子領域中性子束、補助給水流量、蒸気発生器水位 (狭域)、蒸気発生器水位 (広域)、補助給水ピット水位、1次冷却材温度 (広域-高温側)、1次冷却材温度 (広域-低温側)、1次冷却材圧力 (広域)、加圧器水位、燃料取替用ピット水位、格納容器再循環サンプル水位 (広域)、格納容器再循環サンプル水位 (狭域)、主蒸気ライン圧力、原子炉格納容器圧力、格納容器内温度、格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)、格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)、原子炉容器水位、格納容器圧力 (AM用)、原子炉補機冷却水サージタンク水位、ほう酸タンク水位、格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位 (表57.10.2)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機 ・女川：区分Ⅰ、区分Ⅱ⇔泊：A系、B系 【女川】設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備</p> <p>タービン系制御等の一部制御系についても、蓄電池（非常用）から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離ししても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>タービン系制御</u>（表57-10-2） （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備</p> <p>蒸気タービン保安装置等の一部設備についても、蓄電池（非常用）から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離ししても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>蒸気タービン保安装置等</u>（表57.10.2） （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電対象設備の相違 <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は制御系だけでなく非常用設備への給電も行うため、「設備」と記載

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 57-10-2 非常用直流電圧設備から電源供給する設備

条文	内容	追加要求事項の適用	番号	電源供給する設備	機能	炉心	燃料	燃料	燃素	要求時間	区域I	区域II	区域III
3条	設計基準対象施設の状態	無	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4条	地震による損傷の防止	有	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5条	津波による損傷の防止	有	5-1	津波力メー	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
6条	外部からの衝撃による損傷の防止	有	5-2	外の林を監視する設備*1 (取水ポンプ水位計)	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8条	火災による損傷の防止	有	8-1	火災検知器 (4-1と同一)	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
9条	漏水による損傷の防止	有	8-2	火災対策設備*2 (4-2と同一)	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
10条	溢水による損傷の防止	有	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11条	安全設備等	有	11-1	風速監視	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
12条	安全施設	有	11-2	風速監視装置用電源	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
13条	運転時の異常な温度変化及び設計基準を超えた膨張の防止	無	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14条	全交流動力電源喪失対策設備	有	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 57-10-2 非常用直流電圧設備から電源供給する設備

条文	内容	追加要求事項の適用	番号	電源供給する設備	機能	炉心	燃料	燃料	燃素	要求時間	区域I	区域II	区域III
3条	設計基準対象施設の状態	無	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4条	地震による損傷の防止	有	4-1	地下水位検出	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
5条	津波による損傷の防止	有	5-1	外の林を監視する設備*1 (津波監視カメラ)	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
6条	外部からの衝撃による損傷の防止	有	5-2	外の林を監視する設備*1 (取水ポンプ水位計)	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	5-3	検知計	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
8条	水災による損傷の防止	有	8-1	水災検知器 (4-1と同一)	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
9条	漏水による損傷の防止	有	8-2	水災対策設備*2 (4-2と同一)	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
10条	溢水による損傷の防止	有	9-1	風速監視装置用電源 →コック	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
11条	安全設備等	有	11-1	風速監視装置用電源	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
12条	安全施設	有	11-2	風速監視装置用電源	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
13条	運転時の異常な温度変化及び設計基準を超えた膨張の防止	無	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
条文	内容	追加要 求事項 の相違	番号	電源供給する設備 (電源が必要とする設備 がない)	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	蒸気 時間	供給可能時間 区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
15条	炉心等	無	-			-	-	-	-	-	-	-
16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	有	16-1 16-2 16-3 16-4 16-5 16-6 16-7 16-8	使用済燃料プール水位/過 度(ワイドバルブ式) (3#-2と同じ) 燃料貯蔵プール水位 燃料貯蔵プール水温度 燃料プールライナ(ドレン)漏え い FFのポンプ入口温度 燃料交換ポンプ燃料線モニタ 燃料取扱エリア放射線モニタ 原子炉建屋屋上放射線監視 装置モニタ	DB/ SA DB DB DB DB DB DB DB DB/ SA	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	1時間 1時間 1時間 1時間	-	-
17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	有	-	(電源が必要とする設備がない)	-	-	-	-	-	-	-	-
18条	蒸気タービン	無	-	(電源が必要とする設備がない)	DB 電機	-	-	-	-	-	-	-
19条	非常用炉心冷却設備	無	19-1 19-2 19-3 19-4	炉心スプレイ系 (4#-3と同じ) 炉心スプレイ系 (4#-3と同じ) 降層降層装置 (4#-2#4#-4#9-2と同じ) 主蒸気凝結装置弁	DB DB DB DB/ SA	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	24時間	24時間
20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	無	20-1	炉心注入系 (4#-2,4#-1,4#-1,4#-3,4#- 3,3#-2,5#-1と同じ)	DB	-	-	交換電源復旧後に使用	-	-	-	-
21条	蒸気タービン	無	21-1	炉心注入系 (4#-2,4#-2,3#-3と同じ) 炉心注入系 (4#-2,4#-2,3#-3と同じ) 炉心注入系 (4#-2と同じ) 炉心注入系 (炉心注入系) 炉心注入系 (炉心注入系)	DB DB DB DB DB DB DB DB	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	-	-

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・ 給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電圧供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	供給可能時間		
										区分Ⅰ 24時間	区分Ⅱ -	区分Ⅲ -
20条	一次冷却材の減少を抑制する設備	無	20-1	原子炉圧力調整弁加蓋 (47-2と同し)	DB 拡張	○	-	-	24時間	-	-	-
21条	機器熱を除去することができる設備	無	20-2	制御棒駆動水圧系	DB	-	-	-	24時間	-	-	-
22条	蒸気ジェネレータへの熱を輸送することができる設備	無	21-1	蒸気発生系 (47-249-4, 49-2と同し)	DB 拡張	-	-	-	24時間	-	-	-
			22-1	原子炉冷却水圧系 (48-5と同し)	DB 拡張	-	-	-	24時間	-	-	-
			22-2	原子炉冷却水圧系 (48-6と同し)	DB 拡張	-	-	-	24時間	-	-	-
			23-1	配管閉鎖弁 (58-27と同し)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	-	-
			23-2	蒸気出力調整弁 (58-28と同し)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	-	-
			23-3	制御棒位置	DB	-	-	-	1時間	1時間	-	-
			23-4	原子炉冷却水圧系 (配管閉鎖弁) (58-2と同し)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-
			23-5	原子炉圧力	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-
23条	計測制御系統置設	無	23-6	原子炉冷却水圧系 (配管閉鎖弁) (58-4と同し)	DB 拡張	○	-	-	24時間	-	-	-
			23-7	原子炉冷却水圧系 (配管閉鎖弁) (58-4と同し)	DB 拡張	○	-	-	24時間	-	-	-
			23-8	原子炉圧力調整弁	DB 拡張	○	-	-	24時間	-	-	-
			23-9	ドライウェル圧力	DB	-	-	-	1時間	-	1時間	-

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電圧供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	供給可能時間		
										区分Ⅰ 24時間	区分Ⅱ -	区分Ⅲ -
21条	蒸気ジェネレータへの熱を輸送することができる設備	無	21-2	補助給水設備 (駆動冷却水圧系) (44-3, 45-3, 46-4, 47-4, 48-4 上同し)	DB 拡張	○	-	-	5分	5分	-	-
			21-3	補助給水設備 (タービン駆動冷却水圧系) (44-4, 45-4, 46-5, 47-5, 48-2 上同し)	DB 拡張	○	-	-	1時間	1時間	-	-
			21-4	主蒸気設備 (主蒸気冷却水圧系) (44-7, 45-6, 46-7, 47-6 上同し)	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間	-	-
			21-5	補助給水設備 (補助給水圧系) (44-8, 45-7, 46-8, 47-2, 48-4 上同し)	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間	-	-
22条	蒸気ジェネレータへの熱を輸送することができる設備	無	22-1	原子炉冷却水圧系 (配管閉鎖弁) (49-2, 49-3 上同し)	DB 拡張	○	-	-	8時間	8時間	-	-
			22-2	原子炉冷却水圧系 (配管閉鎖弁) (49-2, 49-3 上同し)	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間	-	-
			23-1	出力調整弁 (58-3 上同し)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-
			23-2	出力調整弁 (58-2 上同し)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-
			23-3	出力調整弁 (58-3 上同し)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-
23条	計測制御系統置設	無	23-4	制御棒位置	DB 拡張	○	-	-	8時間	8時間	-	-
			23-5	加圧圧力	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間	-	-
			23-6	加圧圧力 (58-4 上同し)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・ 給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
23-8 計測制御系統異常	内容	23-8 計測制御系統異常	無	23-7	電圧降下時の保護 1. 高圧母線短絡 (圧縮機) (58-10 と同じ)	機能 06/ SA	中心 ○	格別 96	格別 97	要求 時間 24 時間	供給可能時間 A. 508 24 時間	【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・ 給電対象設備の相違
				23-8	1. 高圧母線短絡 (圧縮機) (58-8 と同じ)	06/ SA	○	-	-	24 時間	24 時間	
				23-9	1. 高圧母線短絡 (圧縮機) (58-9 と同じ)	06/ SA	○	-	-	24 時間	24 時間	
				23-10	1. 高圧母線短絡	06	○	-	-	8 時間	24 時間	
				23-11	1. 高圧母線の圧力 (58-16 と同じ)	06 制御	○	-	-	24 時間	24 時間	
				23-12	1. 高圧母線短絡 (圧縮機) (58-11 と同じ)	06 制御	○	-	-	24 時間	24 時間	
				23-13	1. 高圧母線短絡 (圧縮機) (58-4 と同じ)	06 制御	○	-	-	24 時間	24 時間	
				23-14	1. 高圧母線短絡 (圧縮機) (58-19 と同じ)	06/ SA	-	○	-	24 時間	24 時間	
				23-15	1. 高圧母線短絡 (圧縮機) (58-18 と同じ)	06/ SA	-	○	-	24 時間	24 時間	
				23-16	1. 高圧母線短絡 (圧縮機) (58-12 と同じ)	06 制御	-	-	-	24 時間	24 時間	
				23-17	1. 高圧母線短絡 (圧縮機) (58-17 と同じ)	06 制御	-	-	-	24 時間	24 時間	
				23-18	1. 高圧母線短絡 (圧縮機) (58-1 と同じ)	06 制御	○	-	-	24 時間	24 時間	
				23-19	1. 高圧母線短絡 (圧縮機) (58-3 と同じ)	06 制御	○	○	-	24 時間	24 時間	
				23-20	1. 高圧母線短絡 (圧縮機) (58-28 と同じ)	06/ SA	○	-	-	24 時間	24 時間	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #9	燃料 #10	要求時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	供給可能時間
			23-10	出力レンジコントロール装置	DB/SA	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-	1時間
			23-11	格納容器内常置空気冷却装置 (58-38と同機)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			23-12	格納容器内常置空気冷却装置 (58-39と同機)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			23-13	格納容器内常置空気冷却装置 (59-D/W/56-25と同機)	DB/SA	-	○	○	24時間	24時間	24時間	-	24時間
			23-14	格納容器内常置空気冷却装置 (59-D/W/56-26と同機)	DB/SA	-	○	○	24時間	24時間	24時間	-	24時間
23条	計測制御系統施設	無	23-15	圧力調整装置	DB	-	-	-	1時間	-	-	-	1時間
			23-16	原子炉内温度測定装置 (58-9&10と同機)	DB	-	○	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-17	原子炉内温度測定装置 (58-10と同機)	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
			23-18	原子炉内温度測定装置 (58-11と同機)	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
			23-19	原子炉内温度測定装置 (58-12と同機)	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
24条	安全確認回路	有	24-1	原子炉停止装置	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-	1時間
25条	反応度制御系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉停止装置	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			25-1	原子炉停止装置	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
26条	原子炉制御装置	有	26-2	原子炉停止装置	DB	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-	24時間
			26-3	原子炉停止装置	DB	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-	24時間
			26-4	原子炉停止装置	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	供給可能時間
23条	計測制御系統施設	無	23-21	格納容器内常置空気冷却装置 (58-14と同機)	DB/SA	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	24時間
			23-22	格納容器内常置空気冷却装置 (58-15と同機)	DB/SA	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	24時間
			23-23	原子炉制御装置 (58-27と同機)	DB	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	24時間
			23-24	原子炉制御装置 (58-27と同機)	DB	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	24時間
			23-25	原子炉制御装置 (58-27と同機)	DB	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	24時間
			23-26	原子炉制御装置 (58-27と同機)	DB/SA	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	24時間
			23-27	原子炉制御装置 (58-27と同機)	DB/SA	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	24時間
			23-28	原子炉制御装置 (58-27と同機)	DB/SA	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	24時間
24条	安全確認回路	有	24-1	原子炉停止装置	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-	1時間
25条	反応度制御系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉停止装置	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
			25-1	原子炉停止装置	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
			25-2	原子炉停止装置	DB	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-	24時間
			25-3	原子炉停止装置	DB	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-	24時間
			25-4	原子炉停止装置	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	燃料 #9	燃料 #10	要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-
29条	工場等周辺における放射線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト	DB	-	-	-	-	専用電源から供給
32条	原子炉格納施設	無	32-1	非常用ガス処理系	DB	-	-	-	-	交流電源復旧後使用
			32-2	可燃性ガス濃度制御系	DB	-	-	-	-	交流電源復旧後使用
33条	保安電源設備	有	33-1	M.C.P.C.運転装置	DB/ SA	-	-	-	1分	1分
			33-2	M.C.P.C.運転装置	DB 拡張	-	-	-	1分	-
			33-3	D.C.制御回路	DB 拡張	-	-	-	1分	1分
34条	緊急時対策	有	34-1	緊急時対策用電源	DB/ SA	-	-	-	-	専用電源から供給
			35-1	無給電給電機(固定/携帯)	DB/ SA	-	-	-	8 時間	24時間
35条	通報連絡設備	有	35-2	緊急時連絡機(固定/携帯)	DB/ SA	-	-	-	8 時間	24時間
			35-3	安全システム(安全システム(SFOS)(62-32)同じ)	DB/ SA	-	-	-	8 時間	24時間
36条	補助ボイラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	燃料 #8	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-
29条	工場等周辺における放射線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト/モニタリングシステム	DB	-	-	-	-	専用電源から供給
32条	原子炉格納施設	無	32-1	アンモニア発生抑制設備	DB/ SA	-	-	-	-	交流電源復旧後使用
			32-2	原子炉格納炉内スプレッド(47-3,30-1,31-1,36-2と同じ)	DB 拡張	-	-	-	-	交流電源復旧後使用
33条	保安電源設備	有	33-1	2バスクラフト用装置	DB/ SA	-	-	-	1分	1分
			33-2	パワートラック用装置	DB/ SA	-	-	-	1分	1分
			33-3	ディーゼル発電機用装置	DB 拡張	-	-	-	1分	1分
34条	緊急時対策	有	34-1	緊急時対策機	DB/ SA	-	-	-	-	専用電源から供給
35条	通信連絡設備	有	35-1	通信連絡機	DB/ SA	-	-	-	-	専用電源から供給
36条	補助ボイラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-
37条	重大事故等の防止等	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	(電源の不足による設備の抽出を行う。)

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由					
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	機能	中心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求 時間	開始可能時間 A #8 B #8
37条	重大事故等の拡大の防止等	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の表文にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	-
38条	重大事故等対処施設の設置	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-
39条	地震による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-
40条	津波による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-
41条	火災による損傷の防止	有	41-1 41-2	水素検知器 火災防除対策設備*2	DB DB	DB DB	DB DB	DB DB	DB DB	DB DB	DB DB
42条	特定重大事故等対処施設	有	-	(申請対象外)	-	-	-	-	-	-	-
43条	重大事故等対処設備	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の表文にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	-
44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を再起動させるための設備	有	44-1 44-2 44-3	代替制御導入機能 代替原子炉再始動ポンプ 注湯水注入系 (注湯ポンプと同じ)	SA SA DB/ SA	SA SA	SA SA	SA SA	24 時間 24 時間	24 時間 24 時間	24時間 24時間
45条	原子炉冷却材モカバウンダリ漏れ時に発電用原子炉を冷却するための設備	有	45-1 45-2 45-3	自動減圧機能 漏れ検知装置 蒸気発生抑制装置 (1号機と同じ)	SA DB DB	SA DB DB	SA DB DB	SA DB DB	24 時間 24 時間	24 時間 24 時間	24時間 24時間
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	機能	中心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求 時間	開始可能時間 A #8 B #8
38条	重大事故等対処施設の種類	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-
39条	地震による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-
40条	津波による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-
41条	火災による損傷の防止	有	41-1 41-2	水素検知器 火災防除対策設備*2 (8-2と同じ)	DB DB	DB DB	DB DB	DB DB	DB DB	DB DB	DB DB
42条	特定重大事故等対処施設	有	-	(申請対象外)	-	-	-	-	-	-	-
43条	重大事故等対処設備	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の表文にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	-
44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を冷却するための設備	有	44-1 44-2 44-3 44-4 44-5 44-6	化学体積制御設備 (全てモカバウンダリ、注湯ポンプ、蒸気発生抑制装置) 蒸気発生抑制装置 (全てモカバウンダリ) 冷却給水設備 (電動制御給水ポンプ) 補助給水設備 (クローゼット) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を冷却するための設備	DB DB DB DB DB DB	DB DB DB DB DB DB	DB DB DB DB DB DB	DB DB DB DB DB DB	DB DB DB DB DB DB	DB DB DB DB DB DB	DB DB DB DB DB DB

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">追加要求事項の位置</th> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">電網供給する設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">中心</th> <th rowspan="2">格納</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th rowspan="2">稼働時間</th> <th colspan="2">運転可能時間</th> </tr> <tr> <th>入者48</th> <th>日差48</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44条</td> <td>緊急停止要時等に発電用原子炉を本機停止するための設備</td> <td>有</td> <td>44-7</td> <td>主蒸気設備 (注蒸気送給し弁) (21-4と同じ)</td> <td>00 配管</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 時間</td> <td>1 時間</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>44-8</td> <td>主蒸気設備 (注蒸気設備弁)</td> <td>00/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 時間</td> <td>1 時間</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>44-9</td> <td>補助給水設備 (補助給水ポンプ出口流量調節弁) (21-5と同じ)</td> <td>00 配管</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45-1</td> <td>蒸気注入弁 (19-1と同じ)</td> <td>00/ SA</td> <td></td> <td></td> <td>交流電源直後に使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45-2</td> <td>蒸気注入弁 (19-2,21-1と同じ)</td> <td>00/ SA</td> <td></td> <td></td> <td>交流電源直後に使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45-3</td> <td>補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ)</td> <td>00 配管</td> <td></td> <td></td> <td>交流電源直後に使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>45条</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ動作時に発電用原子炉を冷却するための設備</td> <td>有</td> <td>45-4</td> <td>補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) 43 (21-3と同じ)</td> <td>00 配管</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5分</td> <td>5分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45-5</td> <td>1次冷却設備 (加圧器過剰防止弁) (17-5と同じ)</td> <td>00 配管</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 時間</td> <td>1 時間</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45-6</td> <td>主蒸気設備 (注蒸気送給し弁) (21-4と同じ)</td> <td>00 配管</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 時間</td> <td>1 時間</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45-7</td> <td>補助給水設備 (補助給水ポンプ出口流量調節弁) (21-5と同じ)</td> <td>00 配管</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>46-1</td> <td>蒸気注入弁 (19-1と同じ)</td> <td>00/ SA</td> <td></td> <td></td> <td>交流電源直後に使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>46条</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>有</td> <td>46-2</td> <td>蒸気注入弁 (19-2,21-1と同じ)</td> <td>00/ SA</td> <td></td> <td></td> <td>交流電源直後に使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>46-3</td> <td>蒸気注入弁 (19-3と同じ)</td> <td>00/ SA</td> <td></td> <td></td> <td>交流電源直後に使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	追加要求事項の位置	番号	電網供給する設備	機能	中心	格納	燃料	稼働時間	運転可能時間		入者48	日差48	44条	緊急停止要時等に発電用原子炉を本機停止するための設備	有	44-7	主蒸気設備 (注蒸気送給し弁) (21-4と同じ)	00 配管	○	-	-	1 時間	1 時間	1 時間				44-8	主蒸気設備 (注蒸気設備弁)	00/ SA	○	-	-	1 時間	1 時間	1 時間				44-9	補助給水設備 (補助給水ポンプ出口流量調節弁) (21-5と同じ)	00 配管	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間				45-1	蒸気注入弁 (19-1と同じ)	00/ SA			交流電源直後に使用							45-2	蒸気注入弁 (19-2,21-1と同じ)	00/ SA			交流電源直後に使用							45-3	補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ)	00 配管			交流電源直後に使用				45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ動作時に発電用原子炉を冷却するための設備	有	45-4	補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) 43 (21-3と同じ)	00 配管	○	-	-	5分	5分	5分				45-5	1次冷却設備 (加圧器過剰防止弁) (17-5と同じ)	00 配管	○	-	-	1 時間	1 時間	1 時間				45-6	主蒸気設備 (注蒸気送給し弁) (21-4と同じ)	00 配管	○	-	-	1 時間	1 時間	1 時間				45-7	補助給水設備 (補助給水ポンプ出口流量調節弁) (21-5と同じ)	00 配管	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間				46-1	蒸気注入弁 (19-1と同じ)	00/ SA			交流電源直後に使用				46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	有	46-2	蒸気注入弁 (19-2,21-1と同じ)	00/ SA			交流電源直後に使用							46-3	蒸気注入弁 (19-3と同じ)	00/ SA			交流電源直後に使用				<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・ 給電対象設備の相違</p>
条文	内容	追加要求事項の位置											番号	電網供給する設備	機能	中心	格納	燃料	稼働時間	運転可能時間																																																																																																																																																									
			入者48	日差48																																																																																																																																																																									
44条	緊急停止要時等に発電用原子炉を本機停止するための設備	有	44-7	主蒸気設備 (注蒸気送給し弁) (21-4と同じ)	00 配管	○	-	-	1 時間	1 時間	1 時間																																																																																																																																																																		
			44-8	主蒸気設備 (注蒸気設備弁)	00/ SA	○	-	-	1 時間	1 時間	1 時間																																																																																																																																																																		
			44-9	補助給水設備 (補助給水ポンプ出口流量調節弁) (21-5と同じ)	00 配管	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																																																		
			45-1	蒸気注入弁 (19-1と同じ)	00/ SA			交流電源直後に使用																																																																																																																																																																					
			45-2	蒸気注入弁 (19-2,21-1と同じ)	00/ SA			交流電源直後に使用																																																																																																																																																																					
			45-3	補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ)	00 配管			交流電源直後に使用																																																																																																																																																																					
45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ動作時に発電用原子炉を冷却するための設備	有	45-4	補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) 43 (21-3と同じ)	00 配管	○	-	-	5分	5分	5分																																																																																																																																																																		
			45-5	1次冷却設備 (加圧器過剰防止弁) (17-5と同じ)	00 配管	○	-	-	1 時間	1 時間	1 時間																																																																																																																																																																		
			45-6	主蒸気設備 (注蒸気送給し弁) (21-4と同じ)	00 配管	○	-	-	1 時間	1 時間	1 時間																																																																																																																																																																		
			45-7	補助給水設備 (補助給水ポンプ出口流量調節弁) (21-5と同じ)	00 配管	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																																																		
			46-1	蒸気注入弁 (19-1と同じ)	00/ SA			交流電源直後に使用																																																																																																																																																																					
46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	有	46-2	蒸気注入弁 (19-2,21-1と同じ)	00/ SA			交流電源直後に使用																																																																																																																																																																					
			46-3	蒸気注入弁 (19-3と同じ)	00/ SA			交流電源直後に使用																																																																																																																																																																					

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	区分I	区分II	区分III	供給可能時間
46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧する ための設備	有	46-1	電源供給する設備	DB/ SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	24時間
47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低下時に緊急 電源断作動を発生するための設備	有	47-1 47-2 47-3 47-4	主蒸気凝がし安全弁 (1P-4と同じ) 低圧代替注水系統(標準水移送弁 シフト) 低圧代替注水系統(流量変動抑制 システム) 循環冷却水系統 (1P-321-1と同じ) 低圧炉心スプレー系統 (1P-2と同じ)	SA DB DB DB	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	- - - -	24時間 24時間 24時間 24時間	24時間 24時間 24時間 24時間	- -	- -	- -
48条	最終トランクへ熱を搬送するための設 備	有	48-1 48-2 48-3 48-4 48-5 48-6 48-7 48-8	原子炉補機代替冷却水系統 耐圧強化ベント系統 原子炉格納容器フィルタベント系 *3-4 循環冷却水系統 (1P-321-1と同じ) 原子炉補機冷却水系統 (22-1と同じ) 原子炉補機冷却海水系統 (22-2と同じ) 原子炉心スプレー補機冷却水 系統 低圧炉心スプレー補機冷却海 水系統 原子炉格納容器代替スプレー 水系統 循環冷却水系統 (1P-321-1と同じ)	SA SA DB DB DB DB DB DB DB SA DB	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - - - - - - - -	24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間	24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間	- -	- -	
49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設 備	有	49-1 49-2	原子炉格納容器代替スプレー 水系統 循環冷却水系統 (1P-321-1と同じ)	SA DB	○ ○	○ ○	- -	24時間 24時間	24時間 24時間	- -	- -	- -
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	区分I	区分II	区分III	供給可能時間
46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧する ための設備	有	46-1 46-3 46-4 46-7 46-8	補助給水設備 (電機補助給水ポン プ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (P-ポンプ駆動機 給水ポンプ) #3 (21-3と同じ) 1次冷却設備 (3圧調整がし 弁) (17-5と同じ) 主蒸気設備 (主蒸気凝がし弁) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポン プ) (21-5と同じ) 出口流量調節弁 (21-5と同 じ)	DB DB DB DB DB DB DB DB	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - - - -	5分 1時間 1時間 1時間 24時間	5分 1時間 1時間 24時間	- -	- -	
47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ 低下時に緊急原子炉冷却 するための設備	有	47-1 47-2 47-3 47-4 47-5 47-6 47-7	化学体積制御設備 (蒸気ポン プ) (20-1と同じ) 原子炉格納容器スプレー設備 (22-2と同じ) 高圧注入弁 (19-1と同じ) 補助給水設備 (電機補助給水 ポンプ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (P-ポンプ駆動 機給水ポンプ) #3 (21-3と同じ) 主蒸気設備 (主蒸気凝がし弁) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポン プ) (21-5と同じ)	SA DB DB DB DB DB DB DB DB DB DB DB DB	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - - - - - - - - -	5分 1時間 1時間 24時間	5分 1時間 1時間 24時間	- -	- -	

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #9	燃料 #10	要収時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	供給可能時間
50条	原子炉格納容器の過熱現象を防止するための設備	有	50-1	原子炉格納容器フィルタベン	SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-
51条	原子炉格納容器下部の格納炉心を冷却するための設備	有	50-2	代動循環冷却系#5	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
52条	原子炉格納容器下部の格納炉心を冷却するための設備	有	51-1	原子炉格納容器下部注水系	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
53条	水素燃焼による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備	有	52-1	原子炉格納容器フィルタベン	SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-
	水素燃焼による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備	有	53-1	原子炉格納容器内水素濃度#6	SA	-	○	-	24時間	-	24時間	-	-
	水素燃焼による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備	有	53-2	静電放電式水素再結合装置動作監視装置	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-
	水素燃焼による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備	有	54-1	燃料プール冷却浄化系	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
	使用済燃料貯蔵庫の冷却器のための設備	有	54-2	使用済燃料プール冷却/濃度(ノートサーモ)式)	SA	-	-	○	24時間	-	24時間	-	-
	使用済燃料貯蔵庫の冷却器のための設備	有	54-3	使用済燃料プール冷却/濃度(ガイドバルブ式)	DB/SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
	使用済燃料貯蔵庫の冷却器のための設備	有	54-4	使用済燃料プール監視装置	SA	-	-	○	24時間	24時間	-	-	-
	使用済燃料貯蔵庫の冷却器のための設備	有	54-5	使用済燃料プール監視カメラ	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
55条	工務等への放射性物質の拡散を抑制するための設備	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56条	工務等への放射性物質の拡散を抑制するための設備	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57条	電源設備	有	-	(電源が必要な設備については、各設備の要求に応じて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要収時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	供給可能時間
48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	有	48-1	補助給水設備 (駆動補助給水ポンプ) (21-2と同じ)	DB	○	-	-	5分	5分	-	-	5分
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	有	48-2	補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) #3 (21-3と同じ)	DB	○	-	-	5分	5分	-	-	5分
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	有	48-3	駆動注入系 (DR注入系)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	有	48-4	補助給水設備 (補助給水ポンプ/出口流量調節弁) (21-3と同じ)	DB	○	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間
49条	原子炉格納容器内の冷却器のための設備	有	49-1	原子炉格納冷却器設備 (22-1と同じ)	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
	原子炉格納容器内の冷却器のための設備	有	49-2	原子炉格納冷却器設備 (22-2と同じ)	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
	原子炉格納容器内の冷却器のための設備	有	49-3	原子炉格納冷却器設備 (22-2と同じ)	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
50条	原子炉格納容器の過熱現象を防止するための設備	有	50-1	原子炉格納冷却器設備 (22-1と同じ)	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
	原子炉格納容器の過熱現象を防止するための設備	有	50-2	原子炉格納冷却器設備 (22-2と同じ)	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
	原子炉格納容器の過熱現象を防止するための設備	有	50-3	原子炉格納冷却器設備 (22-3と同じ)	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
51条	原子炉格納容器下部の格納炉心を冷却するための設備	有	51-1	原子炉格納容器スプレイ設備 (23-2と同じ)	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
	原子炉格納容器下部の格納炉心を冷却するための設備	有	51-2	高圧注入系 (DR注入系)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間
	原子炉格納容器下部の格納炉心を冷却するための設備	有	51-3	低圧注入系 (DR注入系)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間
	原子炉格納容器下部の格納炉心を冷却するための設備	有	51-4	化学体積制御設備 (水タンク)	DB/SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉										相違理由					
本文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	必要時間	区分1	区分2	区分3	燃料 #10	必要時間	区分1	区分2	区分3	燃料 #10	必要時間	区分1	区分2	区分3	相違理由				
58条 計装設備		有	5E-13	原子炉格納容器下層注水流量	SA	-	○	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	24時間	24時間	-	-	【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・ 給電対象設備の相違			
			5E-14	原子炉格納容器代替スプレイ流量	SA	○	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-		-		
			5E-15	ドライエア温度	SA	○	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-		-		
			5E-16	圧力抑制室内空室温度	SA	○	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-		-		
			5E-17	サブプレッションプール水温度	SA	-	○	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-		-		
			5E-18	ドライエア圧力	SA	○	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間		-	-	
			5E-19	圧力抑制室圧力	SA	○	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間		-	-	
			5E-20	圧力抑制室水位	SA	○	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間		-	-	
			5E-21	原子炉格納容器下層水位	SA	-	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間		-	-	
			5E-22	ドライエア水位	SA	-	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間		-	-	
			5E-23	格納容器内水素濃度(D/W)	SA	-	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間		-	-	
			5E-24	格納容器内水素濃度(S/C)	SA	-	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間		-	-	
			5E-25	格納容器内窒素濃度(制御棒二劣(D/W)(23-13と同じ))	DB/SA	○	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間		-	-	
			5E-26	格納容器内窒素濃度(制御棒二劣(S/C)(23-14と同じ))	DB/SA	○	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間		-	-	
			58条	計装設備																							

本文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	必要時間	区分1	区分2	区分3	燃料 #7	必要時間	区分1	区分2	区分3	燃料 #7	必要時間	区分1	区分2	区分3	相違理由
56条	重大事故等の発生に必要な水の供給設備	有	56-3	1次冷却設備 (加圧器なし等) (17-3と同じ)	配管	○	○	-	1時間	1時間	-	-	-	1時間	1時間	-	-	-	1時間	1時間	-	-	【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・ 給電対象設備の相違
57条	電源設備	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の本文にて設備の抽出を行う。)																			
			58-1	出力制限中性子束 (20-1と同じ)	限	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	
			58-2	中間冷却中性子束 (20-2と同じ)	限	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	
			58-3	中性子源項(中性子束) (20-3と同じ)	限	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	
			58-4	補助給水装置 (20-18と同じ)	限	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	
			58-5	蒸気発生器冷却 (20-12と同じ)	限	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	
			58-6	蒸気発生器冷却 (20-13と同じ)	限	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	
			58-7	補助給水ポンプ水位 (20-19と同じ)	限	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	
			58-8	1次冷却器温度 (20-4と同じ)	限	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	
			58-9	1次冷却器温度 (20-9と同じ)	限	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	
			58-10	1次冷却器圧力 (20-7と同じ)	限	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	
			58-11	加圧器水位 (20-6と同じ)	限	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間	24時間	-	-	

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の種類	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要添時間	区分1	区分2	区分3	供給可能時間
			58-27	起動機減圧モータ (23-17と同一)	DB/SA	O	-	-	1時間	納品	1時間	-	-
			58-28	平均出力保護モータ (23-20と同一)	DB/SA	O	-	-	1時間	納品	1時間	-	-
			58-29	フィルタ設置出口照射線モータ	SA	-	O	-	24時間	24時間	24時間	-	-
			58-30	原子炉格納冷却水系統減速機	DB格納								
			58-31	蒸気凝縮法系熱交換器冷却水人口流量	DB格納								
			58-32	高圧炉心スプレイングポンプ出口圧力	DB格納								
			58-33	低圧炉心スプレイングポンプ出口圧力	DB格納								
		有	58-34	蒸気凝縮法系ポンプ出口圧力	DB格納								
			58-35	確保貯蔵タンク水位	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-
			58-36	高圧代替注水系統ポンプ出口圧力	SA	O	-	-	24時間	-	24時間	-	-
			58-37	原子炉内層時空相蒸気ポンプ出口圧力 (28-7と同一)	DB格納	O	-	-	24時間	-	-	-	-
			58-38	格納容器内層時空相蒸気ポンプ出口圧力 (28-7と同一)	DB/SA	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			58-39	格納容器内層時空相蒸気ポンプ出口流量	DB/SA								
			58-40	高圧代替注水系統ポンプ出口流量	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-
			58-41	蒸気凝縮法系ポンプ出口圧力	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-
			58-42	炉心入口流量 (23-16と同一)	DB								
			58-43	格納容器内層時空相蒸気ポンプ水位 (23-20と同一)	DB/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-	-
			58-44	格納容器内層時空相蒸気ポンプ水位 (23-21と同一)	DB/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-	-
			58-45	格納容器内層時空相蒸気ポンプ水位 (23-22と同一)	DB/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-	-
			58-46	主蒸気サイジングポンプ出口流量 (23-11と同一)	DB	O	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-
			58-47	低圧炉心流量 (23-17と同一)	DB								
			58-48	原子炉格納容器圧力 (23-15と同一)	DB/SA	-	O	-	24時間	24時間	24時間	-	-
		有	58-49	格納容器内層時空相蒸気ポンプ水位 (23-21と同一)	DB/SA	-	O	-	24時間	24時間	24時間	-	-
			58-50	格納容器内層時空相蒸気ポンプ水位 (23-22と同一)	DB/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-	-
			58-51	格納容器内層時空相蒸気ポンプ水位 (23-23と同一)	DB/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-	-
			58-52	原子炉格納容器水位	SA	O	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-
			58-53	格納容器内層時空相蒸気ポンプ出口流量	SA								
			58-54	格納容器圧力 (23-11と同一)	SA	-	O	-	24時間	24時間	24時間	-	-

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	機心	格納	燃料	要水	供給可能期間		
						#5	#6	#7	時間	A系#8 B系#8 日系#8		
58条	計装設備	有	58-42 58-43 58-44 58-45	原子炉給排熱送下部温度 圧正強化ベント系放射熱モニタ 蒸気凝縮除去系熱交換器入口温度 蒸気凝縮除去系熱交換器出口温度 (電源が必要な設備が要求されない)	SA SA SA SA	- ○ ○ ○	○ - ○ ○	- - - -	24時間 24時間 24時間 24時間	区分Ⅰ 24時間 24時間 24時間 24時間	区分Ⅱ 24時間 24時間 24時間 24時間	区分Ⅲ -
59条	原子炉制御室	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-
60条	監視測定設備	有	60-1 60-2	可搬型代替モニタリング設備	SA SA	-	-	-	-	-	-	-
61条	緊急時対策所	有	61-1	可搬型モニタリング設備	SA	-	-	-	-	-	-	-
62条	通電連絡を行うために必要な設備	有	62-1 62-2 62-3	緊急時対策所電源 (格納容器) (34-1と同じ) 緊急時連絡設備 (距離) (疎水) (35-1と同じ) 緊急時連絡設備 (距離) (疎水) (35-2と同じ) 緊急アラームータ警音システム (SPDS) (35-3と同じ)	DB/ DB/ DB/ DB/ SA SA	- - - - -	- - - -	- - -	8時間 8時間 8時間	24時間 24時間 24時間	24時間 24時間 24時間	-
-	-	無	61-1	タービン蒸気機	(警音系)	-	-	-	-	-	-	1時間

(凡例)
 ■：区分Ⅰの蓄電池 (125V 蓄電池 2A) から電源供給
 ■：区分Ⅱの蓄電池 (125V 蓄電池 2B) から電源供給
 ■：区分Ⅲの蓄電池 (125V 蓄電池 2H) から電源供給
 ■：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	機心	格納	燃料	要水	供給可能期間		
58条	計装設備	有	58-25 58-26 58-27 58-28 58-29 58-30 58-31 58-32	可搬型温度計測装置 (格納容器再燃焼ユニット入口温度/出口温度) 格納容器スプレッドアウト検出装置 (NRI用) 原子炉補機冷却水モニタリング水0 (25-25と同じ) 圧力モニタリング水0 (23-20と同じ) 格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (25-3と同じ)	SA SA DB/ DB/ SA SA SA SA	- ○ ○ ○ -	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - - - -	24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間	専用電源から供給 専用電源復旧後に使用 専用電源復旧後に使用 専用電源復旧後に使用 専用電源復旧後に使用 専用電源復旧後に使用 専用電源復旧後に使用 専用電源復旧後に使用		
59条	原子炉制御室	有	59-1 59-2	中央制御室空調装置 アニュウス空気浄化設備	DB/ DB/ SA	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
60条	監視測定設備	有	60-1 60-2	可搬型モニタリングポスト 可搬型気象観測設備	SA SA	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
61条	緊急時対策所	有	61-1	緊急時対策所	DB/ SA	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> <th>追加課 求事項 の有無</th> <th>番号</th> <th>電源供給する設備</th> <th>機能</th> <th>炉心 #6</th> <th>格納 #6</th> <th>燃料 #7</th> <th>要求 時間</th> <th>供給可能時間 A系#8 B系#8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62条</td> <td>通信連絡を行うために必要な設備</td> <td>有</td> <td>02-1</td> <td>通信連絡設備 (35-1と同一)</td> <td>DB/ SA</td> <td></td> <td></td> <td>専用電源から供給</td> <td></td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>無</td> <td>-</td> <td>蒸気タービン保安装置等</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table> <p> : 蓄電池 (非常用) (A系) から電源供給 : 交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備 : 施設設備から直流電源の供給を必要とした設備 : 蓄電池 (非常用) (B系) から電源供給 </p>	条文	内容	追加課 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #6	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間 A系#8 B系#8	62条	通信連絡を行うために必要な設備	有	02-1	通信連絡設備 (35-1と同一)	DB/ SA			専用電源から供給		1時間	-	-	無	-	蒸気タービン保安装置等	-	-	-	-	-	1時間	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・ 給電対象設備の相違</p>
条文	内容	追加課 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #6	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間 A系#8 B系#8																										
62条	通信連絡を行うために必要な設備	有	02-1	通信連絡設備 (35-1と同一)	DB/ SA			専用電源から供給		1時間																										
-	-	無	-	蒸気タービン保安装置等	-	-	-	-	-	1時間																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(略語) S/P: サプレッションプール D/W: ドライウェル S/C: サプレッションチェンバ</p> <p>*1: 外の状況を監視する設備は、監視カメラ（自然現象監視カメラ、津波監視カメラ）、取水ピット水位計、気象情報システム、気象観測設備等があり、このうち取水ピット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信器）及び消火設備（全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から給電されるまでの約15分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: 原子炉格納容器フィルタベント系には、フィルタ装置入口圧力（広帯域）、フィルタ装置出口圧力（広帯域）、フィルタ装置水位（広帯域）及びフィルタ装置水温度を含む。</p> <p>*4: フィルタ装置出入口水素濃度については交流電源復旧後に使用する。</p>	<p>*1: 外の状況を把握する設備は、監視カメラ（構内監視カメラ、津波監視カメラ）、潮位計、取水ピット水位計、気象観測設備、公的機関から気象情報入手できる設備があり、このうち津波監視カメラ及び取水ピット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信機）及び消火設備（全域ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）から給電されるまでの約55分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: タービン動補助給水ポンプで電源が必要な設備は、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプであるが、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、外部電源喪失からタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの1分間、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプは、タービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの5分間は給電可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載内容の相違 ・泊は略語を使用していない</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：自然現象監視カメラ⇔泊：構内監視カメラ ・女川：気象情報システム⇔泊：公的機関から気象情報入手できる設備 ・女川：外の状況を監視する設備⇔泊：外の状況を把握する設備</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊の外の状態を監視する設備には潮位計を含む ・泊の津波監視カメラは全交流動力電源喪失後24時間監視可能な設計とする</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：受信器⇔泊：受信機 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は全ての箇所に全域ガス消火設備を使用している</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川にはない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>*5: 代替循環冷却系には、代替循環冷却ポンプ出口流量及び代替循環冷却ポンプ出口圧力を含む。</p> <p>*6: 一部については交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*7: 使用済燃料プール監視カメラは使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料プール水位/温度及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタにて使用済燃料プールの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*8: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*9: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*10: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p>	<p>*4: 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタは使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料ビット水位（AM用）、使用済燃料ビット水位（可搬型）、使用済燃料ビット温度（AM用）及び使用済燃料ビット監視カメラにて使用済燃料ビットの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*5: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*6: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*7: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*8: 後備蓄電池からの給電も含めた供給可能時間を記載している。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は水素濃度計測ユニットを「交流電源復旧後に使用」と整理している</p> <p>【女川】 設備の相違 ・使用済燃料ビット関連のパラメータについて、交流電源復旧後に使用する設備が異なるが、他のパラメータにより代替監視可能であるという点で同等</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・使用済燃料プール⇔使用済燃料ビット ・使用済燃料プール水位/温度⇔使用済燃料ビット水位（AM用）、使用済燃料ビット水位（可搬型）、使用済燃料ビット温度（AM用）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ビット</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>表 57-10-4 有効性評価の各シナリオで直流電源から電源供給が必要な設備</p> <p>主要設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>1.1</th> <th>1.2</th> <th>1.3</th> <th>1.4</th> <th>1.5</th> <th>1.6</th> <th>1.7</th> <th>1.8</th> <th>1.9</th> <th>2.0</th> <th>2.1</th> <th>2.2</th> <th>2.3</th> <th>2.4</th> <th>2.5</th> <th>2.6</th> <th>2.7</th> <th>2.8</th> <th>2.9</th> <th>3.0</th> <th>3.1</th> <th>3.2</th> <th>3.3</th> <th>3.4</th> <th>3.5</th> <th>3.6</th> <th>3.7</th> <th>3.8</th> <th>3.9</th> <th>4.0</th> <th>4.1</th> <th>4.2</th> <th>4.3</th> <th>4.4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>【動力電源供給対象】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補助給水設備 (補助給水ポンプ/出口流量調節弁)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【制御電源供給対象】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>出力調整中性子束</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中間調整中性子束</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中性子制御棒/中性子束</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補助給水流量</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>蒸気発生器水位 (広域)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>蒸気発生器水位 (広域)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補助給水ピット水位</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1次冷卻材温度 (広域-低圧側)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1次冷卻材圧力 (広域)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>加圧器水位</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>凝任せ入流量</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料冷却用ピット水位</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>格納容器再循環ポンプ水位 (広域)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>格納容器再循環ポンプ水位 (狭域)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主蒸気ライン圧力</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>凝任せ入流量</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器圧力</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>格納容器内温度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		設備	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2	4.3	4.4	【動力電源供給対象】																																					補助給水設備 (補助給水ポンプ/出口流量調節弁)																																						【制御電源供給対象】																																						出力調整中性子束																																						中間調整中性子束																																						中性子制御棒/中性子束																																						補助給水流量																																						蒸気発生器水位 (広域)																																						蒸気発生器水位 (広域)																																						補助給水ピット水位																																						1次冷卻材温度 (広域-低圧側)																																						1次冷卻材圧力 (広域)																																						加圧器水位																																						凝任せ入流量																																						燃料冷却用ピット水位																																						格納容器再循環ポンプ水位 (広域)																																						格納容器再循環ポンプ水位 (狭域)																																						主蒸気ライン圧力																																						凝任せ入流量																																						原子炉格納容器圧力																																						格納容器内温度																																						<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
設備	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2	4.3	4.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
【動力電源供給対象】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
補助給水設備 (補助給水ポンプ/出口流量調節弁)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
【制御電源供給対象】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
出力調整中性子束																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
中間調整中性子束																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
中性子制御棒/中性子束																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
補助給水流量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
蒸気発生器水位 (広域)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
蒸気発生器水位 (広域)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
補助給水ピット水位																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1次冷卻材温度 (広域-低圧側)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1次冷卻材圧力 (広域)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
加圧器水位																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
凝任せ入流量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料冷却用ピット水位																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
格納容器再循環ポンプ水位 (広域)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
格納容器再循環ポンプ水位 (狭域)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
主蒸気ライン圧力																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
凝任せ入流量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
原子炉格納容器圧力																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
格納容器内温度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

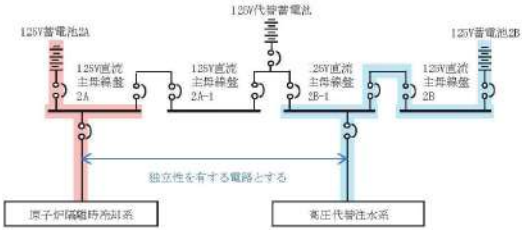
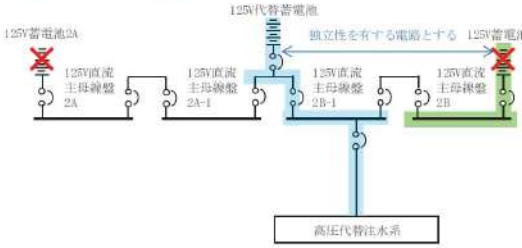
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57-10-3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57.10.3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合</p> <p>図57-10-2に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的には、以下の設備が該当する。</p> <p>○原子炉隔離時冷却系 ⇔ 高压代替注水系</p>  <p>図57-10-2 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合)</p> <p>なお、図57-10-3に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p>  <p>図57-10-3 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合 (高压代替注水系への電源供給を想定))</p>		<p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合</p> <p>図57-10-4に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>代表として、以下の設備が該当する。</p> <p>○主蒸気逃がし安全弁 (A系) ⇔ 主蒸気逃がし安全弁 (B系)</p> <p>図57-10-4 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合)</p> <p>図57-10-5に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図57-10-5 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合)</p>	<p>図57.10.2に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>図57.10.2 直流電源供給方法</p> <p>図57.10.3に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図57.10.3 直流電源供給方法 (所内常設蓄電式直流電源設備の機能を考慮した場合)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はないため項目を分けていない。 <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の構成に差異があるが、重大事故等対処設備の回路が分離された設計であるという点において同等である。 <p>【女川】 設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>

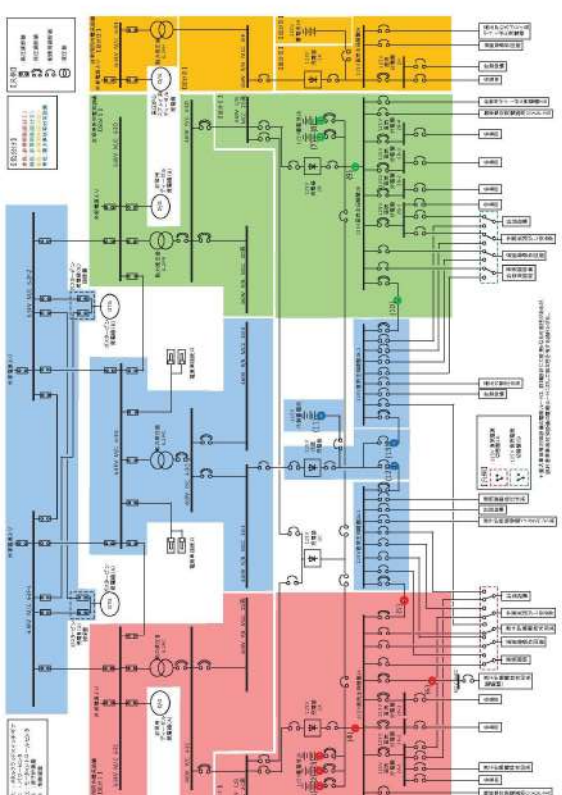
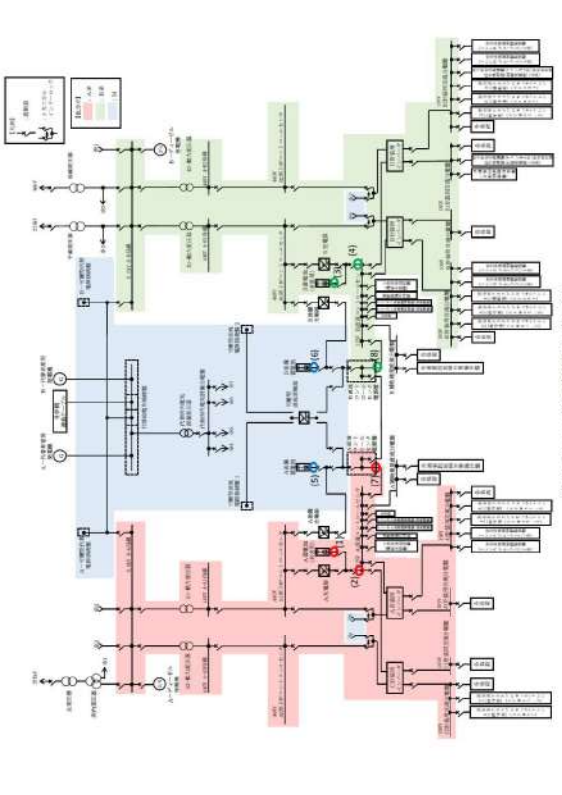
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57-10-5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57-10-5 電路ルート図 直流電源設備 (57条)</p> <table border="1" data-bbox="676 347 1227 411"> <thead> <tr> <th>単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th></th> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57-10-6</td> <td>図 57-10-(57-1~10)</td> <td>57-10-(57-1~10)</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図			図番号	頁番号	図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57.10.5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57.10.5 電路ルート図 直流電源設備 (57条)</p> <table border="1" data-bbox="1258 347 1818 411"> <thead> <tr> <th>単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th></th> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57.10.4</td> <td>図 57.10.5~6</td> <td>57-10-32~33</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図			図番号	頁番号	図 57.10.4	図 57.10.5~6	57-10-32~33	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
単線結線図	ルート図																				
	図番号	頁番号																			
図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)																			
単線結線図	ルート図																				
	図番号	頁番号																			
図 57.10.4	図 57.10.5~6	57-10-32~33																			

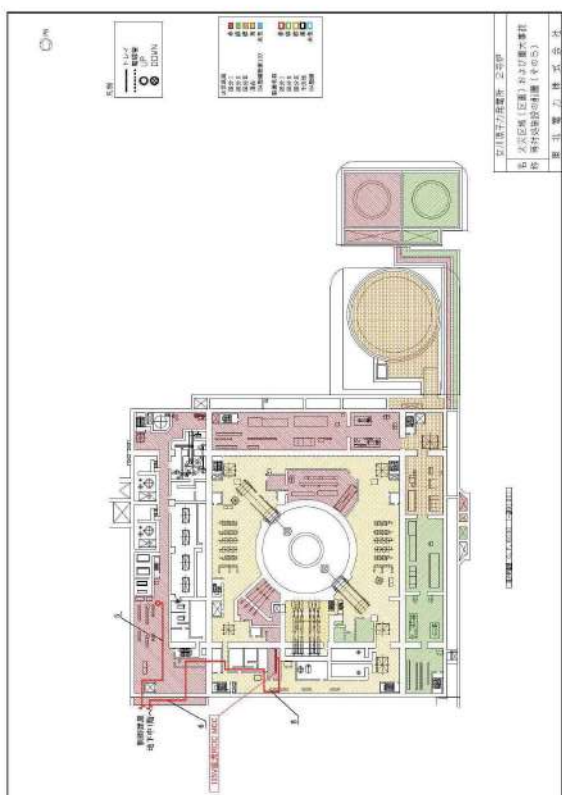
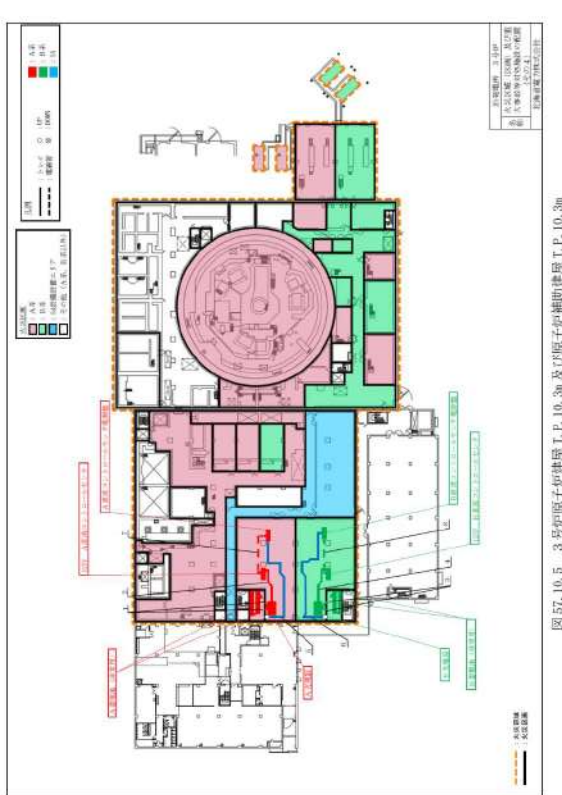
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-6 直流電源設備 (57条)</p>	 <p>図 57.10.4 直流電源設備 (57条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

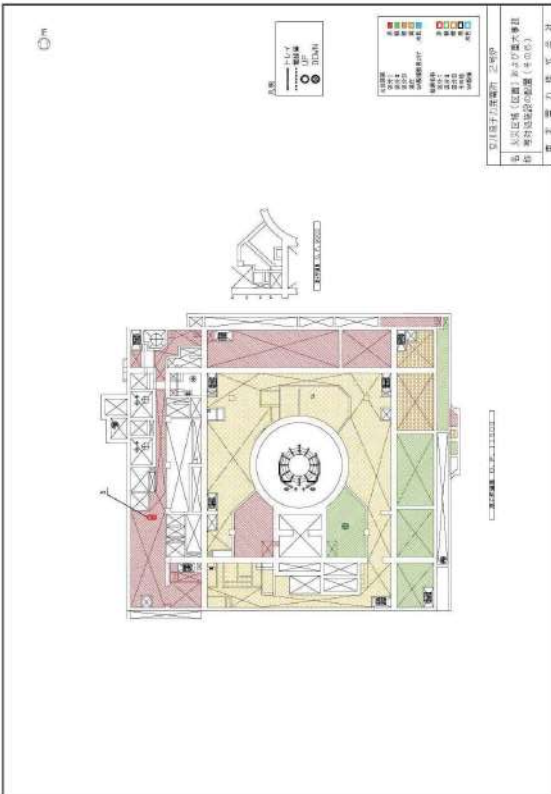

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-10-(57-1) 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図57.10.5 3号炉原子炉建屋 T.P.10.5a及び原子炉補助建屋 T.P.10.5b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-10-(57-2) 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図57.10.6 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3m (中間床) 及び原子炉補助建屋 T.P.10.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

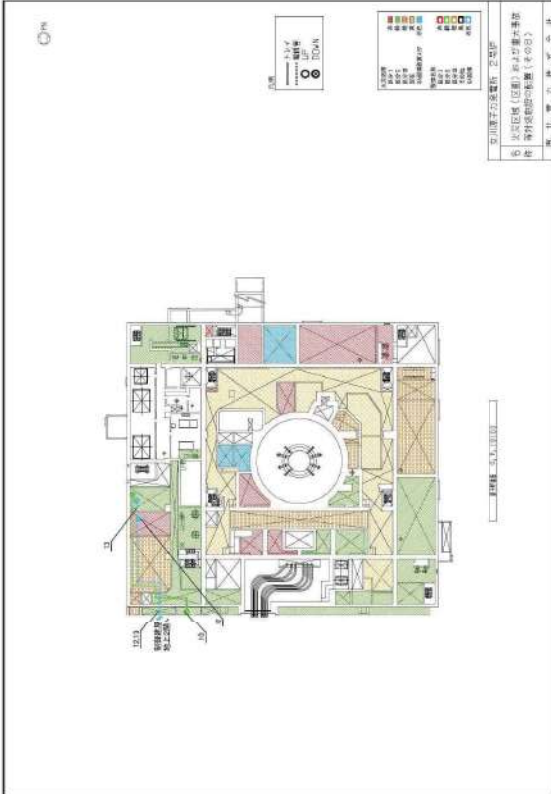
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 986 1128 1008">図 57-10-(57-3) 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2152 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-4) 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

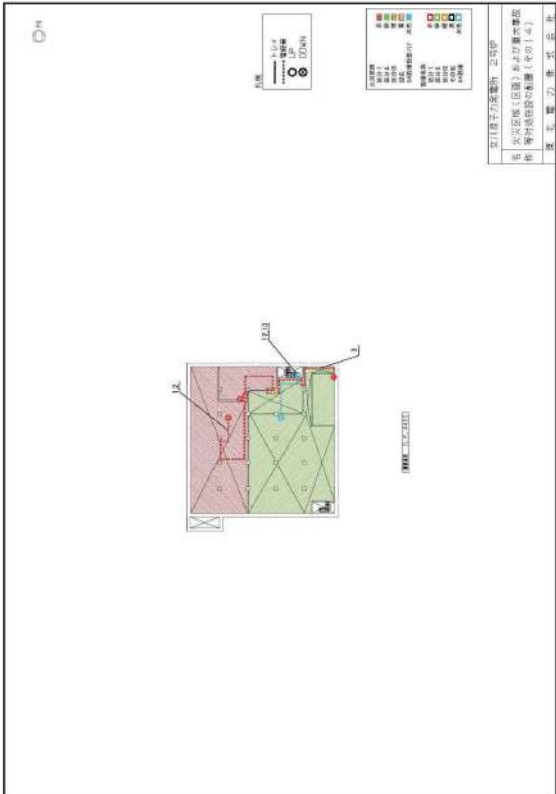
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-5) 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

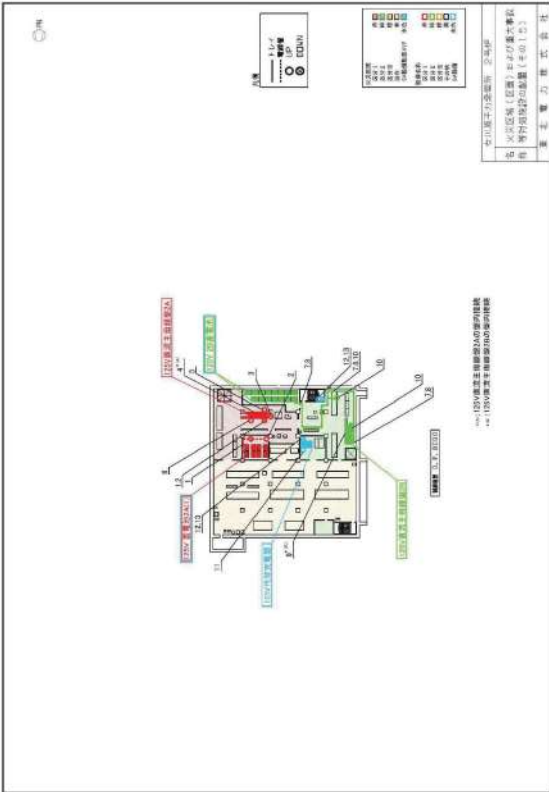
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-6) 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

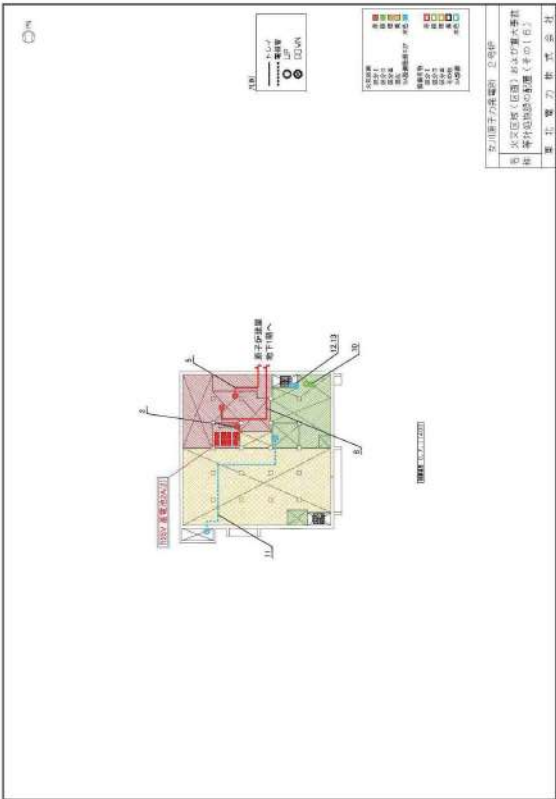
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-7) 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 991 1122 1010">図 57-10-(57-8) 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

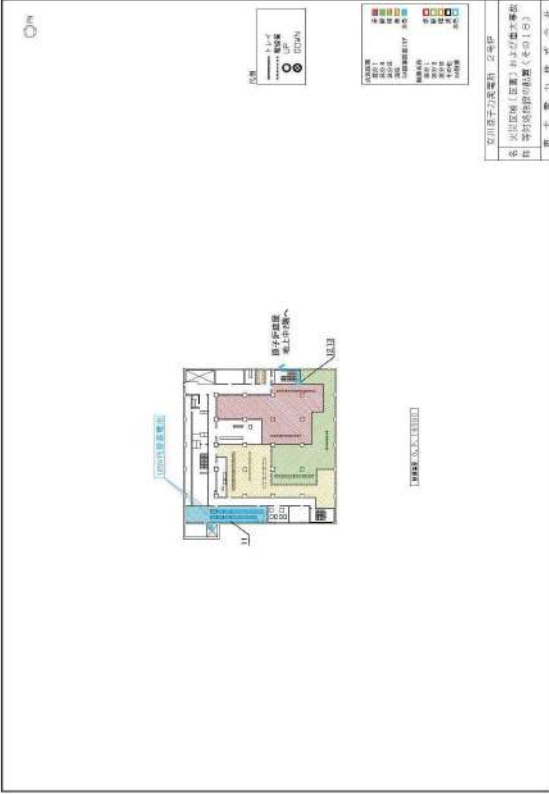
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-9) 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-10) 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-8 タンクローリーによる燃料補給について	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 項目番号の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

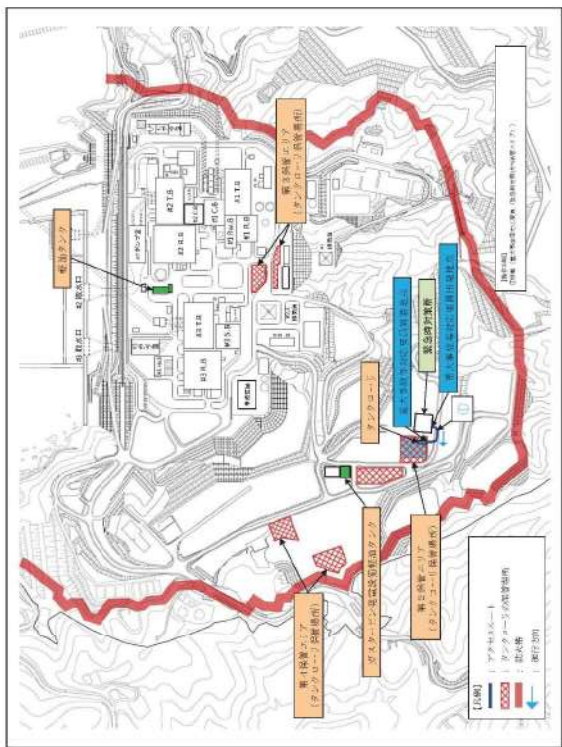
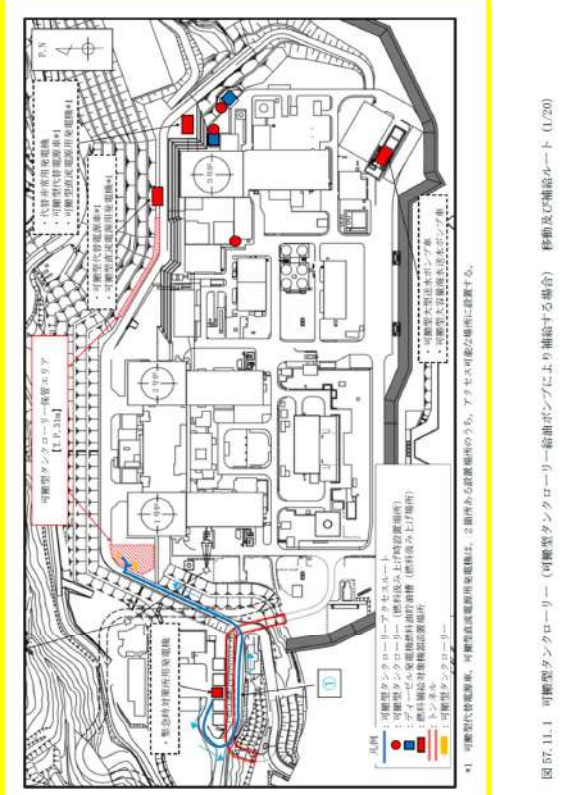
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>本資料はタンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>本資料は可搬型タンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 可搬型タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

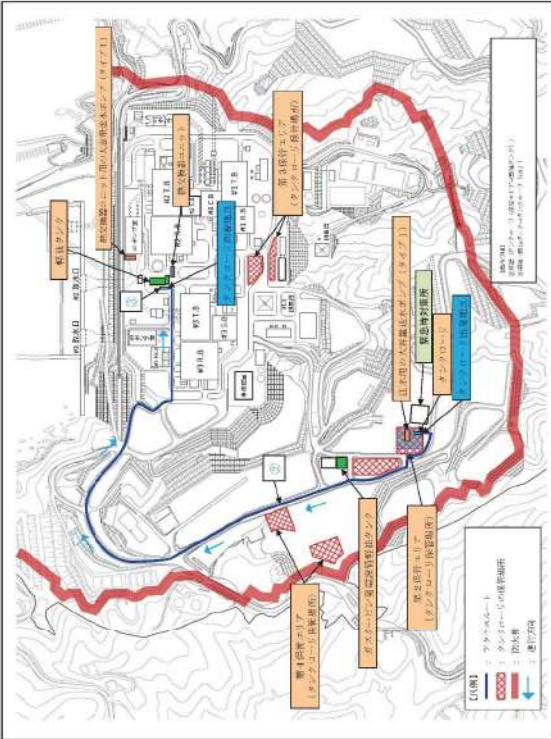
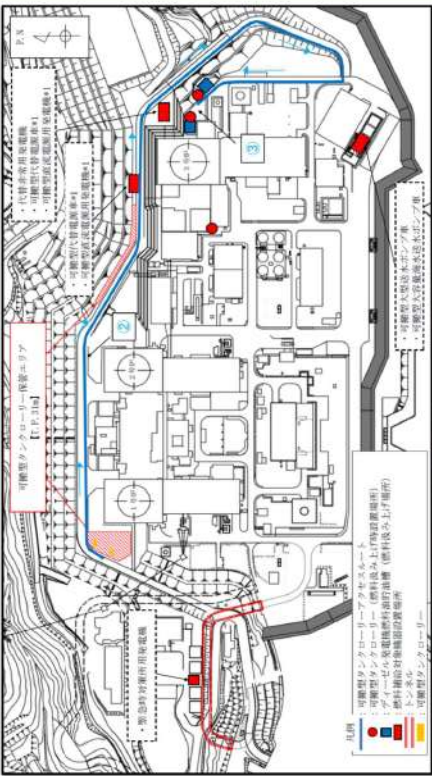
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-1 タンクローリーA 移動及び補給ルート (1/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11-1 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

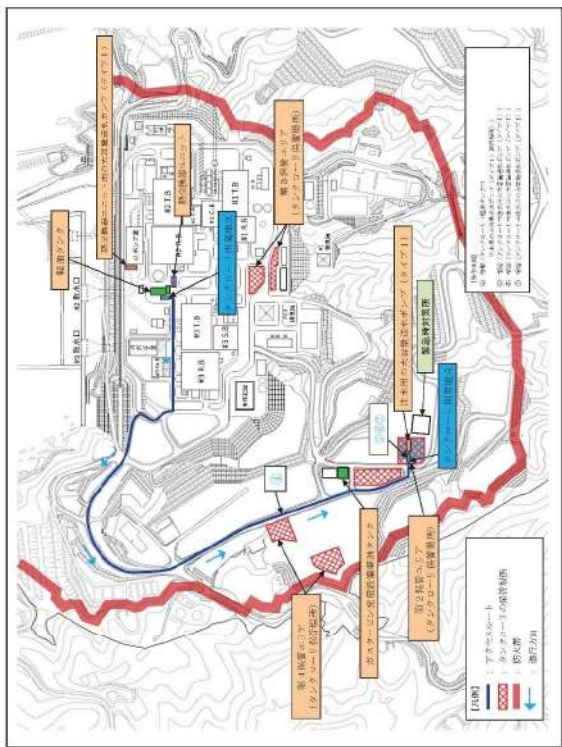
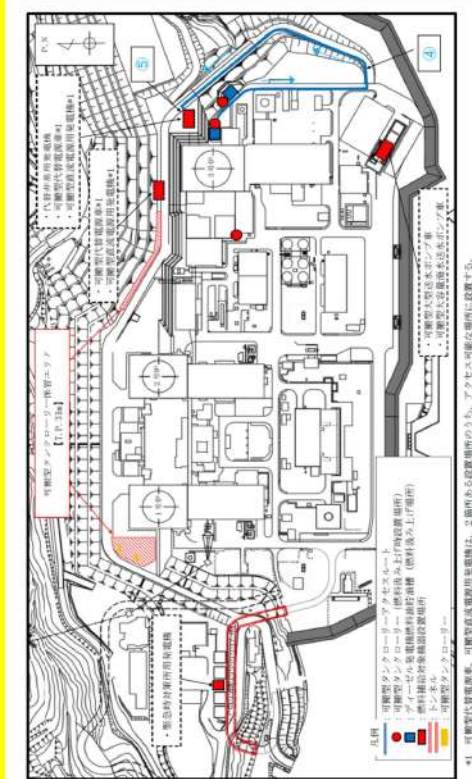
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-2 タンクローリーA 移動及び補給ルート (2/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57.11.2 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (2/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

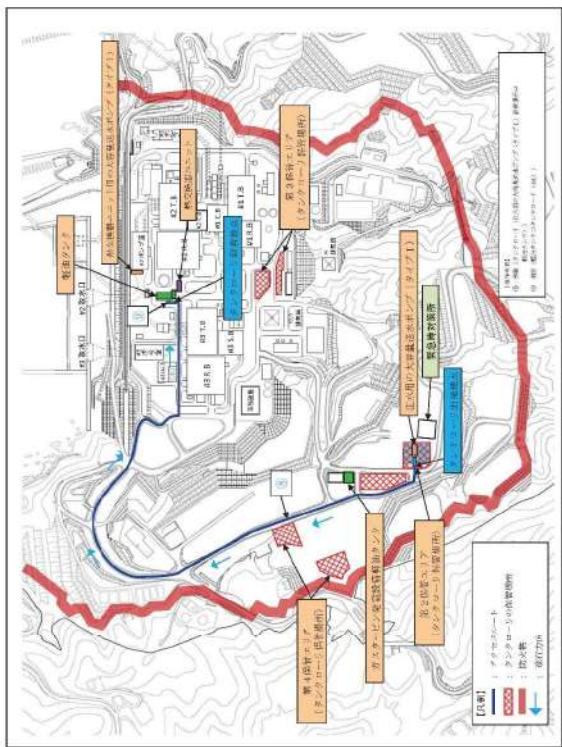
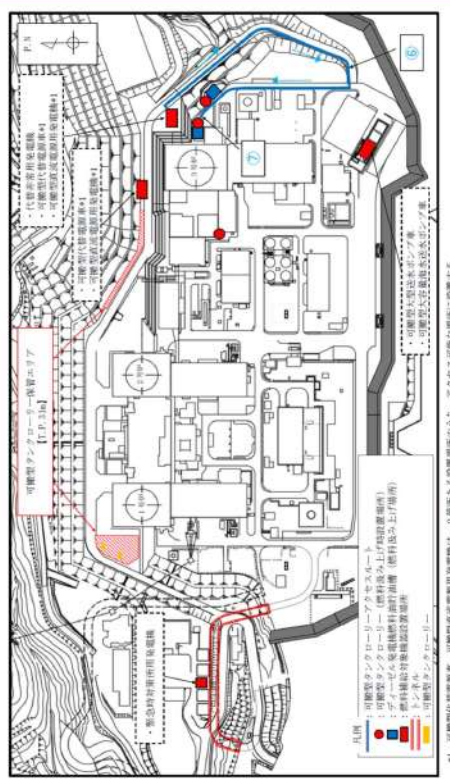
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-3 タンクローリーA 移動及び補給ルート (3/8) (注)水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット</p>	 <p>図 57-11.3 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (3/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

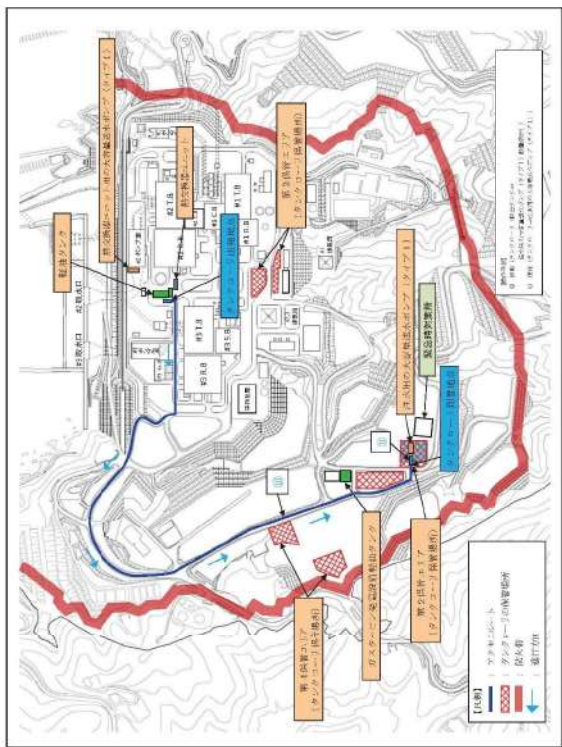
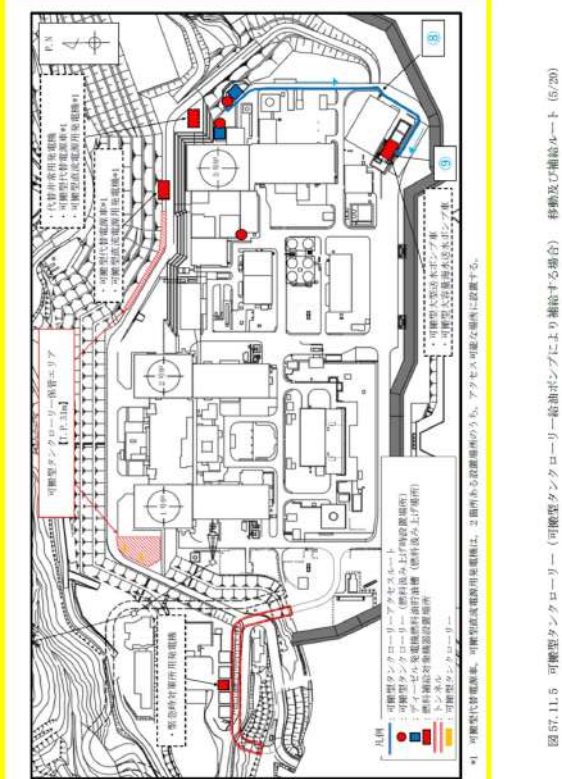
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-4 タンクローリーA 移動及び補給ルート (4/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>		<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

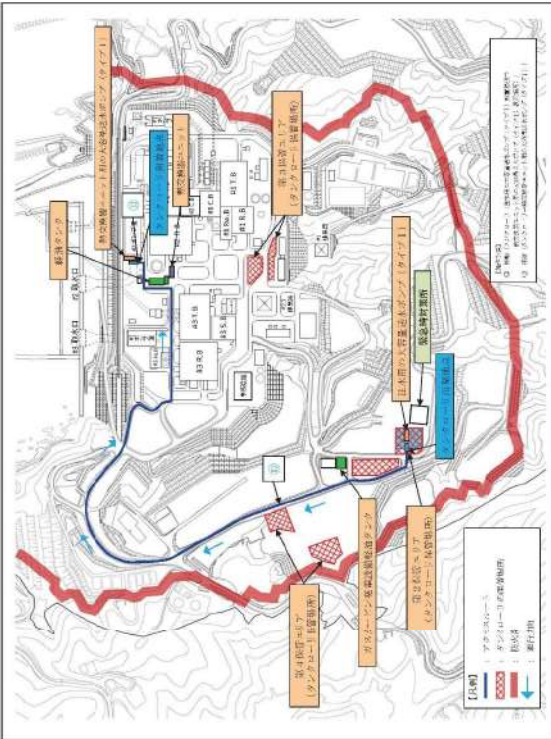
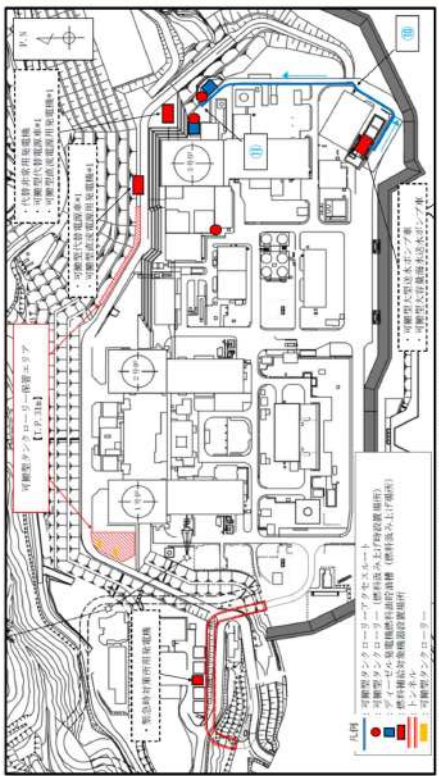
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-5 タンクローリーA 移動及び補給ルート (5/8) (注)水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット</p>	 <p>図57.11.5 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (5/7/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

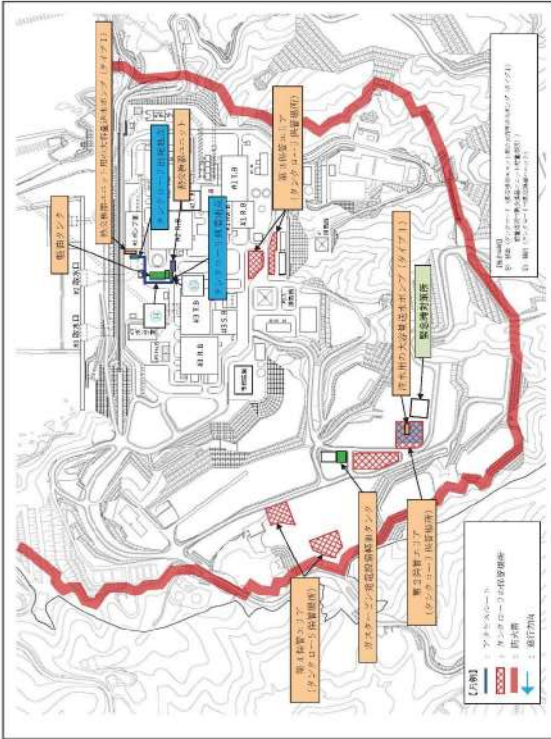
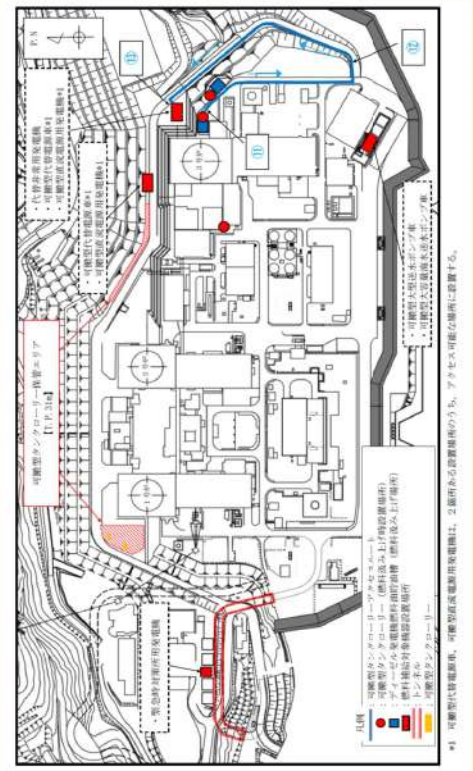
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-6 タンクローリーA 移動及び補給ルート (6/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57.11.6 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-7 タンクローリーA 移動及び補給ルート (7/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57.11.7 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (7/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

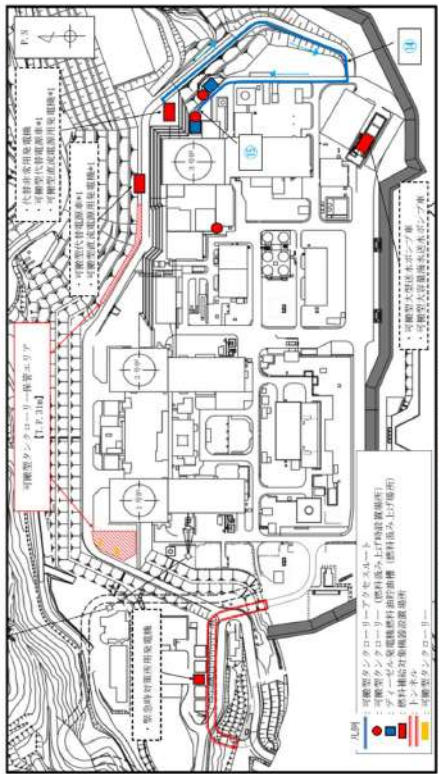
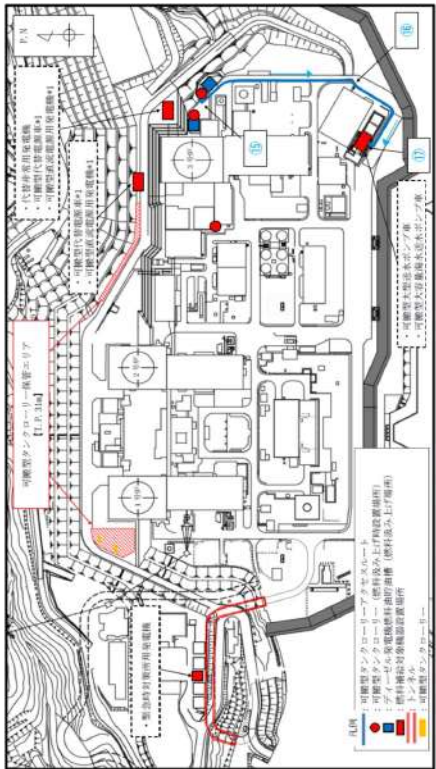
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料補給専用) 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料補給専用) 緊急時対応用発電機 可搬型タンクローリー 可搬型タンクローリー 可搬型タンクローリー</p> <p>*1 可搬型(仮)発電機、可搬型(仮)発電機は、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

図 ST-11.8 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (8/20)

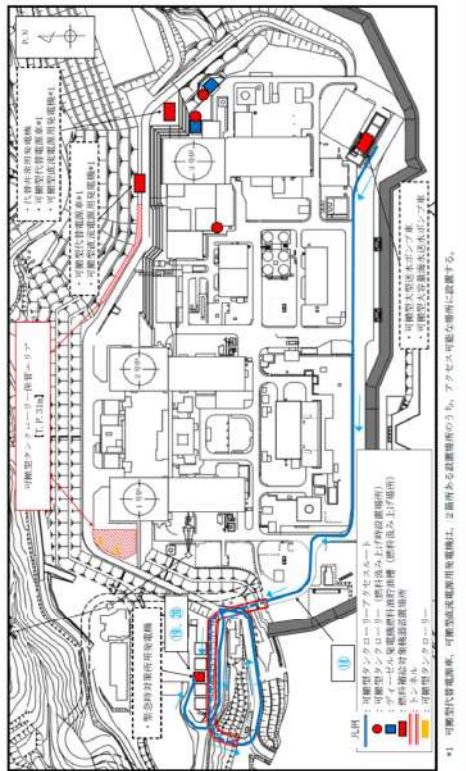
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-9 可搬型タンクローリー-給油ポンプにより補給する場合、移動及び補給ルート</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

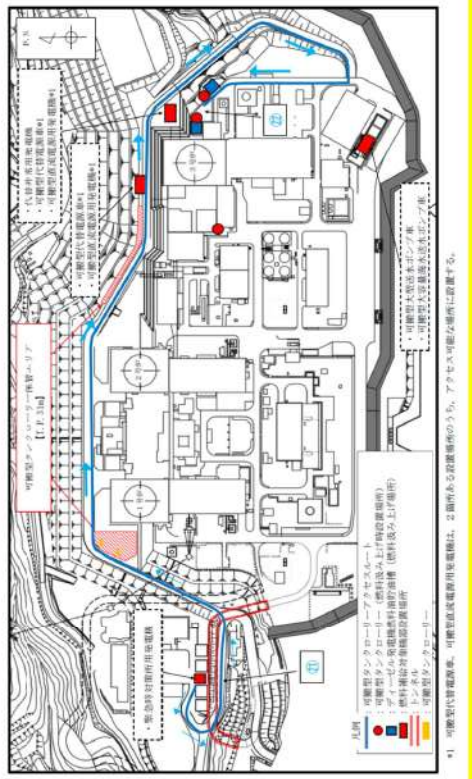
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.10 可搬型タンクローリー-給油ポンプにより連結する場合 (10/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

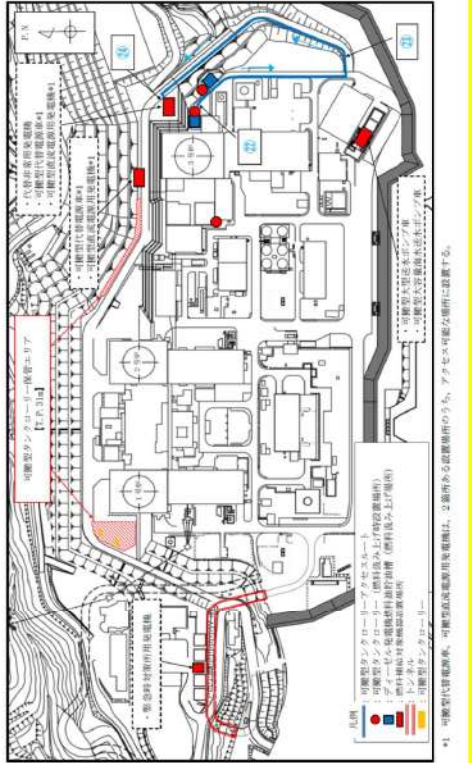
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57-11-11 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (11/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

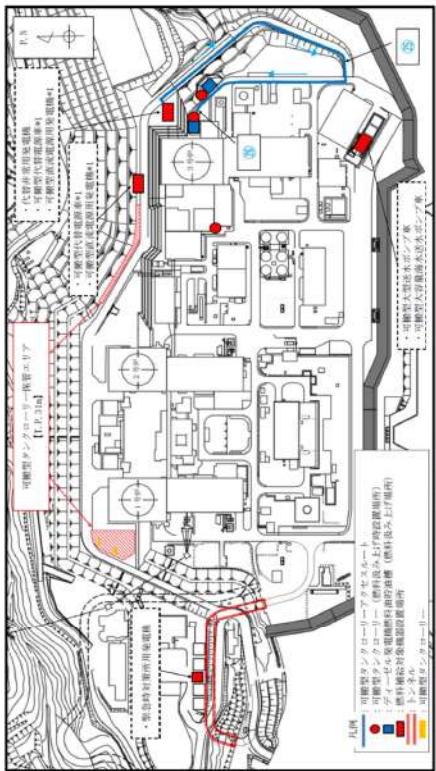
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.12 可搬型タンクローリー(可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/2.20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

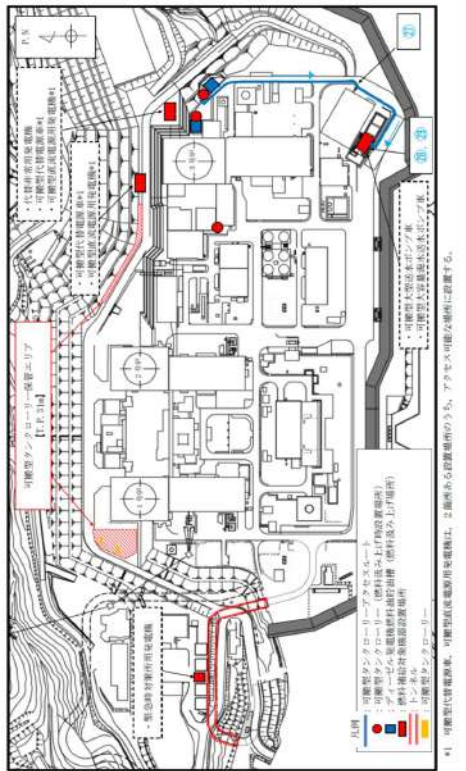
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-13 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより給油する場合) (13/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

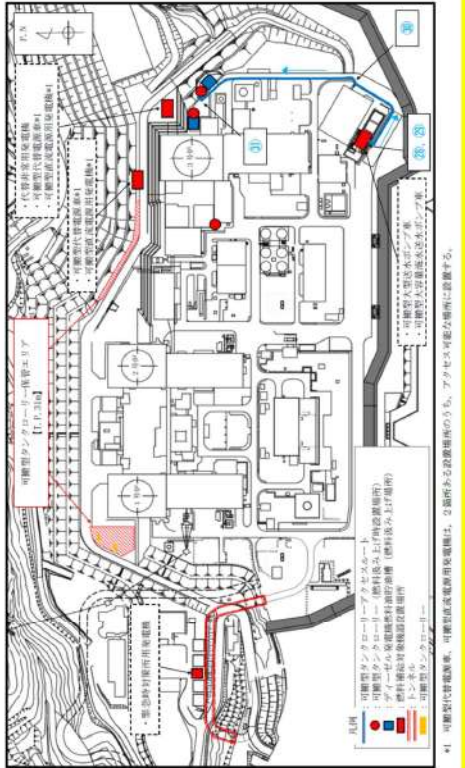
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.14 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (14/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

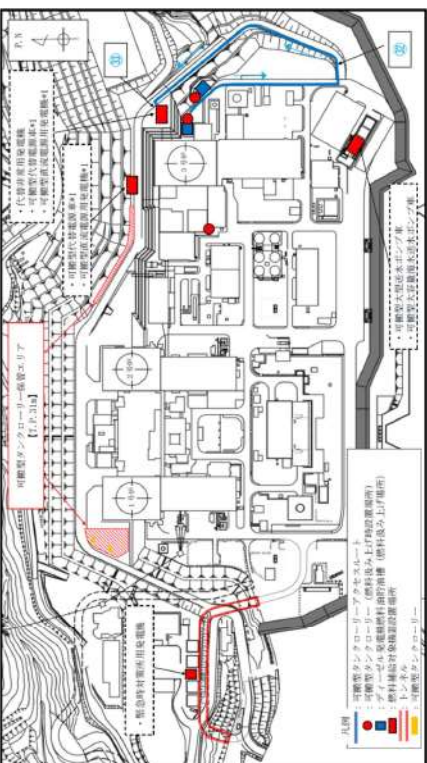
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.15 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) (15/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

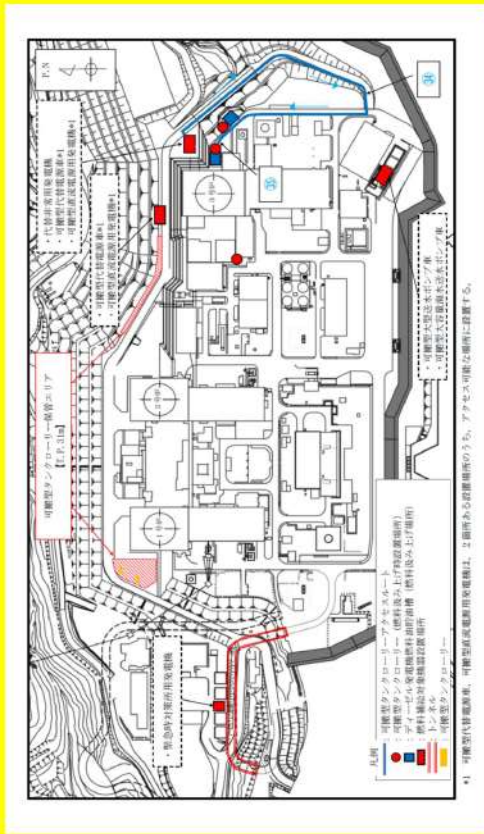
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.16 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油がアップにより補給する場合) 移動及び補給ルート (16.20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

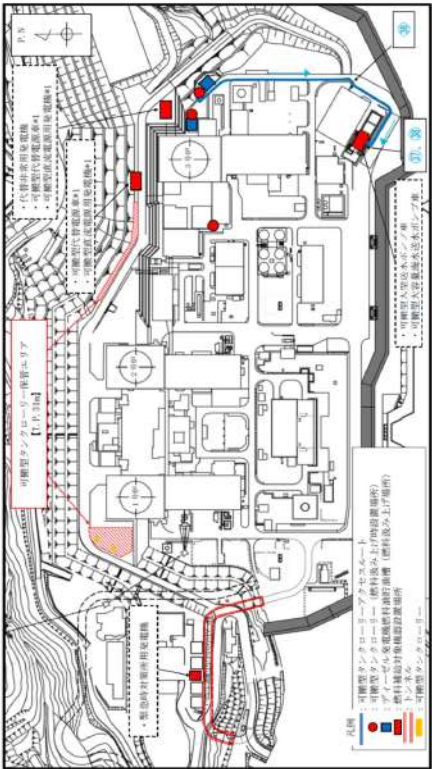
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-17 可搬型タンクローリー(可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/7/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

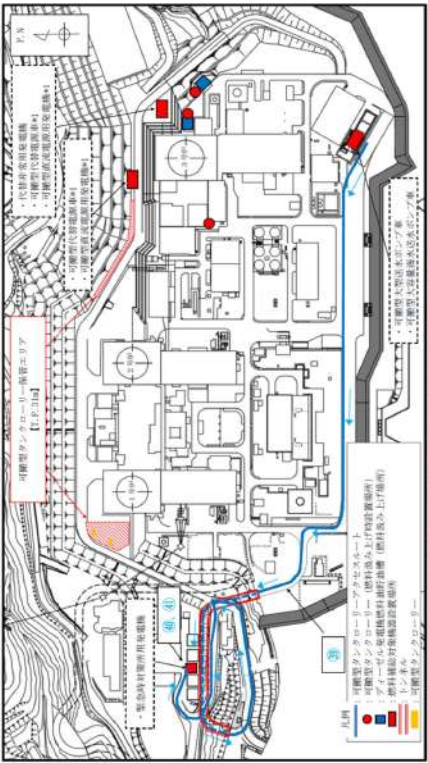
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.18 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) (18/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.19 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (19/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

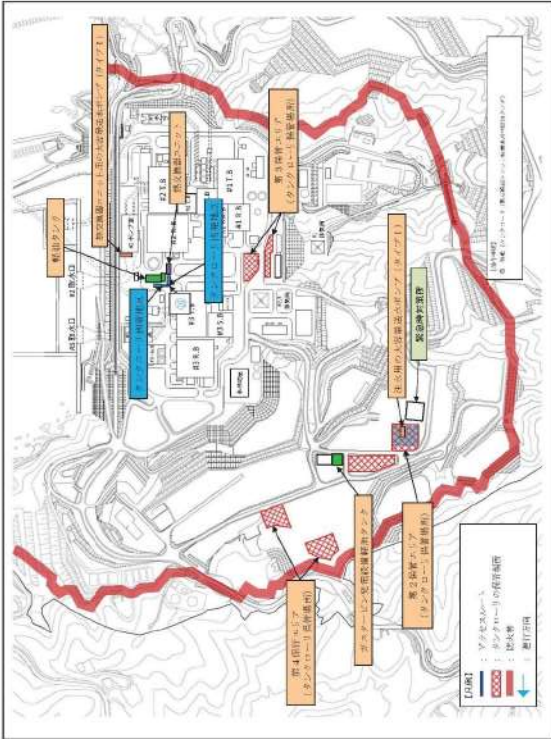
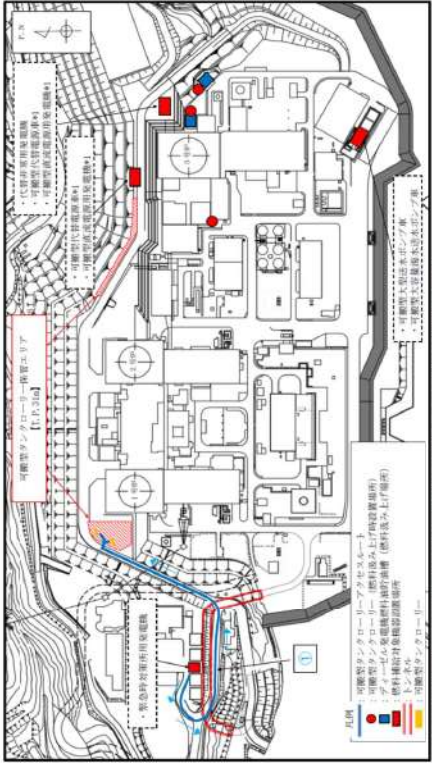
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

図 57-11-20 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (20/20)

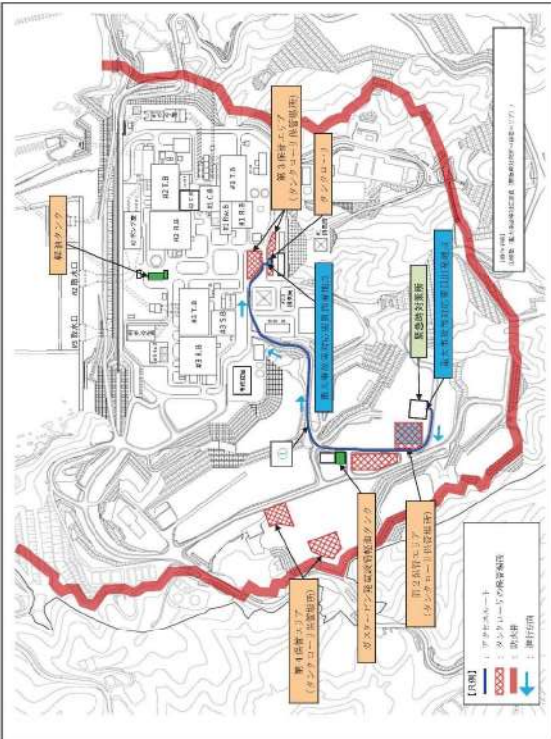
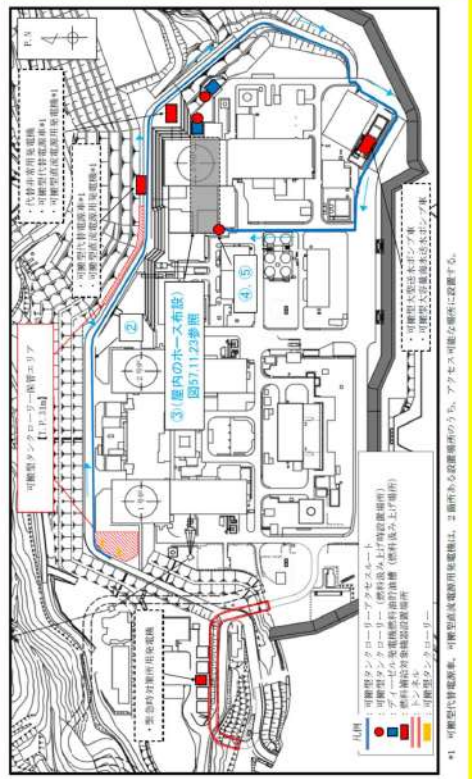
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-8 タンクローリーA 移動及び補給ルート (8/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57-11-21 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料送水ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

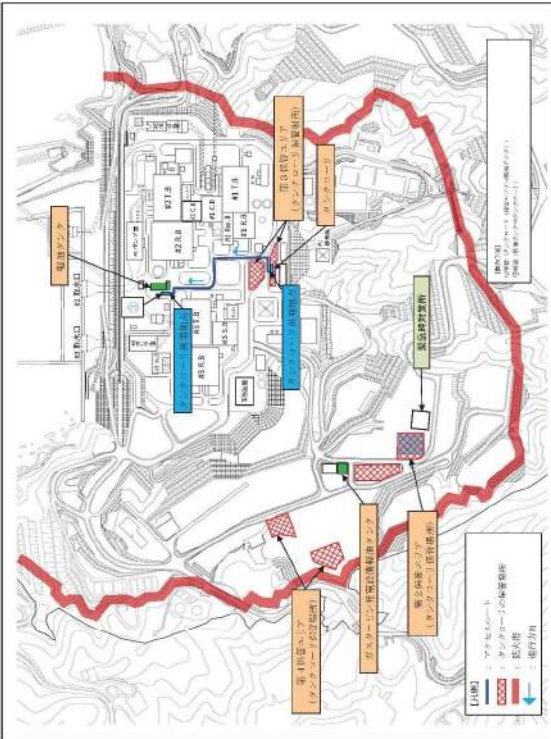
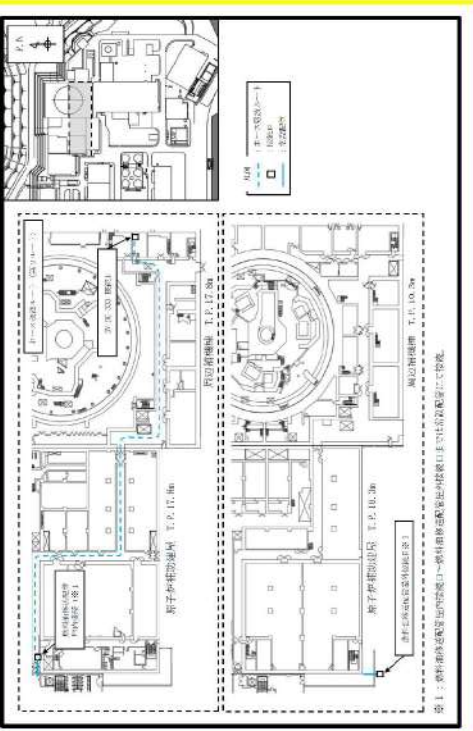
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-9 タンクローリ移動及び補給ルート (1/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図57.11.22 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する地点) 移動及び補給ルート (2/21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

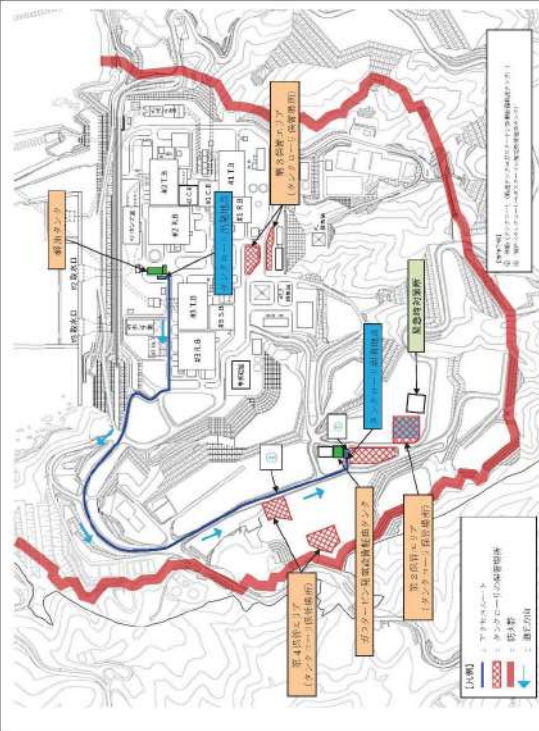
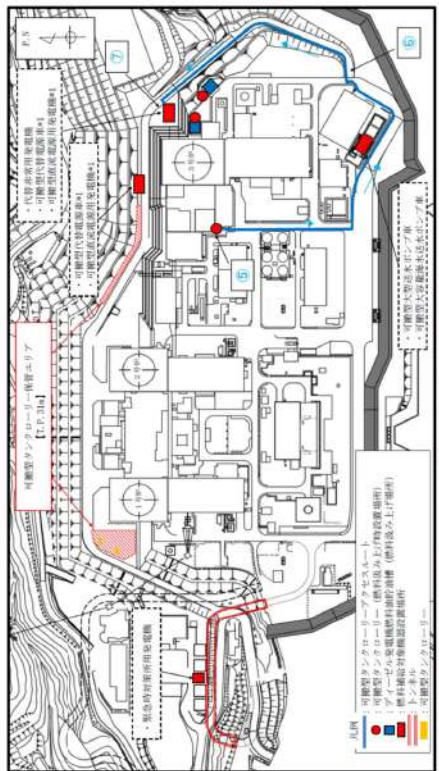
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-10 タンクローリB 移動及び補給ルート (2/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>		<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

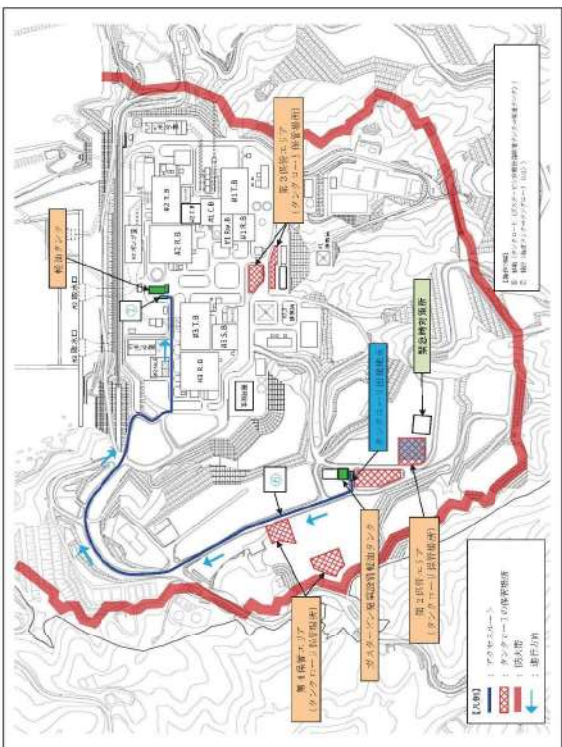
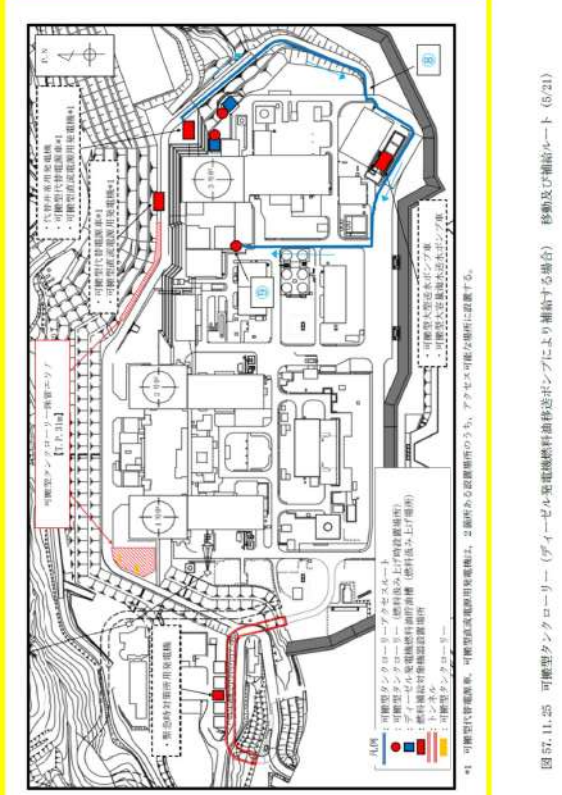
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-11 タンクローリーB 移動及び補給ルート (3/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図 57-11-24 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油補給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (4/21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

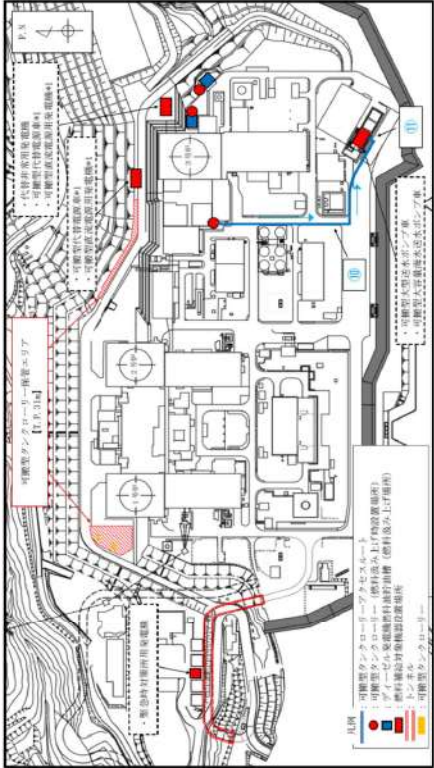
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-12 タンクローリーB 移動及び補給ルート (4/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図 57.11.25 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給ポンプ)より補給する場合 (6/21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

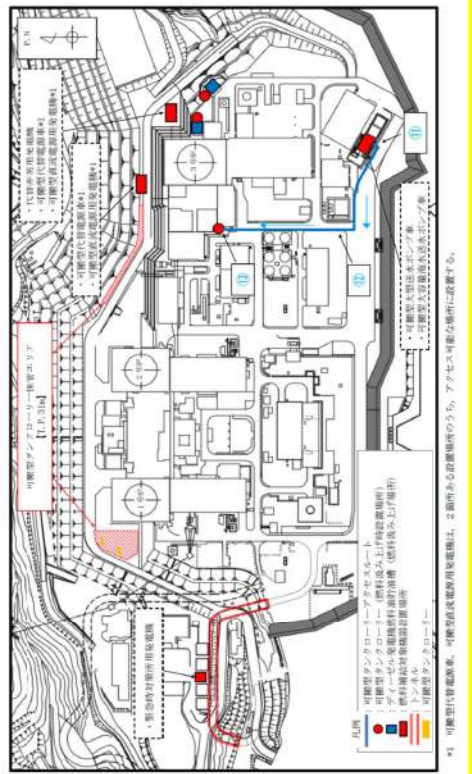
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.26 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

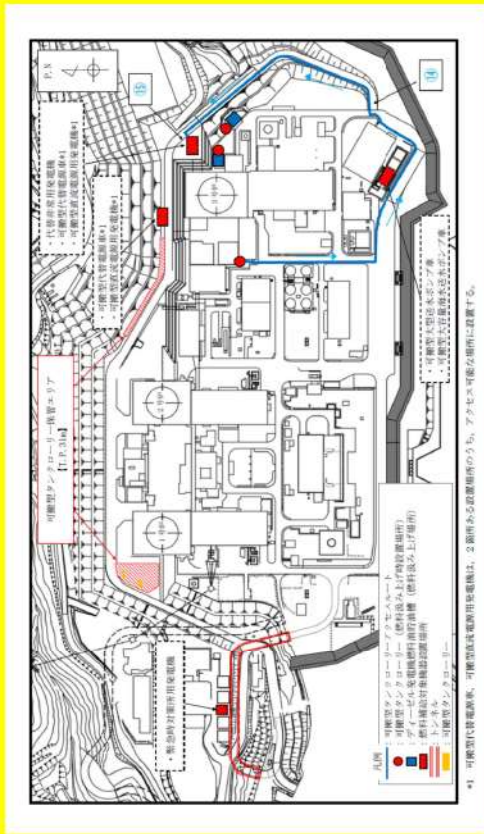
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

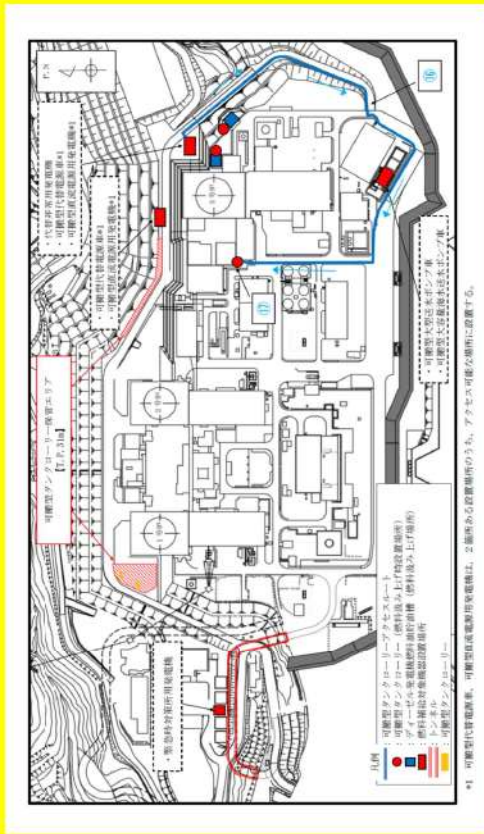
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

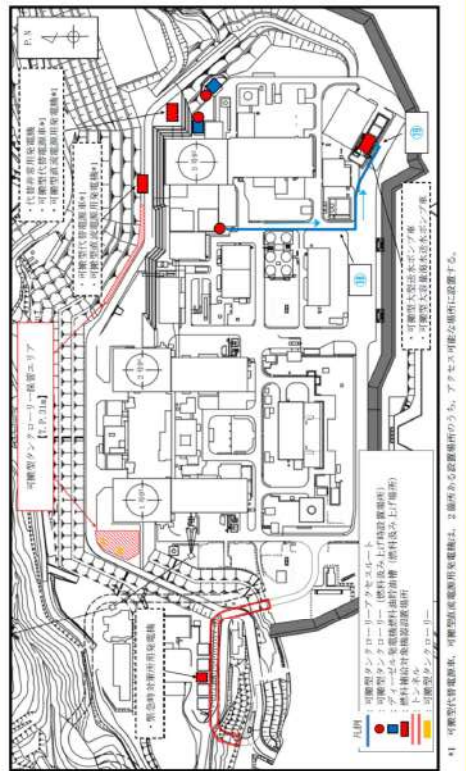
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.29 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油供給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (9/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

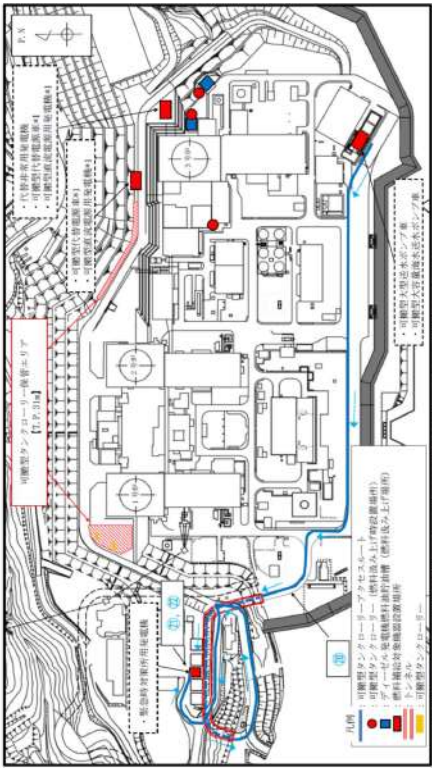
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.30 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料供給用) 移動及び補給ルート (10/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

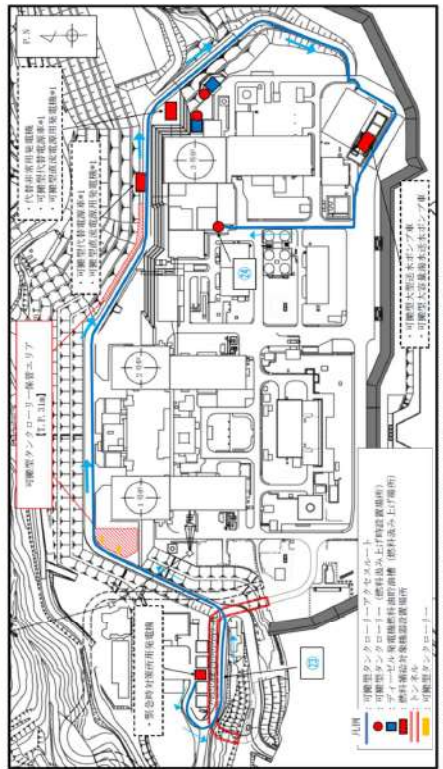
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-31 可搬型タンクローリー (ディーゼル・発電機燃料油供給用) 移動及び補給ルート (11/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

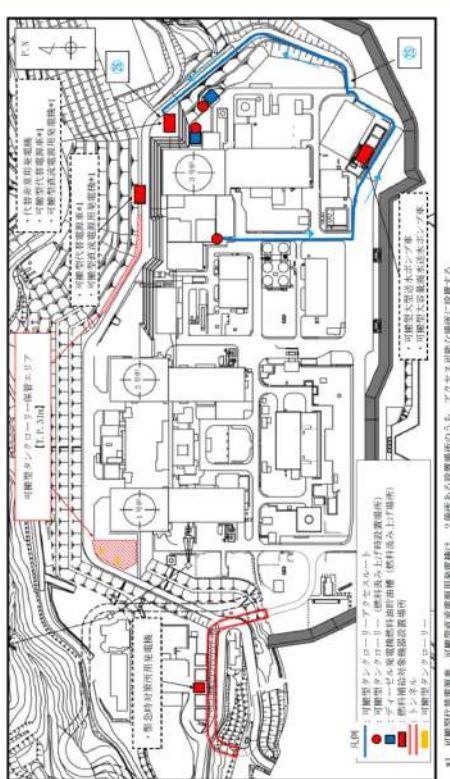
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-32 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (12/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

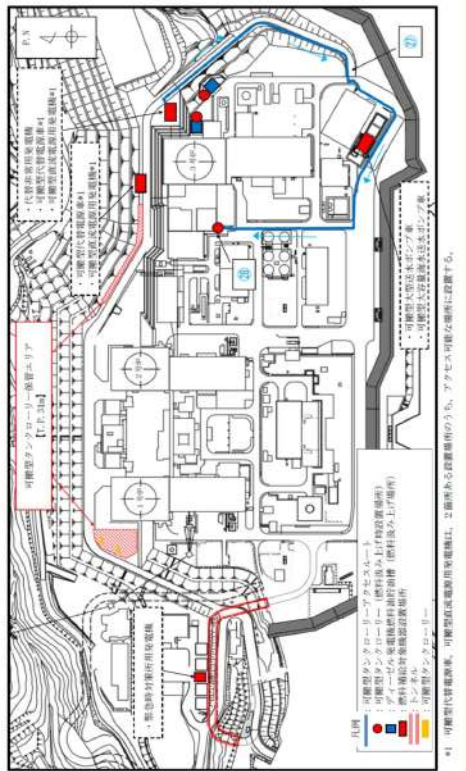
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

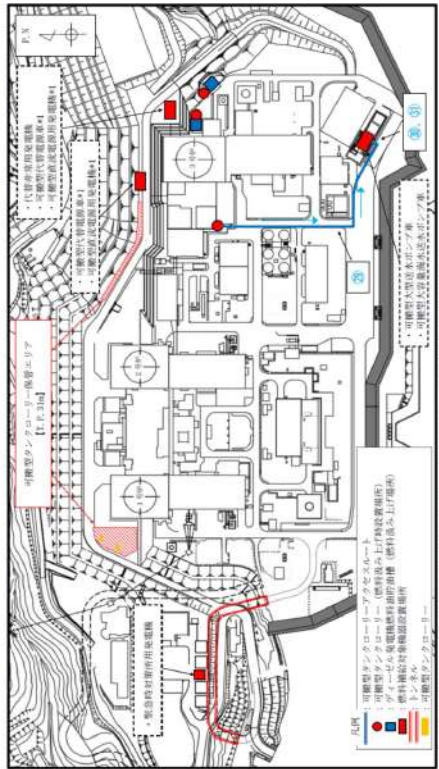
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例： ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給用) ■ 可搬型タンクローリーアクセスルート (緊急時用) ○ 可搬型タンクローリーアクセスルート (緊急時用) □ 可搬型タンクローリーアクセスルート (緊急時用) ▲ 緊急時分所用発電機</p> <p>※1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリーアクセスルート、可搬型タンクローリーアクセスルート (緊急時用)、可搬型タンクローリーアクセスルート (緊急時用)は、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

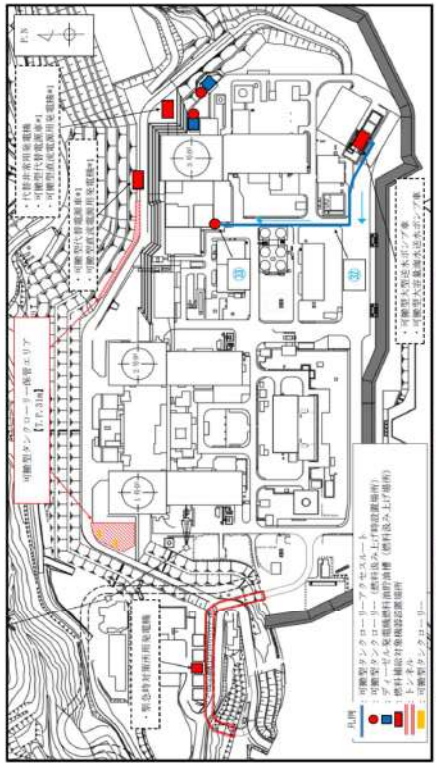
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.35 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補充する場合) 移動及び補給ルート (15/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

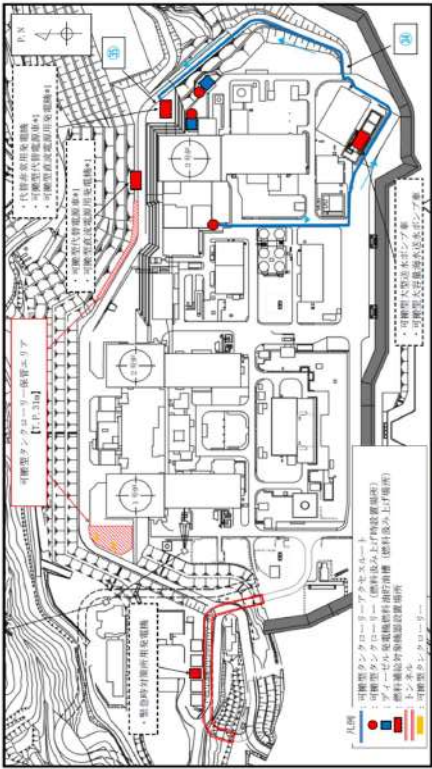
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

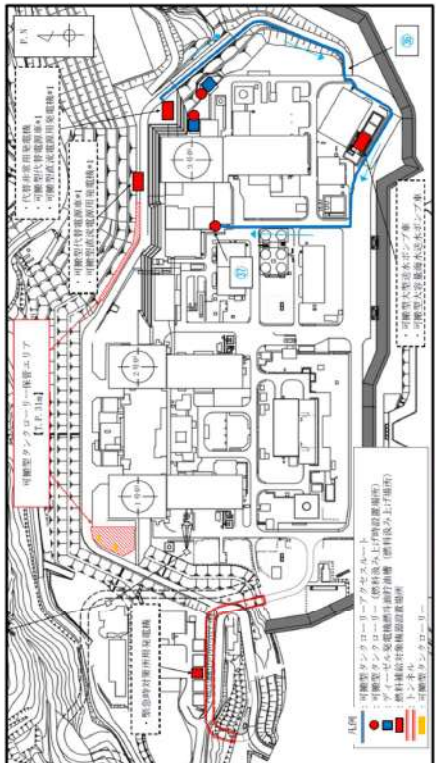
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-37 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料供給用) による補給する場合、移動及び補給ルート</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

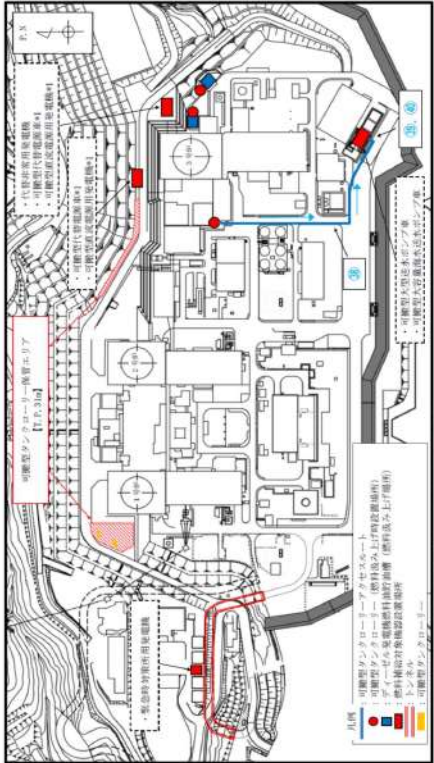
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.38 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (18/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

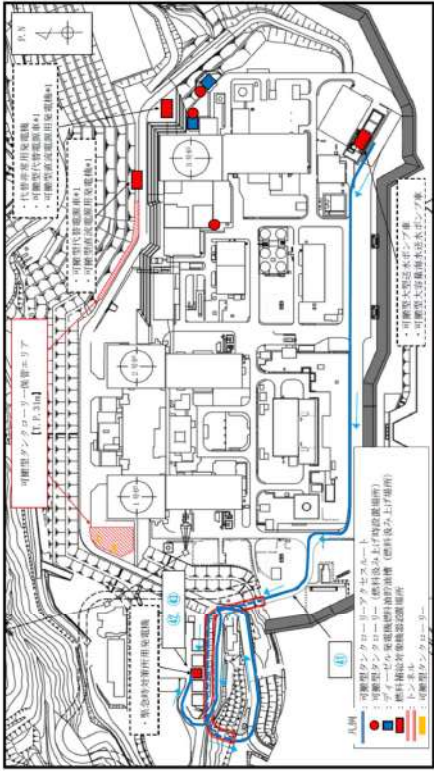
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.39 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動式の補給ルート (19.21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

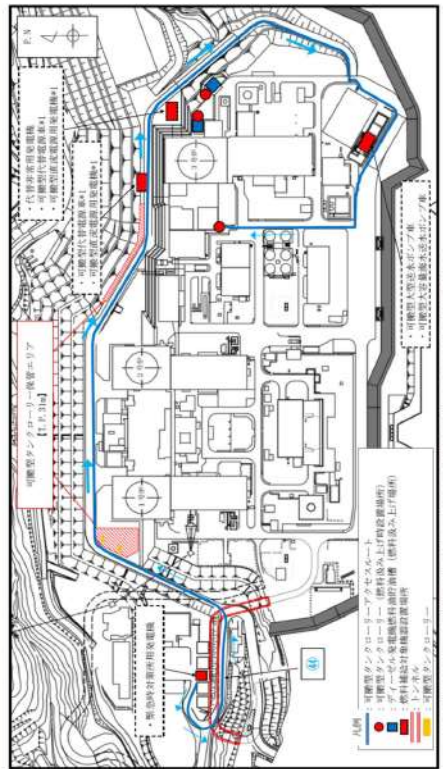
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.40 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料供給ボンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (20/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例 ■ 可搬型タンクローリーアクセスルート ■ 可搬型タンクローリーアクセスルート ■ 燃料補給対象建物の位置関係 ■ 可搬型タンクローリー ■ 可搬型タンクローリー</p> <p>41. 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料用発電機は、2層階から設置するうち、アクセス可能な場所には設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11.2 原子炉格納容器ベントに伴う補給作業への悪影響有無について</p> <p>原子炉格納容器ベント後数時間においては、プラント周辺の雰 囲気線量が上昇するため、各可搬型重大事故等対処設備への補給 が困難になる可能性がある。ここでは、原子炉格納容器ベント後 の補給作業成立性について述べる。</p> <p>11.2.1 検討条件</p> <p>雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) が発生し、原子炉格納容器ベントに至ることを想定する。交流 電源はガスタービン発電機によりプラントに供給されていると 仮定する。 ※中央制御室設計における被ばく評価にて想定する基本シナリ オと同じ</p> <p>11.2.2 放射性雲通過時の補給の必要性</p> <p>同条件下において、機能を発揮することを要求される重大事故 等対処設備は以下のとおり。</p> <p>ガスタービン発電機 2 台 注水用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 1 台 熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 1 台 熱交換器ユニット 1 台</p> <p>事象発生から約 45 時間以降に原子炉格納容器ベントに至るこ とを考慮し、ガスタービン発電設備軽油タンク、熱交換器ユニッ ト及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) は原 子炉格納容器ベントに伴う待避前までに一度補給を行うことと する。</p> <p>11.2.3 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量につい て</p> <p>ガスタービン発電機、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用 の大容量送水ポンプ (タイプ I) について実負荷での燃料消費量 から、連続運転可能時間の評価を行う。なお、ガスタービン発電 設備軽油タンクへの補給にタンクローリ 1 台、熱交換器ユニット 及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 設備へ の補給にタンクローリ 1 台で行うことを想定する。熱交換器ユニ ット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) は、原子炉格納容器除熱 等に必要な流量は約 1,200m³/h (1.2MPa) であるが、残留熱除去 系及び代替循環冷却系が使用できず、原子炉格納容器ベントを実 施する状況において必要な流量は 600m³/h (0.7MPa) 以下である ため、残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、熱 交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) の流量を絞る ことにより、連続運転可能時間を延長することができる。</p>		<p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は 50 条第 2 項に要求により、原子 炉格納容器内の圧力を大気中に逃がす ための設備である原子炉格納容器フィ ルタベント系を設けている。一方、PWR アイスコンデンサ型格納容器を有しな い泊は適用対象外である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【ガスタービン発電機】 ガスタービン発電機は、連続運転可能時間は、 $(300\text{kL}+160\text{kL}^{\text{※}}) \div 2.46\text{kL/h}=186\text{h}$ ※ガスタービン発電機は、軽油タンクからタンクローリにて160kL(補給回数40回)を燃料補給する。</p> <p>【熱交換器ユニット】 熱交換器ユニットの連続運転可能時間は、 $900\text{L} \div 56\text{L/h} \approx 16\text{h}$</p> <p>【熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）】 残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、以下のとおり流量を600m³/h及び吐出圧を0.7MPaに調整を実施する。 流量：600m³/h 吐出圧：0.7MPa 燃料消費量：60L/h 大容量送水ポンプ（タイプI）の連続運転可能時間は、 $990\text{L} \div 60\text{L/h} \approx 16\text{h}$</p> <p>ガスタービン発電機は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は$(300\text{kL}+160\text{kL}-12\text{kL}^{\text{※}}) \div 2.46\text{kL/h}=182\text{h}$となるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要なく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は16h-12h=4hとなるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要はなく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>※タンクローリにて4時間に1回(4kL/回)燃料補給するため、放射性雲通過中は12h÷4h=3回分の燃料補給ができなくなる。</p> <p>11.2.4 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量について タンクローリを用いた補給作業場所である、ガスタービン発電設備軽油タンクを設置するガスタービン発電設備地下軽油タンクピット付近、注水用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する淡水貯水槽付近、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する海水ポンプ室付近及び熱交換器ユニットを設置する原子炉建屋大物搬出入口付近のうち、被ばく線量が一番高い場所は、原子炉格納容器フィルタベント系の排気口に近い原子炉建屋大物搬出入口であり、当該場所で補給作業を実施した場合、補給に伴う現場作業を約45分と見積ると以下のとおりとなる。</p>		<p>【女川】 運用の相違 ・女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7. 1mSv/h × (45 ÷ 60) h = 5.4mSv</p> <p>なお、プラント周辺の雰囲気線量率は時間経過に伴い低下していくことから、これ以降の補給作業時の被ばく線量は上記の値以下となる。</p> <p>11.2.5 検討結果</p> <p>上記のとおり、原子炉格納容器ベント後のプラント周辺の雰囲気線量を考慮し、補給作業の成立性を確認した結果、原子炉格納容器ベント後の補給作業時の被ばく線量は最大で5.4mSvとなり、緊急時の作業基準である100mSvを下回っているため、補給作業は実施可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-8 タンクローリーによる燃料補給について</p> <ul style="list-style-type: none"> 川内1,2号機の常設代替電源である大容量空冷式発電機（燃料消費率 1,370L/h）の燃料補給については、外付けで燃料タンクおよび燃料ポンプが備え付けられることで、給油間隔を約8時間としている。 高浜3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m³を有し、燃料消費率が約238.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約7時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.4時間後の燃料補給以降、約3時間毎の給油間隔としている。 大飯3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m³を有し、燃料消費率が約248.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約6.4時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.5時間後の燃料補給以降、約4時間毎の給油間隔としている。 			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。 可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○空冷式非常用発電装置、電圧車等への燃料（重油）補給（イメージ）</p> 			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。 ・可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について	57-12 その他設備	57-12 その他設備	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違 （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する）

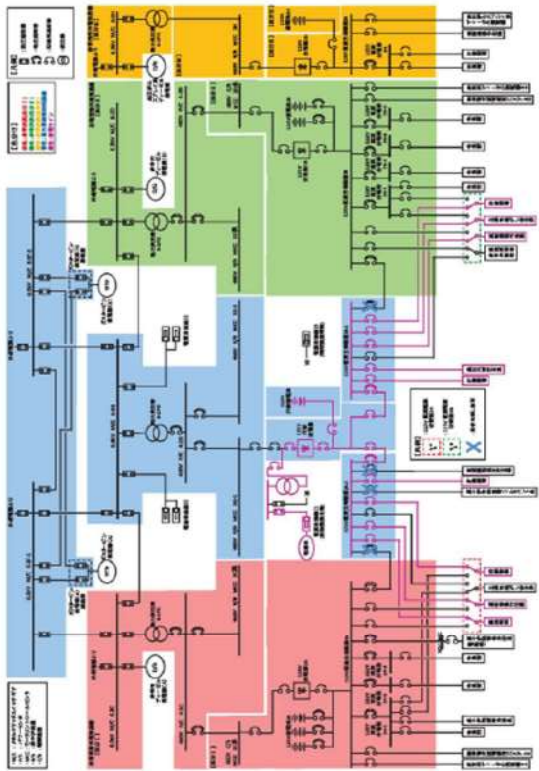
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>1. 125V代替充電器用電源車接続設備</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、可搬型代替交流電源設備が代替所内電気設備を経由せずに直接125V代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-1及び図57-12-2に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

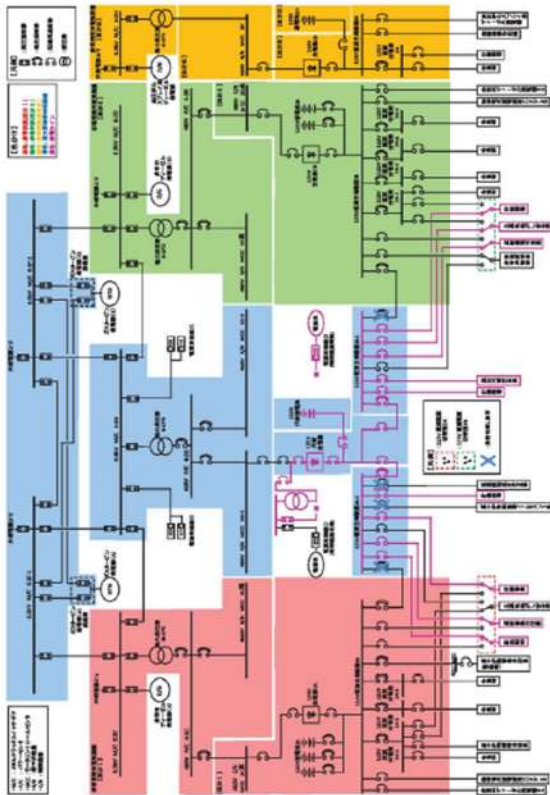
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 941 1146 981">図 57-12-1 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(制御建屋北側))</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 454" style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 957 1153 1005">図 57-12-2 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(別御建屋南側))</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 454" style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

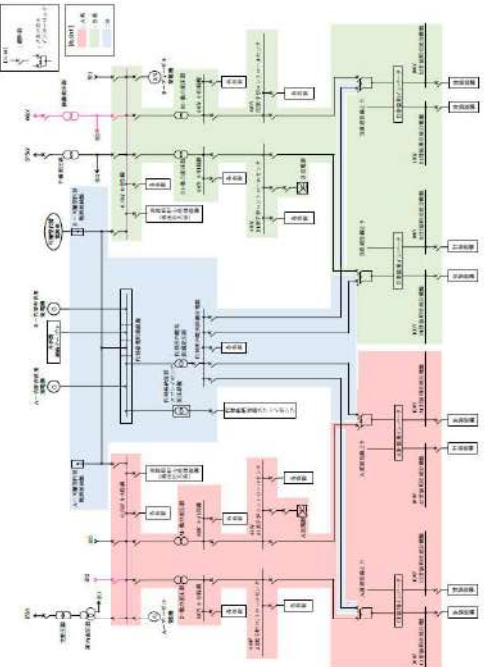
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1. 後備変圧器</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、66kV送電線から非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、後備変圧器を設ける。</p> <p>後備変圧器は、66kV送電線から受電し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に66kV（大飯は77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p style="text-align: center;">図 57.12.1 後備変圧器系統図 (後備変圧器～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路)</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に66kV (大飯は77kV)送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、3号炉から号炉間電力融通ケーブル(常設)又は号炉間電力融通ケーブル(可搬型)に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間電力融通ケーブル(常設)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(緊急用電気品建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(原子炉建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-3~6に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、他号炉のディーゼル発電機から号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルに電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間連絡ケーブルを接続し、3号炉及び他号炉の非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。なお、号炉間連絡ケーブルが使用できない場合は、配備している号炉間連絡予備ケーブルを用いて3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 設計・運用の相違(号炉間電力融通設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は複数号炉同時申請のため、号炉間電力融通設備を「重大事故等対処設備」として整備している。 泊は女川と同様に単独号炉申請のため、「自主対策設備」として整備する。 <p>また、女川は2号炉代替所内電気設備及び3号炉非常用所内電気設備を使用する構成に対して、泊は他号炉の非常用高圧母線及び3号炉非常用高圧母線を使用する構成である。</p> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル(常設) →泊：号炉間連絡ケーブル</p> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル(可搬型) →泊：予備ケーブル</p> <p>(以降、「設計・運用の相違(号炉間電力融通設備)」と記載する。)</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：使用済燃料プール→泊：使用済燃料ビット 女川：号炉間電力融通ケーブル→泊：号炉間連絡ケーブル <p>【女川】 記載方針の相違(大飯審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は号炉間電力融通設備について、概要図を用いて説明しており項目分けしていないが、泊は大飯と同様に項目を分けて説明している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

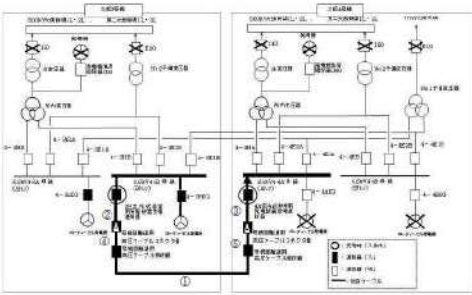
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について

1. 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統、設備概要

(1). 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統は以下である。




設計基準対称設備から追加した箇所

電線ケーブル、コネクタ仕様	大飯3号炉	大飯4号炉
① FR-CSHVT 3c-150sq 2条		約50m
② FR-CSHVT 3c-30sq 2条		約50m
③ FR-CSHVT 3c-30sq 2条		約100m
④ 号機間電力融通ケーブルコネクタ盤及び接続部	約1条	約2条

(2). 連結方法

常設の号機間融通用高圧ケーブルは、号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤内でコネクタ接続する。通常時は、コネクタは切り離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。



女川原子力発電所2号炉

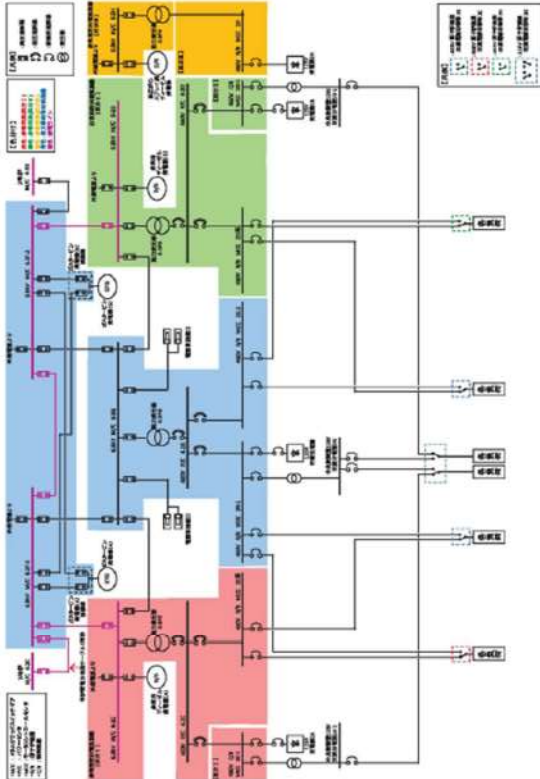


図 57-12-3 号機間電力融通設備系統図
 (非常用高圧母線 3C系~号機間電力融通ケーブル(常設) ~非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路)

泊発電所3号炉

2.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統、設備概要

2.1.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統は以下である。

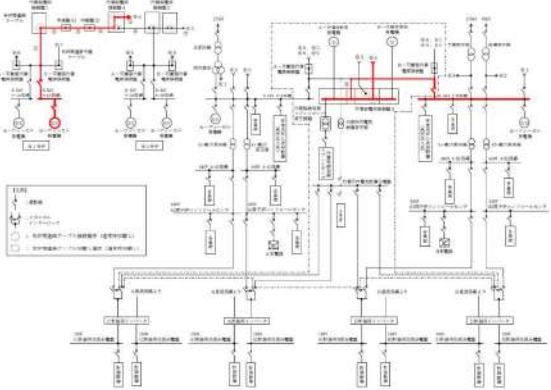


図 52.12.2 号炉間連絡ケーブル概略系統図

表 52.12.1 号炉間連絡ケーブル仕様及び敷設長さ

電路 (ケーブル)	敷設長さ
① FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m
② FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約300m
③ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約20m
④ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約200m
⑤ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約370m
⑥ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約150m
⑦ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約230m
⑧ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m

2.1.2 連結方法

号炉間連絡ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、代替替電用接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。通常時は、号炉間連絡ケーブルは切離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。

相違理由

【女川】
 記載の充実 (大飯審査実績の反映)

【大飯】
 記載表現の相違
 設備名称の相違
 大飯：号機間電力融通ケーブル(常設)→泊：号炉間連絡ケーブル

【大飯】
 設計・運用の相違 (号炉間電力融通設備)

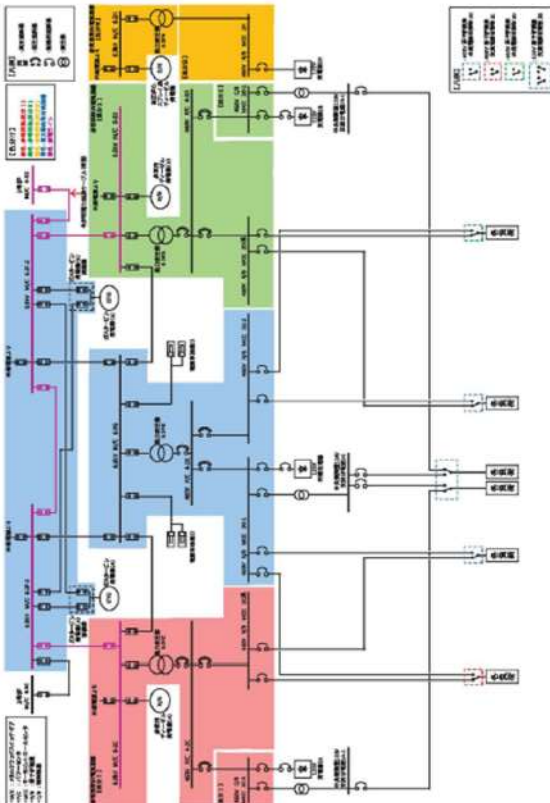
【大飯・女川】
 記載表現の相違
 ・大飯は図表番号及び名称の記載なし
 ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。

【大飯・女川】
 設備名称の相違
 大飯：号機間電力融通ケーブル(常設)→女川：号炉間電力融通ケーブル(常設)→泊：号炉間連絡ケーブル

【大飯・女川】
 設備構成の相違
 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。
 ・女川は遮断器の手动操作による接続としている。
 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 973 1153 1045"> 図 57-12-4 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高压母線 3D 系～号炉間電力融通ケーブル (常設) ～非常用高压母線 2C 系及び非常用高压母線 2D 系電路) </p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 167 1937 191">設備の相違</p> <p data-bbox="1848 199 2150 279">・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p data-bbox="1848 287 1915 311">【女川】</p> <p data-bbox="1848 319 2139 343">記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p>

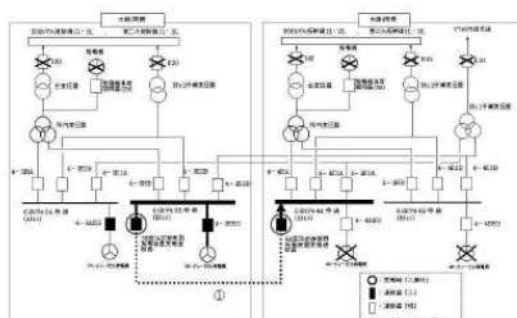
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

2. 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統、設備概要

(1) 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統は以下である。




予備ケーブルの仕様、配備数

電線ケーブル、コネクタの種類	大飯3、4号炉	配備数量 (組)
FR-C300VT 3c-38sq 2条	約300m	1 (予備1)

(2). 連結方法

号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)は、3号及び4号炉の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器間等で羽子板付予備ケーブルを布設し、しゃ断器の負荷側を解線し、両端を手動で接続(ボルト止め)する。

予備ケーブルは、恒設ケーブルライン(安全系補機開閉器室)と位置的分散を図った耐震建屋内に保管。



女川原子力発電所2号炉

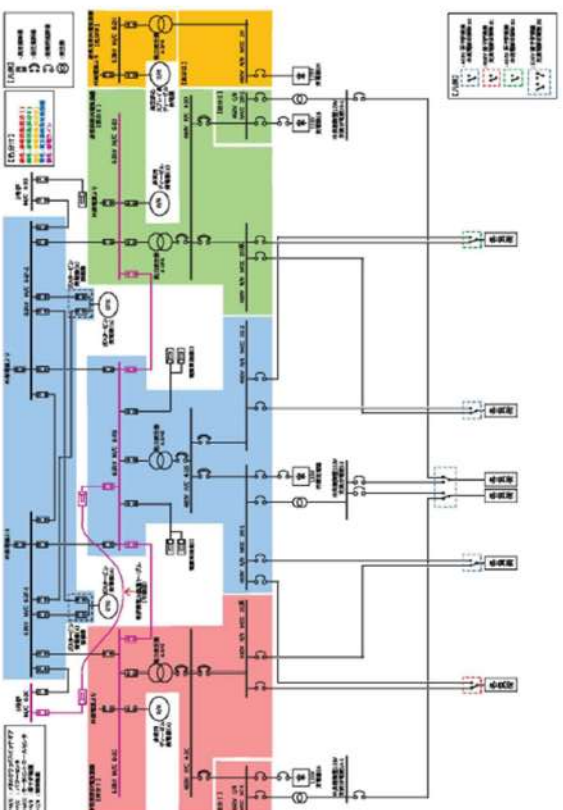


図 67-12-5 号炉間電力融通設備系統図
 (非常用高圧母線3C系〜号炉間電力融通ケーブル(可搬型)〜非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)

泊発電所3号炉

2.2 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統、設備概要

2.2.1 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統は以下である。

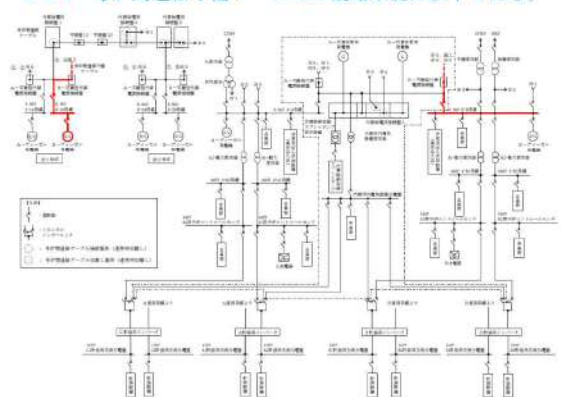


図 52.12.3 号炉間連絡予備ケーブル概略系統図

表 52.12.2 号炉間連絡予備ケーブルの仕様、敷設長さ及び配備数

可搬型代替電源接続盤電路(ケーブル)	敷設長さ	配備数量(組)
① 1号炉A 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1(予備1)
② 1号炉A 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
③ 1号炉D 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1(予備1)
④ 1号炉D 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
⑤ 2号炉A 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
⑥ 2号炉A 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約340m	1(予備1)
⑦ 2号炉B 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
⑧ 2号炉B 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約310m	1(予備1)

2.2.2 連結方法

号炉間連絡予備ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、可搬型代替電源接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。

号炉間連絡予備ケーブルは、号炉間連絡ケーブルと位置的分散を図った屋外(展望台西側エリア)及び51m倉庫・車庫に保管。




図 57.12.4 号炉間連絡予備ケーブル接続箇所

相違理由

【女川】
 記載の充実(大飯審査実績の反映)

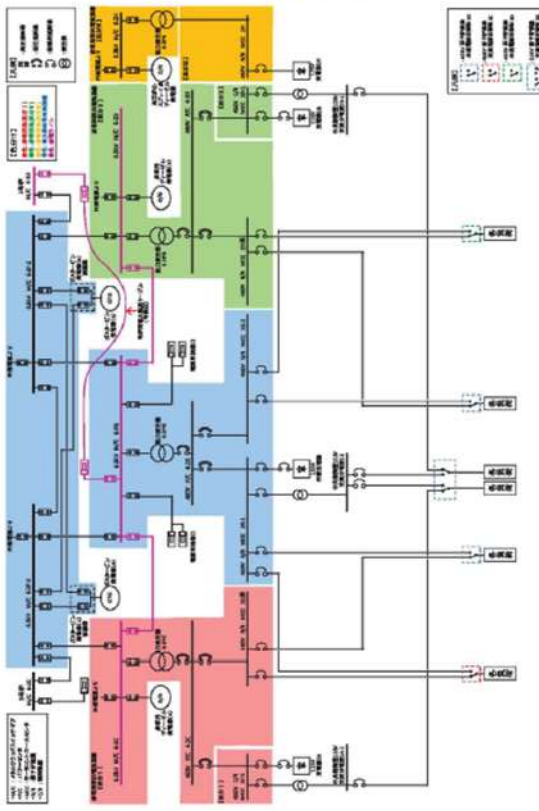
【大飯・女川】
 設備名称の相違
 大飯：号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)→女川：号機間電力融通ケーブル(可搬型)→泊：号炉間連絡予備ケーブル

【大飯・女川】
 記載表現の相違
 ・大飯は図表番号及び名称の記載なし
 ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。

【大飯・女川】
 設備構成の相違
 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。
 ・女川はケーブルと盤を手動接続後、遮断器の手動操作による接続としている。
 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 965 1153 1029"> 図 57-12-6 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高压母線 3D 系～号炉間電力融通ケーブル(可搬型) ～非常用高压母線 2C 系及び非常用高压母線 2D 系電路) </p>		<p data-bbox="1848 143 2139 279"> 【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。 </p> <p data-bbox="1848 287 2139 343"> 【女川】 記載方針の相違 (大飯審査実績の反映) </p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
<p>3. 電路等の電流容量</p> <p>(1) ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>①号機間電力融通ケーブル(常設)</p> <table border="1" data-bbox="123 231 593 343"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル、コネクタ)種別</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考・敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-150sq 2条</td> <td>540A</td> <td>約50m</td> </tr> <tr> <td>② FR-CSHVT 3c-80sq 2条</td> <td>320A</td> <td>3号機 約50m 4号機 約100m</td> </tr> <tr> <td>③ 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル) (1型コネクタ)</td> <td>425A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)</p> <table border="1" data-bbox="123 375 593 422"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル、コネクタ)種別</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考・敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-28sq 2条</td> <td>320A</td> <td>約20m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シールLOCA時の必要容量電流193A(負荷容量1,759kW)を上回る電流容量としており問題ない。 $必要容量(kW) = \sqrt{3VI\cos\theta}$ $I = 1,759,000 / \sqrt{3 \cdot 6,600 \cdot 0.8} \approx 193A$</p> <p>なお、最大負荷として、号機間電力融通ケーブル(常設)は約3,200kW、号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)では約3,017kW相当が常時通電可能。</p> <p>第1表 全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="100 805 638 1109"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A, B, C, D)</td> <td>充電器 (A, B) に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注水ポンプ (海水冷却)</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料 1.14.4-(1)より引用</p>	電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・敷設長さ	① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m	② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	320A	3号機 約50m 4号機 約100m	③ 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル) (1型コネクタ)	425A		電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・敷設長さ	① FR-CSHVT 3c-28sq 2条	320A	約20m	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A, B)	77	77	計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注水ポンプ (海水冷却)	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	1,759		<p>2.3 電路等の電流容量</p> <p>2.3.1 ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>表 52.12.3 号炉間連絡ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1" data-bbox="1265 239 1814 287"> <thead> <tr> <th>電路 (ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考:敷設長さ(最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約280A</td> <td>約1070m</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 52.12.4 号炉間連絡予備ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1" data-bbox="1265 335 1814 383"> <thead> <tr> <th>電路 (ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考:敷設長さ(最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約325A</td> <td>約570m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA 時の必要容量電流約 234A (負荷容量 2,139kW) を上回る電流容量としており問題ない。 $必要容量(kW) = \sqrt{3VI\cos\theta}$ から、I[A]を求める。 $I[A] = 2,139 / \sqrt{3 \times 6.6 \times 0.8} \approx 234A$</p> <p>なお、最大負荷として、号炉間連絡ケーブルは約2,560kW、号炉間連絡予備ケーブルでは約2,970kW相当が常時通電可能。</p> <p>表 57.12.5 全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="1265 758 1803 1220"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注水ポンプ</td> <td>1,098kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)</td> <td>22kW (A 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (A 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>200kW</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>39kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ファン</td> <td>21kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>5kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室照明等</td> <td>23kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ^{*)}</td> <td>7kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計 (連続負荷) (最大負荷)</td> <td>1,645kW</td> </tr> <tr> <td>2,139kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 事故シーケンス上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考:敷設長さ(最長)	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m	電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考:敷設長さ(最長)	FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m	負荷名称	負荷容量	高圧注水ポンプ	1,098kW	充電器 (A, B)	113kW	113kW	計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器に含む)	22kW (B 充電器に含む)	22kW (A 充電器に含む)	22kW (B 充電器に含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*)}	7kW	合計 (連続負荷) (最大負荷)	1,645kW	2,139kW	<p>【女川】 記載の充実（大阪審査実績を参照）</p> <p>【大阪】 設備名称の相違 ・大阪：号炉間電力融通ケーブル（常設） →泊：号炉間連絡ケーブル ・大阪：号炉間電力融通ケーブル(可搬型) →泊：号炉間連絡予備ケーブル</p> <p>【大阪】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【大阪】 記載表現の相違 ・大阪：全交流電源喪失→泊：全交流動力電源喪失</p> <p>【大阪、女川】 運用の相違 ・女川および大阪は有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷を選定している。 ・泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。</p>
電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・敷設長さ																																																																																			
① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m																																																																																			
② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	320A	3号機 約50m 4号機 約100m																																																																																			
③ 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル) (1型コネクタ)	425A																																																																																				
電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・敷設長さ																																																																																			
① FR-CSHVT 3c-28sq 2条	320A	約20m																																																																																			
負荷名称	負荷容量 (kW)																																																																																				
充電器 (A, B)	77																																																																																				
	77																																																																																				
計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む																																																																																				
恒設代替低圧注水ポンプ	145																																																																																				
高圧注水ポンプ (海水冷却)	1,400																																																																																				
アニュラス空気浄化ファン	19																																																																																				
中央制御室空調ファン	19																																																																																				
中央制御室循環ファン	11																																																																																				
中央制御室非常用循環ファン	11																																																																																				
合計 (kW)	1,759																																																																																				
電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考:敷設長さ(最長)																																																																																			
FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m																																																																																			
電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考:敷設長さ(最長)																																																																																			
FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m																																																																																			
負荷名称	負荷容量																																																																																				
高圧注水ポンプ	1,098kW																																																																																				
充電器 (A, B)	113kW																																																																																				
	113kW																																																																																				
計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器に含む)																																																																																				
	22kW (B 充電器に含む)																																																																																				
	22kW (A 充電器に含む)																																																																																				
	22kW (B 充電器に含む)																																																																																				
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																				
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																																				
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																				
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																				
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																				
中央制御室照明等	23kW																																																																																				
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																				
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*)}	7kW																																																																																				
合計 (連続負荷) (最大負荷)	1,645kW																																																																																				
	2,139kW																																																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

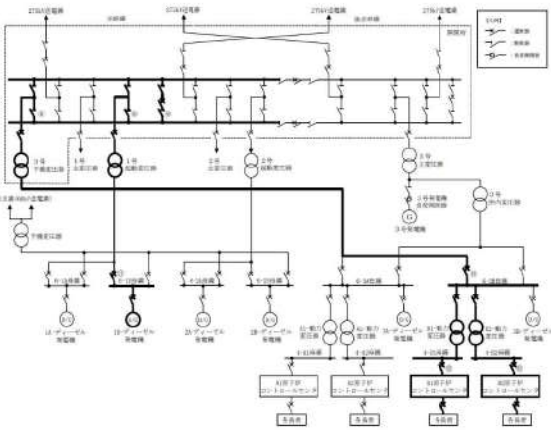
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 372kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷】^{※1}</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">負荷名称</th> <th style="width: 30%;">容量 (kW) ^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>充電器(A,B)</td> <td rowspan="2">88</td> </tr> <tr> <td> (S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA） </td> </tr> <tr> <td>仮設代替低圧注水ポンプ</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>補助建屋非常用分電盤用変圧器</td> <td>70^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ（A、B）</td> <td>3^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）</td> <td>1^{※3}</td> </tr> <tr> <td>合計(kW)</td> <td>1,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 重大事故事象シナリオにおいて負荷容量の合計が最大となる事象を示す。 ※2 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。 ※3 事故シナリオ上負荷として考慮しないが、空冷式非常用発電装置の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>(備考) その他事象の所要負荷(重大事故等への対応に係る措置の有効性評価より引用) ① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 616kW ② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 622kW ③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 713kW</p> </div>	負荷名称	容量 (kW) ^{※2}	余熱除去ポンプ	270	充てん/高圧注入ポンプ	780	充電器(A,B)	88	(S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA）	仮設代替低圧注水ポンプ	160	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 ^{※3}	燃料油移送ポンプ（A、B）	3 ^{※3}	燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）	1 ^{※3}	合計(kW)	1,567		<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 約540kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 約540kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 約1,638kW</p>	<p>【女川】 記載の充実（大阪審査実績を参照）</p> <p>【大阪】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
負荷名称	容量 (kW) ^{※2}																													
余熱除去ポンプ	270																													
充てん/高圧注入ポンプ	780																													
充電器(A,B)	88																													
(S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA）																														
仮設代替低圧注水ポンプ	160																													
アニュラス循環ファン	15																													
制御建屋送気ファン	55																													
制御建屋循環ファン	22																													
中央制御室非常用循環ファン	15																													
補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 ^{※3}																													
燃料油移送ポンプ（A、B）	3 ^{※3}																													
燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）	1 ^{※3}																													
合計(kW)	1,567																													

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 開閉所設備</p> <p>開閉所設備は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、他号炉のディーゼル発電機から3号炉の非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、開閉所設備を設ける。</p> <p>開閉所設備は、開閉所設備の遮断器を操作して融通回路を構成し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>  <p>図 57.12.5 開閉所設備概略系統図</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に号機間電力融通設備以外の自主対策設備 (開閉所設備) により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。 ・女川は開閉所設備を使用する電力融通は想定していない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-12 所内電気設備の頑健性について		57-13 所内電気設備の頑健性について	【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によっても機能をうしなうことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。</p>			<p>非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によっても機能を失うことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>・大飯：うしなう→泊：失う</p> <p>【大飯】 設備の相違</p> <p>・設備の仕様には差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>																		
共通要因	対応(備置)方針	状況	<p>表 07.13.1 所内電気設備の信頼性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共通要因</th> <th>対応(備置)方針</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。</td> <td>設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。</td> <td>施設設置された敷地において、基準津波による浸上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路等から施設へ流入させない設計としている。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行なうか、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。</td> <td>電気装置等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する。200mm以上を有している。) 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>想定すべ全溢水(浸水・蒸気・排水)に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水漏等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。</td> <td>内部溢水に対して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。 なお、安全補機関係機室、蓄電池、インバータ室には、蒸気漏はない。</td> </tr> <tr> <td>火山灰・竜巻</td> <td>火山灰、竜巻等の自然事象に対して機能を失わない設計とする。</td> <td>火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山影響評価にて確認している。竜巻及びその相伴事象によって安全性を損なうことのない設計であることを竜巻影響評価にて確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	共通要因	対応(備置)方針	状況	地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。	津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設設置された敷地において、基準津波による浸上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路等から施設へ流入させない設計としている。	火災	適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行なうか、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。	電気装置等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する。200mm以上を有している。) 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	溢水	想定すべ全溢水(浸水・蒸気・排水)に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水漏等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	内部溢水に対して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。 なお、安全補機関係機室、蓄電池、インバータ室には、蒸気漏はない。	火山灰・竜巻	火山灰、竜巻等の自然事象に対して機能を失わない設計とする。	火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山影響評価にて確認している。竜巻及びその相伴事象によって安全性を損なうことのない設計であることを竜巻影響評価にて確認している。	
共通要因	対応(備置)方針	状況																				
地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。																				
津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設設置された敷地において、基準津波による浸上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路等から施設へ流入させない設計としている。																				
火災	適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行なうか、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。	電気装置等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する。200mm以上を有している。) 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。																				
溢水	想定すべ全溢水(浸水・蒸気・排水)に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水漏等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	内部溢水に対して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。 なお、安全補機関係機室、蓄電池、インバータ室には、蒸気漏はない。																				
火山灰・竜巻	火山灰、竜巻等の自然事象に対して機能を失わない設計とする。	火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山影響評価にて確認している。竜巻及びその相伴事象によって安全性を損なうことのない設計であることを竜巻影響評価にて確認している。																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について		57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照） 【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）

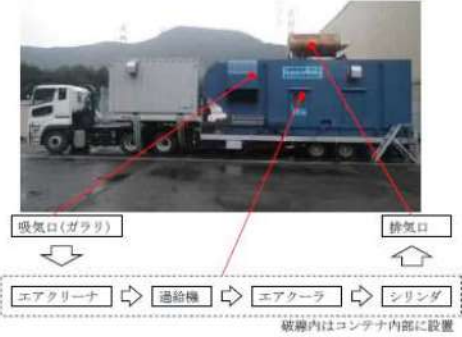
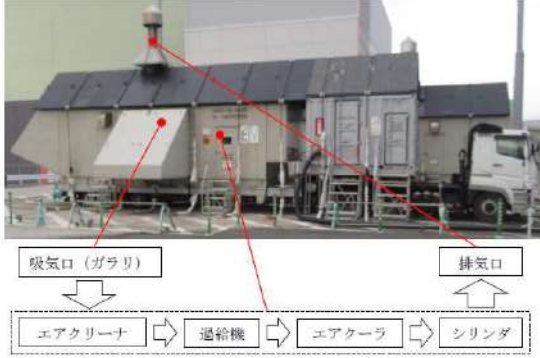
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について</p> <p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である空冷式非常用発電装置は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によって非常用ディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、非常用ディーゼル発電機において「大飯発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山に対する防護)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>空冷式非常用発電装置は、屋外での使用を想定した設計としており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図1に示すとおり、空冷式非常用発電装置においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>更に、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンダ等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破砕しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンダ内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンダ摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、空冷式非常用発電装置の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等はなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>		<p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である代替非常用発電機は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によってディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、ディーゼル発電機において「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山影響評価について)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>代替非常用発電機は、屋外での使用を想定した設計としており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図57.14.1に示すとおり、代替非常用発電機においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>さらに、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンダ等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破砕しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンダ内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンダ摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、代替非常用発電機の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等はなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【大飯】 ブランド名称の相違 記載表現の相違 ・大飯：火山に対する防護→泊：火山影響評価について</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：更に一泊；さらに</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図1. 空冷式非常用発電装置における燃焼用空気の流れ</p>		<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、代替非常用発電機への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図57.14.1 代替非常用発電機における燃焼用空気の流れ</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA58H-9 r.8.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表

58条

令和5年6月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉
58-1 SA 設備基準適合性一覧表

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
...

女川原子力発電所2号炉
58-1 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
...

泊発電所3号炉
58-1 SA設備基準適合性一覧表(常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
...

相違理由

【女川、大飯】記載表現の相違
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-1から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
1. 設備
2. 運用
3. 体制

項目	項目	項目	項目
1. 設備
2. 運用
3. 体制

項目	項目	項目	項目
1. 設備
2. 運用
3. 体制

-記号「A」: 設備又は運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 -「B」: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 -「C」: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-1から再掲

項目	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
設計	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
製造	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
検査	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
運用	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
保守	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
廃止	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
設計	適合	適合	適合	適合	適合	適合
製造	適合	適合	適合	適合	適合	適合
検査	適合	適合	適合	適合	適合	適合
運用	適合	適合	適合	適合	適合	適合
保守	適合	適合	適合	適合	適合	適合
廃止	適合	適合	適合	適合	適合	適合

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
設計	適合	適合	適合	適合	適合	適合
製造	適合	適合	適合	適合	適合	適合
検査	適合	適合	適合	適合	適合	適合
運用	適合	適合	適合	適合	適合	適合
保守	適合	適合	適合	適合	適合	適合
廃止	適合	適合	適合	適合	適合	適合

① 記号は「適合」(記載内容が仕様内容)に比べて異なる程度を示す。
 ② 「/」は設計に適合するものの設計手段が異なることなど、顕著な設計相違として記載する。相違理由として再掲する。
 ③ 「/」は記載内容が相違であることなど、設備や設備名称が異なることなど。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-1から再掲

項目	設計		製造		検査		保守		廃止	
	設計	製造	設計	製造	設計	製造	設計	製造	設計	製造
1. 設備の設置位置(寸法)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 設備の設置姿勢(傾斜)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3. 設備の設置高さ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4. 設備の設置間隔	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 設備の設置向き	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6. 設備の設置角度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7. 設備の設置形状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8. 設備の設置材質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9. 設備の設置色	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10. 設備の設置重量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11. 設備の設置強度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12. 設備の設置寿命	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13. 設備の設置環境	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14. 設備の設置騒音	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15. 設備の設置振動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16. 設備の設置温度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17. 設備の設置湿度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18. 設備の設置圧力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19. 設備の設置電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20. 設備の設置電流	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21. 設備の設置周波数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22. 設備の設置容量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23. 設備の設置出力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24. 設備の設置効率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25. 設備の設置損失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26. 設備の設置精度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27. 設備の設置安定性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28. 設備の設置信頼性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29. 設備の設置安全性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30. 設備の設置環境適合性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31. 設備の設置メンテナンス性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32. 設備の設置コスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33. 設備の設置工期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34. 設備の設置労務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35. 設備の設置リスク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	設計		製造		検査		保守		廃止	
	設計	製造	設計	製造	設計	製造	設計	製造	設計	製造
1. 設備の設置位置(寸法)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 設備の設置姿勢(傾斜)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3. 設備の設置高さ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4. 設備の設置間隔	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 設備の設置向き	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6. 設備の設置角度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7. 設備の設置形状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8. 設備の設置材質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9. 設備の設置色	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10. 設備の設置重量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11. 設備の設置強度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12. 設備の設置寿命	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13. 設備の設置環境	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14. 設備の設置騒音	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15. 設備の設置振動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16. 設備の設置温度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17. 設備の設置湿度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18. 設備の設置圧力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19. 設備の設置電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20. 設備の設置電流	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21. 設備の設置周波数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22. 設備の設置容量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23. 設備の設置出力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24. 設備の設置効率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25. 設備の設置損失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26. 設備の設置精度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27. 設備の設置安定性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28. 設備の設置信頼性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29. 設備の設置安全性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30. 設備の設置環境適合性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31. 設備の設置メンテナンス性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32. 設備の設置コスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33. 設備の設置工期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34. 設備の設置労務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35. 設備の設置リスク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	設計		製造		検査		保守		廃止	
	設計	製造	設計	製造	設計	製造	設計	製造	設計	製造
1. 設備の設置位置(寸法)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 設備の設置姿勢(傾斜)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3. 設備の設置高さ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4. 設備の設置間隔	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 設備の設置向き	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6. 設備の設置角度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7. 設備の設置形状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8. 設備の設置材質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9. 設備の設置色	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10. 設備の設置重量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11. 設備の設置強度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12. 設備の設置寿命	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13. 設備の設置環境	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14. 設備の設置騒音	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15. 設備の設置振動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16. 設備の設置温度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17. 設備の設置湿度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18. 設備の設置圧力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19. 設備の設置電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20. 設備の設置電流	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21. 設備の設置周波数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22. 設備の設置容量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23. 設備の設置出力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24. 設備の設置効率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25. 設備の設置損失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26. 設備の設置精度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27. 設備の設置安定性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28. 設備の設置信頼性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29. 設備の設置安全性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30. 設備の設置環境適合性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31. 設備の設置メンテナンス性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32. 設備の設置コスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33. 設備の設置工期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34. 設備の設置労務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35. 設備の設置リスク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○: 記号は「A」を省略したものである。○は「A」を省略したものである。
 ○: 「A」を省略したものである。○は「A」を省略したものである。
 ○: 「A」を省略したものである。○は「A」を省略したものである。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-1から再掲

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施
炉内設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
炉外設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計装設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
制御設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
監視設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
記録設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
警報設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通信設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電源設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
照明設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
空調設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施
炉内設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
炉外設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計装設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
制御設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
監視設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
記録設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
警報設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通信設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電源設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
照明設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
空調設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施
炉内設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
炉外設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計装設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
制御設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
監視設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
記録設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
警報設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通信設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電源設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
照明設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
空調設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1. 記号は「○」は適合、「△」は設計と製造との相違を示す。
 2. 「○」は設計と製造との相違を示す。製造と設計との相違を示す場合は「△」で記載する。
 3. 「△」は設計と製造との相違を示す。設計と製造との相違を示す場合は「△」で記載する。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-5から再掲

項目	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定
機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置
機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付
機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検
機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理
機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定
機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置
機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付
機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検
機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理
機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定
機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置
機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付
機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検
機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理
機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止

* 記号「B」: 機器及び設備(内容)に記号を付与せず。
 * 「C」: 形式の相違に該当する機器の設計が異なることにより、機器及び設備が異なるとして記載する。作業員及び設計士が記載する。
 * 「F」: 実質的な相違であることにより、設備や設備の設計が異なることを示す。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-5 から再掲

項目	設計		製造		設置		運用		保守		備考
	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	
計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	
計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	
計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	
計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	
計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計		製造		設置		運用		保守		備考
	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	
計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	
計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	
計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	
計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	
計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計		製造		設置		運用		保守		備考
	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	
計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	計装設備の機能	
計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	計装設備の構造	
計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	計装設備の設置	
計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	計装設備の運用	
計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	計装設備の保守	

相違理由

1) 記号は「A」を除き「B」及び「C」は「C」に準じて記載する。
2) 「C」は「B」の機能に相当する設備の設置が伴うこととし、機能別の導入が伴う場合は「C」に準じて記載する。
3) 「C」は「B」の機能に相当する設備の設置が伴うこととし、機能別の導入が伴う場合は「C」に準じて記載する。